



ナマステ・インド

インドに投資する専門家のための
総合ガイド

#PositiveImpact



2019年度版
インドにおいて25年間証券サービスを展開

免責事項

- 本免責事項は、本文書の使用について規律するものです。本文書を使用することにより、本免責事項を完全に承諾することになります
- 本文書は、インドで利用可能な投資選択肢、規制遵守、およびその他の関連情報に関する一般的概要を提供することを目的とするものであり、いかなる方法であれ、投資に関する財務アドバイスを提供するものではありません。本文書に記載されている情報に依拠する前に、ご自身の顧問弁護士やファイナンシャルアドバイザーにご相談ください
- ドイツ銀行(当行)は、なんらかの事業の損失に関して、お客様に責任を負いません。事業の損失には、利益、収益、売上高、使用、生産、予定された預金、事業、契約、商業機会または暖簾の損失や損害が含まれますが、これらに限定されません
- 本文書に記載されている情報は、お客様の私的使用だけを目的としたものであり、当行も、当行の職員も責任を負わないと理解して頂いていることを信頼したうえで提供されております
- 本文書に記載されている情報は、2019年7月31日時点の最新情報です。それ以降の更新につきましては、読者ご自身で、投資アドバイザー/税務コンサルタントにご相談されるか、規制機関のウェブサイトをご覧ください。

अतनु चक्रवर्ती, आई ए एस
सचिव
Atanu Chakraborty, I.A.S.
Secretary



भारत सरकार
वित्त मंत्रालय
आर्थिक कार्य विभाग
Government of India
Ministry of Finance
Department of Economic Affairs

7th September, 2019

PREFACE

Amidst weaker than expected global economic growth with signs of slowdown in major economies, India still continues to be one of the fastest growing emerging market economies (EMEs) in the world. With a sustained economic growth, coupled with macro-economic stability, favourable demography and a large market size, India is naturally a preferred destination for global investors. Several new policy initiatives that have been taken by the Government during the last few months, including capital and liquidity support to Banking and NBFC sector, tax reforms and support to specific sectors are expected to fuel growth in the near term.

We recognize foreign capital flows as a vital component of our growth story so far and also in the future as this Government has set an ambitious growth target of USD 5 trillion by 2024-25. Our endeavour has always been to provide a conducive investment climate to foreign investors with adequate investment limits and enabling regulatory oversight. A number of progressive reform proposals for FPIs have also been announced in the recent Budget such as increase in investment limits in equity investments, rationalization of KYC norms, merger of FPI and NRI routes etc in order to enable seamless access of FPI investors to the equity and debt markets of India.

I would like to commend the Deutsche bank India team for publishing this sixth edition of the Namaste India, a comprehensive guide to regulatory policies in India. I am confident that it would prove to be a very helpful to foreign investors investing in India.


(Atanu Chakraborty)



G. MAHALINGAM
WHOLE TIME MEMBER

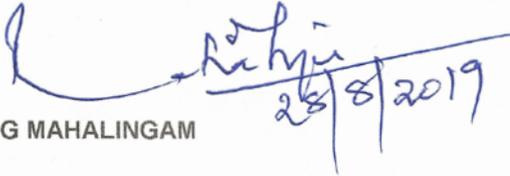
भारतीय प्रतिभूति
और विनिमय बोर्ड
*Securities and Exchange
Board of India*

PREFACE

As the fastest growing major economy in the world, India has become a very important participant in global investment flows. The regulatory framework for securities markets in India has evolved over time to address a wide range of asset classes, investor categories and product requirements. Flows of overseas funds both through the FPI and FDI routes have been significant with record inflows into capital markets in India in recent years.

As the Indian economy continues to grow, there are considerable opportunities for foreign and domestic investors to finance growth capital requirements of Indian corporate sector. The size, depth and maturity of capital market ecosystem will play a significant role in achieving economic goals. SEBI's development efforts have therefore focused on a stable, transparent and vibrant securities market. Simultaneously, SEBI has also been focusing on simplifying and easing the compliance framework for the foreign portfolio investors. In this context, it is useful for investment institutions to comprehend the evolving regulatory landscape and play a catalytic role in market development in India.

I would like to commend Deutsche Bank team in their efforts in publishing this definitive regulatory guide every year and my best wishes for this 6th Edition of Namaste India.



G MAHALINGAM

WHOLE TIME MEMBER

SECURITIES AND EXCHANGE BOARD OF INDIA (SEBI)



भारतीय रिज़र्व बैंक
RESERVE BANK OF INDIA

www.rbi.org.in

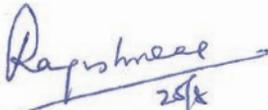
कार्यपालक निदेशक
Executive Director

PREFACE

India in recent years has emerged as one of the most vibrant economies in the world. Not only has India survived many global shocks successfully in recent years, it also tops the list of fastest growing emerging market economies (EMEs) in the world.

The opportunities available in the Indian economy continue to attract global capital in the way of both strategic and portfolio investments. As international investors sharpen their focus on capital market in India, a regulatory guide like Namaste India is an excellent effort in providing a reference publication for investing into India. I have no doubt that it will continue prove its usefulness as a tool for foreign portfolio investors to understand the nuances of India market.

I congratulate Deutsche Bank team in bringing out the Sixth Edition, of the Namaste India guidebook which, I am sure, will prove to be as popular as the earlier editions.


(M Rajeshwar Rao)

केन्द्रीय कार्यालय भवन, शहीद भगतसिंह मार्ग, मुम्बई - 400 001. भारत
फोन : (91) 22-2270 4222 फैक्स : (91) 22-2270 4221 ई-मेल : mrajeshwarrao@rbi.org.in

Central Office Building, Shahid Bhagat Singh Marg, Mumbai - 400 001. INDIA
Tel : (91) 22-2270 4222 Fax: (91) 22-2270 4221 E-mail : mrajeshwarrao@rbi.org.in

हिंदी आसान है, इसका प्रयोग बढ़ाइए

目次

序文	17
1. 序文	
1.1. 背景 – FPI	20
1.2. 2019年版の新着情報	20
1.3. 本ガイド全体のナビゲーション	20
1.4. ナマステ・インドE-Book	21
2. インドの証券市場 – 概要	
2.1. 市場: 参加者と構成	22
2.2. 法的枠組み	23
2.3. 規制構造	25
2.4. 資本市場概要	27
2.5. 取引ガイドラインの概要	30
2.6. 証券識別	30
2.7. 資産クラス	31
2.8. 商品デリバティブ	33
2.9. 外国為替 (FX)	36
3. インドへの投資ルート	
3.1. 外国投資の手段	37
3.1.1. 外国ポートフォリオ投資家 (FPI)	38
3.1.2. 外国直接投資 (FDI)	40
3.1.3. 外国ベンチャーキャピタル投資 (FVCI)	41
3.1.4. 在外インド人 (NRI)	42
3.2. インド証券にアクセスする他のルート:	42
3.2.1. 預託証券	42
3.2.2. オフショアデリバティブ商品	43
3.2.3. オフショアで発行されたインドルピー建て債券	43
3.2.4. 外貨建て転換社債 (FCCB)	44

3.3.	総合セクター上限	44
3.4.	外国投資家に許可されている投資	45

4. 外国直接投資 (FDI)

4.1.	外国直接投資を規律する規制枠組み	47
4.2.	FDIの参入ルート	47
4.2.1.	自動ルート	47
4.2.2.	政府承認ルート	47
4.2.3.	総合外国証券投資	48
4.3.	政府承認の手順	48
4.4.	FDIポリシーの回覧	51
4.5.	FDIが禁止されているセクター	51
4.6.	適格水準	52
4.7.	口座の構造	52
4.8.	投資上限	52
4.9.	投資に関する条件	52
4.10.	外国直接投資スキームに基づく投資の方法	52
4.11.	資金流入	53
4.12.	売却収益の送金	53
4.13.	取引に関する規制上の報告	54

5. 外国ベンチャーキャピタル投資家 (FVCI)

5.1.	定義	55
5.2.	市場参入	55
5.2.1.	登録	56
5.2.2.	書類要件	56
5.2.3.	申請のオンライン提出	57
5.2.4.	手数料	58
5.2.5.	口座の構造	58
5.2.6.	FPIとしての登録が許可されているFVCI	58
5.3.	投資ガイドライン	58
5.3.1.	許可されているセクター及び取引	58
5.3.2.	投資基準	59
5.3.3.	決済方法	60
5.3.4.	送金	60
5.4.	報告要件	60

6. 外国ポートフォリオ投資家 (FPI) - 市場参入

6.1.	序文	61
6.2.	指定預託参加者 (DDP) の役割	62
6.3.	FPI適格基準	62
6.4.	カテゴリー分類	63
6.5.	FPI登録書類および手数料要件	64
6.5.1.	登録書類	64
6.5.2.	登録手数料	64

6.5.3.	登録プロセスとタイムライン	65
6.5.4.	登録有効期間と登録の更新	65
6.6.	PAN(Permanent Account Number: 税務番号)に関する要件	65
6.7.	その他の適用される規範	66
6.7.1.	名称の変更	66
6.7.2.	自国管轄区域での遵守 – ステータスの変更	67
6.7.3.	重要情報の変更	67
6.7.4.	DDPの変更	67
6.7.5.	複合管理FPI企業の参入	68
6.7.6.	適切な規制下にある事業体、顧客を代理して投資をすることが許された	68
6.7.7.	登録放棄	69
6.7.8.	登録期間満了後の証券売却手続	69
6.7.9.	種類株式の追加	69
6.8.	外国ポートフォリオ投資家に関する一般的義務・責任	70
6.9.	行動規範	70
6.10.	外国ポートフォリオ投資家向け口座構造	71

7. 比較表

7.1.	カテゴリー分類の効果:	72
------	-------------	----

8. 顧客確認 (KYC) フレームワーク

8.1.	FPI向けKYC	75
8.2.	書類の認証	78
8.3.	外国直接投資と外国ベンチャーキャピタル投資家	79
8.4.	定期的KYC:	80
8.5.	KYC登録機関(KRA)	80
8.5.1.	KYC情報のアップロード	80
8.5.2.	同意メカニズム	80

9. 投資ガイドラインおよびオーナーシップの限度

9.1.	概要	82
9.1.1.	インドでの投資	82
9.1.2.	ガイドライン	83
9.1.3.	同一投資グループに帰属するFPIの投資限度のクラビング	83
9.2.	投資ガイドライン- 持ち分	84
9.2.1.	概要	84
9.2.2.	株式へのプライマリー市場投資	84
9.2.3.	株式への流通市場投資	85
9.2.4.	株式への投資上限の限度額のモニタリング	85
9.2.5.	その他の投資ガイドラインおよび規制上の報告要件	88
9.3.	証券貸借(SLB)	89
9.4.	投資ガイドライン- 固定収入 – 一般投資ルート	93
9.4.1.	国債	95
9.4.2.	社債	95
9.4.3.	プライマリー発行	98

9.4.4.	セカンダリー市場	99
9.5.	投資ガイドライン-固定収入-任意保有ルート(VRR)	100
9.6.	投資ガイドライン-デリバティブ	102
9.6.1.	株式派生商品	102
9.6.2.	金利先物(IRF)	102
9.6.3.	通貨デリバティブ	103
9.7.	投資ガイドライン-ハイブリッド証券(REIT、InvITおよびAIF)	107
9.7.1.	不動産投資信託(REIT)	107
9.7.2.	インフラ投資信託(InvIT)	109
9.7.3.	戦略的投資家REIT/InvIT	112
9.7.4.	オルタナティブ投資ファンド(AIF)	113
9.8.	投資ガイドライン-オフショアデリバティブ証券(ODI)	117
9.8.1.	2019年FPI規制に基づくODI商品の発行条件	117
9.8.2.	FPIによるODI/参加証書発行の報告	119
9.9.	報告要件	120

10. 清算および決済

10.1.	概要	123
10.2.	持ち分の清算および決済	124
10.2.1.	現金市場における証拠金	127
10.3.	債務証券	127
10.3.1.	国債(G-Sec)、短期国債(T-Bills)および州開発融資(SDL)	127
10.3.2.	社債投資	134
10.4.	デリバティブ	138
10.4.1.	株式デリバティブ	138
10.4.2.	金利先物(IRF)	141
10.4.3.	通貨デリバティブ	142
10.5.	証券貸借	142
10.6.	為替におけるリスク管理	145
10.6.1.	証拠金	145
10.6.2.	自己資本比率規制	146
10.6.3.	コア決済保証資金(CSGF)	146
10.6.4.	SPAN(標準ポートフォリオリスク分析)モニタリング	147
10.6.5.	見返預金	147
10.6.6.	段階的監視措置	148
10.7.	取引主体識別コード	148

11. 資産管理サービス

11.1.	概要	150
11.1.1.	コーポレート・アクションの種類	150
11.1.2.	コーポレート・アクションのハイライト	151
11.2.	ライフサイクル-必須のコーポレート・アクション	152
11.3.	ライフサイクル-任意のコーポレート・アクション・イベント	153
11.4.	議決	154
11.4.1.	議決	155
11.4.2.	総会の結果の公表	155

12. 銀行取引および為替ヘッジに関するガイドライン

12.1.	許容される金融機関	156
12.2.	通貨のヘッジング	156
12.3.	FPIの責務	158
12.4.	ポジションのモニタリング	158

13. 税金面

13.1.	FPI向けのインドでの税制	159
13.1.1.	源泉課税(WHT)	159
13.1.2.	キャピタル・ゲイン課税	160
13.1.3.	有価証券取引税(STT)	160
13.1.4.	税率	161
13.1.5.	予納税	162
13.2.	二重課税防止	163
13.3.	最低代替税(MAT)	163
13.4.	一般的租税回避防止規定(GAAR)	163
13.5.	外国口座税務コンプライアンス法(FATCA)／共通報告基準(CRS)	164
13.5.1.	FATCA	164
13.5.2.	CRS	164
13.5.3.	報告金融機関のための報告要件(RFI)	164
13.6.	物品サービス税	164
13.7.	インドへのファンド管理の国内移転	165
13.8.	間接移転に対する課税	165

14. グジャラート州国際金融テックシティ(GIFT)

14.1.	背景	166
14.2.	GIFTのポジショニング	167
14.3.	国際金融サービスセンター(IFSC)	167
14.4.	GIFT-IFSCに進出するメリット	167
14.5.	IFSCを規律する規則	167
14.6.	規制当局	167
14.7.	IFSCでの事業展開を許可されている仲介機関	168
14.8.	IFSC内での商品／許容証券	168
14.9.	GIFT IFSCでIFSCユニットを開設できる事業体	168
14.9.1.	銀行セクター—インド準備銀行(RBI)の規制下	169
14.9.2.	保険セクター—インド保険規制開発庁(IRDAI)の規制下	169
14.9.3.	資本市場—インド証券取引委員会(SEBI)の規制下	169
14.9.4.	外国投資家	169
14.9.5.	IFSCで事業展開しているポートフォリオマネージャー、 AIFまたは投資信託は、以下の商品に投資を行うことが 許可されています	169
14.10.	GIFT-IFSCにおける課税枠組み	170
14.11.	利用可能な通貨	170
14.12.	IFSCで展開している証券取引所	170

14.12.1. インド外国為替INX.170
14.12.2. NSE IFSC.170
14.12.3. IFSCの証券取引所で現在提供されている商品.170
14.12.4. 取引と決済.171
14.13. 名義人分離口座構造.172
14.14. 重要なリンク.172

15. 業界見通し

インドの取引後相互運用基盤.173
FPIレジームにおける展開 Shri H. R. Khanが議長を務めるFPI規則に関する作業部会からの勧告.176

16. 添付

添付1. フォームおよび宣言書.180
添付2. 書類およびガイダンス.197
添付3. 役立つ参照リンク一覧.208
添付4. インドの主要連絡先.209
添付5. 本ガイド内で使用されている略語の一覧.213

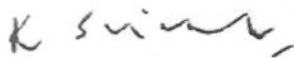
序文

インドの金融市場は、FDIフローの記録やFPI投資の持続的成長にみられます様に、外国投資家にとって、好ましい投資先であり続けています。インド証券取引委員会が市場へのアクセスの容易性を改善する為に最近取り組んだ動き、単純化されたKYC、および経済活性化の為に政府により発表されました改革(或る外国投資家に適用される、税への追加料金の撤廃を含みます)は、中長期的に、国内への資本移動を更にもたらずと期待されています。

インドの資本市場は、インド経済が5兆米国ドル達成に向けて成長していますので、諸国に有望な機会を提供しています。

インド証券サービスの設立25周年の祝賀会を挙げるにあたりまして、外国投資家の為の総合的なガイドブックとしてナマステ・インド第6版を出版することは、大変喜ばしいこととさせていただきます。これまでの数年間、私共が実践してきましたようにこのガイドブックを日本語版にても刊行し、また本年は、初めて韓国語版も導入致します。ナマステ・インドは、オンラインにても、規制に関する情報を定期的に更新されたものが入手できるようになります。

本書の作成期間中に、ご意見を下さり、ご協力頂きました当行のお客様、パートナー、および市場仲介機関の皆様に感謝の意を表します。



Sriram Krishnan
マネージングディレクター
インドおよび亜大陸証券サービス責任者
Email: sriram-a.krishnan@db.com



Anand Rengarajan
マネージングディレクター
アジア太平洋地域証券サービス責任者
Email: anand.rengarajan@db.com

1 序文

逆風の吹く世界経済の背景に抗して、インドは世界経済の成長エンジンの一つであり続けており、最も早く成長する経済大国としての地位を維持することが期待されています。

政治的にも、マクロ経済的にも安定しているなか、投資家は、インド経済の中期的展望を積極的にとらえており、最近の総選挙の結果、中央政府は快適な地位を占め、再編の議題に取り組み続けています。

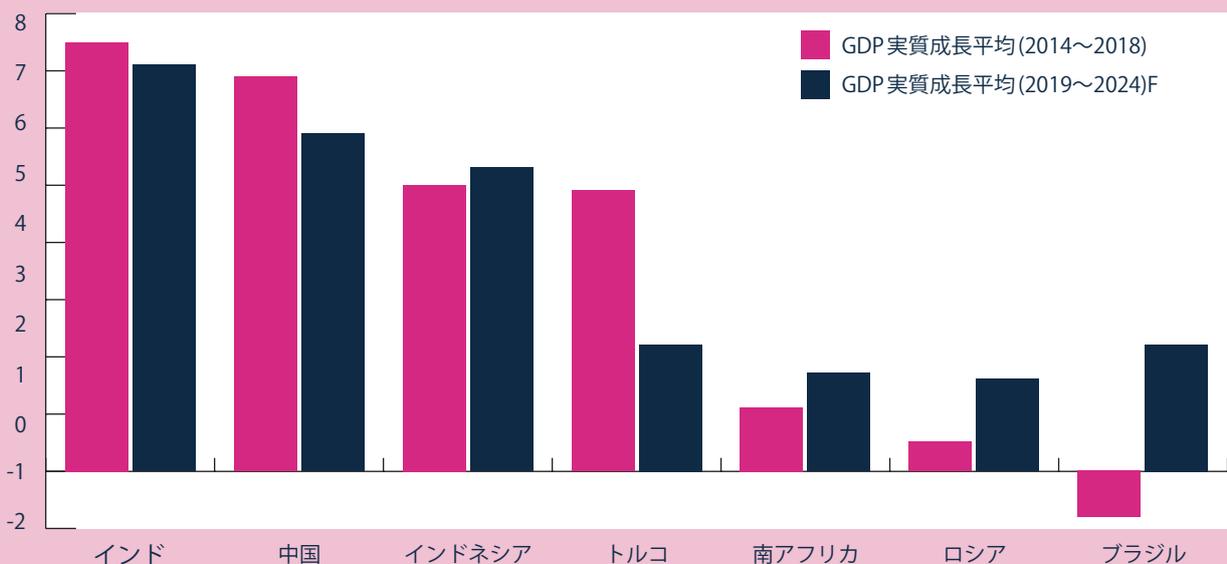
RBIは、更なる金融緩和策を採用することにより、経済に協調的なスタンスを取ってきています。政府からの継続的政策支援が維持され、マクロ政策は、流動性を増加する手段をもたらすものと期待され、金利の下げ圧力が高まっています。ルピーは安定し続け、短期間はボックス圏に収まるものと期待されています。

決定的な判断が為され政治的な安定が得られるものとして、FPIやFDIのインフローは、引き続き強含みと予想されています。民間部門の投資については、しばらくの間、活動には迫力不足の感があるものの、徐々に持ち直しつつあるものと思われます。

企業収益の回復見通しは改善し、インドは引き続き、中長期的な投資家にとって最重要な国であり続けます。

インドの卓越した成長は、中期的に継続します

(%)



(出典：IMFおよびドイツ銀行注記：インドの成長の見込みは、ドイツ銀行の見込みによるもので、その他はIMFの見込みです)

規制政策は、国内投資がより魅力あるものになると期待されており、機関投資家にとって事業の取組易さが改善すると見られています。

1.1. 背景 - FPI

2014年1月、インド証券取引委員会(SEBI)により、2014年外国ポートフォリオ投資家(FPI)規則が発表され、2014年6月1日から運用開始されました。外国投資家向けのFPI市場アクセスモデルは、以前のFII/サブ・アカウント/QFIモデルから、統一FPI制度へと進化したもので、現在は9,000を超える登録FPIで安定しています。

FPIモデルの導入には、SEBIが、市場参入プロセスに効率をもたらすことを目的に、インドの証券保管機関に委託した指定預託機関参加者(DDP)の役割も含まれています。これは、リスクベースの顧客確認の実施を伴うものです。

FPI制度については、RBIの前Dy.総裁Mr. H.R. Khanの議長のもとでSEBIにより設定された、FPI規則に関する作業部会を通じて徹底的な見直しも行われました。作業部会による多くの勧告が承認され、修正された政策が実施中です。

本ガイドの目的は、投資家、投資専門家、仲介機関、および市場参加者に対し、FPIモデルに関する包括的な参考情報を提供することです。全ての投資ルート(外国直接投資(FDI)および外国ベンチャーキャピタル投資家(FVCI)を含みます)の概要が、インド証券市場の構造についての概要、資産クラスおよびそれらに関する投資ルールとともに記載されています。

1.2. 2019年版の新しい内容

この版では、2019年8月1日までに通知された全ての規制や手順の変更だけでなく、外国ポートフォリオ投資家に関連する重要な側面について、該当する場合、追加資料または修正資料についてもカバーされています。

この版の主な追加内容

- 清算機関(CCP)同士の相互運用性 – 市場基盤における新展開
- Mr. H.R. Khanを議長とするFPI規則に関する作業部会 – 勧告の対象となる移行的変更
- FPIルートに適用される投資ガイドラインが詳述されている第9章は、新VRR(任意保有ルート)の枠組み、および現物株の為の証券貸借(SLB)セグメントについての詳細な注釈により質が高められました。

1.3. 本ガイドを通してのナビゲーション

- 本書の第2章と第3章で、インドの証券市場、および普及しているインドへの様々な投資ルートに関する情報部門の概要を共有し、FPIモデルの背景を記載しています。これには三つの海外投資ルート全般にわたる投資許可などの重要側面についての比較表の記載が含まれています
- インドへの外国直接投資(FDI)が着実に増加している背景がありますので、FDIルートやFVCIルートについて詳しく説明できるよう、個別に章を用意して、第4章および第5章としました。
- 第6章では、FPIの市場参入のプロセスに関する包括的情報を記載しています
- 第7章では、FPIのカテゴリー分類に関する比較表、それに従った投資制限、および運用モデルを記載しています
- 第8章では、FPIに適用されるリスクベースのKYCの枠組みや、その他の外国投資ルートに適用されるKYCの枠組みに関する詳細な注釈を記載しています
- 第9章では、FPIルートに適用される投資ガイドラインについて詳述しています。ここでは、債券、株式や、その他の許可された金融商品、投資プラットフォーム、所有制限などに関する情報を記載しています。証券貸借(SLB)セグメント、および新任意保有ルート(VRR)についての詳細な注釈は、

- このセクションに含まれています。デリバティブ、およびREITやInvITなどのその他の複合金融商品を規律する規則についての総合的情報も、この章にてご覧になれます
- FPIは、市場で国内参加者と同程度の高度に発達し安定した清算および決済構造を経験することになります。第10章では、インドの証券市場における清算や決済の環境の概要を記載しています。このセクションでは重要な側面を伝えるよう設計された要約情報を提供しています
 - 第11章では、資産管理サービスの環境に関する詳細な注釈を記載しています
 - 第12章では、銀行業務、送金ルール、および通貨のヘッジングに関連したガイドラインが対象となっています
 - 第13章では、適用される税構造について概説しています。記載している情報は参考としてのみ提供しており、実際に適用される税については、様々な要因に応じてケースバイケースで異なります。本章では、課税環境の重要な変更に関する最新のアップデートも記載しており、クロスボーダーの条約の変化、国際税政などをカバーしています。
 - 第14章では、アーメダバードのGIFTシティにおける国際金融サービスセンター (IFSC) について説明しています
 - 第15章では、業界見通しというタイトルにて、市場の専門家がインド金融市場の重要な側面について記事を寄稿しています。(これらの記事にみられる見解は著作者のものであり、ドイツ銀行の見解を表明しているものではありません)
 - 前RBI総裁のShri H. R. Khanが議長を務める、FPI規則に関する作業部会の勧告に基づいて、FPIモデルにおける移行的変更が実施されています。規則に必要な修正は、この最新版が刊行されている間も未だに進行中で、主要な勧告に関する記事は第15章にて記載されています
 - 添付書類には、FPI市場参入に関連するフォームやテンプレートに加えて、有用な参照リンク、主要連絡先が記載されています

1.4. ナマステ・インド電子本

ナマステインドは現在電子本にても入手可能で、オンラインにてアクセスが可能です。ダウンロードは無料です。電子本は、現行版に加え、日本版(2016年以降の刊行版)および2019年から韓国版を含め、過去のバージョンも入手可能です。

電子本は次のアドレスにて閲覧できます <https://siportal.sebi.gov.in/intermediary/index.html>

2

インドの証券市場 – 概要

インドの証券市場では、効率的で堅牢な市場基盤を創造し、次に投資家に新規の証券や商品への投資の機会を拡張し、投資家の利益保護の為に、改革への取り組みが継続的に為されてきました。

2.1. 市場：参加者と構成

証券市場は、証券の発行者、個人投資家や機関投資家、および仲介機関（ブローカー、値付け業者、商業銀行、証券保管機関など）という参加者から構成されています。ブローカー、商業銀行などの仲介機関は、プラットフォーム/市場に発行者と投資家とを呼び込み易くして、取引を促進します。

証券は、大まかには以下の通りに分類されます：

- 株式、債券、社債(全部、一部が転換可能なもの、および不可能なもの)、法人や企業の市場性証券と類似のその他の市場性証券
- 公債、短期国債、州開発融資
- 証券に対する権利または持分
- デリバティブ-先物およびオプション

二つのセグメントがあります。即ち、プライマリー市場(新規発行)とセカンダリー市場(プライマリー市場で発行される証券の取引)です。

- **プライマリー市場**：資本リソースの調達を目的とした、証券の初回発行です。企業体は資本証券(普通株、社債、債券など)を発行し、政府(中央政府や州政府)は債務証券(償還期日付証券、財務省短期証券)を発行します。プライマリー市場は「公募債」(全てのカテゴリの投資家がアクセスできるもの)と「私募債」または第三者割当(一部の人々や機関に発行されるもの)を特徴としています。
- **セカンダリー市場**：セカンダリー市場は次のもので構成されます：
 - **店頭(OTC)市場**：相互に証券の交渉が行われ、交渉が成立すれば即時受渡と決済が行われる市場。但し、SEBIとRBIの規制下にある、事業体による当該OTC取引のすべての報告と決済は、取引所の清算機関を通じて行う必要があります。
 - **取引所市場**：ここでは、規制下にある証券取引所で取引が執行され、清算機関(更改と決済の保証を提供)が清算と決済を行います。

インドの株式市場は主に取引所主導型ですが、債券市場については、OTCと取引所の混合のモデルです。

インド証券市場には、単一の株式や指数、通貨、金利などに基づいた様々なデリバティブ商品を備えた、先物市場やオプション市場(活気ある取引所で取引されます)も存在します。

2.2. 法的枠組み

インドの証券市場を規律する重要な法律は次の通りです：

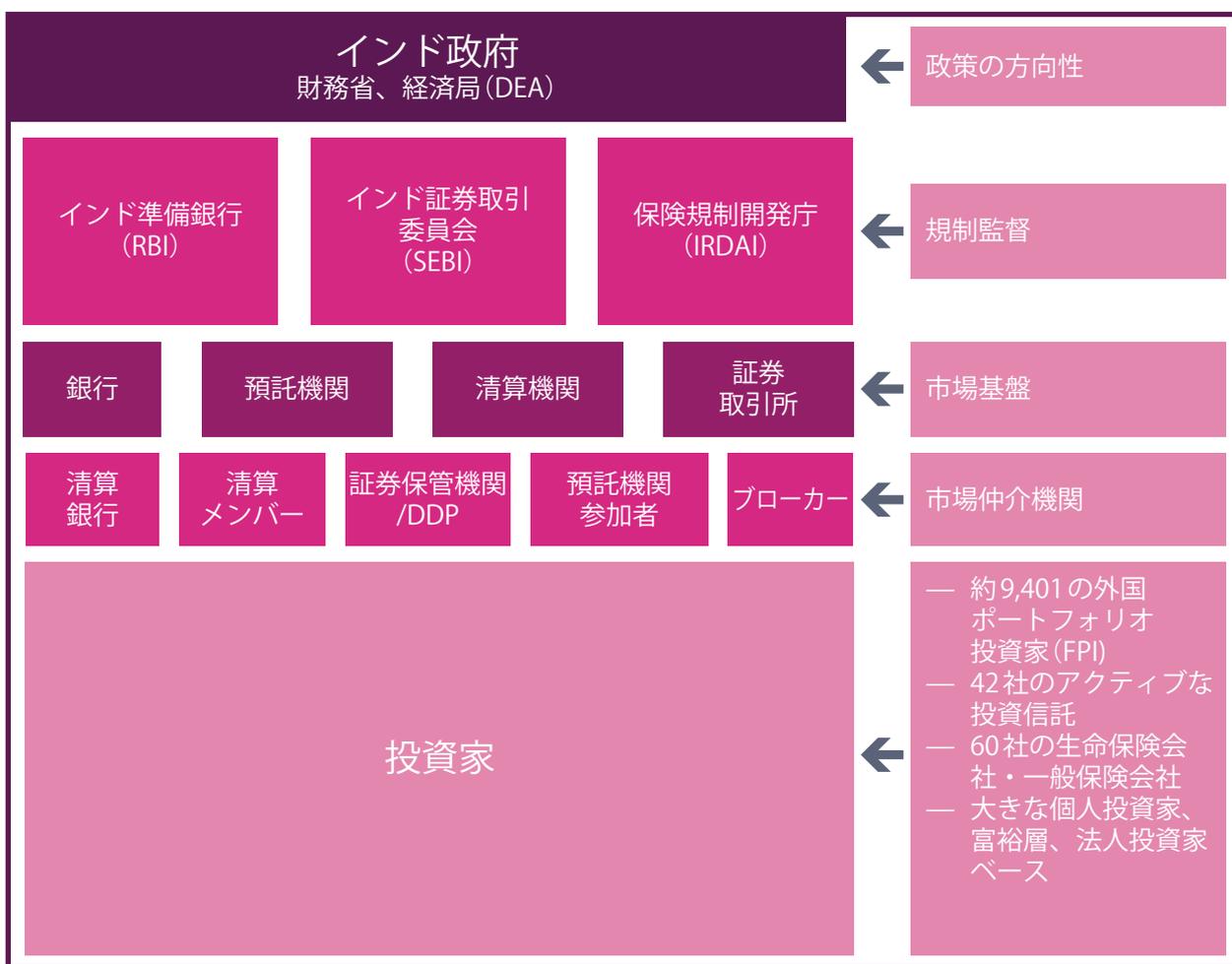
- **2013年会社法**：会社法は、会社の設立、会社の取締役の責任、任命、役割、会社の解散に関する手続き、監査済み財務諸表等の様々な開示に関する規制の枠組みを提供します。加えて、それは、証券の発行、割当、および移転、並びに公募の際に為されるべき開示に関して、会社の行動規範をも明記します。
- **1992年インド証券取引委員会法 (SEBI法)**：SEBIはこの法律に基づき、証券市場を開発且つ規制し、証券への投資家の利益保護の為に設立されました。SEBIは株式取引、預託、清算組織、証券保管機関、ブローカー、特に国内外の機関投資家を規制します。SEBIは、資本調達、証券割当、法人福利厚生等に関して上場会社をも規律します。SEBIは、同法に関連する違反、および同法のもとで審判に付された違反すべてについての問い合わせ、監査、調査を行う権限、および、同法、および同法に基づき制定されたルール、および規則の規定の違反がある場合、違反者を処罰する権限を有しています。
- **1956年証券契約(規制)法 (SCRA)**: 同法は、有害な取引を防止する為に、証券取引事業の規制を規定しています。同法により、中央政府は、次に挙げるものに対する規制管轄権が与えられています。
 - 認証手続および継続的監督を通じた証券取引
 - 証券における契約
 - 証券取引所への証券の上場
- **1996年預託機関法**：同法は、証券市場における預託機関の設立について規定するもので、スピード、精度、および安全性と確実性を備えた、証券の準即時的譲渡の確保を目的としています。同法により、証書発行を伴わない(Demat)証券の、電子的な所有権維持・所有権譲渡が確実に行えます。
 - 同法は、証書発行を伴わない代替可能な形式にて、預託機関に保管される全ての証券について規定しています
 - 同法により、預託機関は、発行者の帳簿上に登録される証券所有者となることができます。
 - 預託機関が実質所有者の登録簿および索引を維持するものとします。
 - 登録された保有者としての預託機関は、預託機関が保有する証券に関して、いかなる議決権もその他の権利も保有しません
 - 実質所有者は、預託機関が保有する実質所有者の証券に関して、すべての権利および負債についての権限を有します
- **2016年債務超過・破産法**：同法は債務超過処理のための期限付き手続きを規定しています。
- **1999年外国為替管理法 (FEMA)**：同法は、2000年月に成立し、外部の取引および支払いを促進し、インドにおける外国為替市場の開発および維持の為に、外国為替取引を規律しています。同法は、債券セグメント(国債、社債双方)を含むインド証券市場における外国投資家の外貨取引、投資、証券等を扱う外国投資家に対する様々な報告要件を規律しています。
- **2002年マネーロンダリング防止法 (PMLA)**：PMLAは、顧客の特定、取引のモニタリング、マネーロンダリング防止手段、モニタリング要件や報告要件などの基本的な法的枠組みを提供しています。PMLAは、顧客特定、取引のモニタリングや記録、およびそれらの文書化の為に規則およびルールを規定する為、幅広い枠組みを市場の規制者に明示しています。
 - 証券取引所、預託機関、清算機関のルール、規則、定款
 - 外国投資家に適用される重要な法令には以下のものも含まれます -
 - 1999年FEMA、および関連する回状や通知には、以下のものが含まれます。
 - 2019年外国為替管理(非債券)規則
 - 2019年外国為替管理(債券)規則
 - 2019年外国為替管理(非債券の支払および報告の方法)規則
 - 2019年SEBI(外国ポートフォリオ投資家)規則

- 2000年SEBI (外国ベンチャーキャピタル投資家)規則
- 2011年SEBI (株式の大量取得および買収)規則
- 2018年SEBI (資本の発行および開示要件)規則
- 2015年SEBI (インサイダー取引の禁止)規則
- 2003年SEBI(証券市場に関する詐欺的取引及び不公正な取引慣行の禁止)規則

インドにおける外国投資に適用されるFEMAに基づく規制構造は改正されました。インド政府は、RBIが債券での投資を継続して規制する間、非債券での投資を規制するものとします。非債券の報告要件だけでなく、支払および海外投資資金の引揚げ方法もRBIにより規制されます。

このため、インド政府は、2017年外国為替管理 (在外インド居住者による証書発行の譲渡) 規則に代わるものとして、2019年外国為替管理(非債券)規則を通知しています。同様に、RBIは、2019年外国為替管理(証券)規則および2019年外国為替管理(非債券の支払および報告の方法)規則を通知しています

監督に関わる枠組み



全ての市場仲介機関の登録と規制のため、ならびに、証券を取り扱う投資家の利益保護、および不公正な取引慣行などの防止のために、SEBIは、SEBI法と預託機関法に基づき、規則を立案しました。これらの法律に基づき、政府とSEBIは、市場参加者が遵守する必要のある通知、ガイドライン、および回状を発行します。証券市場の規制責任は、以下の機関が共同で担っています：

1. 経済庁 (DEA)
2. 企業省 (MCA)
3. インド準備銀行 (RBI) および
4. インド証券取引委員会 (SEBI)

2.3. 規制構造

市場規制機関

国内に存在する様々な規制機関は次の通りです：

インド政府 (GoI) 財務省：

財務省は、インド政府財政の管理に責任を負う最高の省です。主要責務は次の通りです：

- 開発活動のためのリソースの調達・動員など、国に影響を与えるあらゆる経済事項および財務事項の管理
- 様々な州のリソースの移転など、中央政府の支出を規制します。

財務省は以下の庁から構成されています：

- 経済庁
- 歳出庁
- 歳入庁
- 金融業務庁
- 投資・公的資産管理庁 - DIPAM (旧称：政府保有株式売却庁)

経済庁 (DEA) はインド政府の結び目の役割を果たす機関で、インドの銀行業務、保険、資本市場の機能に関連する政策といったマクロレベルのインドの経済政策やプログラムの立案や監視を行います。DEA内の資本市場部門が、証券市場の成長・発展やSEBIの秩序ある機能に関連するあらゆる政策課題を主体的に担当します。

財務省

連絡先	経済庁 北ブロック、ニューデリー
ウェブアドレス	http://www.finmin.nic.in

インド政府 直接税中央委員会：

財務省の下で歳入庁の一部となっており、所得税庁を含む直接税を管轄しています。諸国との二重課税回避協定の締結、FATCAおよびCRSに基づく情報交換、GAAR実施等の責任も負っています。

インド証券取引委員会 (SEBI)：

SEBIは、証券市場と関係している様々な仲介機関や機関投資家 (ブローカー、投資信託、FPI、証券保管機関、商業銀行など) にとっての規制・登録機関です。1992年インド証券取引委員会法は、議会法により、1992年1月30日に発効したもので、市場仲介機関や投資家を統制する様々な規則を発令する権限をSEBIに与えています。投資信託および代替投資ファンドのような国内機関投資家は別として、SEBIは、外国ポートフォリオ投資家および外国ベンチャーキャピタル投資家の為に、インドへの当該投資の規範を規定しつつ、その規制の枠組みをも、規律し、提供しています。

インド証券取引委員会 (SEBI)

連絡先 インド証券取引委員会
SEBIビル、区画番号C4-A、Gブロック、
バンドラ・クララ総合ビル、バンドラ (E)、
ムンバイ - 400 051.
+ 91 22 26449000

ウェブアドレス <http://www.sebi.gov.in>

インド準備銀行 (RBI) :

RBIはインドの中央銀行で、以下のような様々な機能を果たしています。

- 物価の安定性維持、生産性の高いセクターへの十分な信用の流入の確保を目的として、金融政策の策定、実施、モニタリングを行っています。
- インドの銀行業務・金融システムが機能する範囲内での銀行業務のオペレーションのパラメータを規定します
- 外国為替準備の証券保管機関となることで、外国投資のインフローとアウトフロー(外国投資家によるインド証券への投資を含みます)を規制します
- プライマリーディーラーを通じて債券市場を規律し、市場参加者に流動性サポートを提供します

インド準備銀行 (RBI)

連絡先 外国為替庁
中央事務所ビル11階
ムンバイ -400 023
+ 91 22 2260 1000

ウェブアドレス <http://www.rbi.org.in>

インド保険規制 開発局 (IRDAI)

インドの保険会社を規制1999年IRDA法に基づいて設立されました。

インド保険規制 開発局 (IRDAI)

連絡先 インド保険規制 開発局
Sy No. 115/1, 金融区
Nanakramguda, Gachibowli, ハイデラバード - 500032
+91 40 2020 4000

ウェブアドレス <http://www.irdai.gov.in>

証券取引所の監督

インドの証券取引所は、SEBIの全体的な規制下にあります。取締役会が監督する独自のルール、規則、定款に基づく自主規制機関となっています。継続的な管理とは別に、取引所は、秩序があり透明性の高い公正な取引慣行を確保し、会員の入会と退会の管理、投資家保護基金の維持、および投資家の苦情への対処を行う責任をも負っています。

取引が履行される主要取引所は、インド国立証券取引所 (NSE)、ボンベイ証券取引所 (BSE)、インド・メトロポリタン証券取引所 (MSE) です。これらの取引所で上場・売買されている証券を以下に挙げます。

債券	国債 (G-Secs)、社債、公営企業 (PSU) 債券、国債の STRIP
株式	株式、優先株、ワラント
短期金融市場*	短期国債
デリバティブ	指数先物、オプション、個別株式先物およびオプション、金利デリバティブ、通貨デリバティブ
その他	投資信託ユニット*、上場投資信託 (ETF)、インド預託証券 (IDR)

*制限が適用されます

インドの証券取引所では、外国の証券を取引することはできません。但し、SEBIは、外国企業がインドの証券取引所で取引できるよう、IDRを発行することは許可しています。FPIは、IDRへの投資を行う場合、RBIからの特別許可を取得する必要があります。

2.4. 資本市場概要

規制機関	— インド準備銀行 (RBI) : — インド証券取引委員会 (SEBI)
証券取引所および CCP	— インド国立証券取引所 (NSE) および国立証券清算機関社 (NSCCL) — ボンベイ証券取引所 (BSE) およびインド清算機関社 (ICCL) — インド・メトロポリタン証券取引所 (MSEI) およびインド・メトロポリタン清算機関社 (MCCIL)
国債市場	— 取引、報告のための交渉取引システム - オーダーマッチング (NDS-OM) — インド清算機関 (CCIL) 清算および決済
預託機関	— インド国立証券預託機関 (NSDL) — 中央預託サービス (インド) 社 (CDSL) — インド準備銀行 - 国債および短期国債
市場参加者	ブローカー、証券保管機関、指定預託機関参加者、外国ポートフォリオ投資家、国内資産運用会社、保険会社、銀行、金融機関、現地企業および一般投資家

市場の商品

- 株式、優先株、ワラント
- 国債、州開発融資、短期国債
- 社債、証券化債務証券
- 投資信託/ETF
- デリバティブ
- インド預託証券
- コマーシャル・ペーパー
- 定期預金証書

市場の統計

- 時価総額
 - BSE: 2兆540億米ドル(2019年7月)
 - NSE: 2兆330億米ドル(2019年7月)

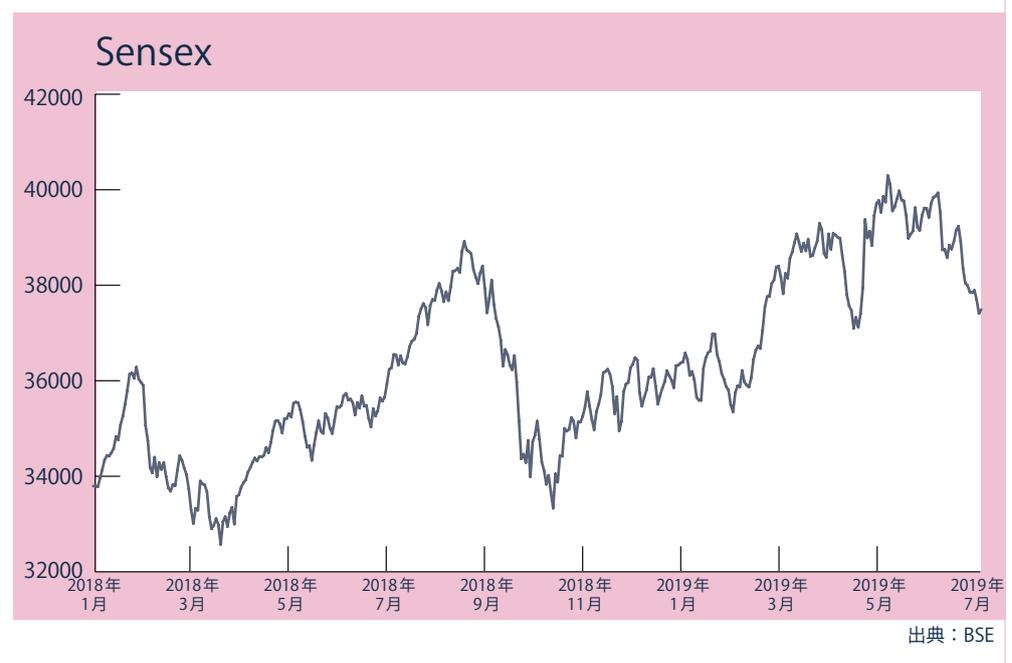
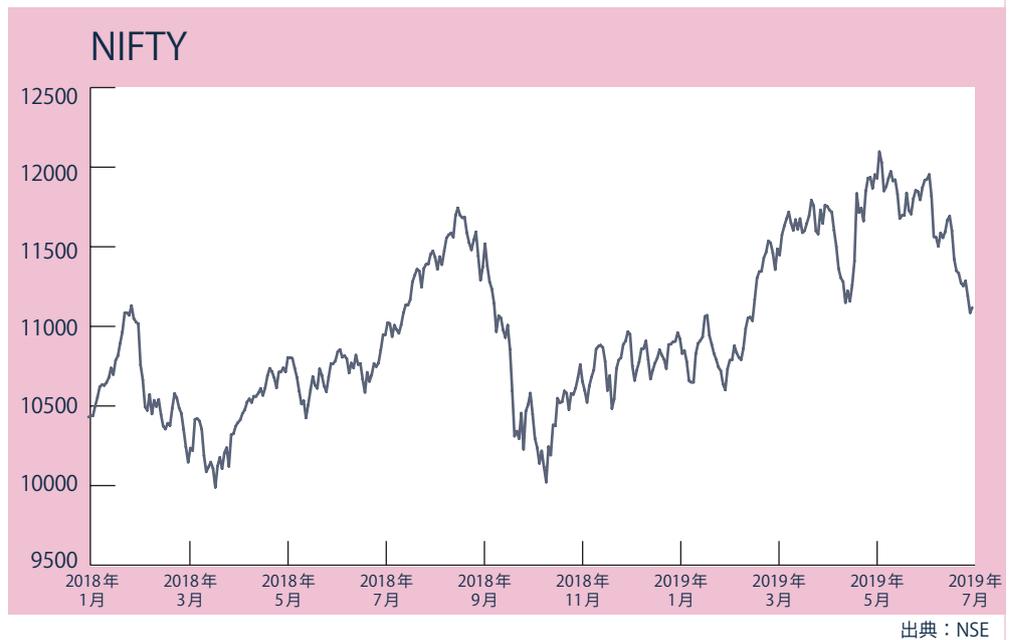
時価総額(単位：10億米ドル)



出典：取引所

- 外貨準備高総額：4,300億米ドル(2019年7月)
- 外国ポートフォリオ投資家向け債務残高の上限額(2019年10月～2020年3月)
 - 政府発行有価証券: 4兆2,950億インドルピー(国債およびSDL)
 - 社債3兆1,700億インドルピー

株価指数



2.5. 取引ガイドラインの概要

決済用通貨	インド・ルピー (INR) - 転換可能 (オンショア)
取引時間	<ul style="list-style-type: none"> — 株式市場 - 9:15am - 3:30pm (プレオープニングセッション - 9:00am ~ 9:15am). — 証券貸借セグメント - 9:00am ~ 5:00pm — 社債の債券セグメント - 9:00am ~ 3:30pm (上場) / 9:00am ~ 5:00pm (OTC) — デリバティブセグメント (先物およびオプション) - 9:15am ~ 3:30pm — 通貨デリバティブセグメント - 9:00 am ~ 5:00 pm — 国債 (G-Sec) 市場 (NDS-OM) - 9:00am ~ 5:00pm.
決済サイクル	<ul style="list-style-type: none"> — 株式 - T+2 — 証券貸借 - T+1 — デリバティブ - T+1 (マーク・トゥ・マーケット証拠金) — 国債 - T+1/T+2 (全ての確認は T にて完了している必要があります) — 社債 - T+2 (上場) および T+0 から T+2 (OTC)
口座の構造	分離証券、預金勘定および預託勘定
空売り	<p>株式 - 証券貸借セグメントにおける借りポジションに対してのみ許可されています</p> <p>国債 - 国内投資家のみ許可されています</p>
ロックイン期間	株式の場合はありません。特定の債務証券の場合、ロックインがあります。
取引 プリマッチング	利用可能
取引不成立	<ul style="list-style-type: none"> — 株式 - 取引所が強制買収を実行します。違約金が課されます — 社債 - 一方の当事者の不履行は取引の不成立をまねき、ファンド/証券は返却されます
証券貸出	<p>取引所ベースのメカニズムとして利用可能です</p> <p>外国投資家は証券の貸与ができます。但し、空売り受渡のみ証券の借入ができます</p>

2.6. 証券識別

ISIN (国際証券識別番号) は、預託勘定内の証券を特定する標準コードです。インド国立証券預託機関社 (NSDL) は、証券に ISIN を発行するインドにおける国立付番機関です。インドでの証券取引の実行には、別のコードシステムまたは付番システムが用いられています。

2.7. 資産クラス

外国投資家による投資に利用できる資産クラスは以下の通りです：

- 株式
- 債券 – 国債、州開発融資、社債
- デリバティブ
- インド預託証券
- 投資信託ユニット
- REIT、および InvIT

次章以降にて詳述されている投資に適用される、特別なガイドライン/制限があります。

2.7.1. 株式

- 普通株式
- 優先株式
- ワラント

全ての株式取引は、証券化されずに預託機関にて決済されます。証券取引所で取引されている上場株式は、T+2のローリング決済サイクルをベースに決済されます。

2.7.2. 債券

債務証券または社債は次のセグメントにクラス分けすることができます：

マーケットセグメント	発行者	証券
国債	中央政府	短期国債/ゼロクーポン債 クーポン債、国債のSTRIP
	州政府	クーポン債
	地方自治体	地方債
公共セクター債	法定機関	クーポン債
	公共セクターユニット	PSU債券、クーポン債
民間セクター債	企業	インドルピー建て社債、債券、 変動利付債、ゼロクーポン債、 コマーシャル・ペーパー、 インター・コーポレート・デポジット、 外貨建て転換社債(FCEB)、 及び外貨建て転換社債(FCCB) 但しインド国外にて発行のもの。
	銀行	インドルピー建て債券、社債預託証書
	金融機関	インドルピー債券

様々な債券の主要な特徴の一部は以下の通りです。

国債 (G-Secs)

- 国債は、インド政府 (GoI) の為に、国の財政赤字に対して資金提供する目的でインド準備銀行 (RBI) により発行される中・長期証券です。
- 無記名式で発行されますが、保有者には、登記を行うという選択肢もあります
- 証券は RBI に振替形式で保有されます
- 預託機関 (NSDL や CDSL) にて電子形式で証券を保有するという選択肢もあります

社債

- 社債は様々な特徴を持った形式で発行されます
- 償還期限が 18 カ月の有担保、無担保の社債の場合、承認された信用格付機関が付与する特定の信用格付を有していることが求められます
- 社債は、預託機関にて無券面化された形式で入手可能です
- 社債は、株式と類似の登録プロセスを経て譲渡可能です
- 公募の社債は全て取引所に上場されています
- FPI は、残余期間 1 年未満の社債への投資が制限されています
- FPI は、エンドユーザー使用制限を遵守する条件で、非上場債務証券への投資が許可されています

コマーシャル・ペーパー

- コマーシャル・ペーパー (CP) とは、短期のルピー建ての無担保の譲渡可能な約束手形で、インド企業、プライマリー・ディーラー (PD)、および金融機関 (FI) が発行するものです
- 2001 年 6 月以降、金融機関は、無券面化された形式でのみ、CP の新規発行と保有が許可されました。
- FPI はコマーシャルペーパーへの投資を制限されています

2.7.3. デリバティブ

- 先物およびオプション指数
- 個別株の先物およびオプション
- ルピー建て金利デリバティブ - 取引所および OTC での取引
- クロスカレンシー先物およびオプションを含む通貨デリバティブ

2.7.4. インド預託証券 (IDR)

外国会社は、IDR の発行を通じて、インド証券市場にアクセスすることにより資本を調達できます。IDR とは、発行会社によるインド証券市場からの資金調達を可能とする為に、国内預託機関 (SEBI に登録している証券の証券保管機関) が発行会社の外国株式を原資産として作成するインド・ルピー建ての預託証券です。

2.7.5. インド国外で発行されたインドルピー建て債券 (マサラ債)

資格を有するインド居住事業体は、金融活動作業部会 (FATF) 準拠の金融センター/インド国外の法域において、簡素なインドルピー建て債券を発行できます。この債券は、投資先国の規則に従い、私募により発行するかまたは証券取引所にて上場することができます。

2.8. 商品デリバティブ

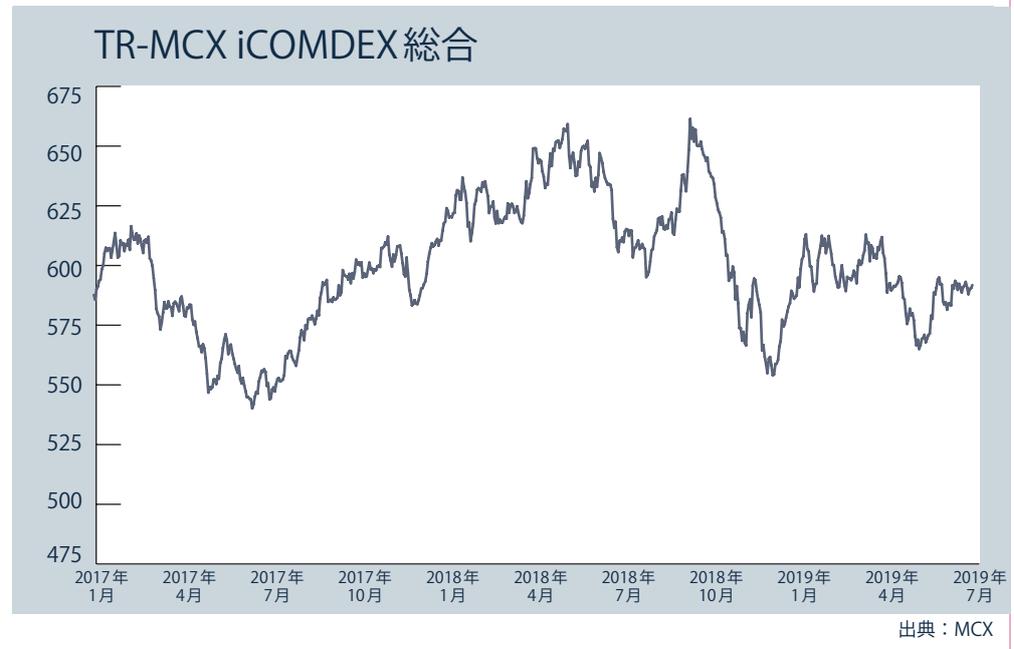
インドの商品デリバティブ市場は、商品市場と証券市場との統一された規制機関を確保する為に、証券市場規制機関であるSEBIの管轄下に置かれた際、2015年財政法を通じて大規模な改革が為されました。商品デリバティブは、現在1956年証券契約(規制)法に基づいて、SEBIの規制下となりました。

法的枠組み	<ul style="list-style-type: none"> — 1956年証券契約(規制)法 — 1956年証券契約(規制)規則
規制機関	<ul style="list-style-type: none"> — インド証券取引委員会(SEBI)
証券取引所	<ul style="list-style-type: none"> — 国立商品・デリバティブ取引機関(NCDEX) — インド・マルチ商品取引所(MCX) — ボンベイ証券取引所 — インド国立証券取引所
清算機関	<ul style="list-style-type: none"> — 国立商品清算機関社(NCCL) — MCX 清算機関社(MCXCCL) — ICCL — NCL
市場参加者	<ul style="list-style-type: none"> — 代替投資ファンド(カテゴリーIII) — 投資信託 — ポートフォリオマネージャー — 有資格外国投資家
取引対象商品	<ul style="list-style-type: none"> — 金銀地金 — 金属 - アルミニウム、銅、鉛、ニッケル、亜鉛、鋼 — エネルギー - 原油および天然ガス — 農作物 - 綿、カルダモン、ヒマ種子、ゴム、グアー、香辛料、穀物、豆類など
取引時間	<p>NCDEX</p> <ul style="list-style-type: none"> — 国際取引の対象となっている非農産品関連商品 - 10.00am ~ 9:00pm/ 9.30pm (11月~3月の間は夏時間調整) — 国際取引の対象となっている農産品関連商品 - 10.00am ~ 9:00pm/ 9.30pm (SEBIからの通知によります) — 他の農業商品 - 10.00am ~ 5:00pm <p>MCX</p> <ul style="list-style-type: none"> — 商品(地金、金属、エネルギー) - 10:00 am~11:30 pm/11.55 pm (11月から3月の冬時間) — 国際取引の対象となっている農産品関連商品 - 10.00am ~ 9:00pm/ 9.30pm (SEBIからの通知によります) — 他の農業商品 - 10.00am ~ 5:00pm

<p>決済サイクル</p>	<p>— 現在、すべての取引が商品の終値でマーク・トゥ・マーケットとなっており、マーク・トゥ・マーケット 要件はT+1で決済されます</p>																						
<p>投資制限</p>	<p>— カテゴリーIII代替投資ファンドは、原資産の商品一つに対する投資可能資金の10%以下を投資するものとします</p>																						
<p>主要指数</p>	<p>NKrishi</p> <p>— NKrishi (以前はDhaanya)はNCDEXが算出する農産品指数です。指数は、NCDEXプラットフォームで取引されている10品目の農産品先物の価格を使用して算出されます</p> <p>— NKrishiは、大麦、ヒマ種子、チャナ、コリアンダー、綿実、油粕、グアーガム 10 MT、ジューラ、マスタードシード、大豆、ターメリックから構成されています</p> <p>— NKrishiの構成銘柄は、3カ月ごとに定期的に見直しを行っています。指数は、最も流動性の高い農産物先物を指数に組み入れられるよう設計されています</p> <div data-bbox="432 792 1434 1400" style="border: 1px solid #ccc; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">NKrishi</p> <table border="1"> <caption>NKrishi Index Data (Approximate)</caption> <thead> <tr> <th>年月</th> <th>指数値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>2018年 1月</td><td>3,050</td></tr> <tr><td>2018年 3月</td><td>3,100</td></tr> <tr><td>2018年 5月</td><td>2,900</td></tr> <tr><td>2018年 7月</td><td>3,150</td></tr> <tr><td>2018年 9月</td><td>3,250</td></tr> <tr><td>2018年 11月</td><td>3,550</td></tr> <tr><td>2019年 1月</td><td>3,350</td></tr> <tr><td>2019年 3月</td><td>3,550</td></tr> <tr><td>2019年 5月</td><td>3,650</td></tr> <tr><td>2019年 7月</td><td>3,650</td></tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">出典：NCDEX</p> </div>	年月	指数値	2018年 1月	3,050	2018年 3月	3,100	2018年 5月	2,900	2018年 7月	3,150	2018年 9月	3,250	2018年 11月	3,550	2019年 1月	3,350	2019年 3月	3,550	2019年 5月	3,650	2019年 7月	3,650
年月	指数値																						
2018年 1月	3,050																						
2018年 3月	3,100																						
2018年 5月	2,900																						
2018年 7月	3,150																						
2018年 9月	3,250																						
2018年 11月	3,550																						
2019年 1月	3,350																						
2019年 3月	3,550																						
2019年 5月	3,650																						
2019年 7月	3,650																						

TR-MCX iCOMDEX 総合指数

取引所の商品先物価格に基づく TR-MCX COMDEX の調整前のリアルタイム 総合商品指数。各商品は主に、インドにおける流動性や現物市場の規模に基づいて選択されます。原油、天然ガス、アルミニウム、銅、鉛、ニッケル、亜鉛、金、銀、粗パーム油、綿の 11 の商品から構成されています。



FPIは現在、商品デリバティブに参加しているカテゴリーIII代替投資ファンドなど他の証券を通じて商品デリバティブに参加することを、直接的にも間接的にも認められていません。

2.9. 外国為替 (FX)

インドの外国為替市場はRBIにより規律され規制されています。インドルピー(INR)は、国内で他の外貨への転換が可能です。

- FX取引はRBIの認定ディーラーを通じて予約できます
- インドにおける外貨のインフローは、特定の原取引に対して許可されています
- 外国投資家(ポートフォリオまたは戦略的投資家)が外貨をINRに転換することは、原証券への投資目的の場合のみ許可されます

契約の種類	説明	FX決済-通貨取引
直物	直物FXは、外国為替取引で最も一般的なものです。直物取引は2営業日以内に決済される必要があります	T+2 (TはFX予約日)
トムネ	トムネFXは翌日物とも呼ばれており、翌日に決済されません	T+1 (TはFX予約日)
現金/当日物	現金FXは、取引が行われたその日に満期となります	T+0 (TはFX予約日)
先物	RBIは、PSIが下記をヘッジすることを許可しています。 <ul style="list-style-type: none"> — 株式と債務証券について100%までのエクスポージャー。FPIが予約した先物契約は、キャンセルされた場合、キャンセルされた額の10%まで再度予約できます。先物契約は、満期日まで(当日を含む)ロールオーバーすることも可能です — 12カ月以内に満期になるインドの債務証券へ投資したことから生じるクーポンの受取。ヘッジ契約では、キャンセルしたものを再予約することはできません。クーポン金額未受領の場合、契約は満期までロールオーバーできます 簡易ヘッジ-原資産のエクスポージャーの確立を証する書面を提供する必要なく、3,000万米ドルまで許可されています	先物契約の満期までの期間は通常1年または双方の合意する時期まで延長されます
外国為替-ルピー・スワップ	FPIは、ASBA(ブロックされた金額でサポートされているアプリケーション)メカニズムに基づくIPOへの出資に関連したフローのヘッジングを目的とする場合のみ、外国為替ルピー・スワップを実行できます	スワップの満期までの期間は30日以内とする必要があります

3

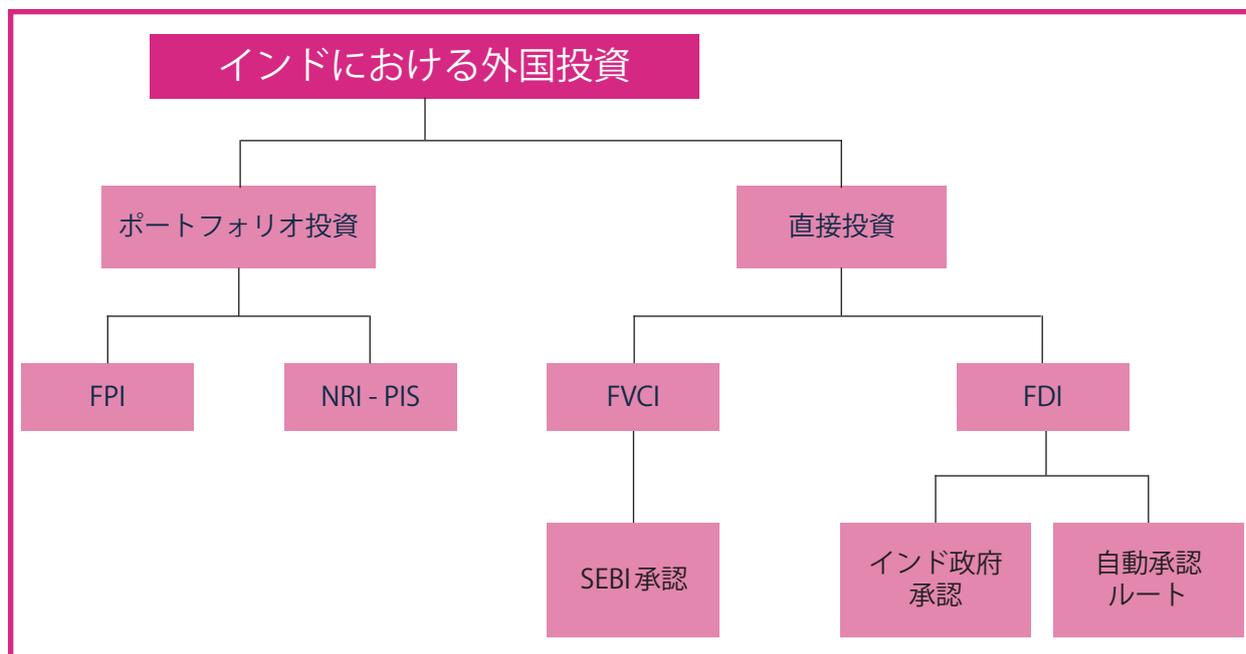
インドへの投資ルート

3.1. 外国投資の手段

インド国外で創立または設立された企業体(外国投資家)が、インドに保有する資金を投資する為に、彼らに開かれている様々なルートは、次の通りです：

- **外国ポートフォリオ投資家(FPI)**：ポートフォリオ投資は、インド証券取引所に上場されている証券、債券および非上場の債券につき許可されています。外国投資家は、ポートフォリオ投資に先立って、インドにて登録を申請しなければなりません
- **外国直接投資(FDI) (インド企業に対する戦略的投資)**：投資は、投資を受ける会社のセクターにより、自動的投資ルートまたは政府承認ルートに基づいて為すことが可能です。政府ルートの承認は、インド政府内の各担当部局または省庁により供与されます。
- **外国ベンチャーキャピタル投資家(FVCI)**：特定のセクターに該当するベンチャーキャピタル事業体に許可される投資。外国投資家は、このルートに基づく投資の開始に先立って、インド証券取引委員会(SEBI)に登録を申請しなければなりません
- **在外インド人/インド海外市民(NRI/OCI)**：インド国外での雇用、事業運営、仕事のために国外に居住するインド国籍の人物、または、インドを出自とするインド居住者ではない外国籍の人物は、ポートフォリオ投資ルート、およびFDIに基づく戦略的投資の双方に基づいて、インド証券に投資することが許可されています

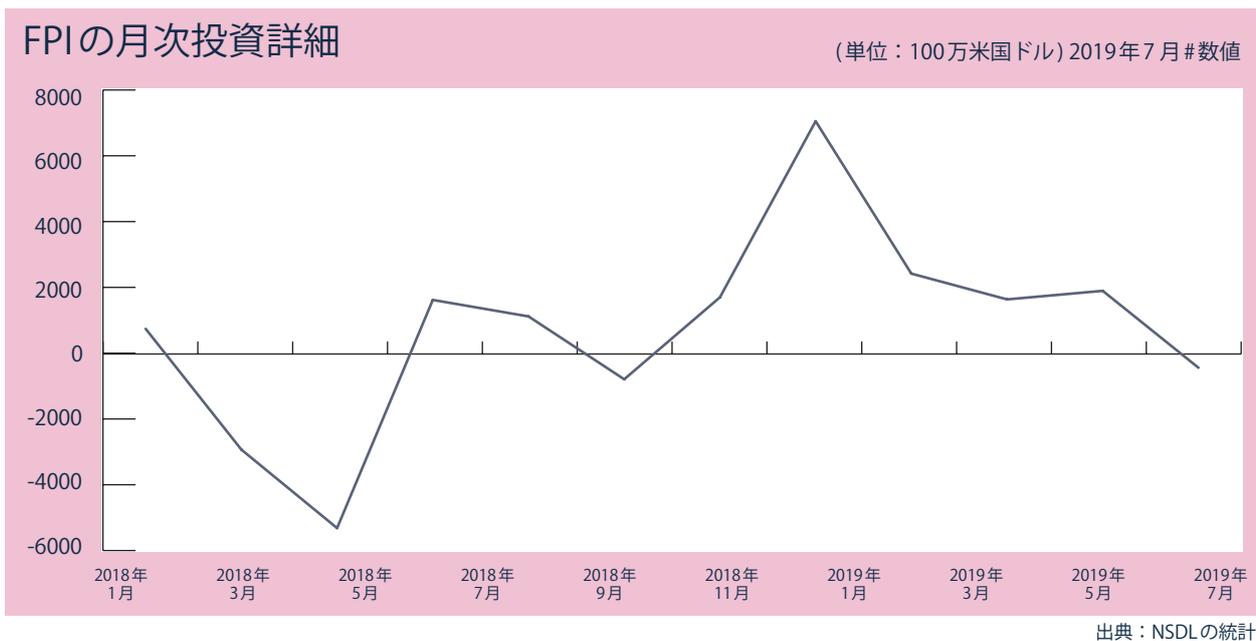
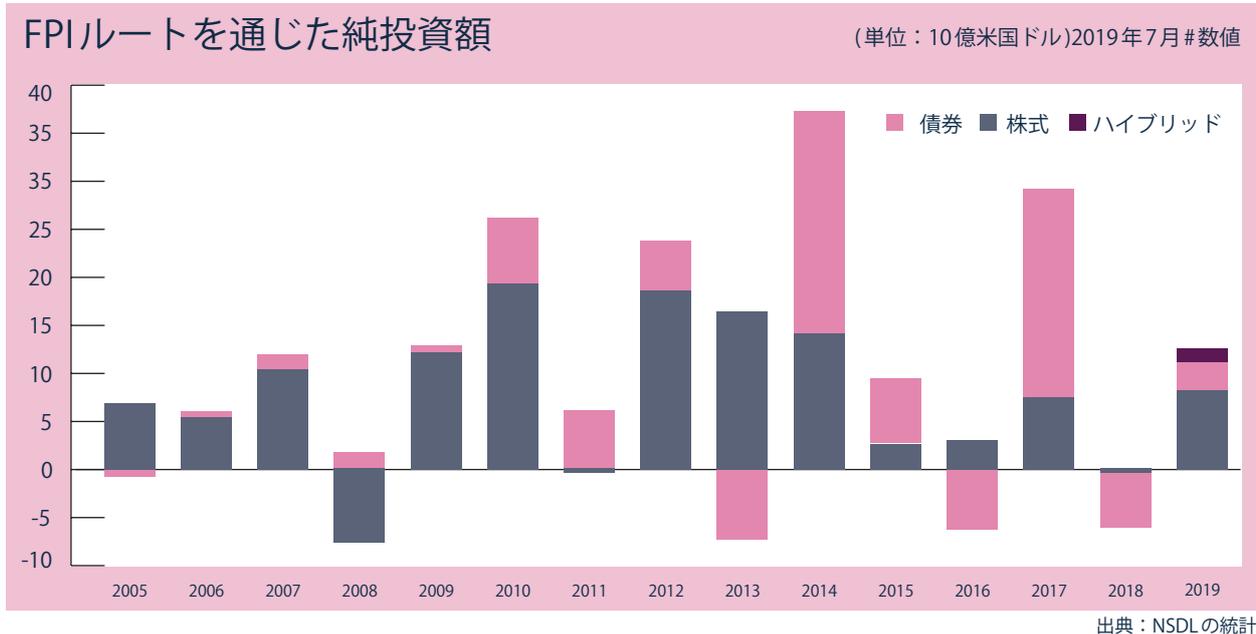
以下は、外国投資家がインドの資本市場にアクセスするうえで利用可能な様々な投資ルートに関する概観です。



3.1.1. 外国ポートフォリオ投資家(FPI)

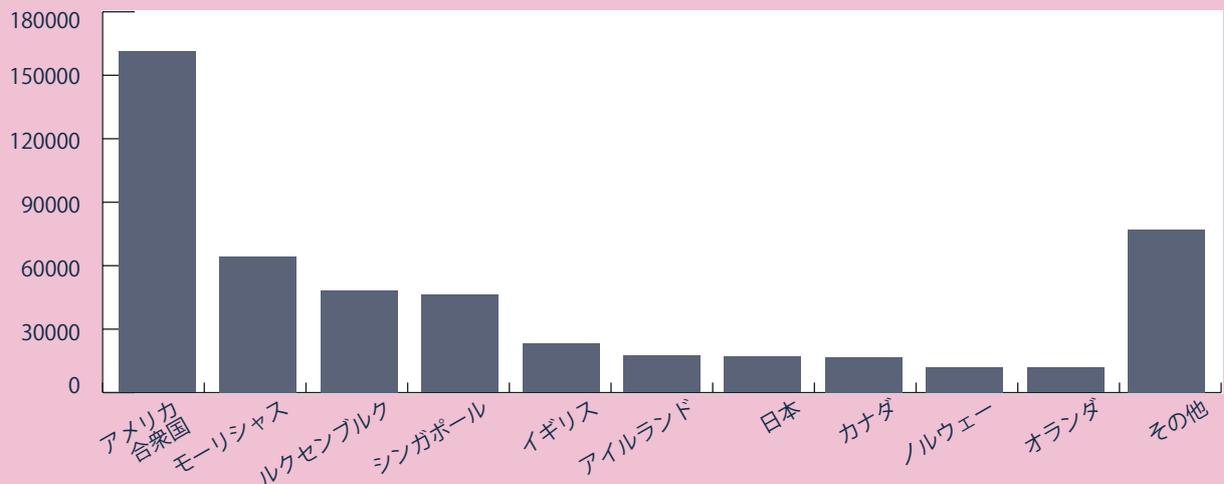
- このルートのもとでの投資は、次の規則により規律されています。即ち、2014年SEBI(外国ポートフォリオ投資家)規則、および外国為替管理(インド国外の居住者による証券の移転または発行)規則—即ち、RBIにより発行され時宜に応じ修正されているFEMA20(R)—に基づいて策定されるガイドライン
- 2014年6月1日発効の統一されたルートで、外国機関投資家(FII)、および適格外国投資家(QFI)の2つの既存の投資方法を統合したものです
- SEBIの代理で投資家に登録を提供する 指定預託機関参加者(DDP)を通じた市場参入
- FPIが委託したDDPも、FPIに対する証券保管機関として活動します
- 外国投資家は、登録申請手数料と共に、登録およびKYC書類の提出を要求されます
- 登録は、3年に一度手数料を支払うことおよびKYCの定期的見直しの完了を条件に、期限無く有効です。
- 投資は、SEBIおよびRBIからの時宜に応じた通知の通りに証券に対して許可されます。当該投資は個人およびセクターの外国所有制限並びにその他の投資制限により、規律されます

FPIの投資統計：



FPIの投資トレンド – (上位10カ国)

AUC (単位：100万米ドル)



出典：NSDLの統計

3.1.2. 外国直接投資 (FDI)

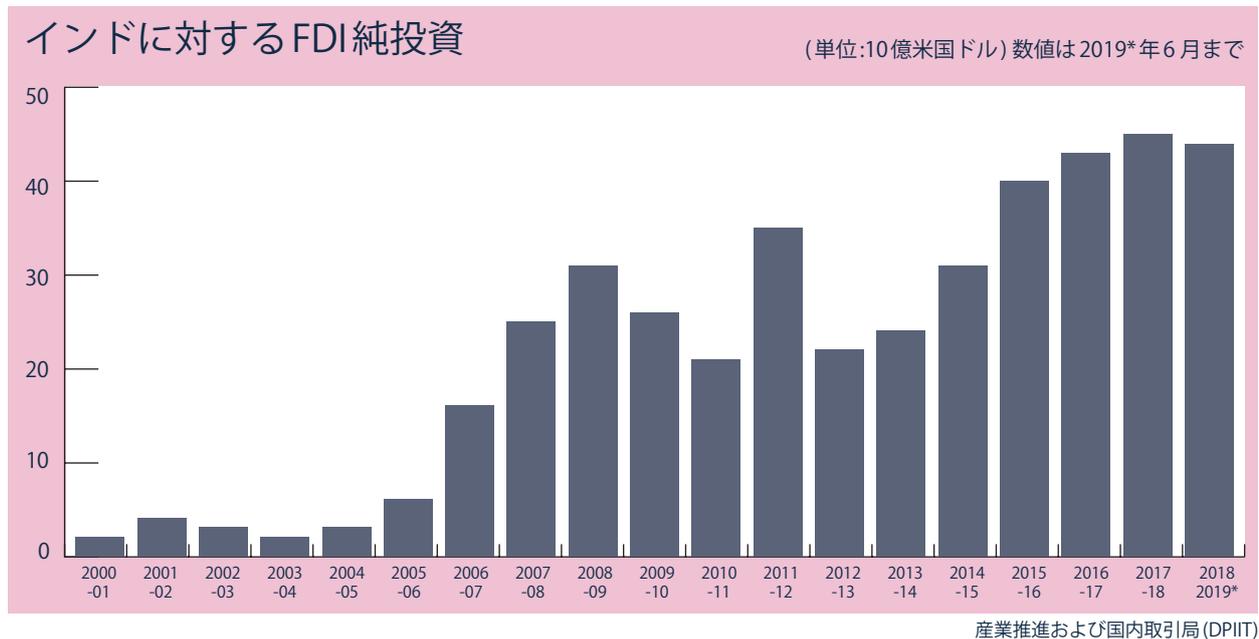
FDIルートを通じて行われた投資は戦略的投資と見做されます

- このルートのもとの投資は、以下により規律されています。即ち、参入ルート(つまり自動的または政府の承認)、セクター別外国所有制限、および外国為替管理(インド国外の居住者による証券の移転または発行)規則—即ちRBIにより発行され時宜に応じ修正されるFEMA20(R)—に基づいて策定されるその他のガイドライン
- 投資は、規則に明記されている出入メカニズム、価格設定ガイドライン、株主契約等の規範に従っていることが要求されます
- FDI投資は、非居住者により、自動ルート、または、政府ルートを通じて、インド企業の株式、強制転換社債、優先株に対して行うことができます
- SEBI株式の大量取得および買収(SAST)規則に従い、非居住者の投資家が、投資先会社において、既に支配を確立し、且つ持続的に支配しているということを条件に、登録済ブローカーを通じて取引所にて上場されている会社の株式の購入が許可されています
- 政府承認に基づくFDIにつき、非居住投資家/投資先会社は外国投資促進ポータルを通じてオンラインで申請することができます

自動ルート：インド政府とインド準備銀行が適宜発行するFDIポリシーに規定されている全ての活動/セクターにおいて、政府またはインド準備銀行の事前承認なしに、自動ルートに基づいた外国投資が許可されています

政府ルート：自動ルートの対象となっていない活動の外国投資は政府の事前承認が必要です。申請はオンラインにて、産業推進および国内取引局(DPIIT)の外国投資促進ポータルで行う必要があります。申請内容の検討は、個々の省庁や局が行っています

以下のグラフは、2000年以降のインドへのFDI投資傾向を示しています



3.1.3. 外国ベンチャーキャピタル投資(FVCI)：政府により特定されたベンチャー/産業に許可された外国投資

- このルートに基づく投資は、SEBIの外国ベンチャーキャピタル規則、およびRBIのFEMA 20 (R)により規律されます
- 外国投資家は、SEBIへの特定様式による登録申請、および手数料の支払いと共に補足資料の提出を要求されます。登録申請はオンラインポータルを通じて提出します
- FVCI登録を求める外国投資家は、証券保管機関および認定取扱い銀行を義務的に指定しなければなりません
- このルートでの投資は10セクターに制限されています。加えて、FVCIは、従事しているセクターに関係なく、株式や株式連動商品、スタートアップ企業が発行した債務証券に投資を行うことが許可されています
- 買手と売手との間で相互に合意した価格設定

FVCI 事業体の運用資産額

(単位：100万米国ドル)



出典：NSDLのウェブサイト

3.1.4. 在外インド人 (NRI) :

在外インド人 (NRI) およびインド海外市民 (OCI) に分類される事業体のためのポートフォリオ投資ルート

- 証券保管機関の任命は必須ではありません
- 上場証券およびその他FEMAに基づき許可された証券への投資
- 個々の投資上限額はどんな会社でも株式の5%、総合上限額は全体の10%です。この10%という上限額は24%に引き上げ可能です
- SEBI および RBI により規定された統一KYCガイドラインが適用されます

3.2. インド証券にアクセスする他のルート:

上記ルートは別として、非居住投資家は、インド証券を原資産として、次の方法で投資をすることもできます

3.2.1. 預託証券:

インド企業は、預託証券、つまり外国投資家 (海外在住の機関投資家または個人、NRIを含む) 向けの国際預託証券 (GDR) / 米国預託証券 (ADR) の発行を通じて、資本を調達することが許可されています。預託証券 (DR) とは、外貨建ての証書形式の換金性の高い金融商品のことです。インドで発行された、インド企業の原資産の株式持分による裏付けがあります。こういったDRはインド国外の証券取引所で売買されています。証書は、地域の証券保管銀行が保有している、それぞれの会社の原資産であって、インド株式や持分の特定数量に対して、海外の預託銀行を通じて発行するものです。DRはクロスボーダーの取引および決済を容易にし、取引コストを最低限に抑さえ、ポテンシャルベース、特に機関投資家のベースを広げてくれます。

- **米国預託証券 (ADR)**: 非米国企業の株式の所有を表象する譲渡可能な米国の証書。ADRは米国の証券市場で米国ドル建てで値付けされ、取引されます。また、投資家への配当金支払いも米国ドル建てで行われます
- **国際預託証券 (GDR)**: 全世界での売出しを通じ、2つ以上の市場で発行者が同時に資金を調達できるグローバルな金融手段です。GDRは米国内外の公開市場または非公開市場での使用が可能です

- 預託証券ルートを通じた外国投資はFDI(外国直接投資)セグメントの一部です
- ADR/GDR投資家、FDI、FPI、FVCI投資家は、分離無券面化口座を開設する必要があります。他に利用できる投資ルートを通じて行われた投資は、FPIルートを通じて行われた投資と混合させることはできません

3.2.2. オフショアデリバティブ商品:

オフショアデリバティブ商品(ODI)は、インド国内で、外国ポートフォリオ投資家として直接登録することなく、インド資本市場へのアクセスを求めている他の外国投資家に対して登録FPIにより発行されます。外国投資家がこのルートを使用する理由は様々で、新しい事業体を設立する必要なしに税効率を達成したり、資金や複数の通貨にまたがる通貨リスクを管理する必要性を排除したり、直接の設立や関連するリソースコミットメントに関わる費用を節約したりするためです。当該証券の発行および報告は、SEBI(FPI)規則のもとで規律されます。

既存の規則により、カテゴリ-Iとカテゴリ-IIのFPIは、規定された基準に従うことを条件に、SEBI(FPI)規則に基づいて、ODIの発行が許可されています。カテゴリ-IIIのFPIおよび規制された投資顧問会社を理由にカテゴリ-IIと分類されているFPIは、ODIを発行すること、および引き受けることが禁じられています。ODIの詳細は第9章に記載しています。

3.2.3. オフショアで発行されたインドルピー建て債券

インド国外でインド事業体により発行されるインドルピー建て債券は、RBIの対外商業借入(ECB)の枠組みにより規律されます。債券は、金融活動作業部会(FATF)準拠の金融センターで発行できます。債券は、投資先国の規則に従い、私募または公募で発行することができます。

下記に示すものは、海外で発行されるインドルピー建て債券に対する投資に関して、RBIにより通知された規範です:

- 債券は、一国だけでのみ発行でき、その国の居住者だけが購入できます:
 - それは、FATFのメンバー、またはFATFスタイルの地域団体のメンバーであること、および
 - 当該国の証券市場規制当局が、証券監督者国際機構(IOSCO)の多国間覚書(付録A:加盟国)に参加調印しているか、または、情報共有協定についてインド証券取引委員会(SEBI)と二国間覚書に参加調印していること、および
 - 以下の様な、FATFの公開声明書に記載されている国ではないこと:
 - 戦略的なマネーロンダリング防止またはテロの資金調達撲滅に対する対抗策の適用が不足している法域、または
 - 不足に対処するうえで十分な進歩を遂げていない、または、不足に対処するためのFATFとの行動計画に取り組んでいない法域
- インドが加盟国である多国間および地域金融機関も公認の投資家/貸し手とみなされます
- 該当するプルデンシャル規制に従うことを条件として、インドの銀行は斡旋人および引受人として活躍することができます。インドの銀行が発行の引受けを担当する場合、保有額が、発行から6カ月後の発行額の5%を上回ることはできません。しかし、インドの銀行の海外支店や子会社が引受人となる、インドの銀行による発行は許可されません
- かかる債券の全て込みの費用の上限は、対応する満期を持つインド国債の実勢利回りを450ベースポイント上回るものとなります
- 最低平均満期は3年です。但し、RBIは特定のセクターについて異なる最低平均満期を規定することができます

- エンドユーザー制限借入金は、以下を除くすべての目的に使用することができます。
 - 不動産活動
 - 資本市場に投資し、利益を国内の株式投資に使用すること
 - 外国株式保有を除く、運転資金目的
 - 外国株式保有を除く、一般企業目的
 - 外国株式保有を除く、ルピーローンの返済
 - 上記の目的のために他の事業体に転貸すること
- 為替レート-ルピーの換算は、債券の発行および履行のために行われる取引の目的で、決済日の市場レートとします
- ヘッジング-海外の投資家は、インド国内の承認取引者カテゴリーIの銀行と、許可されたデリバティブ商品を通じて、ルピーに対するエクスポージャーのヘッジを行う資格があります。また、投資家は、海外のインドの銀行の支店や子会社、または、インドに拠点を持つ海外銀行の支店を通じ、バック・ツー・バックベースで国内市場にアクセスすることもできます
- 報告-承認取引者カテゴリーIの銀行は、対外商業借入部門の外国為替局に対し、関連する融資登録番号を引用した、関係借手による実際の引出や返済の金額を報告する必要があります。Eメールによるかかる報告は、取引が行われた日付に行われるものとします

3.2.4. 外貨建て転換社債 (FCCB)

FCCBは対外商業借入(ECB)ガイダンスおよび他のECBに適用される規則全てにより規律されます。当該債券の発行も、FDIガイドラインに準拠しなければなりません(セクター別上限額を含みます)。主要な要求事項は次の通りです:

- 最短の満期5年
- コールオプションとプットオプション(もしあれば)は、5年より前には行使できないものとします
- FCCBの発行にはワラントを付加しないものとします
- 発行関連の費用は発行サイズの4%を超えないものとし、私募の場合は、発行サイズの2%を超えないものとします

3.3. セクター別総合上限

インド政府は、外国投資を誘致する目的でFDIポリシーを簡略化するため、セクター別総合上限を導入しました。セクター別総合上限はあらゆる種類の直接および間接の外国投資を含むこととなります。これは、投資が、外国直接投資(FDI)、外国ポートフォリオ投資(FPI)、外国ベンチャーキャピタル投資(FVCI)、有限責任組合(LLP)、預託証券(DR)に基づくものであるかどうか、また非居住インド人(NRI)による投資かどうかには関係ありません。

原資産の金融商品があるFCCBとDRは、債券の性質を帯びており、外国投資として扱われるべきではありません。しかしながら、インド国外在住の人物が保有する株式で、契約に基づいた債券商品の転換から生じるものは、総合式上限額に基づき、外国投資とみなされます。

3.4. 外国投資家に許可されている投資

下表は、様々なカテゴリーの投資家が利用できる投資商品の種類についてまとめたものです。

市場セグメント	商品の種類	FPI	FDI	FVCI
株式市場	上場株式	はい	はい*	はい*
	未上場株式	いいえ	はい	はい
	優先株(完全、義務的なおよび強制的転換)	はい	はい	はい
	ワラント	はい	はい	はい
	分割払い込み株式	はい	はい	いいえ
債券	長期国債	はい	いいえ	いいえ
	短期国債	はい*	いいえ	いいえ
	コマーシャル・ペーパー	VRRに制限されています	いいえ	いいえ
	貸出取引	VRRに制限されています	いいえ	いいえ
	社債 - 転換不可能	はい*	いいえ	はい*
	社債 - 転換可能	はい*	はい	はい
	デフォルト時の社債	はい	いいえ	いいえ
	非上場社債 - 転換不可能	はい	いいえ	はい*
	海外インドルピー建て債券(マサラ債)	はい	いいえ	いいえ
	銀行のTier IやUpper Tier II銀行証書などの永久債務証券	はい	いいえ	いいえ
	信用強化債券	はい	いいえ	いいえ
投資信託	投資信託のユニット	はい**	いいえ	いいえ
	上場投資信託(ETF)(金ETFを除く)	はい	いいえ	いいえ
デリバティブ契約	指数先物	はい	いいえ	いいえ
	指数オプション	はい	いいえ	いいえ
	株式先物	はい	いいえ	いいえ
	ストックオプション	はい	いいえ	いいえ
	金利先物	はい	いいえ	いいえ
	通貨デリバティブ(ETDやOTC)	はい*	いいえ	いいえ
	クロスカレンシーデリバティブ	はい	いいえ	いいえ
	金利スワップ	はい*	いいえ	いいえ

市場セグメント	商品の種類	FPI	FDI	FVCI
証券貸借(SLB)セグメント	上場株式	はい	いいえ	いいえ
その他	集合投資スキームのユニット	はい	いいえ	いいえ
	ARC/証券化会社が発行したセキュリティ・レシート	はい	いいえ	いいえ
	カテゴリーI代替投資ファンドのユニット	いいえ	はい	はい
	カテゴリーII代替投資ファンドのユニット	いいえ	はい	いいえ
	カテゴリーIIIオルタナティブ投資ファンド	はい	はい	いいえ
	不動産投資信託(REIT)のユニット	はい	はい	いいえ
	InvITsインフラ投資信託	はい	はい	いいえ
	証券化債務	はい*	いいえ	いいえ

* 特定の資産クラスや投資ルートでは、追加の制限や条件が適用される場合があります

** 投資信託の短期投資スキームのユニット-FPIには、流動性のある投資信託や短期金融市場投資信託への投資が許可されていません。債券投資信託への投資は、社債上限額に基づいて計算されます

*** 非上場社債はエンドユーザー使用制限遵守条件があります

FPIは、一部払込済債務証券への投資ができません

4 外国直接投資 (FDI)

インドにおける外国直接投資 (FDI) は、1999年インド外国為替管理法の規定に関連するもので、1999年 FEMAに基づき、インド準備銀行 (RBI) により発令される様々な回状および指示に従うものです。外国投資家による投資を可能とする規則は、2017年「外国為替管理」(インド国外居住者による証券の移転または発行)規則 (適宜改正を含む) というタイトルにて、2017年11月7日公示No. FEMA 20 (R)/2017-RB参照で告示されました。

4.1. 外国直接投資を規律する規制の枠組み

1. 商工省産業政策推進局 (DIPP) により公布された統合 FDI ポリシー
2. インド準備銀行により公布され、時宜に応じ改正された、外国為替管理法、および外国為替管理 (インド国外居住者による証券の移転または発行) 規則

4.2. FDIの参入ルート

FDIに基づく投資は、セクターをベースとして、自動ルートに基づくか、または政府承認ルートに基づいて許可されています。

4.2.1. 自動ルート

インド国外居住者が参入するルートには、事前に準備銀行の承認または政府承認が要求されていません。このルートに基づく外国投資

4.2.2. 政府承認ルート

インド国外居住者が参入するルートには、政府の事前承認が要求されています。このルートに基づく外国投資は、承認にあたり政府が規定する条件に従わなければなりません。申請はオンラインにて、産業政策推進局の外国投資促進ポータルで行う必要があります。申請内容は、それぞれの省/部局により検討されます。

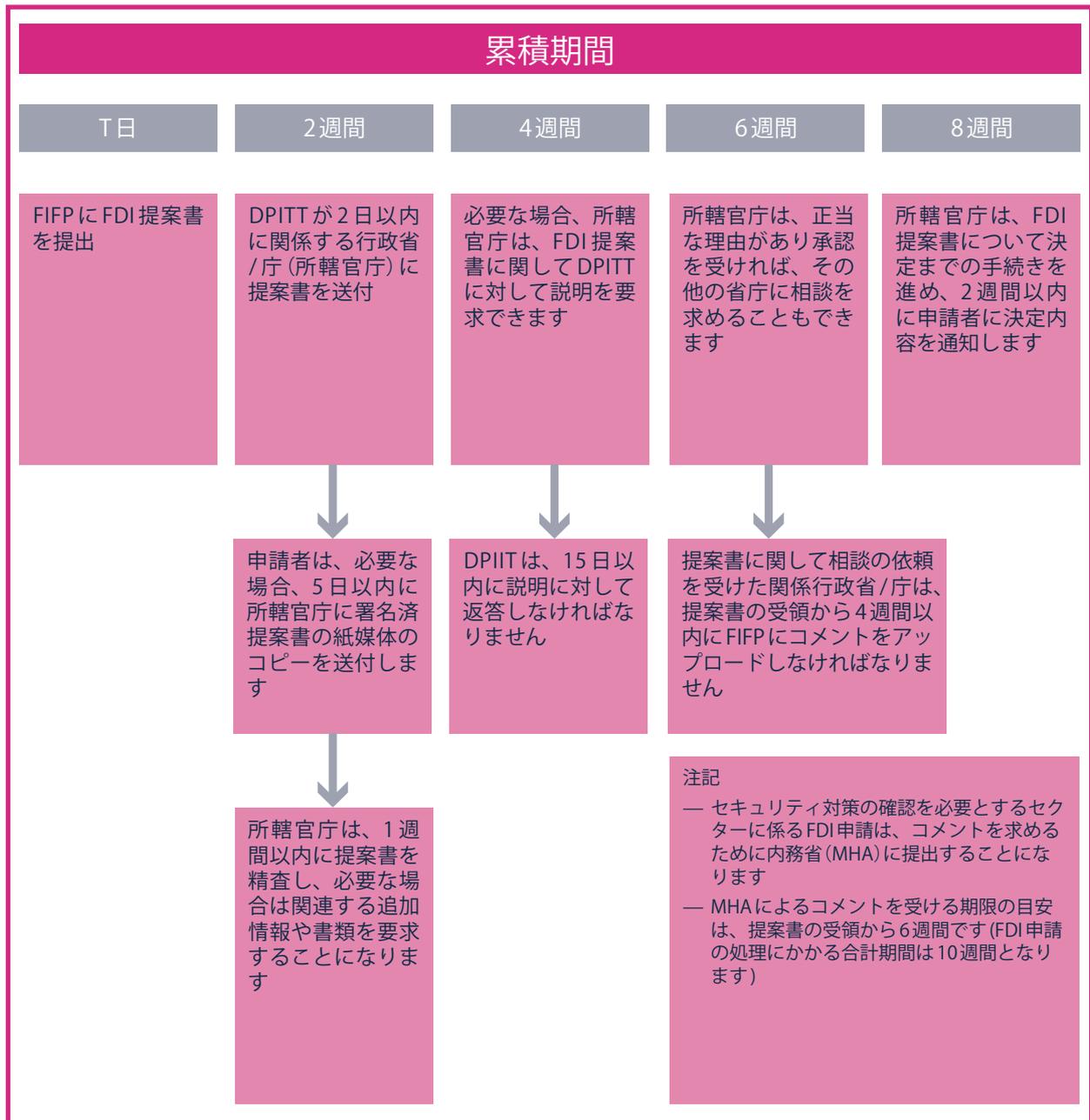
4.2.3. 総合外国ポートフォリオ投資

完全希釈化後ベースで払込済資本金の49%まで、またはセクター別/法令による上限のいずれか低い方までは、政府承認、または場合によりセクター別条件の遵守は要求されません。但し、当該投資による結果として、インド居住市民からインド国外居住者への、インド所在法人の所有権移転および支配移転を招かないこととします。インド国外居住者によるその他の投資は、RBIの発行に係る「2017年外国為替管理(インド国外居住者による証券の移転または発行)規則」に規定されている通り、政府の承認、およびセクター別条件の遵守が要求されます。

4.3. 政府承認の手順

- 申請のオンライン提出
 - 申請者は、外国投資の提案書をオンラインポータルから提出し、関連書類をアップロードするよう求められます
 - 提案書をオンラインで提出後、DPIITは、関係する行政省/局を特定し、2日以内に、個別の所轄官庁に提案書を電子転送します
 - 申請書がデジタル署名されている場合、紙媒体のコピーを提出する必要はありません。デジタル署名されていない申請書については、紙媒体の提案書に署名の上、そのコピー一部を所轄官庁に送付するよう、オンライン通信を通じてDPIITが申請者に通知します。申請者は、DPIITからの当該通信後五日以内に、紙媒体の申請書に署名の上、そのコピーを提出しなければなりません。

申請承認までのタイムライン



セクター／活動のための承認付与を行う所轄官庁名リストを以下に示します

行政省/局	セクター／活動
鉱物資源省	鉱業
国防省、国防装備品局	国防
内務省	小型武器製造、民間警備会社、パキスタンおよびバングラデシュからの投資
情報放送省	放送、活字メディア
民間航空省	民間航空
宇宙局	サテライト
情報省、通信局	通信
商務産業省 産業国内取引局 (DPIIT)	取引(単一ブランド食品と複数ブランド食品の小売) 資本財／機械類／設備(中古機械類は除く)の輸入に対する株式の発行 業務展開前に発生した経費／会社設立前に発生した経費(賃料支払等を含む)に対する株式の発行 政府の承認が必要な NRI／EOU による提案
財務省経済局	承認が必要な金融サービス、コア投資会社／投資会社への外国投資
財務省金融業務局	銀行業(公共および民間)
化学肥料省医薬局	医薬品

- 外国投資の承認を求める申請書の処理に関する詳細な手順や締切が、以下の通り通知されました
- 提案書が受理されると、産業国内取引局 (DPIIT) がオンラインにてその提案書を、1999年外国為替管理法 (FEMA) の観点からの評価のために、RBI に回付するものとします。セキュリティ対策の確認を必要とするセクターへの外国投資の提案書の場合、さらに内務省にも照会の上評価を得る必要があります。さらに、提案書はすべて、外務省 (MEA) と歳入局 (DoR) に参考のため転送されます
- セキュリティ対策について、内務省の確認が必要な提案書は、標準業務手順書 (SOP) により提供されます
- 総額 500 億インドルピーを超える外国株式資金流入が関係する提案書の場合、所轄官庁は同提案書を内閣経済対策委員会の審議に付するものとします。内閣経済対策委員会の決定を受けた後、一週間以内に承認書が発行されます

SOPの詳細はこちらからご覧いただけます：www.dipp.gov.in

—モニタリングとレビュー:

- 所轄官庁は、未決定の外国投資提案書を、毎月定期的に審査します
- DPIITが招集する共同の四半期審査会は、インド政府のDPIIT長官とDEA長官を共同議長として開催されます

4.4. FDIポリシーの回状

FDIスキームのもとでは、非居住者は、自動ルート、または、政府ルートのいずれかを通じて、インド企業の株式、完全強制転換社債、および完全強制優先株に対して投資を行うことができます。

インド政府のFDIポリシーには次のアドレスにてアクセスできます

http://dipp.nic.in/sites/default/files/CFPC_2017_FINAL_RELEASED_28.8.17.pdf

自動ルートに基づくセクター

自動ルートに基づき許可されているセクターが従うべき条件は次のアドレスにてアクセスできます。

https://dipp.gov.in/sites/default/files/Sectors_under_Automatic_Route_with_Conditions_25062019.pdf

政府承認ルートに基づくセクター

政府承認が必要なセクターは次のアドレスにてアクセスできます

https://dipp.gov.in/sites/default/files/Sectors_where_Government_Approval_is_required_25062019.pdf

4.5. FDIが禁止されているセクター

FDIは、以下のセクターでは禁止されています。

- 宝くじ事業(政府/民間の宝くじ、オンライン宝くじ等を含む)*
 - ギャンブルおよび賭博(カジノ等を含む)
 - 無尽事業(チットファンド)
 - 互助金融(ニディカンパニー)
 - 譲渡可能開発権(TDR)の取引業
 - 不動産事業または農場の建設
 - 葉巻、両切り葉巻きたばこ、シガリロ、たばこ、たばこ代用品の製造業
 - 民間部門による投資に開放されていない活動/セクター、例えば(I)原子力、(II)鉄道輸送など
- *宝くじ事業とギャンブル・賭博活動の場合、フランチャイズ、商標、商標名、マネージメント契約など、いかなる形式の外国技術協力も禁止されています

4.6. 適格水準

FDI ポリシーに従うことを条件として、禁止リストの一部であるセクターやアクティビティを除き、インド国外居住者はインド法人への投資をすることができます。

バングラデッシュ国民もしくはパキスタン国民、または、バングラデッシュまたはパキスタンで設立された事業体は、政府承認ルートに基づいてのみ投資をすることができます。さらに、パキスタン国民、または、同国で設立された事業体は、政府承認ルートに基づいてのみ、且つ、防衛、宇宙および原子力以外のセクターや活動、ならびに、外国投資が禁止されているセクターや活動以外のセクターや活動にのみ、投資をすることができます。

適格投資家は、統一KYCを遵守する必要があります。FDIは、電子株式を保有するための預託機関参加者での口座を開設することは許可されていますが、現金口座が許可されているのは、取引のためのエスクロー口座だけであり、口座開設日から六カ月以内に口座を閉じる必要があります。

4.7. 口座の構造

FDI ルートに基づく取引実行に関して、事業体は、取得証券の保管のために、証券保管機関/預託参加者にて、証券・預託口座を開設することが許可されます。

インドルピー/外貨預金口座の開設は、いずれの認定取引銀行においても許可されません。全ての資金の流入は通常の銀行チャンネルを通してのものです。

4.8. 投資上限

インド国外居住者による、居住インド事業体への投資は、FDI ポリシーに規定されたセクター別上限の範囲で許可されます。

4.9. 投資に関する条件

特定のセクターに対する投資には特定の参入条件があります。当該条件には、次のようなものが挙げられます：

- (1) 最低資本金の基準
- (2) ロックイン期間など

外国投資に関する参入条件に加え、投資/投資家には、関連するセクターの法律、規制、規則、セキュリティ条件、州/地方レベルの法律/規則のすべてを遵守することが求められます。

4.10. 外国直接投資スキームに基づく投資の方法

インドに対する外国直接投資は、以下の方法を通じて行うことができます：

- i. 企業による新規株式発行：
 - インド企業は、FDI スキームに基づき現行の FDI ポリシーと FEMA 規則を遵守することを条件に、インド国外居住者に対して、新規に資本証券を発行できます
 - インド法人は全額払込済普通株式をインド国外居住者に発行することができます
 - 上場会社の為の SEBI ガイドラインに従って計算された価格以上の価格
 - 国際的に認められた方法に従った当該非上場のインド法人の査定額であって、商業銀行/公認会計士により正当に認定された査定額以上の価格

- 当該人物に支払うべき資金に対して、実施される当該資金の送金は、特定の条件に従って許可されます
 - 資本証券は、送金受領日後180日以内に発行されなければなりません。発行されない場合、対価の金額は払い戻さなければなりません
- ii. インド国内外の居住者による既存株式の移転を通じた取得：
- インド国外居住者(であって、NRI/OCI/海外法人組織(OCB)でない者)は、インド法人の資本証券、または同人が保有する持ち分を、売却または贈与の方法により、他のインド国外居住者に購入/移転することができます
 - インド国外居住者からインド国内居住者への移転は、
 - 上場会社の為のSEBIガイドラインに従って計算された価格を超過してはなりません
 - 国際的に合意された方法に従った非上場のインド法人の査定額であって、商業銀行/公認会計士により正当に認定された査定額を超過してはなりません
 - 資本証券のスワップに対して不利になってはなりません(インド法人が自動ルートセクターに従事している場合)
 - インド国外居住者は、下記の場合、インド内の証券取引所にて上場されているインド法人の資本証券を購入することができます：
 - 投資をしているインド国外居住者が、2011年SEBI(実質的株式取得および買収)規則に従って、当該会社を既に支配しており、且つ支配し続けている場合
 - 通常の銀行業務チャネルから、または特定の条件のもとでインドの投資先会社により支払われるべき配当から、国内送金として対価が支払われる場合

4.11. 資金流入

FDIスキームに基づき、インド国外居住者から、資本証券を発行しているインド企業が受領する対価は、以下の方法により移転することができます：

- i. 通常の銀行業チャネルを通じた被仕向送金
- ii. 外国為替管理(預金)規則に基づき、ADカテゴリーI銀行にて開設されている、NRE/FCNR/エスクロー口座への入金

4.12. 売却代金の送金

- ADカテゴリーI銀行は、(該当する税の控除後の)証券売却代金を、インド国外に居住する株式の売主に送金することを許可できます。但し、次を条件とします：
 - その証券が、本国送還ベースで保有されてきたこと
 - その証券売却が、規定のガイドラインに従って行われたこと、および
 - NOC/納税完了通知証明書が作成されていること
- ADカテゴリーI銀行は、適用される税金の支払いを条件として、清算中のインド国内企業の清算売得金を送金することを許可されてきています。但し、申請者が次のものを提出することが必要です：
 - 送金に関して、異論がなく、または納税完了証明書があること
 - インドでのすべての債務が完済されているか、または、
 - 十分に引当計上されていることを確認する監査人の証明書
 - 清算は会社法の規定に従っている旨の監査人の証明書
 - 清算手続中の申請者または企業に対して、インド国内の裁判所に係属中の法的手続は存在せず、また送金を許可するうえでの法的障害もない旨の監査人の証明書

- 配当金に関しては、一切の制限なく自由に本国送金できます (場合によって、源泉徴収または配当税控除後)。
- 完全強制転換社債の利子に関しても、一切の制限なく自由に本国送金できます (適用税額控除後)

4.13. 取引に関する規制上の報告

FDIに関連する取引の報告を容易にするため、インド準備銀行は、当該報告の申請をオンライン化しました。報告はインド準備銀行が提供する下記のポータルを通じて行われることとなります

— <https://firms.rbi.org.in/>

報告内容	報告先	頻度	担当組織	注記
FDI：報告要件				
流入の報告	RBI	対価受領から30日以内	ADカテゴリーI銀行を通じたインド法人	外国法人のFIRCおよびKYC報告のコピーも提供する必要があります
株式発行(フォームFC-GPR)	RBI	株式発行日から30日以内に提出する必要があります	ADカテゴリーI銀行を通じたインド法人	
居住者と非居住者間の株式譲渡(フォームFC-TRS)	RBI	対価受領日から60日以内に提出する必要があります	ADカテゴリーI銀行を通じた譲渡者/譲受者	居住投資者の提出義務

5

外国ベンチャーキャピタル 投資家 (FVCI)

ベンチャーキャピタル投資は、イノベーション、企業、科学技術と知識ベースのアイデアの商業生産への転換を促進する重要なチャンネルとみなされています。知識ベースの産業の成長を促進するうえでのベンチャーキャピタルファンドの大きな可能性は、情報技術、バイオテクノロジー、医薬品、農業、食品加工、通信、サービスなどのいくつかの分野に関連があります。

5.1. 定義

ベンチャーキャピタルファンドとは、1996年SEBI (ベンチャーキャピタルファンド)規則、または、2012年SEBI (オルタナティブ投資ファンド)規則に基づき、当局に、カテゴリー-Iオルタナティブ投資ファンドの「ベンチャーキャピタルファンド」のサブカテゴリーに登録したファンドを意味します。

ベンチャーキャピタル事業とは、以下に該当する国内企業を指します。

- 投資実行時点で、インドの公認の証券取引所に上場されていないこと
- サービスの提供や物品の製造を行うビジネスに従事しており、以下の活動やセクターが含まれないこと
 - 銀行業以外を事業とする金融サービス機関 (但し、RBIに登録済みで機器のリース会社または購入選択権付きリース契約の取扱い会社に分類される企業を除く)
 - ゴールドファイナンス (但し、ジュエリー向けのゴールドファイナンスを事業とする企業を除く)
 - インド政府の産業政策で許可されていない活動
 - SEBIが指定する可能性のあるその他のあらゆる活動

投資先企業とは、オルタナティブ投資ファンドが投資を行っているすべての企業、特別目的事業体、もしくはリミテッド・ライアビリティ・パートナーシップ、もしくは法人、または、不動産投資信託、もしくはインフラ投資信託を意味します。

投資可能資金とは、事務管理費用と資金の管理費用控除後の、インドへの投資にコミットされた資金を意味します。

5.2. 市場参入

ベンチャーキャピタルによる方法でインドの企業への投資を希望するインド国内外の居住者は、外国ベンチャーキャピタル投資家として、インド証券取引委員会 (SEBI) への登録が必要です。

5.2.1. 登録

登録を行う場合、申請者は、2000年SEBI (外国ベンチャーキャピタル投資家) 規則に従い、SEBIに、申請手数料とともにフォームAを提出しなければなりません。

<p>適格基準</p>	<ul style="list-style-type: none"> — 申請者は、インド国外で法人化された投資会社、投資信託、投資パートナーシップ、年金、ミューチュアルファンド、資産運用会社、投資会社、投資運用会社、またはその他の投資事業体とします — 申請者は、その法域内で、FVCIまたはオルタナティブ投資ファンドとして、ベンチャーキャピタルファンド、または進行中の生産活動に投資を行う認定を受けています — 専門的能力、財務健全性、経験、公平性に関する一般的な評判、整合性 — 申請者は、該当する外国規制当局の規制下にある者、または、所得税納税者です。または、申請者が、規制下にある事業体でも所得税納税者でもない場合は、申請者または発起人の銀行から証書または実績を提出します — 申請者が適格者であるかを判断するうえで、SEBIは、申請者、主たる役員、取締役、発起人、および経営に関わる主要人物に関連して、以下の基準を含め、適切と思われるあらゆる考慮事項を考慮する可能性があります — 整合性、評判、性格 — 有罪判決や禁止命令がないこと — 財務流動性や純資産などの財務能力 — 故意の債務不履行者に分類されていないこと
<p>提供すべき情報</p>	<ul style="list-style-type: none"> — 投資戦略、投資家からのコミットメントレター、ファンドのライフサイクルなど関連する情報や説明
<p>証書の条件</p>	<ul style="list-style-type: none"> — 条件に従い、外国ベンチャーキャピタルに証書が付与されます — SEBI法およびFVCIの規則の条項に従います — 証券を安全に保管するため、証券保管機関に登録されたSEBIを指名します — 非居住者ルピーと外国通貨の取扱口座を開設する必要があります

5.2.2. 書類要件

SEBIに登録予定のFVCIは、FVCI登録のための申請書(フォームA)とともに、以下の書類や申告書を提出する必要があります。

- 申請書
- 以下の控え
 - 自国当局での登録証明書、または
 - 自国で申告した所得税申告書、または
 - 申請者の公正取引実績に関する銀行証明書
- 氏名、住所、連絡先電話番号、EメールIDを記載した、連絡先人物の詳細

- 氏名、住所、連絡先電話番号、EメールIDを記載した、取締役全員の詳細
- 申請者の覚書および定款／設立文書の控え。主要目的が申請者にベンチャーキャピタル活動を継続することを許可することを保証するようにしてください。
- 申請者の組織図
- 申請者または申請者の取締役のいずれかが、SEBIにより証明書を拒否されていないかどうかを述べます
- 申請者がSEBIまたはインドにおけるその他の規制当局に登録されているかどうか、または、SEBIへの登録を申告したかどうかを述べます
- FVCIの取締役／役員に関する詳述。詳述には、学歴、職務経験などを記載する必要があります。
- 2000年SEBI(外国ベンチャーキャピタル投資家)規則の規則11(a)で求められる投資戦略の開示。ファンドのライフサイクルの期間を記載した投資戦略
- 2000年SEBI(外国ベンチャーキャピタル投資家)規則4A、および、2008年インド証券取引委員会(仲介機関)規則の附則IIに記載されている基準に従う「適当かつ適切な人物」基準に関する宣言
- 申請者または発起人の最新の財務諸表の控え
- 証券保管機関に登録されたSEBIと締結した証券保管機関契約書の控え
- 申請者が登録されている海外の規制当局が発行した営業免許(ある場合)の謄本
- 申請者がインドで指定銀行を任命したことの確認
- 申請者からの「確約レター」に、特定期間内に「x」の金額(インドルピー換算)を投資することを明記すること。これは、SEBIからの非常に重要な要件です。また、記載された金額は確定した金額でなければならず、「おおよそ、または、暫定」の金額とはできないことに注意してください
- 最低100万米ドルの拠出に関する申請者である投資家からの確約レター
- この申請が行われている期間の前の会計年度に関して、確約レターを提出した申請者である投資家の財務諸表の控え
- 確約レターを提出している申請者である投資家全員の氏名、住所、連絡先電話番号、メールアドレス

5.2.3. 申請のオンライン提出

- FVCI登録のための新規申請はすべて、SEBI仲介ポータルを通じてのみオンラインで受理されます。
- 登録されたすべてのFVCIは、FVCI規則に基づくあらゆるリクエストについて、オンラインシステムからコンプライアンスレポートを提出し、申請を送信することが求められています。SEBIに登録されたFVCIには、オンラインアカウントをアクティベートすることが求められます。
- FVCIは証券保管機関に登録されたSEBIを任命する必要があります、特別の非居住者インドルピー口座および／または外貨口座を開設する目的で、指定銀行との手続に入る必要があります。FVCI、または、FVCIの代理で活動するグローバル・証券保管機関は、任命された証券保管機関との契約を締結します
- 完了していない申請内容は、SEBIが却下します。このような申請却下が行われる前に、記載された異議内容の解決期間として、申請者には、連絡を受領した日から30日間が与えられています。この期間はSEBIの裁量によってさらに延長することができますが、90日間を超えることはできません。

5.2.4. 手数料

手数料の種類	金額(米ドル)	支払いの時期
申請手数料	2,500	申請時
登録手数料	10,000	原則承認の付与時

手数料は、NEFT/RTGS/IMPSを通じた銀行経由への振込、または、ムンバイの「インド証券取引委員会」宛て銀行手形で支払を行います。RBIが許可するその他のあらゆる手段も認められています。

5.2.5. 口座の構造

- SEBIからの承認の受領後に、FVCIとして取引を実行する場合、当該事業体は口座開設が認められます。
- 証券保管機関の証券預託口座
- 承認取引銀行の特別非居住者ルピー口座および口座利息の発生しない外国通貨口座

5.2.6. FPIとしての登録が許可されているFVCI

以下に挙げるものを条件に、FVCIとしての登録を保持している申請者に対し、指定預託機関参加者 (DDP) がFPIとしての登録を付与することが許可されています。

- 2014年SEBI (FPI) 規則に規定されている適格基準を遵守する申請者で、FPI規則で定義されている不透明な構造ではないもの
- 調達、割当、投資された資金が、FPIおよびFVCIとして明確に分離されていること
- 申請者は、FPIおよびFVCIとして活動するうえで同じ証券保管機関を指名すること
- 分離口座は、取引執行用の証券保管機関で維持するだけでなく、FVCIとFPI登録で保持している証券でも維持すること
- 取引の報告は、特定の登録に基づき適用される条件に従って別々に行わなければいけません
- それぞれの登録内容に基づいて事業体に適用される条件全てが、特定の登録に関する分離資金と活動のレベルで準拠されていること
- 完全希薄化ベースで企業の払込み資本金の10%未満という投資限度額が、共同抛出のFPIとFVCI投資全体を通じて適用されることを含め、FPIに適用される投資制限は、FVCI申請者にも適用されることとする

5.3. 投資ガイドライン

5.3.1. 許可されているセクター及び取引

2000年インド証券取引委員会 (FVCI) 規則に基づき登録を受けたFVCIは、以下への投資を行うことができます。

- 以下のセクターで事業を行うインドの企業の証券(発行時点で公認の証券取引所に上場されていないこと)
 - バイオテクノロジー
 - ハードウェアおよびソフトウェアの開発関連のIT
 - ナノテクノロジー
 - 種子の研究開発

- 医薬品セクターの新しい化学物質の研究開発
- 乳業
- 養鶏業
- バイオ燃料の生産
- 3,000人以上の座席数を持つホテル兼コンベンションセンター
- インフラストラクチャー（これには、適宜修正される現行のFEMA規則に基づき通知される、対外商業借入ガイドライン／ポリシーに基づくインフラの定義の範囲に含まれる活動が含まれます）
- インドのスタートアップ企業（従事しているセクターは問わない）が発行した証券
 - スタートアップ企業とは、五年前までにインドで設立または登記された、前年度の売上高が2億5,000万インドルピーを超えない、テクノロジーや知的財産が促進する新製品、プロセスまたはサービスのイノベーション、開発、展開に向けて取り組んでおり、規則で定められた一定の条件を満たしている事業体（非公開有限責任会社または登録パートナーシップ会社またはリミテッド・ライアビリティ・パートナーシップ）を指します。
- （2012年SEBI（AIF）規則に基づき登録された）ベンチャーキャピタルファンド（VCF）もしくはカテゴリーIオルタナティブ投資ファンド（カテゴリーI AIF）のユニット、または、スキームもしくはVCFもしくはカテゴリーI AIFが設定したファンドのユニット
 - FVCIが保有する証券／商品をインド国内外の居住者に譲渡することについては制限はありません
 - FVCIは、証券／金融商品の発行者または証券／金融商品を保有する個人から、許可された当該証券／金融商品を購入することができます
 - FVCIは、買手と売手／発行者が双方合意した価格で投資することが認められており、証券を取得または譲渡することができます。
 - FVCIによる資本証券でのインド企業への投資は、報告義務、セクター別上限、参入ルートおよび付随条件の対象となります。

5.3.2. 投資基準

- FVCIが行う投資は全て、以下の条件を遵守する必要があります。
- FVCI投資はSEBIに届け出た投資戦略に従って行うこと
 - 資金全額を一つのベンチャーキャピタルファンドまたはAIFにコミットできること
 - FVCIは、2000年SEBI FVCI規則のネガティブリストに分類された活動に従事している企業への投資はできません。ネガティブリストに含まれる事項
 - 銀行業以外を事業とする金融サービス機関（RBIに登録済みで機器のリース会社または購入選択権付きリース契約の取扱い会社を除く）
 - ゴールドファイナンス（但し、ジュエリー向けのゴールドファイナンスを事業とする企業を除く）
 - インド政府の産業政策で許可されていない活動
 - SEBIが指定する可能性のあるその他のあらゆる活動
 - FVCIはファンドのライフサイクルをSEBIに開示することが求められる
 - FVCI投資では、以下の制約が課せられます。
 - 投資可能資金の66.67%以上を、ベンチャーキャピタル事業または投資先企業の非上場株式または株式連動商品に投資すること。株式連動商品には、株式または株式ワラントに転換可能な商品、優先株式、株式に強制転換できる社債、株式に任意転換できる社債が含まれます
 - 投資可能資金の最高33.33%まで、以下の事項を通じて投資することができます。
 - 株式を上場予定のベンチャーキャピタル事業または上で定義された投資先企業の新規株式公開
 - 外国ベンチャーキャピタル投資家が既に株式の形式で投資を行っているベンチャーキャピタル事業または上で定義された投資先企業の債券もしくは債務証券
 - 一年間のロックイン期間を条件とする、上場企業の株式の優先割当

—2000年SEBI FVCI規則に基づき投資の促進または奨励を目的として作られた特別目的事業体

5.3.3. 決済方法

銀行経由もしくは外国通貨口座および特別非居住者ルピー (SNRR) 口座またはそのいずれかに預託されているファンドを介して外国からの被仕向送金として支払われた対価

5.3.4. 送金

証券の売却／満期受取高(税引き後)はインド国外へ送金するか、FVCIの外国通貨口座または特別非居住者ルピー口座へ預金することができます。

5.4. 報告要件

- 登録されたすべてのFVCIは、オンラインシステムからコンプライアンスレポートを提出することが求められています。ポータルにはこちら (<https://siportal.sebi.gov.in/intermediary/index.html>) からアクセスできます。
- FVCIには、各暦四半期ごとにベンチャーキャピタル活動(株式、債券またはVCFという投資カテゴリー別、および、業種別)についてSEBIにオンラインポータルを通じて報告することが求められています
- FVCIには、ベンチャーキャピタル活動について、RBIが指定した形式で指定した承認取引者カテゴリー銀行を通じて適宜毎月報告を行うことが求められています。

報告内容	報告先	頻度	責任	注記
所定のフォーマットでの外国為替の流入・流出の報告	RBI	月次	承認取引者カテゴリーI銀行を通じたFVCI	前月の翌月の10日以内
許可されたセクターへの投資詳細は、所定のフォーマットに従う	RBI	月次	承認取引者カテゴリーI銀行を通じたFVCI	前月の翌月の10日以内
許可されたセクターへの投資詳細に関するオンライン記入	SEBI	毎四半期	FVCI	前四半期末から三営業日以内

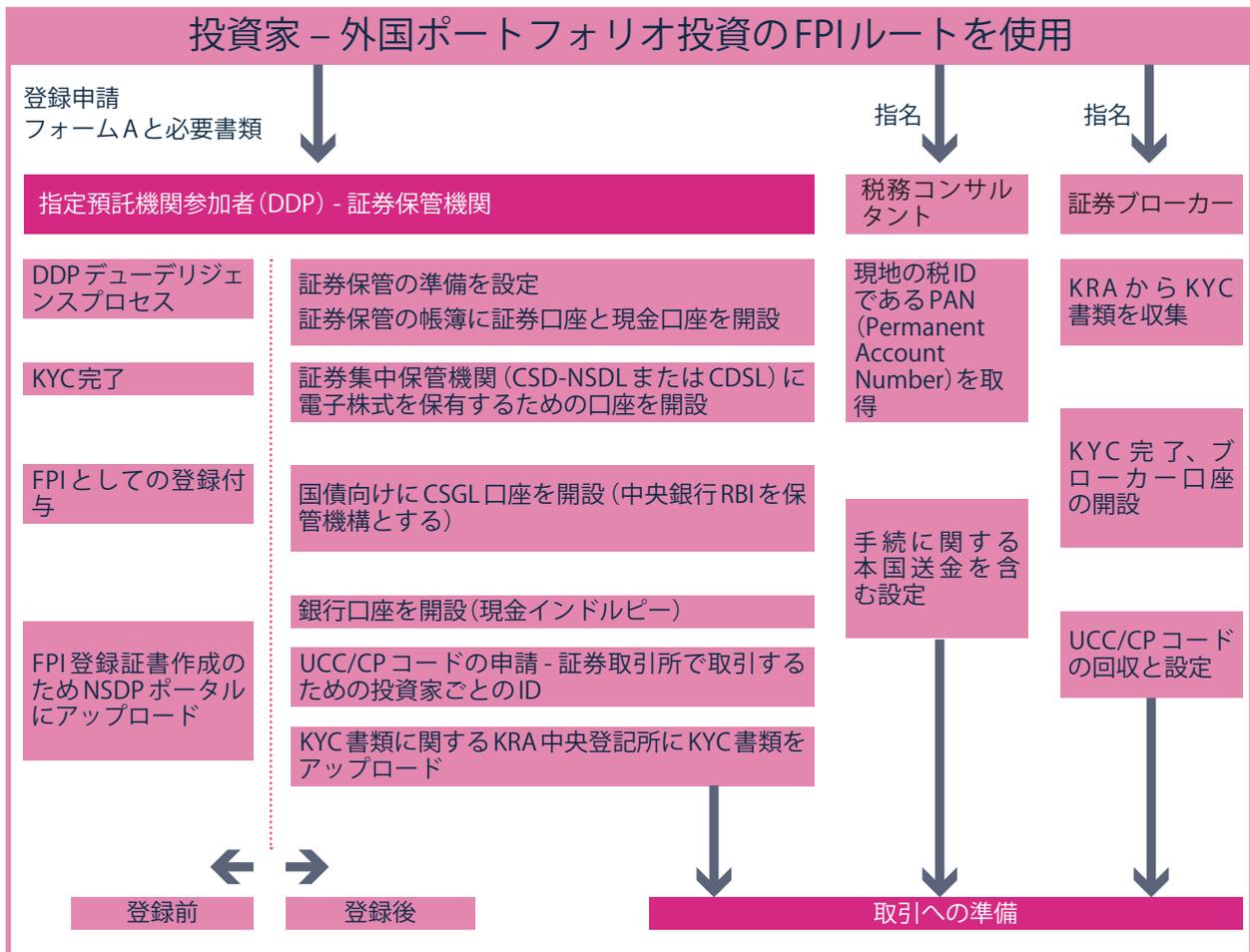
6

外国ポートフォリオ投資家 (FPI) - 市場参入

6.1. 序文

外国ポートフォリオ投資家というカテゴリーは、かつての外国ポートフォリオ投資家 (FII/サブアカウント) と適格外国投資家 (QFI) が合体し、2014年に登場しました。これは、重要な市場プロセスにおける効率性とグローバル基準を目的とした市場メカニズムに重要な変更をもたらしました。

外国ポートフォリオ投資家 (FPI) - 市場参入のフローチャート：



6.2. 指定預託参加者 (DDP) の役割

指定預託機関参加者 (DDP) とは、インド証券取引委員会 (SEBI) の承認を受けた仲介機関で、SEBI に登録されている証券の証券保管機関であり、RBI と預託機関参加者が承認した承認取引者カテゴリー I の銀行のことで、DDP の役割は、FPI の規則に従って、FPI から受け取った申請書類および補足書類に対してデューデリジェンスを行い、インド市場へのポートフォリオ投資の登録を許可することにあります。市場への登録は従来、SEBI によって行われていましたが、2014 年に DDP に移管されました。DDP は申請者に記入済み申請書類、補足文書、適用される手数料の受領日から 30 日以内に登録を認める必要があります。

また、FPI は、これらの規則に従って投資を行う前に証券の保管機関として活動するため、それぞれの DDP と契約を締結する必要があります。

6.3. FPI 適格基準

下記の参入基準は、FPI ルートを通じたインドの資本市場へのアクセスに関心を持つ事業者向けに規定されたものです。

- 申請者はインド在住ではありません。
 - 申請者は在外インド人 (NRI) またはインドの海外市民 (OCI) ではありません。
 - 在外インド人、インド海外市民または居住者インド人は、次の条件を満たす場合、FPI の構成員となることができます：
 - NRI / OCI / 居住者インド人 (RI)、更に NRI / OCI / RI が管理する投資運用会社も含めたこれらの拠出額は以下のとおりです。
 - 一人の NRI / OCI / RI からは、FPI の元本の 25% 未満、また、
 - 総額で FPI の元本の 50% 未満
 許可されている在住インド人による拠出で認められているものは、インドエクスポージャーが 50% 未満であるグローバルファンドのインド準備銀行により承認された自由化送金スキーム (LRS) を通じてなされるものです。
 - NRI / OCI / RI は FPI を管理することができません。但し、以下の条件を満たす場合、NRI / OCI / RI が所有し、管理する投資運用会社が FPI を管理することができます。
 - 投資運用会社事業者が本国で適切な規制下にあり、SEBI に自ら非投資 FPI として登録されている、または
 - 投資運用会社はインド法に基づき設立・創設され、SEBI に適切に登録されている事業者、または
 - 1996 年 SEBI (投資信託) 規則上の無異議証明書が SEBI より提出されているオフショアファンドである FPI です。
 - 申請者は、居住国の証券市場規制当局が証券監督者国際機構 (IOSCO) の多国間覚書 (MMoU) (付録 A : 加盟国) に参加調印している、または、居住国が SEBI と二国間覚書 (MoU) に参加調印している国の人物とします。
 - IOSCO 加盟国ではない政府または政府関連事業者の場合、インド政府が承認した国の居住者であれば FPI 登録を行う資格があります。こういった事業者については、申請は SEBI とインド政府との協議によって処理されます
- 許容されている IOSCO 法域の現在のリストはこちら：<https://www.iosco.org/about/?subSection=mmou&subSection1=signatories>
- SEBI と二国間覚書を結んでいる国のリストはこちら：
http://www.sebi.gov.in/cms/sebi_data/internationalAffr/IA_BilMoU.html
- 銀行の場合、申請者は、居住国の中央銀行が国際決済銀行 (BIS) のメンバーである国の人物とします。中央銀行が申請である場合、中央銀行は、BIS の構成員である必要はありません。ただし、インド政府から特定の承認を得る必要があります。

中央銀行がBISのメンバーである国のリストはこちら：http://www.bis.org/about/member_cb.htm

中央銀行がBISの構成員ではない、本国で銀行部門規制当局により規制されている銀行は、カテゴリーIIに基づく登録を求めることが許可されています。

- 拠出金の25%以上を拠出する、または支配に基づいて同定されるFPIまたはFPIの原資産の投資家は、国際連合安全保障理事会またはTAFTの声明書に明記された法域によって以下のように公示される制裁リストに記載されてはなりません。
- 戦略的なマネーロンダリング防止またはテロの資金調達撲滅(CFT)に対する対抗策の適用が不足している法域、または、
- 不足に対処するうえで十分な進歩を遂げていない、または、不足に対処するためのFATFとの行動計画に取り組んでいない法域

FATF発行の声明書に記載されている国のリストはこちら：<http://www.fatf-gafi.org/topics/high-riskandnon-cooperativejurisdictions> [参照：規則4(b)、4(c)、4(d)]

- 申請者が、2008年インド証券取引委員会(仲介機関)規則の附則IIに記載されている基準に基づく適当かつ適切な人物であること。
- SEBIが適宜指定するその他のあらゆる基準

「FATF加盟国出身」とは、FATF加盟国内に主たる事業所を有する事業体を意味し、および規制を受けている場合はFATF加盟国で適切な規制下にある事業体を意味します。

6.4. カテゴリー分類

外国投資家は、以下の二つのカテゴリーのいずれかに従って、FPIとしての登録を目論むものとします

シリアル 番号	投資家の種類	カテゴリー
1	中央銀行、ソブリン・ウェルス・ファンド、国際組織・機関または多国籍組織・機関といった政府および政府関連の投資家	I
2	政府および政府関連の投資家により支配され、または直接的もしくは間接的に少なくとも75%所有された事業体	
3	年金基金や大学基金	
4	保険または再保険企業体、銀行、資産運用会社、投資マネージャー、投資アドバイザー、ポートフォリオマネージャー、ブローカー・ディーラー、およびスワップ・ディーラーといった、適切な規制下にある事業体	
5	金融活動作業部会加盟国出身の事業体	
a	適切な規制下にあるファンド	
b	規制を受けないファンドの投資マネージャーが適切な規制下にあり、およびカテゴリーIのFPI*として登録されている	
c	5年超存在している大学の大学関連の寄付	
6	事業体の投資マネージャーが金融活動作業部会加盟国出身であり、および当該投資マネージャーがカテゴリーIのFPI*として登録されている	II
7	上記(3)-(5)に基づき、他の適格な事業体により、直接または間接に、少なくとも75%所有されている事業体	

8	カテゴリー I の FPI として適格ではない、適切な規制下にあるファンド	II
9	寄付および基金	
10	慈善団体	
11	法人	
12	ファミリーオフィス	
13	個人	
14	規定された条件に従い、顧客を代理して投資をしている適切な規制下にある事業体	
15	リミテッド・パートナーシップおよび信託形式で規制されていないファンド	

* 投資マネージャー/適格事業体は、規制を受けていないファンド/適格 FPI 事業体のすべての作為または不作為の責任を引受けます

カテゴリー分類表に関する注記

- 適切な規制下にあること – インドにおける投資を提案する場合と同じ行為能力で、母国その他の地域の証券市場監督機関または銀行監督機関により規制を受けている事業体
- 政府機関 – 保有比率の 75% 以上を保有するまたは外国政府の管理下にある事業体
- 投資マネージャーとは、投資運用、または受託を含むあらゆる同等の役割を行う事業体を含むものとします。

6.5. FPI 登録書類および手数料要件

6.5.1. 登録書類

登録を希望する FPI は、申請者のカテゴリーに基づいた補足書類および適用される登録手数料とともに、SEBI 運用ガイドラインに明記された指定のフォーマットで指定預託機関参加者 (DDP) に申請を行うこととします。

FPI としての登録に必要な書類は以下の通りです。

- 外国ポートフォリオ投資家 (FPI) としての登録証書付与用申請フォーム *
- DDP に提出すべき NRI および投資運用に関する追加宣言書
- KYC ならびに DP アカウントおよび銀行口座開設フォーム
- 最終的実質所有者宣言書
- その他の登録関連書類 (付録を参照のこと)
- KYC 書類
- FATCA/CRS 宣言

注記：新しいフォームは、SEBI による通知があった場合、共通申請フォーム (CAF) に取って代わられます。登録は、FPI 登録、PAN 申請、KYC、口座開設 (証券、銀行および預金の口座) をリンクさせたオンラインプロセスになります。

6.5.2. 登録手数料

登録手数料体系を以下に要約しています。

カテゴリー	事業体	登録の効力
I	3,000*米ドル	3年
II	300米ドル	3年

注意—実質所有者が、世界銀行その他の機関など、中央政府から税金の支払いについて特権および免除が付与された援助を提供する目的でインド国外で設立された国際機関または多国籍機関である場合、手数料は免除されます。

適用される登録手数料をFPIから受け取るDDPは、責任を持って、資金をSEBIの指定銀行口座に送金します。カテゴリIIからカテゴリIへのカテゴリの変更を希望するFPIは、必須情報、書類および該当する手数料の支払いと共に、DDPに要求することができます。

6.5.3. 登録プロセスとタイムライン

FPI申請の処理手続における遅延を最低限に抑え、透明性を高めるため、DDPは、完成書類受領後にFPIに対して通知を発行します。DDPは、質問があれば、デューデリジェンス後の登録手続き時に申請者のコンプライアンス責任者に照会を行うことができます。

- FPIの登録の完了または否決の何れかを行うためにDDPに与えられている期間は、記入完成後の書類と手数料やその他情報(または提起された質問)の受領から30日間です
- 2回の通知/リマインダーを送付後、申請者からの返答が全くなかった場合や記入完成済み書類と手数料を受け取らなかった場合、DDPは10日間という合計期間内に申請の終了/返送を検討することができます

6.5.4. 登録有効期間と登録の更新

FPIとしての登録は、最初の登録日から3年間の期間にわたって有効です。登録を継続するために、FPIは、手数料を添えて継続申請書を提出し、該当するものがあれば、スムーズな継続手続きを促進するために、現在の有効な登録に先立ち、少なくとも15日以前に変更情報を告知する必要があります。情報に変更がない場合、FPIは、以前に提出した情報に変更がない旨の宣言をする必要があります。

継続料が未払いの場合、FPI登録は、最後の登録料がFPIにより期日通りに支払われた日の後に、無効となるものとします。登録失効後に許可される継続申請はなく、FPIは、インド証券のすべての保有を清算して、以前のFPI登録を放棄した後に、新規申請をする必要があります。

DDPが有効期限内に登録手数料を受領し、KYCレビューを含む精査が有効期限までに完了しなかった場合、DDPは、登録継続の手続を行うことができます。しかしながら、精査が完了するまでの追加購入は制限されます。

6.6. PAN (Permanent Account Number : 税務番号) に関する要件

インドでFPIとして登録されている各事業体には、インドの市場での投資を開始する前に、納税登録番号であるPANを取得することが求められています。また、PANは現金および預金口座の開設に必須の要件です。納税登録は、税務当局とのあらゆる連絡の際に記載する必要があります。

i. PANカード取得手順

PAN取得に際し、FPIは、規定のフォーム(フォーム49AA)で申請を行うことが求められています。この正式に記載された申請フォームは、必要情報および必要書類とともに、指定当局に送信することが必要です。PAN取得に必要な情報や書類は、企業、信託、パートナーシップ、個人など、申請者の法的ステータス/形式によって異なります。PANカード取得に際しては、一般的にはインドのFPIの税務コンサルタントが支援を行います。

また、PANはデジタル署名証明書を使用して、PANの発行のために税務当局が指定するサービスプロバイダのポータルからオンラインでも申請できます。PAN向けのサービスプロバイダは、M/s NSDL eGov (NSDL e-Governance Infrastructure Limited) および M/s UTIITSL (UTI Infrastructure Technology and Services Limited) などが挙げられます。新しいプロセスでは、PANは有効なオンライン申請から一日以内に割り当てられます。

ii. PANに必要な情報および書類

以下の内容は、申請者が企業／信託／パートナーシップ (外国の個人以外など) などの法的事業体である場合に、PANの申請に際して提供が必要な情報の全体的な概要です。

シリアル番号	申請に必要な詳細事項
1	名称(フルネーム)
2	設立日(日/月/年)
3	登録番号
4	オフィスのフルネームと所在地(州名、国名、郵便番号も含める)
5	正式署名者の氏名、役職、メールアドレス
6	電話番号／携帯電話番号 (ISDコードとSTD／局番も含める)
7	法人設立国での申請者の法的ステータス
8	収入源に関する詳細(収入源は必須) a. 事業／職業から得ている収入 b. キャピタルゲインから得ている収入 c. その他収入源から得ている収入
9	所定の顧客確認(KYC)要件

証券保管機関は、PANカードの発行に対し、所得税局ウェブサイト上のFPIのPAN情報を確認する必要があります。更に、所得税局は、現物のPANカードと同等と見なされる電子版のE-PANカードを導入しています。E-PANは申請時に提出した登録済みEメールアドレスのIDに送信されます。

6.7. その他の適用される規範

6.7.1. 名称の変更

FPIが名称を変更した場合、新名称の更新／取込リクエストは、名称の変更を証明する書類を添えたうえで、FPIがDDPに提出する必要があります。名称変更に関連する書類は以下の通りです。

- 旧名称で付与された当初のFPI登録証明書
- 名称の変更を示す自国の監督機関からの書類の謄本
- 名称の変更を示す会社登記官(または同等の機関)(該当する場合)が発行する書類の謄本
- 名称の変更が実質所有者の何らかの変更を伴うか否かを記したFPIによる約束宣言書(実質所有者の変更があった場合、これは新しい事業体として取り扱われ、新規登録および口座開設のために再評価が行われます)

DDPはリクエストレーターおよび補足書類の受領後に登録証書および規制制度上の名称変更を有効にすることとします。

FPIからDDPに名称変更の通知が六ヶ月以上遅れて行われた場合、FPIはそのような遅れの理由を説明することが求められます。この遅れは、FPI規則の違反として取り扱われ、SEBIに通知され、

適切とみなされる場合、SEBIにより刑罰措置が適用されます。

また、名称変更を行うFPIは、新名称でのPANカードも取得する必要があります。新名称のPANカードはKRAのKYCを完成させるうえで必要になります。

6.7.2. 自国管轄区域での遵守 – ステータスの変更

- FPI登録付与時点でSEBI (FPI) 規則を遵守していた法域が非遵守となった場合 (つまり、IOSCO/BISのメンバーではなくなった、または、関与している法域がFATFの声明書により「高リスク」で「協力的でない」法域であるとしてリストアップされた)、関与しているDDPは、該当する法域に属しているそのFPIが、その法域がSEBI (FPI) 規則を遵守ようになるまで、新しく購入を行うことを許可してはならないものとします。但し、FPIは、既に自身が購入した証券を引き続き保有するか、市場で売却することができるものとします。
- DDPはSEBIに遵守していない法域を出身とするFPIについて通達することとします

6.7.3. 重要情報の変更

- 規則に基づき、DDPおよびSEBIまたはそのいずれかに対してFPIが以前に提供した情報 (証書に關係があるもの) に重要な変更がある場合、当該情報の変更について直ちにDDPおよびSEBIまたはそのいずれかに通知を行わなければならないものとします
- 当該の重要な変更には、次が含まれます：
 - その構造または所有もしくは支配に直接的または間接的な変更
 - 規制状態の変更
 - 合併、分割または再編
 - カテゴリー/サブ・カテゴリー/構造/管轄/FPIまたは実質しよゆ者の名称の変更
- DDPは、こういった重要な変更について全て精査し、FPIの適格性について再評価するものとします。
- FPIからDDPに重要な変更の通知が六か月以上遅れて行われた場合、DDPは、直ちに全てのケースをSEBIに通知し、適切な措置を請うものとします。

6.7.4. DDPの変更

- FPIまたはそのグローバル・カストディアン (GC) が国内のカストディアン (証券保管機関) /DDPへと変更を希望する場合、かかる変更については以下の通りとなります。
- GCが明白に、FPI事業体によるかかる変更手順を取ることを承認されている場合、FPIまたはそのGCが提出します。GCから変更の依頼を受けた場合、新しいまたは譲渡人である証券保管機関 /DDPは、国内の証券保管機関 /DDPの変更について、FPIのコンプライアンス責任者に通知する必要があります
 - 現行の /譲渡人の証券保管機関 /DDPからの異議がない旨の書面を受領したことを受け、新しい /譲受人の証券保管機関 /DDPによる承諾
 - 新しい /譲受人の証券保管機関 /DDPは、現行の /譲渡人の証券保管機関 /DDPが行ったデューデリジェンスに依拠することができます
 - 新しい /譲受人の証券保管機関 /DDPは、FPIが継続的に登録を継続する申請を行う時点で、十分なデューデリジェンスを行うことが求められます
 - FPIはDDP /証券保管機関の変更がそのような承認を受けてから30日以内に実施されることを確認します
 - 新旧の証券保管機関 /DDPが正式に署名した共同確認レターが完了後にSEBIに提出されます

6.7.5. 複合管理FPI企業の参入

事業体が複数の投資運用会社 (MIM 構造) とやり取りを行っている場合、かかる FPI 事業体は、各投資運用会社について SEBI と複数の登録を取得することが許可されています

- かかる FPI は、各登録について異なる国内の証券保管機関 / DDP を任命することができます
- MIM 構造および当該申請者が、各申請のために異なる DDP を指名することができる場合、社外投資マネージャーを置くべきです。
- かかる複数の登録に基づいて行われた投資は、投資上限額のモニタリングに使用されます
- マルチ・マネージド FPI の PAN が同じ場合、かかるマルチ・マネージド FPI 登録間の資産移転は許可されています
- FPI としての登録時に、すでに登録情報の詳細を DDP に提供している事業体は、以前 DDP に提供した登録情報の詳細に何らかの変更がない限り、MIM 構造に基づき、各新 FPI 登録のために登録情報の詳細を提供するよう求められることはありません。
- FPI は、新しく登録を求める時に、以前の申請で提供した当該情報が更新され、有効であることの確認と共に、投資マネージャーの名称を提供することが必要です。
- MIM 構造に基づき登録された FPI は、同様の PAN を有する者として扱われます

6.7.6. 適切な規制下にある事業体、顧客を代理して投資をすることが許された

下記にリスト化した会社など、適切な規制下にある事業体は、カテゴリー I の FPI として個別の登録をすることによって適切な投資を引受けることに加えて、カテゴリー II の FPI として顧客を代理して投資を引受けることが許容されます。これらには、次のものが含まれます：

- プライベートバンクを含む銀行および商業銀行、
- 資産運用会社、投資マネージャー、投資アドバイザー、ポートフォリオマネージャー
- 保険・再保険事業体
- ブローカー・ディーラーおよびスワップディーラー

カテゴリー II の登録が許可されたことに基づく条件

- FPI の顧客は、個人およびファミリーオフィスのみです
- FPI の顧客は、FPI として登録の資格があり、第三者を代理して取引をしません
- FPI が金融活動作業部会 (FATF) 加盟国出身である場合、FPI 顧客の KYC は、FPI の母国の管轄要件に従って、FPI によりなされる必要があります。
- 非 FATF 加盟国出身である FPI は、インドの KYC 要件に従ってその顧客の KYC を履行する必要があります。
- FPI は、顧客に関する投資家の完全な詳細を、四半期ベースで指定フォーマットにて DDP に報告しなければなりません。
- (FPI として) 直接的、および / または投資家グループを通じてのいずれかで各顧客がなした投資は、上述で言及した適切な規制下にある FPI を通じて当該顧客 (FPI で 50% 超保有する) によりなされる投資と共に出資するものとして扱われます。

四半期報告のためのフォーマット

FPIの名称：

FPI登録番号：

私たちは、顧客の投資家詳細をこれにより提出します—

顧客の詳細

シリアル番号	氏名	国	所在地	種類(個人/ファミリー オフィス)

6.7.7. 登録放棄

登録証書の取り消しを実行するFPIは、DDPに申請を行うことができます。DDPは、以下の事項を確認後、登録の取り消しを受諾するものとします。

- 申請者がSEBIに支払うべき未払残高が存在しないこと
- FPI口座に証券/現金の預託がなく、デリバティブ市場でのポジションを有していないこと発行済みの持株/ポジションがある場合、FPIは登録の放棄の前に処分する必要があります
- SEBIは拒否することができません

6.7.8. 登録期間満了後の証券売却手続

- 登録継続のための手数料を未払いで、口座に証券/現金の残高があるか、デリバティブポジションを保有しているFPIは、FPIの登録の期限が切れた後に、DDPからの特別な承認を得て、証券を処分することが認められています
- 登録期限失効後に、FPIは、保有銘柄ポストの詳細とともにDDPにリクエストを行います
- DDPは、6カ月間の初期有効期間を持つ投資引揚げ許可を付与することができます
- 許可は、登録期限失効日時点でFPIが保有している証券の売却を許可することだけを目的に付与されるものとします。登録期限失効後は、一切の購入取引は許可されません
- 現在保有している証券に関連する会社給付のクレジットは許可されています
- FPIが六カ月以内に証券を売却することが不可能な場合、DDPに連絡のうえ、延長許可を願い出ることができます。許可を願い出の場合、延長を依頼する理由を述べ、現在の保有銘柄の明細書を、要求されたフォーマットで提出する必要があります。
- DDPはその処置の利点に基づいてリクエストの検討を行い、六カ月間の延長を許可する可能性があります。

6.7.9. 種類株式の追加

以下に該当する種類株式の追加の場合

- 共通のポートフォリオはすべての種類の株式/ファンド/サブファンドにわたって維持されており、かかる種類株式の追加後、ブロード・ベースド基準はポートフォリオレベルやファンドレベルで満たされ、DDPからの事前承認は不要です
- 分離されたポートフォリオが維持されている場合
 - FPIは各種類株式レベルでブロード・ベースド基準を個別に満たす必要があります
 - FPIは、このような種類株式の追加についてDDPから事前の承認を得る必要があります

—かかる種類株式の追加のためのPCC/MCVのステータスに関する宣言書および約束事項をDDPが取得します
ブロード・ベースドではない複数の種類株式を追加する場合は、DDPが発行した承認日から180日以内に、新たに追加されたすべての種類株式がブロード・ベースドのステータスに達するという約束をFPIから取得することができます。

6.8. 外国ポートフォリオ投資家に関する一般的義務・責任

外国ポートフォリオ投資家は、以下の事項に従うものとします。

- 適用される範囲のFPI規則の条項、それに基づき発行された回状、SEBIが適宜指定したその他すべての規約を遵守すること
- 以前にSEBIまたはDDPに対して提出した情報について、重要な点において間違い、または誤解を招くとみなした情報が見つかった場合、直ちに書面にてSEBIおよびDDPに通知すること
- 以前にSEBIまたはDDPに対して提供した情報（構造または所有もしくは支配における直接的または間接的な変更を含みます）について、重大な変更があった場合、直ちに書面にてSEBIおよびDDPに通知すること
- SEBIまたはその他の政府機関が必要とする場合、FPIとしての活動に関連するあらゆる情報、記録、書類を提出すること
- 罰則、係争中の訴訟または訴訟手続き、海外の規制当局によって措置がすでに取りられた、または取られている最中である調査や捜査がある場合、直ちにSEBIおよびDDPに通知すること
- 投資を行っていないFPIを含め、所得税部門からPANを取得すること（すべてのFPIがPANを取得する必要があります）
- FPIとしての活動に関連して、常に、現行のインドの法律、規則、規制、適宜発行される回状に従い、DDPに対してこの趣旨を約束することを表明すること
- DDPが要求する表明および約束を行うこと
- DDPまたはその取締役会もしくは他の実施官庁が要求する付加的情報または書類（顧客の実質所有者詳細を含みます）を提出して、2002年マネーロンダリング防止法、ならびにそれに従って規定される規則および規制、金融活動作業部会基準および取締役会が適宜発行する回状を必ず遵守すること
- 2008年SEBI（仲介機関）規則附則IIにある適合した適切な人物を遵守すること
- 設立国にて適用されるルールに従って、株主/投資家に関する必要なKYCを引受けること
- FPIが保有する証券がすべての法的負担を負っていないことを保証すること

6.9. 行動規範

FPIは、常に、FPI規則の附則三に規定されている行動規範に従うこと

- FPIとその主要人物は、インドの証券市場におけるあらゆる取引について、高水準の公正さ、誠実性、プロフェッショナリズムを以て、仲介機関、規制当局、およびその他の政府機関と接すること
- FPIは、常に高水準のサービスを提供し、デューデリジェンスおよび独立したプロとしての判断を執行すること
- FPIは、自身やクライアントの代理として行う取引に関し、機密性を保証・維持すること

- FPIは、以下の事項を保証するものとします
 - 自身の資金／証券とクライアントの資金／証券を明確に区別すること
 - ファンド運用／投資事業とその他事業との対等な関係を維持すること
 - FPIは、適切なレベルの知識と競争力を維持し、実行する活動に該当し、関連がある法律、規則、ならびにこれらに基づき発行された回状およびガイドラインの条項を遵守すること外国ポートフォリオ投資家は各自、オンブズマンの裁定および2003年インド証券取引委員会（オンブズマン）規則の決定事項も遵守すること
 - FPIは、DDPおよび／またはSEBIに提供するいかなる書類、報告書、情報においても、真実でない記述または重要事実の隠蔽を行ってはならない
 - FPIは、優れた企業ポリシーとコーポレートガバナンスに従っていることを保証すること。
 - FPIは、インドの証券取引所に上場されている証券の取引において、詐欺取引および操作取引に従事してはならない
 - FPIまたはその取締役もしくは経営者は、自身の口座または関係者もしくは家族、親戚、友人の口座を通じて、いかなるインサイダー取引も行ってはならない。
 - FPIは、以下に挙げる事項に関して、当事者となったり、支援を行ったりしてはならない。
 - インドの証券取引所に上場されている、または上場予定である証券において、虚偽の市場を作り出すこと；
 - インドの証券取引所に上場されている、または、上場予定の証券の価格つり上げや価格操作を行うこと；
 - 価格に敏感な情報を、証券市場に属する人物や仲介機関に伝達すること。

6.10. 外国ポートフォリオ投資家向け口座構造

インドは分離市場であるため、口座を各FPIレベルで開設する必要があります。オムニバス形式は許可されていません。

投資家カテゴリー	預金口座／証券口座	現金口座
FPI	分離預金および証券口座	分離現金口座

7

比較表

7.1. カテゴリー分類の効果

以下の表は、FPIに適用されるカテゴリー分類モデルの違いを説明しています。

シリアル 番号	詳細	FPIカテゴリーI	FPIカテゴリーII	
			(その他一個人、 ファミリーオフィス および法人)	(個人、 ファミリーオフィス および法人)
1	手数料(登録 と更新)	3000*米ドル	300米ドル	300米ドル
2	KYC	簡略化された書類カテ ゴリーIIのFPIと引か して必要とされる文書 が少ない	KYC要件の厳格化	KYC要件の厳格化
3	適格機関投資 家(QIB)	あり	あり	QIBステータスなし

シリアル 番号	詳細	FPIカテゴリーI	FPIカテゴリーII	
			(その他—個人、 ファミリーオフィス および法人)	(個人、 ファミリーオフィス および法人)
4	オフショアデリバティブ商品(ODI)の発行およびサブスクリプション	許可されている FPIはデリバティブに言及するODIの発行を禁じています。 個別のFPIアカウントを使用する場合を除き、ODIはODIの作成日に現物株式を参照して発行することができ、その後、単一株式デリバティブに対する、(または)株価指数デリバティブの場合のMWPLの5%のポジション上限額に従い、10億インドルピーまたは5%の建玉のいずれか高い方で、デリバティブポジションに移行することができます。	許可されていない	許可されていない
5	株式取引に対する証拠金	取引日には証拠金は適用されない。早期払込が行われない限り、取引日の一日後に証拠金が適用される。	取引日には証拠金は適用されない。早期払込が行われない限り、取引日の一日後に証拠金が適用される。	取引日における前払証拠金が適用される。
6	通貨デリバティブ部門のポジション上限額	カテゴリーIのFPIには通常より高いポジション上限額が定められている。全ての契約の建玉総額が、建玉残高合計額の15%、または、各通貨ペアに対して指定されている最高限度額のいずれか高い方を超えてはならない	カテゴリーIIのFPIには通常より高いポジション上限額が定められている。全ての契約の建玉総額が、建玉残高合計額の15%、または、各通貨ペアに対して指定されている最高限度額のいずれか高い方を超えてはならない	カテゴリーIIのFPIには通常より低いポジション上限額が定められている。全ての契約の建玉総額が、建玉残高合計額の6%、または、各通貨ペアに対して指定されている最高限度額のいずれか高い方を超えてはならない
7	株式デリバティブ—オプション先物とオプション	ポジション上限額—50億インドルピー、または、それぞれの契約者の市場の建玉残高合計の15%のいずれか高い方**	ポジション上限額—30億インドルピー、または、それぞれの契約者の市場の建玉残高合計の10%のいずれか高い方	ポジション上限額—10億インドルピー、または、それぞれの契約者の市場の建玉残高合計の5%のいずれか高い方

シリアル 番号	詳細	FPIカテゴリーI	FPIカテゴリーII	
			(その他—個人、 ファミリーオフィス および法人)	(個人、 ファミリーオフィス および法人)
8	エクイティデ リバティブ— 個別証券(個 別株)	ポジション上限額—該 当する市場全体のポジ ション上限額(MWPL)の 20%	ポジション上限額—該 当するMWPLの10%	ポジション上限額—該 当するMWPLの5%
9	金利先物	取引会員レベルでのポ ジション上限額 8-11年の残存期間ご と—以下のいずれか高 い方：建玉の10%また は120億インドルピー 4-8および11-15年の残 存期間ごと—以下のい ずれか高い方：建玉の 10%または120億イン ドルピー	取引会員レベルでのポ ジション上限額 8-11年の残存期間ご と—以下のいずれか高 い方：建玉の10%また は120億インドルピー 4-8および11-15年の残 存期間ごと—以下のい ずれか高い方：建玉の 10%または120億イン ドルピー	顧客レベルのポジショ ン上限額 8-11年の残存期間ご と—建玉の3%または 40億インドルピーのい ずれか高い方 4-8および11-15年の残 存期間ごと—建玉の3% または20億インドル ピーのいずれか高い方

*特定の事業体に付与された免除：

世界銀行その他の機関など、中央政府から税金の支払いについて特権および免除が付与された援助を提供する目的でインド国外で設立された国際機関または多国籍機関

**カテゴリーIのFPIに適用される指数デリバティブへの追加上限額は以下のとおりです：

- 株式を保有しているFPIカテゴリーIを超過しない(想定元本における)指数デリバティブにおけるショートポジション(ショート先物、ショートコールおよびロングプット)
- FPIが保持する現金、国債、短期国債および類似証券を超過しない(想定元本における)指数デリバティブにおけるロングポジション(ロング先物、ロングコールおよびショートプット)

8

顧客確認 (KYC) フレームワーク

カテゴリー分類モデルの導入により、SEBI と RBI が規定するリスクベースの KYC の採用が容易になりました。カテゴリー分類では、FPI のカテゴリーによって、書類要件は異なります。下表から分かるように、カテゴリー I では書類要件が最小限であるのに対し、カテゴリー II では徹底的な書類要件が規定されています。申請者は、SEBI が発行した標準 KYC フォームに記入し、カテゴリーに従って以下のリストに記載されている必要補足書類を提出する必要があります。証券保管機関 / DDP は、DDP による登録プロセスが完了すると、以下の書類を KRA ポータルにアップロードして、他の市場仲介機関が KYC 要件にアクセスして完了できるようにします。下記の KYC の要件とは別に、各仲介機関は、内部ポリシーに従って強化されたデューデリジェンスを実施するための追加の書類要件を実施している場合があります。

すべての市場仲介機関が登録および口座開設要件として FATCA / CRS 自己申告証明を要求しています。各仲介機関は新しいクライアントのオンボーディング前に自己申告証明フォームを要求する場合があります。

8.1. FPI 向け KYC

書類の種類	KYC 書類の詳細	カテゴリー I	カテゴリー II
申請者のレベル	設立関連文書 (MoA, COI, 趣意書など)	必要	必要
	住所証明 ¹	必要	必要
	PAN	必要	必要
	当局決議 ²	不要	必要
	FATCA / CRS フォーム	必要	必要
	フォーム / KYC フォーム	必要	必要
上級管理職	取締役のリスト	KYC フォームの一部	KYC フォームの一部
正式署名	署名リスト ²	必要	必要
最終的実質所有者 (UBO)	仲介 BO ³ の詳細を含む UBO リスト	必要	必要
	身分証明	不要	必要

¹ 証券保管機関に提供した住所を有する委任状(POA)は、住所証明として受け入れられます。

² グローバル証券保管機関／現地証券保管機関に付与された委任状は、当局の決議(BR)の代わりとして受け入れられます。SWIFTが指示の手段として用いられる場合、BRおよび正式署名書リスト(ASL)は、必要とされません。

³ UBOは政府および関連事業体を必要としません。カテゴリーIIには、政府が発行したUBOのID番号が必要となります。

上記で触れたKYC要件は、SEBIからの通知に基づきます。FPIのためのKYC要件に関するRBIの通知書は、規則発行日に準備されます。上記要件は、RBIがKYC要件を告知するたびに、修正を受けます。

表への注記：

- i. 監督機関／法執行機関の要求に応じて、免除／関連文書が仲介機関に提出されることを誓約するFPI
- ii. 高リスク管轄区域(規則5(a)(i)に基づき登録されたもの以外)に由来するFPIカテゴリーIのため、FPIカテゴリーIIに相当するKYC書類が適用されるものとします
- iii. 規則5(b)(i)に基づき登録されたFPIカテゴリーIIは、FPIカテゴリーIに相当するKYC書類を提供するものとします。しかしながら、BOの詳細が指定のフォーマットにて提供される必要があります。
- iv. KYC書類(KYCフォームを含む)に関連した非PANのため、地方証券保管機関は、規制されている、FATF加盟国(母国の管轄基準に従ってKYCが実施された)出身の同じ金融グループ(グローバル証券保管機関や投資マネージャーのような)の他の事業体により遂行されたKYCを信頼することができます。この信頼が置かれた場合、当該事業体/FPIは、規制機関/法執行機関/政府部門/税当局などにより要求された場合、関連するKYC書類がDDP/地方証券保管機関に提出されたとう旨の宣誓書を提出するものとします。しかしながら、証券保管機関/現地仲介機関は、FPIの設立文書および宣誓書関連のBOを受取ることが要求され(該当する場合はいつでも)、またKRAに依拠するKYCの証拠を更新することが要求されます。
- v. 公式の定款の代わりとして、目論見書や情報メモも受け付けられています
- vi. 口座開設の際、有効なFATCA/CRS書類を提出することが必要となります。
- vii. 仲介機関は、所得税部局により承認されたウェブサイトからFPIオンラインでPANを確認することができます。FPIから求められるPAN書類の認証が不要であることを明確にします。代わりに、CBDTが発行するe-PANが、何らの証明書を求められることなくKYCコンプライアンスのためにFPIにより作成されます。ブローカーがKRAに依拠している当該状況において、PANを確認するものとし、及びKRAからの利用可能な書類をダウンロードするものとします。PANは、UBO、上級管理職およびFPIの権限ある署名者に必須ではありません。
- viii. PANは、インドでの税金の支払いが免除され/還付を充たすUN事業体/多国籍企業には必須ではありません
- ix. 現地ブローカーおよびFATF加盟国で規制された投資マネージャーであるFPIまたはその権限ある代表者間での署名された物質的な書類/契約書のやりとりが不要な場合、当局の決議および権限ある署名者リスト(ASL)もまた、必須ではありません。
- x. FPIに適用されるKYC要件に基づく既存のリスクもまた、FDI、FVCI/DRおよびFCCBアカウント/事業体の証券アカウントに適用されます(同様の事業体がFPIとして登録されている場合)。
- xi. KYCフォーム(パートI、II)で要求されているすべての情報は、そのフォーム自体に規定されています。分離KYCフォーム(パートI、II)の提出は必須ではありません。

実質所有者の特定と認証

- 実質所有者(BO)とは、FPIを最終的に所有またはコントロールする自然人であり、2005年マネーロンダリング防止(記録の維持)規則(以下、「PMLA規則」)の規則9に従って特定される必要があります
- ジェネラル・パートナー／リミテッド・パートナーシップの構造を持つFPIのBOは、所有権または受権資格と支配基準に基づいて識別されるものとします。

- 規則5(a)(i)に基づき登録されたカテゴリⅠのFPIは、BOの詳細の提供を免除されます。
- 持分権(または所有権/権利)のコントロールに基づいてFPIのBOを特定するうえでの重要性基準値は、以下に記載するPMLA規則に規定されているものと同じである必要があります
 - 企業の場合は25%
 - パートナーシップ企業、信託および非法人団体の場合は15%
- 「高リスク国」のFPIについては、BOの特定のために10%という通常よりも低い重要性基準値を適用することができ、また、KYC書類がカテゴリⅡのFPIに該当していることを確実なものとしなければなりません。
- 実質所有者を特定するための重要性基準値は、最初にFPIレベルで適用する必要があります。次に、重要株式保有者/所有者事業体の実質所有者を特定するためにルック・スルー原則が適用されます
 - FPIの重要性基準値以上の持分がある実質所有者のみ、ルック・スルー原則を通じて特定する必要があります
 - 中間の重要な株主/所有事業体、名称、国および保有率もまた添付Eに従って開示されるものとします
 - 中間株主/所有事業体が規則5(a)(i)に基づきカテゴリⅠのFPIとして登録するのに適合している場合、実質所有者のさらなる識別および認証が要求されることはありません。
 - 重要性基準値を使用してFPI内に重要な株主/所有者の実体が特定されなかった場合、BOがFPIの最高幹部となります
- BOは、以下のような、国連安全保障理事会の制裁措置リストにある人物、または金融活動作業部会(FATF)の公表書類で特定されている法域からの人物であってははいけません
 - 戦略的なマネーロンダリング防止またはテロの資金調達撲滅に対する対抗策の適用が不足している法域
 - 不足に対処するうえで十分な進歩を遂げていない、または、不足に対処するためのFATFとの行動計画に取り組んでいない法域
- 上記の基準に従って特定されたBOは、規定のフォーマットに従って詳細を提供する必要があります：
 - リストには、リストにて引用されているBO以外のBOが存在しないことを記載したうえで、FPIの認証を受けている必要があります

UBOのデータポイントを提供するためのフォーマット

Sl.いいえ	実質所有者(自然人)の氏名および住所	生年月日	税務管轄地	国籍	単独で活動しているか、または一人以上の自然人がグループとして一緒に活動しているかどうかと、その名称と住所を記載してください	FPIにおけるBOグループの株式保有/資本/利益所有の割合	BOの税務地域番号/社会保険番号/BOのパスポート番号(いずれかを提供してください) [#]
1							
2							

#カテゴリⅠのFPIには不要です。

中間の重要な株主/所有事業体、名称、国および保有率 (添付E) を開示するためのフォーマット

所有ベース

介在する重要な株主の情報/所有ベースの名前	直接/間接の出資	FPIの株式等を保有している単一(複数)事業体の名称	申請者が保有する出資比率	国/国籍	個人/非個人

支配ベース

氏名	支配の方法(もしあれば支配が行われる仲介構造の名称の詳細を記入してください)	申請者に対する支配の割合(妥当な場合)	国/国籍	個人/非個人

FPIのBOとしての在外インド人/インド海外市民/インド居住者

- 在外インド人 (NRI) / インド海外市民 (OCI) / インド居住者は FPI の BO にはなりません
- NRI / OCI / RI の保有比率は、単体での保有の場合は FPI の元本の 25% 未満、また、総額の場合は FPI の元本の 50% 未満とする必要があります
- NRI / OCI / RI は FPI を管理することができません
- NRI / OCI が奨励する FPI は、FPI がその他 FPI のカテゴリ II (Cat II) の投資運用会社であり、非投資型の FPI として登録されているか、インドの法律の下に設立され、SEBI に登録されている場合に認められています
- 上記の条件は FPI が投信信託に独占的に投資している場合は適用されません
- 上記要件を充たさない申請者または既存の FPI は、登録日から、または 2020 年 12 月 31 日までのいずれか遅い方の二年間を遵守しなければなりません。2020 年 12 月 31 日後に、上記投資制限に一時的に違反した場合、FPI は、その違反から九十日以内に適格条件を遵守しなければなりません。

8.2. 書類の認証

- 公証人、指定商業銀行/協同組合銀行、または多国籍外国銀行のマネージャー (控えに名前、役職、押印が必要です)
- 在外インド人 (NRI) の場合、インドに登録されている指定商業銀行の海外支店の承認済担当官、顧客が所在している当地の公証人、治安判事、判事、インド大使館/領事館を使用して、書類の立証を行うことが許可されています
- グローバル・証券保管機関銀行

8.3. 外国直接投資と外国ベンチャーキャピタル投資家

書類の種類	書類	企業	パートナーシップ 企業	信託
事業体レベル	設立関連文書	必要 - 覚書および定款および設立証明書の写し	必要 - パートナーシップ証明書の写し 登録証書(登録済みの場合)	信託証書の写し 登録済み信託向けの登録証書
	住所証明	必要	必要	必要
	PANカード	必要	必要	必要
	財務書類	(毎年提出される)直近の会計年度2年分の貸借対照表の写し	(毎年提出される)直近の会計年度2年分の貸借対照表の写し	(毎年提出される)直近の会計年度2年分の貸借対照表の写し
	SEBI登録証明書	FVCI投資家に求められるSEBI登録		
	当局/パートナー/メンバーの決議、または証券市場への投資を許可するその他の同等の書類	必要	必要	必要
	FATCA/CRSフォーム	必要	必要	必要
経営陣(常勤取締役/パートナー/受託者など)	KYCフォーム-フォーム11	必要	必要	必要
	リスト	必要	必要	必要
	身分証明	必要	必要	必要
	住所証明	必要	必要	必要
正式署名	写真	必要	必要	必要
	リストおよび署名	必要	必要	必要
	身分証明	必要	必要	必要
最終的実質所有者(UBO)/株式保有パターン	写真	必要	必要	必要
	リスト	最終的実質所有者まで必要	最終的実質所有者まで必要	最終的実質所有者まで必要
	身分証明	保有割合が特定されたUBOの場合必要	保有割合が特定されたUBOの場合必要	保有割合が特定されたUBOの場合必要
	住所証明	必要	必要	必要

8.4. 定期的KYC：

KYC詳細事項は更新後も、適宜、監督機関からの規定に応じて、定期的な見直しプロセスの対象となります。KYCの見直し (BOの変更/保有割合の変更を含む) は、FPIのリスク分類に基づいて行われなければいけません

管轄	FPIカテゴリーI	FPIカテゴリーII
高リスク	— 規則5(a)(i)に基づく登録 — 登録継続中 — その他—毎年	毎年
非高リスク	登録継続中	— 登録済み事業体—登録継続中(例： 3年毎) — その他—毎年

- KYCレビューの該当期日にKYC書類を提出しなかった場合、DDP/現地証券保管機関/仲介機関は、KYC要件の迅速な完了を告げる通知書をFPIに送ることができ、如何なる状況においても、KYCのレビュー期日の90日後、当該顧客への追加購入取引を許可することはありません。
- 関係書類の自己申告はもはや不要です。提出すべき顧客：
 - 認証のためのすべての書類のコピーと共に原本、または
 - 書類を証明する権限を付与された事業体により正確に提出されたコピー

8.5. KYC登録機関(KRA)

8.5.1. KYC情報のアップロード

- 顧客は、SEBIが規定するKYC要件に従う必要があり、FPIとしての申請を行った時点でKYCデータをKYC登録機関(KRA)システムにアップロードしなければいけません
- 顧客と契約上の合意を行っているブローカーなどの証券保管機関や仲介機関は、FPIの代理としてKRAポータルに最新版のKYC情報の全てをアップロードする必要があります
- 書類のアップロードは口座の開設日または訂正の受領から10日以内に完了する必要があります
- KYC書類を提出しなかった場合、提出しなかった投資家には、取引が許可されません
- 信頼できる公開情報源から得られる情報(監督機関、取引所、自主規制機関、登記局ウェブサイトなど)に依拠することは許容されます。但し、かかる書類の控えを適格外国投資家/FPIに送付し、情報の有効性を確認しなければいけません。これらの書類は、(a)書類の出所、および(b)それに署名を明記し、ならびに8.2項に記載されている通りに立証したうえで、仲介機関の正式承認を受けた担当官が立証する必要があります。

8.5.2. 同意メカニズム

最高幹部(SMO)、実質所有者、外国ポートフォリオ投資家(FPI)の署名に関する提供された個人情報ロックするため、KRAは同意を基本とする仕組み(CBM)を導入しています。

- システムには、仲介機関によるKYCの情報のダウンロードに対する同意の要否を記録する同意フラグがあり、フラグは初期設定で「Yes」になっています
- FPIは、同意なくKYCの情報のダウンロードができるよう、フラグを「No」に設定できるようになっています

- FPIは正式代表者(最低1人、最大で3人)の氏名および連絡先情報を提供することが求められます
- 同意フラグにおいて「Yes」にチェックが入っている場合、仲介機関がKYC情報のダウンロードを試みる際は必ず、同意を依頼したFPIの正式代表者にメールが送信されます。
- 正式代表者からの同意の受領をもって、KRAはKYCの詳細と補足書類のダウンロードを該当者に直ちに許可します。
- 顧客のKYC情報が修正された時、KRAのシステムによりダウンロードしたKYC情報が、該当の顧客のアップロード済み、ダウンロード済み、修正済のKYC情報のいずれかを有する全ての仲介機関に送信されます。
- FPIと顧客の関係が終了する時はいつでも、それぞれのFPIまたは仲介機関はKRAにKYCのリンクを解除するよう通知します。

9

投資ガイドラインおよび
オーナーシップの限度

9.1. 概要

9.1.1. インドでの投資

FPIは、以下の商品に投資を行うことを許可されています。

株式	債券市場*	デリバティブ	ハイブリッド
— 上場株式または上場 予定株式*	— 長期国債、州開発融資および短期 国債*	— 指数先物	— 不動産投資信託 (REIT) のユニッ ト
— 優先株式	— 法人発行の上場および非上場** 社 債	— 株式先物	— インフラ投 資信託のユニッ ト
— ワラント	— 非転換社債 (NCD) / デフォルト になっている債券	— 株式オプション	— インフラ投 資信託のユニッ ト
— ユニットスキーム/ 株式に50%超を投資 している国内投資信 託が発行したETF	— インドルピー建て信用強化債券	— 金利先物	— カテゴリーIIIオ ルタナティブ投 資ファンドが発 行したユニット
— 集合投資スキームの ユニット	— 資産運営会社が発行したセキュリ ティ・レシート	— 通貨デリバティ ブ	
— インド預託証券	— 規制資本に含める資格を有する銀 行が発行した債務証書 (銀行のティアIや上位ティアII証書)		
	— コマーシャル・ペーパー*		
	— ユニットスキーム/株式に50%以 下を投資している国内投資信託が 発行したETF		

注記

—* 残余期間1年未満の長期国債と短期国債は、国債のポートフォリオ合計の20%未満に制限されています (詳細は後述)

—** 非上場社債/債券へのFPI投資はエンドユーザー使用制限遵守条件があります

9.1.2. ガイドライン

- 株式の譲渡は、電子化された形式でのみ可能です
- FPI投資は、FDIポリシーおよび外国為替管理法に定義されている個々の投資上限額やセクター上限など、様々な制限により規律されます
- FPIは、登録済みブローカーを通じ、プライマリー発行およびセカンダリー市場を通して購入することができます
- FPIは、決済債務を満たすために決済日より前に十分な資金をインドルピー口座に維持している必要があります
- FOP資産振替は、FPIがマルチ投資運用会社構造として登録され、同じPANを持っている場合にのみ許可されます
- 複数のFPIが同一の投資家グループに属する場合、そのようなFPIすべての上限額は、単一のFPIに適用される上限額と合算されます

9.1.3. 同一投資グループに帰属するFPIの投資限度のクラビング

- FPIの50%超の共通実質所有権または共同支配権を有する場合、複数のFPIは同一の投資家グループに属するとみなされます。

支配権には、個別に、または共同で行為する者によって直接的または間接的に行使することができる、取締役の過半数を任命する権利、または、株式保有や経営権や株主契約や議決権その他を通じて、経営または方針の決定を支配する権利が含まれます。

i. 共同支配権に基づくクラビングの例外

- 適切な規制下にある公的リテール・ファンドであるFPI
- ルック・スルー・ベースで適切な規制下にある公的リテールファンドが過半数を所有する公的リテールファンドであるFPI
- 公的リテール・ファンドのFPIであり、かつ、かかるFPIの投資運用会社が適切な規制下にある
- 公的リテール・ファンドとは、次のような意味を持ちます。
 - 個人投資家が申込することができ、特定の投資家の種類（認定投資家など）の要件がない投資信託またはユニット信託
 - 単一投資家との一対一の相互関係を伴う分離ポートフォリオが維持されていない保険会社
 - 年金基金

ii. 外国政府および関連事業体

- 外国政府またはその関連事業体を含む二名以上のFPIが直接的または間接的に50%超の共同所有権または共同支配権を有する場合、かかるFPIは、1つの投資家グループの一部として扱われ、かかる事業体すべての投資上限額は、単一のFPIに適用される投資上限額と合算されます
- 外国の政府機関による投資は、それが投資家グループの一部である場合、単一の会社に対するFPI投資の10%の上限額の計算を目的として、各外国政府またはその関連事業体による投資資金に合算されます
- 当該外国事業体が異なる所有権および支配権を特定した場合、外国政府またはその郡の関連事業体や連邦制の国の政府による投資は合算されません
- 一定の事業体を別個のものと特に認める協定または条約をインド政府が他の主権国家と有する場合、SEBIも、必要に応じて指定する条件に従ってこれらを別個のものと認めることができます
- IBRP、IDA、MIGA、IFCといった世界銀行のグループ企業による投資に関するインド政府の扱いは、2016年1月6日付の参照レター（Letter No. 10/06/2010/ECB）により、単一企業へのFPI投資に対する10%の上限の適用という目的のため、これらの事業体に対する投資限度の合算は免除されました

9.2. 投資ガイドライン - 持ち分

9.2.1. 概要

- 一社の株式に対する FPI ポートフォリオ投資合計額上限は払込済み資本金合計の 24% となっており、セクター別上限まで引き上げることができます
- 個々の FPI または同じ投資家グループに属している FPI は、上場企業または上場予定企業の完全希薄化後ベースの 10% を下回る発行済株式に投資できます。
 - 株式のセカンダリー市場での取引はすべて、取引所のフロアにある登録済み株式ブローカーを通じて行う必要があります
- かつての FII ルートに基づいて購入した未上場企業への投資で、発行体企業の新規株式公開 (IPO) / 上場後に FPI が引き続き保有している既存の投資は、政府の既存の FDI ポリシーに基づき、該当する株式の FDI 保有分に適用される同一の期間のロックインを条件とします
- FPI は、証券貸借取引 (SLB) を行うことが許可されており、上限額を条件とします (SLB の項を参照)
- FPI は、裸売りはできません。FPI は、SEBI の証券貸借スキームに基づいて証券を借り、決済日に株式を清算機関に受け渡すという条件で、証券の空売りを行うことができます。さらに、FPI は、空売りに受渡を行うことだけのために証券を借りることを許可されています

9.2.2. 株式へのプライマリー市場投資

- **新規株式公開 (IPO)** : 新規株式公開 (IPO) は、発行体である企業が初めて公に株式を提供することです。発行体企業は、SEBI や証券取引所が規定する上場基準を満たしている必要があります。IPO の主要な特徴は以下の通りです
 - ブック・ビルディング方式、固定価格方式、または、両方を組み合わせたもののいずれかに従うこと
 - FPI を含むすべての投資家に開放されており、適格機関投資家 (QIB) に割り当てられる一定割合があります
 - ASBA* ルートを通じた場合は、100% の証拠金の支払がブロックされます
 - FPI は、証券保管機関 / ブローカーを通じて IPO に参加することが許可されており、以下の通り応募することができます
 - カテゴリー I および カテゴリー II の FPI (個人、会社およびファミリーオフィスを除きます) は、適格機関投資家 (QIB) として
 - カテゴリー II の FPI (個人、会社およびファミリーオフィス) は、非機関カテゴリーとして
 - 一旦行った入札は、発行終了日後の取り消しはできません
 - 入札終了日より前の入札の修正は可能です
 - 入札を引き上げる場合、修正された入札の送付時に、増加分の証拠金を支払い、ASBA に基づきブロックされる必要があります
 - 入札を引き下げる場合、既に支払った超過分の証拠金は、株式の割り当て後にもみ返金されます。
 - 公募の割り当ておよび上場の期間は、公開の終了日から 6 営業日です
- **追加株式公募 (FPO)** : 追加株式公募 (FPO) は、既存の上場企業が、公に発行した株式に追加的に、または続いて公募を行うことです
 - FPI を含むすべての投資家 (証券保管機関やブローカーを通じて申し込みができる FPI を含む) に開放されています
 - 一旦入札してから取り消しを行ったり、入札額を引き下げたりすることはできません
 - 入札を引き上げる場合、修正とともに、増加分の証拠金を支払う必要があります
- **優先発行 / 私募** : 投資信託、保険会社、FPI など機関投資家の特定のカテゴリーに発行される株式。上場または非上場株式が発行できます

- **適格機関向け発行 (QIP)** : 上場企業が適格機関投資家 (QIB) から資金を調達するための別の方法です。個人、会社およびファミニーオフィスを除くすべての FPI は、このルートを通じて参加することができます
- **売出發行 (OFS)** : 透明な手段で企業の発起人や発起人グループの事業体が保有する株式の売却を促進する目的で取引所が提供する別の手段
 - 売出發行への参加は、FPI を含むすべての投資家に開放されています。
 - 売出發行期間中の注文は、FPI を含む機関投資家がブローカーを通じて次のいずれかの方法で実行できます
 - 100% の前払いの証拠金を支払う。この場合、売出期間の取引時間中にいつでも注文の修正やキャンセルができます
 - または
 - 前払証拠金の支払いなし。この場合、投資家やブローカーによる注文のキャンセルや変更はできません。価格や数量の引き上げは許可されています

* **ASBA (ブロックされた量でサポートされているアプリケーション)** とは、自己認定シンジケート銀行に対して銀行口座にある申請資金をブロックすることについての承認に加え、公募や株主割当発行増資の購入申し込みを行うことを指します

9.2.3. 株式へのセカンダリー市場投資

投資家にとって、セカンダリー市場は、プライマリー市場で発行された証券取引の効率的なプラットフォームを提供しています。セカンダリー市場における取引は、取引所プラットフォームまたは店頭 (OTC) で行うことができます。

セカンダリー市場における FPI によるすべての株式取引は、公認の証券取引所プラットフォームで行われ、清算機関を通じて決済される必要があります

9.2.4. 株式への投資上限の限度額のモニタリング

9.2.4.1. 外国人保有比率の上限

インドの公認証券取引所に上場されている企業の株式に対して FPI が投資を行う場合、以下に挙げる外国人保有比率の上限が存在します

- 上場企業の株式における個々の制限 - 各 FPI (または同じ投資家グループに属している FPI) の保有分は、常に、上場企業の完全希薄化後ベースの払込済み資本金合計の 10% を下回っている必要があります。10% の制限は、同じ上場企業への投資全般に適用されます
 - ADR / GDR (原資産の株式に転換後)
 - FVCI
 - 参加証書 / オフショアデリバティブ商品
- FPI による上場企業の株式への投資総額上限額 - すべての FPI を合わせた場合に、上場企業一社の株式に対して許容されている上限は、その企業の発行済資本の 24%、またはセクター上限までとなっています。株主の承認を条件とします。例外 :
 - 公共セクターの銀行 - 外国人保有比率の上限の合計は 20% となっています。
 - 民間セクターの銀行 - 外国であれ国内であれ、投資家の持分が 5% を上回った場合、インド準備銀行 (RBI) からの事前承認が必要になります
 - 信用情報会社 - FPI が 1% を上回る持分を取得した場合、RBI に報告する必要があります
 - 証券取引所または清算機関 - FPI は、公認の証券取引所または清算機関における払込済み株式資本の 5% まで、取得または保有ができます。
- 公認の証券取引所または清算機関における払込済み株式資本の 2% を上回る取得については

すべて、かかる取得から15日以内に承認のためSEBIに報告する必要があります。この報告は、各証券取引所または清算機関を通じて特定のフォーマットで行わなければなりません

注記：2020年4月1日から、企業におけるFPI投資の総上限額が企業の部門別制限として設定されます。

—インドの企業は、取締役会および総会の承認を得て、2020年3月31日以前に、総上限額を24%、49%、74%に引き下げることができます。

—当該企業は、取締役会および総会の承認を得て、上限額を49%もしくは74%または部門別制限もしくは法定上限に引き上げることができます。

—企業が上記に従いより高い基準に上限額を引き上げた場合、当該企業は、その制限を引き下げることができません。

—FDIが禁じられる部門では、総上限額は、24%になります。

9.2.4.2. 上場企業の上限額モニタリングのメカニズム

i. FPIがプライマリー市場を通じて適用される場合、登録・振替機関(RTA)は、配分のベースを決定する前に、投資家グループに関連する詳細を預託機関とともに検証し、単一のFPIまたは投資家グループの一部として、10%の投資限度に違反していないことを確認する必要があります

ii. セカンダリー市場投資の上限額モニタリングは、預託機関によってモニターされています。預託機関は、FPIに対するセクター上限および総額レベルでの外国所有制限をモニターします。また、同一の投資家グループに属するFPIに関連する個々の投資上限額もモニターします。

i. 同一投資家グループに属するFPIの上限額の追跡：これは、証券保管機関から預託機関への報告に基づきます。

—登録時点での投資家グループの詳細、またはかかる詳細をFPI/証券保管機関によるデューデリジェンスから受領した時点での投資家グループの詳細

—T+1 (T=取引日)にFPIが行った取引

—この後、預託機関は、同一の投資家グループに属しているFPIの投資上限額を追跡し、完全希薄化ベースで、常に、上場企業の発行後払込済み資本金の10%未満に留まるようにします。

プライマリー市場での割当の場合には、RTAは必ず上限額を遵守するために株式の割り当て前に預託機関で詳細を検証する必要があります。

ii. FPIによる投資総額およびセクター上限の追跡

—外国投資上限額のモニタリングは、完全希薄化ベースで、会社の払込資本に基づきます

—証券保管機関は、確認したFPIクライアントの取引をT+1ベースで預託機関に報告します

—外国投資がFPI限度額合計またはセクター別上限の3%以内または3%未満の場合、警告が有効になります

—預託機関および取引所は、利用可能な株式に関して、警告が有効化されているすべての会社について、利用可能な投資の余裕分を表示します

—利用可能な投資の余裕分のデータは、警告が有効になっている限り、一日の終わりベースで更新されます

—このデータは、預託機関および証券取引所のウェブサイトに掲載されています

iii. 上限額の違反：

i. 総上限額

—以下の機関に対し、取引所は、ウェブサイトで公示を発行し、以下の機関によるそれ以降の購入を中止します

—FPI上限額合計に違反した場合のFPI

—セクター別上限額に違反した場合、FPIを含むすべての外国投資家

—外国投資家は、国内投資家にのみ株式を売却することにより、取引の決済日から5取引

- 日以内に超過保有分を売却する必要があります
- **投資売却方法** – 上場企業に対する外国投資を許容限度額内に抑えるため、超過した株式の投資については比例投資売却方法が採用されます（下記の計算を参照してください）
 - 違反された限度額に応じて、違反された数量の投資売却は、違反があった日にその特定の証券に対して買い越しとなっているFPIを含むすべての外国投資家に一様に分散されるものとします。
 - このように特定された投資家は、投資を売却するのに必要な超過分が通知されます。上限額を超過した保有額の投資を売却するよう特定されたFPIの場合、預託機関は、超過した保有額の投資を売却するため、これらのFPIの証券保管機関に必要な指示を出します
 - 投資上限額への違反は（証券保管の確認データに基づいて）T+1日（Tを取引日とします）の終わりに検出され、違反に関連する発表はT+1日の終わりに行われるため、T+1日の取引時間内に株式を購入した外国投資家にも、当該取引の決済日から5取引日の期間が与えられ、前述の株式の購入から発生した保有を売却します
 - 他のFPIによる売却が原因で、投資売却期間中に会社の外国投資家による株式保有が許容上限額内に収まった場合、元のFPI（投資の売却を勧告されたもの）は、それでも投資売却期間中に投資を売却する必要があります。これは投資売却期間の投資余裕分が新たに利用可能となることとは無関係です
 - 証券取引所の取引プラットフォーム上で執行され、セクター別上限額またはFPI上限総額に違反している取引の無効化はありません
 - 投資売却期間内に投資売却を怠った場合、SEBIから必要な措置が取られます

違反があった場合に売却される株式の計算

項目	株式数
利用可能な余裕分上限	600株
違反のあった日に実行されたFPIを含む外国投資家*による購入	1000
5営業日以内に売却される超過分の株式	400 (違反があった日に実行された購入の40%)

* FPIに適用される上限額違反の場合のFPI、NRIに上限額が適用される場合のNRI、および、上限額またはセクター別上限額に違反する場合はその両方

購入の時間	投資家	購入株式	累計購入	売却予定	保有株式
1000時間	A	100	100	40	60
1100時間	B	150	250	60	90
1200時間	C	250	500	100	150
1300時間	D	180	680	72	108
1400時間	E	80	760	32	48
1430時間	F	240	1000	96	144
合計		1000		400	600

- ii. 個人の上限額（出資が適用される投資家グループを含みます）
 上限額に違反があった場合、FPIは次の選択肢を持つものとします：
 - 違反の原因となった取引の決済日から持株を5取引日以内に売却すること
 - FPIが売却しないことを選択した場合、当該FPIおよびその投資家グループによる当該企業における全体の投資は、FDIならびにFPIおよびその投資家グループが当該企業で追加ポートフォリオ投資をしなかったことに基づいた投資とみなされるものとします。

FPIは、証券保管機関を通じて、違反の原因となった取引の決済日から持株を7取引日以内に記録に必要な変更をするために、預託機関およびその関連企業の通知に同様のものを挙げるものとします。規定された時間内での買収およびFDIへの売却または転換間の期間中、買収アカウント上の上記総上限額または部門別制限違反は、これらのルールへの違反とはみなされないものとします。

9.2.5. その他の投資ガイドラインおよび規制上の報告要件

i. 議決権株式の大量取得

- SEBI (公開買付) 規則に基づく、買付側の株式の公開オファーの発動制限は、ある企業の議決権付資本の25%となっています
- ある企業の25%以上の株式または議決権を保有する買付側は、公開オファーを行うという要件を発動させずに、会計年度毎に最高5%までの買付を行うことができます。これは、この買付の結果、買付側は、許可されている最高の非公開株式保有の違反につながらないことを条件とします
- 支配権の取得 - 対象会社の株式もしくは議決権の買収または保有にかかわらず、買収側は、買収側が対象会社の株式取得のための公開買付を行うという公表を行わない限り、これらの規則に従って、この対象会社の支配権を、直接的または間接的に取得することはないものとします

ii. SEBI (SAST) 規制に基づく公開買付

- 買付側が行う公開買付で調達する株式の最低金額は、ある企業の議決権付資本の26%となっています
- 買付側が行う、株式取得を目的とした公開買付は、対象会社の株式合計の最低26%で、買付期間終了から十営業日目時点とします。買付期間とは、株主が、公開買付を受諾して株式を買付できる期間のことです

iii. 2011年SEBI (SAST) 規制に基づく報告

- 2011年SEBI (SAST) 規則に基づき、株式や議決権とともに対象会社の株式や議決権の買収を行う者は、対象会社に対してその株式の5%以上を総計で保有する者と共同する場合、株式の割当情報受領、または、株式や議決権の取得から2営業日以内に、株式保有や議決権の総計を、以下に対して開示しなければいけません
 - 対象会社の株式が上場されている各証券取引所、および
 - 登記先事務所での対象会社
- 株式や議決権とともに対象会社の株式や議決権の買収を行う者は、対象会社に対してその株式の5%以上を総計で保有する者と共同する場合、対象企業の株式や議決権の2%以上を売却する度に、株式の割当情報受領、または、株式や議決権の取得から二営業日以内に、株式保有や議決権の総計を、以下に対して開示しなければいけません

- 対象会社の株式が上場されている各証券取引所、および
- 登記先事務所での対象会社
- 抵当権等の負担を通じて得た株式は買収として扱われるべきであり、抵当権等の負担の解放は売却として扱われることになっています
- 継続的開示：対象企業に対する25%以上の議決権を行使する権利を与える株式や議決権を保有している各事業体は、3月31日時点の対象企業に対する株式保有と議決権の総計を、各会計年度末から七営業日以内に、以下に対して開示しなければいけません
 - 対象会社の株式が上場されている各証券取引所、および
 - 登記先事務所での対象会社

iv. 2015年SEBI (インサイダー取引の禁止) 規則

規則の主要ハイライトは以下の通りです。

- 価格に影響を与える未公開情報を持っている、または、かかる情報にアクセスできる人物は、かかる情報の入手またはアクセスの方法に関係なく、「インサイダー」としてみなされることとなります
- 「価格に影響を与える未公開情報 (USPI)」とは、一般的に入手不可能な情報で、証券の価格に影響を与える可能性がある情報として定義されるものです
- 「インサイダー」の定義は、USPIにアクセスできる契約上、信用上、雇用上の関係をベースとながりを持っている人が含まれます。インサイダーには、USPIを持っている、または、USPIにアクセスできる人物も含まれます。反論する権利を持つ直近の親族が、関連当事者と考えられます
- 各投資家の証券市場に対する関心を考えれば、取引の最低2日前に、価格に影響を与える未公開情報を前もって開示することが、価格に影響を与える未公開情報の伝達が許可されている場合に必須となっています
- 価格に影響を与える未公開情報 (USPI) の伝達に関する明確な禁止は、合法的な目的、義務の履行、法的義務の解放を除き、明示されています
- その他法域でもよくあるとおり、市場の情報非対称性を排除するため、取引前に公有の場所にUSPIを開示するのが必須となっています
- 「公平な開示に関する規範」と「行動規範」に従います
- 一部の場合において、無実を証明するためにインサイダーが提示できる特定状況が示されています

9.3. 証券貸借 (SLB)

インドにおいて、証券貸借は取引所プラットフォームで提供されます。FPIは、SLB市場への参加を許可されており、取引所が提供するSLBメカニズムを通じて証券貸借を行うことができます。インドの証券市場では裸売りは許可されておらず、投資家は、決済時点で証券の受渡を行うという義務を果たすことが強制されています。これに従い、証券貸借のためのスキームが導入されました。

インドにおけるSLBメカニズムは、完全に取引所主導型で、OTCモデルは許可されていません。すべてのSLB取引が、取引所の清算機関(即ち、NCLおよびICCL)を通じて捜し出されます。NSCCLとICCLだけが、SLB取引に対する承認済仲介機関(AI)となっています。

借手と貸手は、ブローカー/清算会員メンバーなどのSLB参加者を通じてAIのプラットフォーム上で取引を執行します。投資家によるSLB取引の清算と決済は、機関投資家の指定証券保管機関を通じて行われます。

SLBの目立った特徴の例：

- AIが提供したオンラインプラットフォーム上での自動売買
- 各取引について清算機関がカウンターパーティーとして行動し、決済が保証されている
- 1日から12カ月間の契約
- すべてのデリバティブ株と少数の追加スクリプトについて利用可能
- 枠のリコールと返済が可能
- コーポレート・アクションは、貸手がすべての利益を必ず得られるよう調整されます。配当や株式分割、AGM/EGM以外のコーポレート・アクションがあった場合、清算機関が抵当権を実行します。AGM/EGMの場合、SLB商品は抵当権の有無に関係なく契約を実行するためのオプションを提供します
- 借用取引に対する空売りは、デリバティブ商品が提供されている証券で許可されています。RBIの外国資本の所有禁止リストや警戒リストにある株式の空売りはできません
- FPIは、SLB返済義務を果たす目的で、RBIからの事前承認なく、購入している企業の株式が、SLB取引執行時点の外国資本の所有制限（警戒または禁止）に基づかないという条件で、外国資本の所有禁止リスト／警戒リストにある企業の株式を購入することができます
- すべての取引は、証券保管機関のレベルで機関投資家向けに総計され、機関には、総額ベースで義務を果たすことが求められます。デイトレーディング（即ち日中に完了させる取引）は許可されていません
- 取引所の清算機関が担保を回収し、中央決済機関として活動するスクリーンベースの取引所売買型のシステムが、SLBで実施されています。このため、その他の市場とは異なり、OTC SLB取引は許可されていません
- FPIが株式を借りるのは、空売りの受渡をする目的の場合のみとします機関投資家は、空売りの注文を発注する前に、前金で空売りをを行うという意図を開示することが求められます。ブローカーは、空売りに対するスクリップの詳細を収集して取りまとめ、翌日に取引が開始される前に取引所にアップロードすることが求められます。
- SLB契約は、最長12カ月までの期間までの保有条件が認められています。承認済仲介機関、即ち清算機関には、最長12カ月間という条件で、契約の保有条件を決定する柔軟性があります
- 証拠金／担保は現金の形式でFPIのみが維持します。かかる証拠金／担保に関し、FPIには利子は支払われません

NSEとBSEは、既存の借りまたは貸しのポジションを延長したいと考える貸手や借手の便宜を図る目的で、証券貸借スキーム(SLBS)におけるロールオーバーを許可しています。ポジションのロールオーバーの条件は以下の通りです：

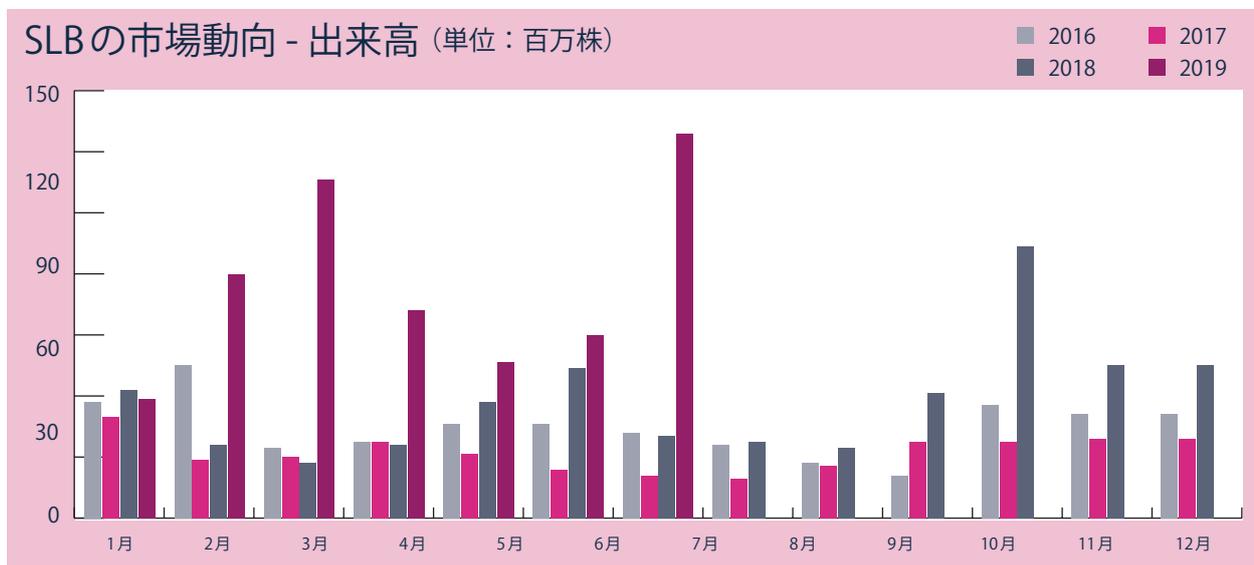
- ロールオーバーを考慮した後の契約の合計期間は、当初の契約日から12カ月を超えないものとします
- ロールオーバー契約の最終取引日は、決済がない休祝日を除き、個々の期近物の満期の4営業日前とします
- 証券が抵当権実行となってしまうコーポレート・アクションの場合、証券が抵当権実行になった時点からロールオーバーはできなくなります

ポジション上限額

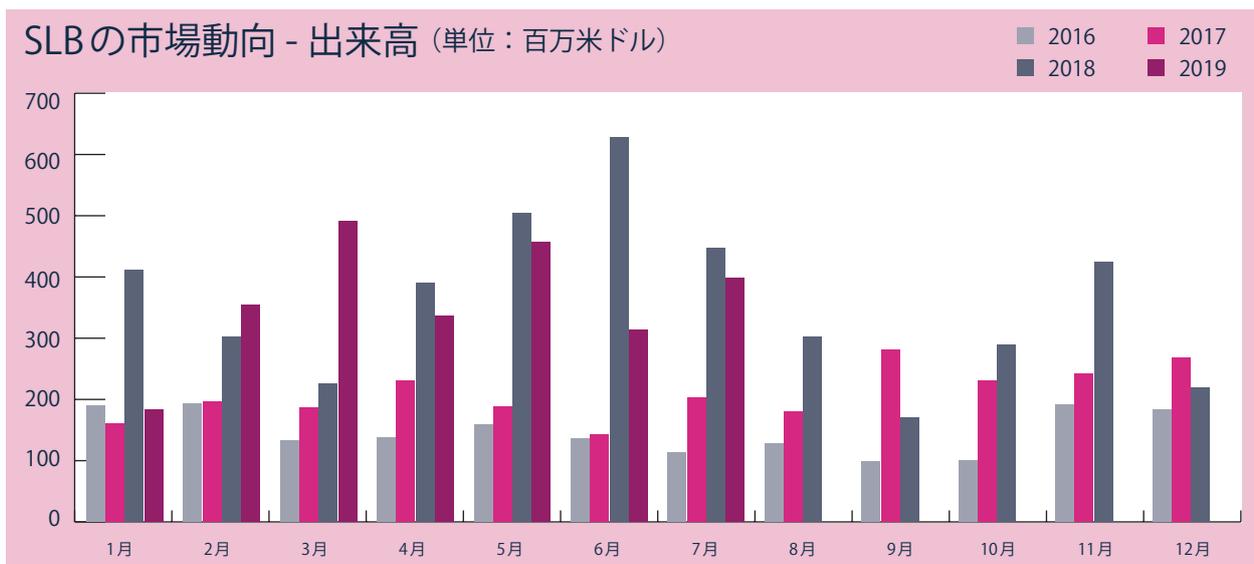
SLB取引には以下のポジション上限額が適用されます。

レベル	ポジション上限額	情報源
市場全体の上限額	会社の浮動資本金の10%(株数の観点で)	市場全体の上限額については、月末にNCL/ICCLが公表します
清算会員/参加者	建玉は、市場全体の上限額の10%に制限されています	清算会員/参加者が計算します
FPI	建玉は、市場全体の上限額の10%に制限されています	FPIレベルでこの上限額が適用されます

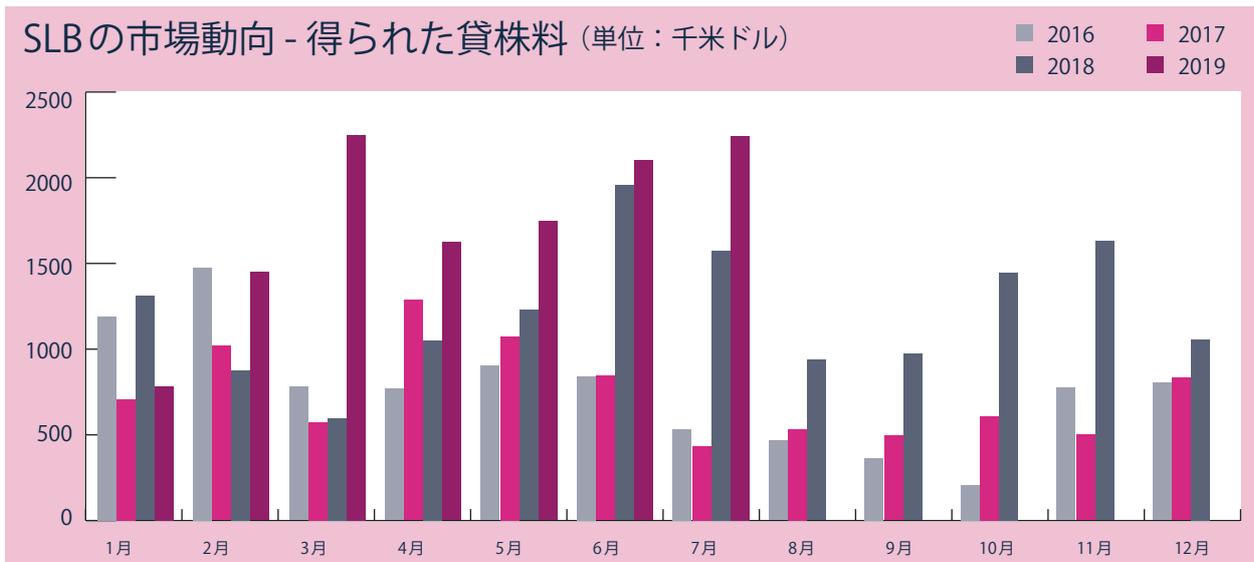
以下は、インドのSLB市場の出来高、利回り、投資家などが得る貸出手数料に関する重要な統計です。



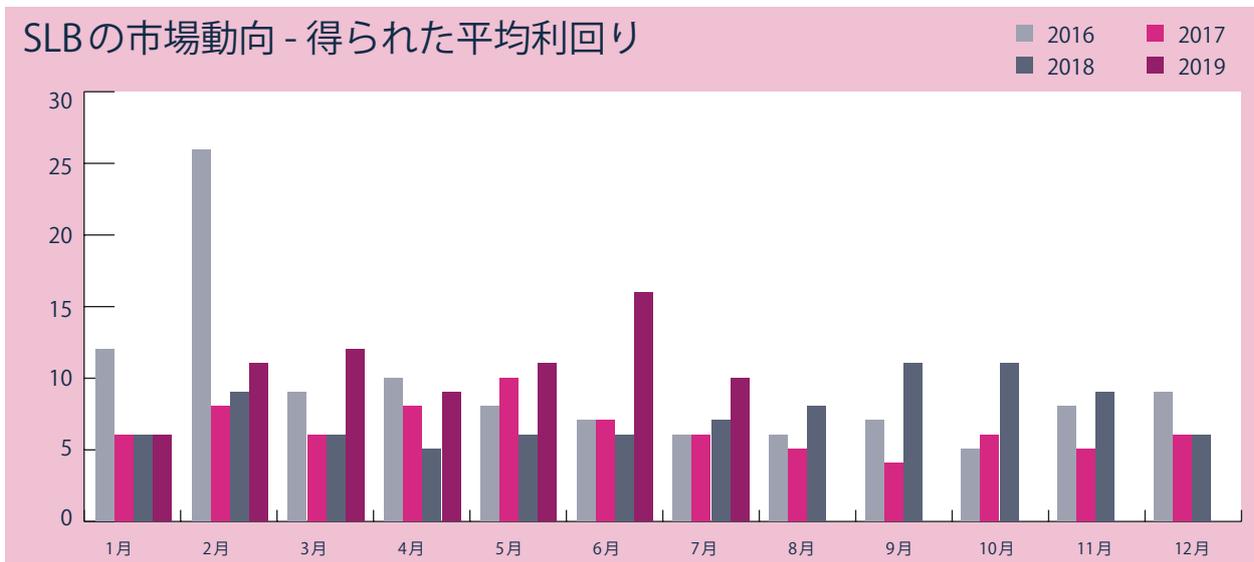
出典 - NSE



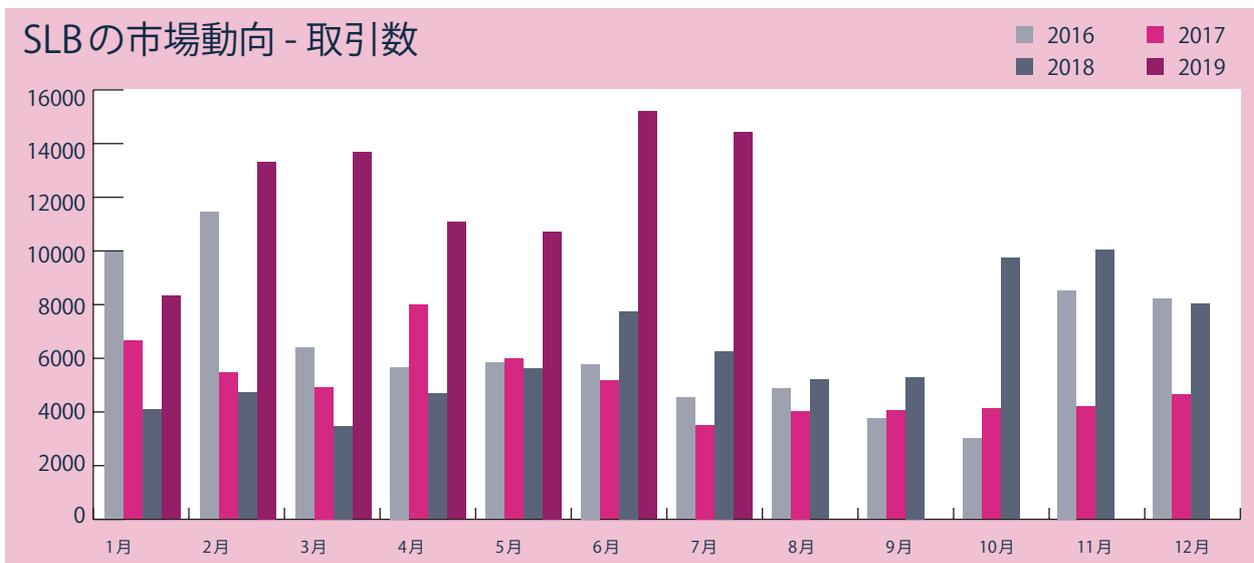
出典 - NSE



出典 - NSE



出典 - NSE



出典 - NSE

9.4. 投資ガイドライン-固定収入-一般投資ルート

外国ポートフォリオ投資家 (FPI) は、外国為替管理法 (FEMA) および外国ポートフォリオ投資家 (FPI) の規制に基づき、固定収入 (国債、州開発融資、社債) への投資が認められています。固定収入への投資は、インド準備銀行 (RBI) およびインド証券取引委員会 (SEBI) から随時通知される特定の投資上限額および条件に従うものとします。

一般投資ルートの下での全体上限額の概要は以下の通りです。

- 国債 (G-Secs) : G-Secs に対する FPI 投資の上限額は、2019 年から 2020 年までの未償還証券の 6% です
- 州開発融資 : 絶対的な上限額は、インド準備銀行によって定められています
- 社債 : この上限額は社債の発行済分の 9% に固定されています
- 金利先物 : 金利先物の買いポジションを取る場合、上限額は 500 億インドルピーに設定されています

FPI による国債および社債に対する投資の全体上限額は以下の通りです。

セキュリティ・カテゴリー	投資家カテゴリー	半期の上限額 2019年10月~2020年3月 (10億インドルピー)
国債	すべてのカテゴリー	2,461
	長期FPI	1,151
州開発融資	すべてのカテゴリー	612
	長期FPI	71
社債	すべてのカテゴリー	3,170
金利先物	すべてのカテゴリー	50

固定収入の上限額モニタリングのメカニズム

— CCIL は、国債と州開発融資上限額の利用分をモニタリングし、これらは以下のウェブサイトでご覧いただけます

<https://www.ccilindia.com/FPIHome.aspx>

— 預託機関、NSDL、CDSL は、以下で社債上限額の利用分をモニタリングし、これらは以下のウェブサイトでご覧いただけます

<https://www.fpi.nsdl.co.in/web/Reports/ReportDetail.aspx?RepID=1>

<https://www.cdslindia.com/publications/FIIs.aspx>

i. 二次限度額

i. 集中上限額

— 各投資カテゴリー (国債、州開発融資、社債) への (関連する FPI による投資を含む) FPI による投資には、以下の集中上限額が適用されます。

— 長期 FPI のそのカテゴリーについて一般的な投資上限額の 15%

— その他 FPI のそのカテゴリーについて一般的な投資上限額の 10%

— FPI が 2018 年 5 月 2 日 (集中上限額が有効になった日) に集中上限額を上回る投資を行った場合、それが緩和された後、全体的なカテゴリー上限額が一回限りの措置として利用できることを条件として許可されます。

— FPI の投資が集中上限額を上回っている場合、いずれかの時点で、ポートフォリオの金額が、現在の投資額 + 発効日のカテゴリーの投資上限額の 2.5% を上回らないように追加投資を行うことができます

- FPIの投資が集中上限額内に収まっているものの、7.5%（長期FPIの場合は12.5%）を上回っている場合、いずれかの時点で、ポートフォリオの金額が、現在の投資額+発効日のカテゴリーの投資上限額の2.5%を上回らないように追加投資を行うことができます
- その他すべてのFPIは、適用可能な集中上限額まで投資できます

ii. 国債および州開発融資の投資ガイドライン

FPIは、指定された条件および適用される上限額の下で国債および州開発融資に投資することを許可されており、詳細は以下の通りです。

- （関連するFPIによる投資を含む）FPIによる投資は、RBIおよびSEBIが適宜規定している集中上限額の対象となります
- FPIは、以下の条件の下での短期（残余満期1年未満）国債商品への投資ができません。
 - 残余満期の短い（残余満期1年未満の）国債および州開発融資を保有するFPIは、その特定カテゴリー（国債または州開発融資）へのFPI総投資額の20%を超えないようにする必要があります。FPIは、この20%の上限額の範囲内で短期間に短期国債への投資を行うことを許可されています。
 - 20%の上限額は、一日の終わりに計算されます。一日の終わりに、残余満期一年未満のすべての投資について、20%の上限額の計算を行います
 - 短期投資が完全に2018年4月27日以前に行われた投資である場合、短期投資は20%の上限額を上回っても構いません
- 各国債に対する上限額の総計は、その証券の発行済株式の30%となっています。
 - FPI投資総計額が発行済資本の30%に達した証券はネガティブリストに入れられ、FPIの保有分が発行済み資本の30%を下回るようになるまで、これらの証券に新しく投資を行うことは許可されません。
 - 30%という上限額に非常に近い証券の場合、一日の開始時点でネガティブリストに記載されていなかった証券が、NDS-OMに報告されたその他のFPIによる購入取引が原因で、同日中にネガティブリストに記載されてしまう可能性が出てきます。取引が執行されてすぐにクライアントに取引指示を送信することが推奨されます。
 - これらの上限額は、CCILのウェブサイト上の「FPI Debt (G-Sec) utilisation Status」タブの下にある「Security wise Holding」および「Negative Investment List」で報告されています
<https://www.ccilindia.com/FPIHome.aspx>
- FPIによる国債のクーポン再投資は、国債の上限額内とみなされています定期的な上限額の再設定時には、クーポン投資が利用分に加算されます
- FPIは、一部払込済商品への投資ができません
- 上限額の利用分のモニタリングと国債や州開発融資への証券別のモニタリングは、相対取引システム-オーダー・マッチング(NDS-OM)上で、CCILがリアルタイムで行います
- 外国ポートフォリオ投資家(FPI)による地方債への投資は、州開発融資(SDL)上限額内とみなされます

ii. 上限額利用の条件

i. 国債への再投資上限額

- FPIは、既存の投資の売却または満期、および投資で得たクーポンの結果として、公開された限度の範囲内で国債または州開発融資に追加で再投資することが許可されています
- 国債に対するFPIによるその他すべての既存の条件は、この追加枠の場合も変更はありません

ii. 既存の投資の売却または満期：

クーポン受取から取得された国債の売却／償還から得られた代金は、2営業日という再投資期間の資格を満たします

iii. クーボンの再投資

—FPIは、上限額をすべて使ってしまった場合でも、国債に対する既存の投資で得られたクーポンを再投資することが許可されています

—FPIによる、国債に対するこれらの投資は、利用済み上限額で考慮される場合、上限額の次の再設定まで、適用される上限額外に保たれます

—FPIには、クーポン受取日から2営業日以内という投資期間が与えられます

iv. カテゴリー再分類により長期FPIとなった、または、その逆の場合のFPIによる国債上限額の活用

—現在保有している国債（つまり、FPIにカテゴリー再分類される前から）については再分類されません

—FPIのカテゴリー再分類に基づき、今後の国債投資はすべて、適切な債券上限額に対して適用されます

—FPIには、初回投資時点から適用される再投資期間が適用されることとなります

9.4.1. 国債

9.4.1.1. プライマリー発行

—国債は、プライマリー市場オークションを通じてRBIが発行しており、様々な国内投資家とは別にFPIが申し込みできます。

—プライマリー市場オークションへの参加を意図する投資家は、遅くともオークション日の正午までに入札プラットフォーム（RBIのE-Kuberシステム）に提出されるよう、自らの指示を証券保管機関またはプライマリー取引者に提供する必要があります。

—オークション結果は、決済のためにT+1ベースで同日に発表されます。結果時期に関連する詳細には、以下のリンクをクリックするとアクセスできます。

<https://rbidocs.rbi.org.in/rdocs/Notification/PDFs/NT514A8AD94C80C24369B18B25D0183C02AC.PDF>

9.4.1.2. セカンダリー市場

—セカンダリー市場における取引は、店頭（OTC）で、またはNDS-OM ウェブベース・モジュールを通じて行うことができます。OTC市場で実行される国債取引は、インド準備銀行のNDS-OMプラットフォーム上で必ず報告され、清算機関（CCIL）を通じて決済される必要があります。

9.4.2. 社債

i. 社債（インドの企業がオンショアで発行したインドルピー建ての債券）

FPIは、指定された条件および適用される上限額の下で、社債に投資することを許可されています。条件と上限額の詳細は以下の通りです。

—社債に対するFPI投資の全体の上限額は、社債の発行済分の9%に固定されています

—FPIは、社債取引において株式仲買人を必要としません。

—インドの企業がオンショアで発行したインドルピー建て債券や無担保社債、セキュリティ・レシート、信用強化債券、債券型投資信託に対するすべての投資は、社債上限額に基づき計算されます

—FPIは、全体的な利用上限額が95%に達するまで、社債に自由に投資することが認められています。この基準値を超えると、社債上限額に対してオークションが実施されます

—（関連するFPIによる投資を含む）FPIによる投資は、集中上限額（上記「a」に記載）の対象となります

—FPIは、単一の発行の申し込みや購入など、エクスポージャー基準によって管理されています

—FPIの投資限度額（全体ベース）および投資家グループレベルでは、証券保管機関担当者が一日の終わりに報告した取引に基づいて預託機関（NSDL/CDSL）によって追跡されます

—FPIの投資上限額のステータスは、NSDLおよびCDSLのウェブサイトに公開されています
<https://www.fpi.nsdl.co.in/web/Reports/ReportDetail.aspx?RepID=1>
<https://www.cdslindia.com/publications/FIIs.aspx>

i. 残余期間

- FPIは、残余満期1年以上の社債への投資ができません
- 社債への短期投資（残余満期1年未満の証券）のFPIによる保有は、以下によって管理されます。
 - FPIは、残余満期の短い（残余満期1年未満）証券への投資において、社債への保有額、社債へのFPI総投資額の20%を超えないようにする必要があります
 - 20%の上限額は、一日の終わりに計算されます。一日の終わりに、残余満期1年未満のすべての投資について、20%の上限額の計算を行います
 - 短期投資が完全に2018年4月27日以前に行われた投資である場合、短期投資は20%の上限額を上回っても構いません
 - これらの規定は、FPIによるSRへの投資には適用されません

ii. エクスポージャー基準

- 関連FPIによる投資を含む、いかなるFPIによる投資も、社債の単一の銘柄の50%を上回ることとはできません
- 関連FPIを含むFPIが単一の銘柄の50%超に投資した場合、この規定が満たされるまでその銘柄に追加投資を行うことはできません
- 社債のISINレベルで単一銘柄が検討されます

iii. デフォルト時の社債

- RBIは、外国ポートフォリオ投資家（FPI）に対して、以下の条件に従うことを前提に、デフォルトになっている社債に投資することを許可しています
- 減債債券の場合、FPIは、全部または一部がデフォルトになっている非転換社債（NCD）／債券について、満期の元本返済または元本割賦で取得できます（この件についてFPIはRBIが指示する減債に従うものとします）
 - かかるNCD／債券の改定満期期間は、発行元のインド企業との交渉に基づき、1年以上に再設定されます
 - かかるNCD／債券の取得を提案するFPIは、無担保社債の受託者に対し、既存の無担保社債保有者／取得先である受益者に対する公募の条件を開示しなければいけません
 - かかる投資は適宜、社債に規定されている全体上限額内に収めます

iv. 非上場の非転換社債／社債

- FPIは、以下を遵守することを条件に、インド企業が発行した非上場の非転換社債／社債に投資を行うことが認められています。
- インド政府の企業省が発行したガイドライン
 - 残余満期1年以上
 - 無券面化された形式で保有すること
 - 不動産事業への投資、資本市場への投資、土地の購入に関するエンドユーザー使用制限遵守条件。FPIの証券保管機関銀行は、この条件への遵守を保証します
- 不動産事業の定義：**利益を上げることが目的として土地や不動産物件の取引を行うこと。市町村の開発、居住用商業施設の建設、道路や橋梁の建設、教育施設の建設、娯楽施設の建設、都市および地域レベルのインフラ、町区は含まれません。さらに、譲渡せずに物件を貸し出すことで賃貸収入を得ることは、不動産事業とはみなされません。

FPIは、非上場の債務証券に適用される最終用途制限なしで、「上場される」社債債券に

投資する資格を有しています。しかしながら、上場が30日以内になされない、または債券が最終用途制限を充たさない場合、FPIはただちに国内投資家または発行者に当該投資を処分するものとします。

v. 証券化債務証券

- FPIは、以下を含む証券化債務証券に投資を行うことが許可されています。
 - 銀行、金融機関 (FI)、またはノン・バンク金融会社 (NBFC) をオリジネーターとして資産の証券化を目的として設立された特別目的事業体 (SPV) によって発行された株券または証券、および
 - 2008年 SEBI (証券化債務証券の公開または上場) 規則の観点から発行および上場された株券または証券
- FPIによる証券化された債務証券への投資は、1年以上の残余満期要件の対象とはなりません。

vi. 信用強化債券への投資

信用強化とは、企業がその債券や信用度を改善するために採る手法を指しています。信用強化を通じて、借手は追加の担保、保険、または第三者保証を通じて債務を履行するという約束が貸手に与えられることとなります。信用強化は、負債のクレジットリスクやデフォルトリスクを低減することで、全体的な信用度を高め、利率を引き下げます。

vii. セキュリティ・レシート

外国ポートフォリオ投資家 (FPI) および長期FPI (ソブリン・ウェルス・ファンド、多国籍機関、寄付基金、保険基金、年金基金、外国の中央銀行) は、証券化会社が発行したセキュリティ・レシートへの投資を許可されています。

viii. 社債上限額のオークションメカニズム

国債についてはオークションメカニズムは廃止されましたが、社債上限額には引き続き適用されます。

- 利用された債券上限額が利用可能上限額総額の95%に達すると、オークションメカニズムが発動します
- 上限額利用分が92%を超えるまで、市場は引き続きオークションメカニズムに基づいて機能します
- 債券上限額利用分が92%を下回った場合、オークションメカニズムが停止され、投資に際して再度上限額まで利用できるようになります
- 売却／償還時の再投資枠は終了され、利用分が再び95%を上回った場合、同じ上限額で利用することはできません

社債に対する全体のFPI投資が95%を上回る場合は、以下の手順に従う必要があります。

- 預託機関である National Securities and Depository Limited (NSDL) と Central Depository Services (India) Limited (CDSL) が、証券保管機関に指示し、FPIの社債購入すべてを停止させます
- 預託機関が、取引所であるインド国立証券取引所 (NSE) とボンベイ証券取引所 (BSE) に対し、利用されていない債券上限額についてオークションを実施するよう伝えます。預託機関から情報を受領次第、取引所 (BSEから先に開始します) は、預託機関からの情報を受け取った日から取引日2日目に、利用されていない債券上限額の割り当てを行うためのオークションを実施します。その後、オークションはNSEとBSEの交代制で実施されます
- オークションは、利用可能上限額が10億インドルピー以上の場合のみ開催されます。15取引日にわたって連続して利用可能上限額が10億インドルピーを下回る場合は、取引日16日目にオークションを実施し、利用可能上限額の割り当てを行います。

社債上限額を得るオークションメカニズムの要約

題目	社債
入札期限	入札は 3:30 pm から 5:30 pm の 2 時間にわたって行われます
プラットフォームへのアクセス	取引会員または証券保管機関
最低入札額	1,000 万インドルピーを上回らない
最高入札額	オークションされている利用可能限度額の 10 分の 1
呼値の単位	1,000 万インドルピーを上回らない
割当方法	価格優先及び時間優先
入札の価格設定	1,000 インドルピーの固定費用、または、入札価格のいずれかが高い方
オークションのプラットフォーム	BSE と NSE を交互に
最高上限額	単一の FPI/FPI グループで、オークションされている上限額の 10% 以上を入札することはできません
オークション発動要因	上限額利用分が 95% を超えた場合
オークション終了	上限額利用分が 92% を下回った場合
オークションで利用可能な最高利用可能上限額	利用可能上限額が 10 億インドルピー以上但し、15 取引日にわたって連続して利用可能上限額が 10 億インドルピーを下回る場合は、取引日 16 日目にオークションを実施します
利用期間	割り当てられた上限額を使用した債券への投資期間は 10 取引日間です。10 取引日間以内に使用されなかった上限額は、利用可能上限額のプールに戻ることにになります。
売却/買戻しの場合の再投資期間	債券の売却または買戻し時点で、FPI は、2 取引日という再投資期間を持つことになります。2 取引日以内に再投資が行われなかった場合、限度額は、利用可能限度額のプールに戻ることにになります。
その後のオークション	その後のオークションは、利用可能上限額が 10 億インドルピー以上であるという条件下で、前回のオークションの日から 12 取引日間開催されます

9.4.3. プライマリー発行

9.4.3.1. 国債および州開発融資

- 国債は、プライマリー市場オークションを通じて RBI が発行しており、様々な国内投資家とは別に FPI が申し込みできます
- プライマリー市場オークションへの参加を意図する投資家は、遅くともオークション日の正午までに入札プラットフォーム (RBI の E-Kuber システム) に提出されるよう、自らの指示を証券保管機関またはプライマリー取引者に提供する必要があります
- オークション結果は、決済のために T+1 ベースで同日に発表されます。結果時期に関連する詳細には、以下のリンクをクリックするとアクセスできます。

<https://rbidocs.rbi.org.in/rdocs/Notification/PDFs/NT514A8AD94C80C24369B18B25D0183C02AC.PDF>

9.4.3.2. 社債 – 電子入札メカニズムを通じた私募：

SEBIは、私募発行ルートを通じた社債発行について、電子入札プラットフォーム (EBP) を導入しました。

i. EBPでの発行資格がある証券

- **必須**：法人が発行した債務証券および償還不可能型転換優先株 (NCRPS) のすべての私募は、政府が発行した商品、セキュリティ・レシートおよび証券化債券商品を除き、以下に該当する場合にEBPプラットフォームを通じて行われる必要があります。
 - 20億インドルピー以上の、グリーンシュエーションを含む単一発行
 - 会計年度において累計20億インドルピー以上に達する複数のトランシェから構成される一括発行
 - 会計年度における発行体による以前の発行すべての累計額が20億インドルピー以上の再発行
 - **オプション**：発行体は、発行額にかかわらず、必要に応じて、以下の私募についてEBPプラットフォームにアクセスすることを選択できます。
 - 地方自治体または地方公共団体が発行した債券
 - コマーシャル・ペーパー
 - 譲渡性預金
- #### ii. プラットフォーム提供者
- 証券取引所
 - 預託機関
- #### iii. 枠組み
- 発行体は、金額、入札の開始および終了日時、最低ロット、入札方法、割り当ておよび決済、決済サイクルの詳細とともにPPM/IMを開示する必要があります
 - 参加者は、必要なKYC書類に記入することにより、入札に参入する前にEBPへの加入を求められます。
 - 入札は、発行体が指定した入札期間中に行なうことができます。入札期間終了時点で、EBPは匿名ベースで、利回り、オーバー・サブスクリプションなどの金額、受け取った入札合計数、レーティング、投資家のカテゴリーなどの集計データを開示し、一切の憶測を避けられるようにします。
 - EBPは、ウェブサイト上に割当データをアップロードし、一般公衆に対して公開します。

9.4.4. セカンダリー市場

9.4.4.1. 国債

- セカンダリー市場における取引は、店頭 (OTC) で、またはNDS-OM ウェブベース・モジュールを通じて行うことができます。OTC市場で実行される国債取引は、インド準備銀行のNDS-OMプラットフォーム上で必ず報告され、清算機関 (CCIL) を通じて決済される必要があります。

9.4.4.2. 社債

- 債券/社債によるすべての債券取引は、証券取引所とOTCで実行できます。OTC取引は、取引所報告プラットフォーム上で必ず報告され、清算機関を通じて決済される必要があります。社債は、証券取引所の債券取引プラットフォームから購入することも可能です。

9.5. 投資ガイドライン-固定収入-任意保有ルート (VRR)

RBIは、FPIがインドの債券市場に長期的に投資することを奨励するための新たなスキームを導入しました。これにより、一般投資ルートに適用される規制が緩和され、より柔軟な運用が可能になります。

VRRは次の通り分類されます。

- VRR-Corpとは、社債商品へのFPI投資のためのVRRを指します
- VRR-Govtとは、国債へFPI投資のためのVRRを指します
- VRR-Combinedとは、VRR-CorpおよびVRR-Govtの下で許可されている商品へのFPI投資のためのVRRを指します

i. VRRの主要な特徴は以下の通りです

- このルートを通じた投資は別個のものであり、上限額は一般投資上限額に追加されます
- 別個の投資上限額は、一つまたは複数のトランシェにおいてRBIによって公開され、「随時利用できるよう」または「オークション入札」プロセスを通じて、割り当てに開放されます。
 - 現在、許可されている投資上限額は7,500億インドルピーです。このうち2,039億3,450万インドルピーは、VRR-Corpの下に割り当てられています。そのため、残額5460億6550万インドルピーが、VRR-Combinedの下の投資に利用可能です
 - 全額のトランシェは、上限額に達して申し込まれるまで、または2019年12月31日のいずれか早い方まで、2019年5月27日からのFPIに対して「随時利用できるよう」利用可能です。
 - 割り当て方法および最短保有期間は、割り当てに先立ちRBIが公表します。
 - 割り当てられる投資上限額を Committed Portfolio Size (コミットされたポートフォリオ金額：CPS) と呼びます。
 - 要求の合計がオファー金額の100%を上回る場合、各FPI (関連FPIを含む) は、各トランシェについてのオファー金額の最大50%を割り当てられます (現在、CCILシステムは、最大50%に制限しており、要求が100%未満の場合、FPIは入札を複数に分けなければなりません)
- CPSの最低保有期間は、3年間またはRBIが適宜規定する通りです。
- 投資された金額は、額面価額で計算されます

ii. 投資金額割り当てのプロセス

随時の利用— FPIは、CCILプラットフォームでの入札処理のために証券保管機関に入札を提出する必要があります

- 提供すべき詳細は、口座番号、入札金額および入札の種類、ならびに保有期間 (RBIが規定する最低期間と異なる場合) です
- 複数のオークション・プロセスを同時に実行する場合、通知されたオークション番号も指示の中に含めます
- 割り当ては先着順です

オークション・プロセス

- FPIは、単一入札または複数入札として入札するものとします
 - 投資を提案する金額
 - かかる投資の保有期間 (これは当該オークションに適用される最低保有期間未満であってはなりません)
- 投資金額の割り当て：
 - 割り当ての基準は保有期間です
 - 受付金額がオークション金額と同額になるまで、入札は、高入れ先出しで保有期間の降順で受け付けられます
 - 最低受付保有期間での入札金額 (限界ビッド) が割り当てに利用可能な金額を上回る場合
 - 受付金額合計がオークション金額と同額になるよう、最低入札は部分的に割り当てられるものとします

- この保有期間で限界ビッドが複数ある場合、割り当ては、当該入札の最高金額の入札に対して行われた後、受付金額合計がオークション金額と同額になるまで入札金額の降順で行われます
- 同額での限界ビッドが複数ある場合、割り当ては均等に行われます

iii. 適格な商品／証券

- i. VRR-Govtの下では、以下の証券を投資に利用可能です。
 - 長期国債 (G-Secs)
 - 短期国債 (T-Bills)
 - 州開発融資 (SDL)
- i. VRR-Corpの下では、以下の証券を投資に利用可能です。
 - インド企業が発行した非転換社債／社債
 - インド企業が発行したコマーシャル・ペーパー
 - 資産運営会社が発行したセキュリティ・レシート (SR)
 - インドの銀行が発行したティアI資本として含まれる資格のある永久債務証券およびティアII資本としての借入資本商品
 - ノン・バンク金融会社が発行した、RBIが「インフラ金融会社」(IFC)として分類する非転換社債／社債
 - インフラ債務基金が発行したルピー建ての債券／ユニット
 - 信用強化債券
 - これらの規則の規則9に関して発行された、上場されている償還不可能型非転換優先株または社債
 - 証券化会社が発行したセキュリティ・レシート
 - 証券化債務証券
- iii. レポ取引およびリバースレポ取引
- iv. VRR-Combinedの下では、上記すべての商品／証券が許可されています。

iv. 投資条件

- FPIは、上限額の割り当て日から3カ月以内にCPSの75%を投資する必要があります。
- 保有期間の開始は、投資上限額の割り当て(CPS)の日から開始します
- 以下に挙げる緩和を条件として、FPIは、保有期間中は常に、割り当ての範囲において、関連の債券投資への投資を続けるものとします
 - 保有期間中の最小投資は、CPSの75%とします
 - 必要投資額であるCPSの75%は、一日の終わりに遵守されるものとします
 - VRRに使用されるFPIの現金口座にあるインドルピーは、75%の保有期間の計算に含まれます
- VRRの下の投資は、残余満期、集中上限額の対象にはなりません
- 一般投資上限額の下での社債への投資に適用される単一／グループ投資家に関する上限額は、VRRの下では適用されませんが、FPIが一般投資ルートの下でISINに50%投資した場合、RBIがケースバイケースで特に許可した場合のみ、VRRの下で同一ISINに投資することを許可されます
- VRRを通じた投資からの収入(利子+利益)は再投資することができ、これはCPSを上回っても構いませんが、投資のモニタリングは常にCPSで行われ、収入からの再投資は、一日の終わりの上限額75%の遵守とみなされることがあります
- 非上場債券商品への投資には、エンドユーザー使用制限が適用されます
- 一般投資に適用されるG-Sec、SDLおよびT-Billsの単一ISINに30%投資すること
- レポ取引およびリバースレポ取引 - 借入金額または貸出金額は、VRRの下のCPSの10%に制限されています
- ヘッジ - VRRに投資しているFPIは、OTCまたは取引所で取引されている通貨デリバティブおよび金利デリバティブに参加することにより、通貨および利率リスクを管理またはヘッジすることを許可されています

v. その他運用上の側面

- 上限額の利用およびVRRのその他要件の遵守は、FPIとその証券保管機関の両者の責任です。
- FPIは、VRRを通じた投資用に一つ以上の特別非居住者ルピー (SNRR) 口座を別途開設し、VRRに関するすべての資金フローは、この口座に反映されるものとします
- さらに、FPIは、このルートの下で債務証券を保有するための証券口座も別途開設するものとします
- 証券保管機関は、VRRの下で規則を自らが遵守していることを確認する、FPIとの適法な書類を備えているものとします
- FPIの現金口座からの本国送金取引により、FPIの資産が保有期間中にCPSの規定最低レベル75%を下回る場合、証券保管機関は、かかる本国送金を許可してはなりません

9.6 投資ガイドライン - デリバティブ

FPIは、公認の証券取引所でデリバティブに投資することを許可されています。デリバティブ指数先物、オプション、個別株式先物およびオプション、金利デリバティブ、通貨デリバティブ

9.6.1. 株式派生商品

投資ポジション上限額

セグメント	カテゴリーI	カテゴリーII 個人、 ファミリーオフィス および法人以外	個人、 ファミリーオフィス および法人
株式デリバティブ	市場全体のポジション上限額(MWPL)の20%	MWPLの10%	MWPLの5%
先物およびオプション指数*	以下のいずれか高い方： — 50億インドルピー、 または — 指数先物市場の総建玉/ オプションの15%	以下のいずれか高い方： — 30億インドルピー、 または — 指数先物市場の総建玉/ オプションの10%	以下のいずれか高い方： — 10億インドルピー、 または — 指数先物市場の総建玉/ オプションの5%

カテゴリーIのFPIに適用される指数デリバティブへの追加上限額は以下のとおりです：

— 株式を保有しているFPIカテゴリーIを超過しない（想定元本における）指数デリバティブにおけるショートポジション（ショート先物、ショートコールおよびロングプット）

— FPIが保持する現金、国債、短期国債および類似証券を超過しない（想定元本における）指数デリバティブにおけるロングポジション（ロング先物、ロングコールおよびショートプット）

* 株式指数デリバティブで利用可能なポジション上限額は、個別に先物およびオプションで利用することができます。

https://www.nseindia.com/products/content/derivatives/equities/position_limits.htm

9.6.2. 金利先物 (IRF)

FPIは、取引所で取引されている現金決済の金利先物に投資できます。IRFへの投資を行っているFPIには、別途500億インドルピーの上限額が割り当てられています。FPIが投資できるIRFは次の通りです。

- 91日物短期国債
- 6年物インド国債
- 10年物インド国債

—13年物インド国債

IRFの500億インドルピーの上限額は次のように計算されます。

- 各IRF商品について、ネットの買いポジションを持つFPIのポジションが集計されます。商品のネットの空売りポジションを持つFPIは考慮されません
- どの時点においても、FPIが180億インドルピーを超えるネットの買いポジションを獲得することはできません

i. モニタリングのメカニズム

- 一日の終わりにまとめられたすべてのFPIの上限額の集計が証券取引所のウェブサイト上に毎日公表されます
- 上限額の90%が使用された後は、証券取引所が警告を発生し、利用可能な上限額をウェブサイト上に毎日公表するうえで必要なメカニズムを実行します
- 上限額に違反した場合、違反の原因となったFPIの投資は、5取引日以内または契約の満了までのいずれか早い方で、超過分のポジションを帳消しにする必要があります

ii. IRF契約に対するポジション上限額(インド国債)

- カテゴリIおよびIIのFPI(個人、ファミリーオフィスおよび法人以外) —取引会員レベルでのポジション上限額
- カテゴリIIのFPI(個人、ファミリーオフィスおよび法人) —顧客レベルでのポジション上限額
- いかなる時点においても、IRFにおいて各FPIの空売り(売却済み)ポジション合計が、金利先物における国債の買いポジションを超えてはいけません。

カテゴリー	8-11年の残存期間ごと	4-8および11-15年の残存期間ごと
取引会員レベル	建玉の10%または120億インドルピーのいずれか高い方	建玉の10%または60億インドルピーのいずれか高い方
顧客レベル	建玉の3%または40億インドルピーのいずれか高い方	建玉の3%または20億インドルピーのいずれか高い方

- すべてのFPIについて総合した現金市場とIRF市場における買い(購入済み)ポジション合計が、FPIに許可されている国債投資の許容上限額合計を超えてはいけません
- 未決済建玉総額にリンクしているポジション上限額は、ポジション開始時点で適用されます。各満期バケット内のIRF契約における未決済建玉総額が下落した場合、市場参加者による即座のかかるポジションの解消は求められません
- 証券取引所は、市場参加者のポジションが適用される規定時間内に上限額に収まるよう、市場参加者に対してポジションの引き下げを指示します
- 市場参加者は、適用される上限額を遵守するまで、未決済建玉を増やしたり、各満期バケットのIRFで新しいポジションを作ったりすることはできません

FPIは、上記上限額を必ず遵守することが求められています。

9.6.3. 通貨デリバティブ

FPIは、銀行/プライマリー取引者との先渡担保の目的で、または取引所の通貨デリバティブセグメントに参加することにより、OTC市場での通貨エクスポージャーをヘッジすることが許可されています

第12章では、通貨のヘッジングに関連した情報が提供されています

取引所の通貨デリバティブセグメントへの参加

FPIは、取引所で取引されている通貨先物やオプションにアクセスして、債券や株式への投資に対するエクスポージャーの市場価値から生じる通貨リスクをヘッジすることが許可されています。これらの契約は、以下の条件に従うものとします。

- FPIは、インドルピーが関与するすべての通貨ペアで、原資産のエクスポージャーなしに、上限

- 1億米ドルまで、ロング(買い)ポジションとショート(売り)ポジションの両方を取り、すべての取引所でまとめて組み合わせることができます
- 取引所は、米ドル以外の通貨で行われた契約のポジション上限額が、500万米ドル相当以内に収まるよう規定することを許可されています
- FPIは、インドの債券や株式に対する原資産のエクスポージャーと同等のものがあることを条件に、上記の上限額を上回るロングポジションを取ることが許されています
- FPIはインドルピーが関与するすべての通貨ペアで、1億米ドル(いずれかの時点での、すべての取引所の合算額)を超えるショートポジションを取ることができません。FPIがショートポジション上限額に違反した場合、FPIが要件を満たすようになるまで、証券取引所は、FPIが既存のショートポジションを増やしたり、通貨ペアに新しいショートポジションを作することを制限します
- オプションのデリバティブは、各通貨ペアの上限額の一部となっています
- エクスポージャーの上限額は、一日の終わりと日中の両方に適用されます
- これらの上限額のモニタリングは取引所が行い、違反した場合にはRBIの金融市場規制部門に報告される可能性があります

取引所ごとの許可された通貨ペアに対するポジション上限額

- i. カテゴリーIおよびカテゴリーIIのFPI(個人、企業およびファミリーオフィスを除きます)のポジション上限額:

通貨ペア	ポジション上限額
USD-INR	すべての契約の建玉総額の建玉残高合計額の15%、または1億米ドルのいずれか高い方を超えないこと。
EUR-INR	すべての契約の建玉総額の建玉残高合計額の15%、または5,000万ユーロのいずれか高い方を超えないこと。
GBP-INR	すべての契約の建玉総額の建玉残高合計額の15%、または5,000万ポンドのいずれか高い方を超えないこと。
JPY-INR	すべての契約の建玉総額の建玉残高合計額の15%、または20億円のいずれか高い方を超えないこと。

- ii. カテゴリーIIのFPI(個人、企業およびファミリーオフィス)のポジション上限額:

通貨ペア	ポジション上限額
USD-INR	すべての契約の建玉総額の建玉残高合計額の6%、または1,000万米ドルのいずれか高い方を超えないこと。
EUR-INR	すべての契約の建玉総額の建玉残高合計額の6%、または500万ユーロのいずれか高い方を超えないこと。
GBP-INR	すべての契約の建玉総額の建玉残高合計額の6%、または500万ポンドのいずれか高い方を超えないこと。
JPY-INR	すべての契約の建玉総額の建玉残高合計額の6%、または2億円のいずれか高い方を超えないこと。

- 未決済建玉総額にリンクしているポジション上限額は、ポジション開始時点で適用されます。証券取引所で未決済建玉総額が下落した場合、かかるポジションの解消は求められません。
- このようなシナリオでは、適格な市場参加者は、適用される上限額を遵守するまで、未決済建玉を増やしたり、通貨ペアで新しいポジションを作ったりすることはできません

- 証券取引所は、市場参加者のポジションが適用されるポジションを遵守する金額内に収まるよう、市場参加者に対して時間制限を定めます
- SEBIおよびRBIが規定する適用規範に従うことを条件に、FPIは、以下の通貨ペアについて、取引所で取引されているクロスカレンシー取引およびオプション契約へのポジションを取ることができます
 - EUR-USD
 - GBP-USD
 - USD-JPY

iii. 取引所で取引されているクロスカレンシー・デリバティブにおいて各セクター別規制当局および承認取引者カテゴリI銀行が許可する、カテゴリIおよびIIのFPI(個人、企業およびファミリーオフィスを除きます)向けポジション上限額

通貨ペア	ポジション上限額
EUR-USD	すべての契約の建玉総額の建玉残高合計額の15%、または1億ユーロのいずれか高い方を超えないこと。
GBP-USD	すべての契約の建玉総額の建玉残高合計額の15%、または1億ポンドのいずれか高い方を超えないこと。
USD-JPY	すべての契約の建玉総額の建玉残高合計額の15%、または1億米ドルのいずれか高い方を超えないこと。

iv. 為替取引された複数通貨間でのカテゴリIIのFPI(個人、企業およびファミリーオフィス)のポジション上限額

通貨ペア	ポジション上限額
EUR-USD	すべての契約の建玉総額の建玉残高合計額の6%、または1,000万ユーロのいずれか高い方を超えないこと。
GBP-USD	すべての契約の建玉総額の建玉残高合計額の6%、または1,000万ポンドのいずれか高い方を超えないこと。
USD-JPY	すべての契約の建玉総額の建玉残高合計額の6%、または1,000万米ドルのいずれか高い方を超えないこと。

v. その他通貨ペアにおける1,000万米ドル相当額の算出方法

- 取引所は、100万米ドルを個々の通貨ペアに換算するための固定比率を提供します。取引所が提供する比率は市場参加者に対して十分な余裕を持って通知を行った後、四半期ベースで修正されます
- 例えば、取引所が提供した換算比率が以下の通りである場合、顧客/FPIは、EUR-INRで455万ユーロまで、GBP-INRで330万ポンドまで、JPY-INRで5億9,550万円までのポジションを取ることができます
 - 100万米ドル = 91万ユーロ
 - 100万米ドル = 66万ポンド
 - 100万米ドル = 1億1,910万円

vi. 顧客レベルのポジションに関する警告

- 顧客の建玉総額が、一日の終わりに前述のポジション上限額を上回った場合、取引所は清算機関または証券保管機関に警告を發します
- 建玉総額は、そのシンボルにおける前日の取引の建玉残高に基づき、ロングポジション(先物のロング、コールオプションのロング、プットオプションのショート)、または、ショートポジション(先物のショート、コールオプションのショート、プットオプションのロング)の高い方として計算されます

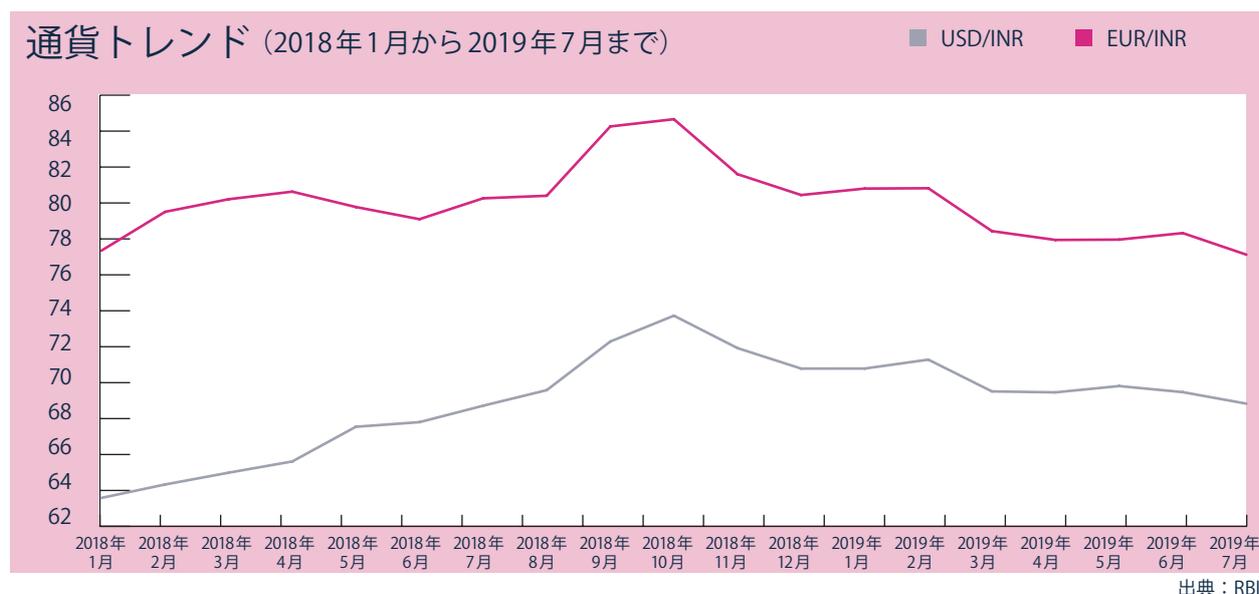
FPIの責務

- 上限額の予約を上回るあらゆる契約について、株式／債券の同等の原資産のエクスポージャーが必ずサポートするようにするのは、FPIの責務です
- 契約総額が、いずれかの時点で保有している証券の市場価額を上回る場合、関与しているFPIは、インド証券取引委員会 (SEBI) に規定されるように、刑事的民事訴訟に問われることになり、また、1999年外国為替管理法 (FEMA) に基づき、RBIが措置を講じる可能性があります

ポジションのモニタリング

- 取引所／清算機関は、一日の終わり時点での建玉や日中で最高のポジションに関するFPIの情報を、各証券保管機関銀行に提供します
- 証券保管機関銀行が、証券取引所や同行自身、その他の承認取引者 (AD) 銀行で予約した店頭 (OTC) 契約の各FPIのポジションを総計します
- 指定証券保管機関銀行は、ポジション合計をモニタリングして違反がないか確認し、あった場合はRBI／SEBIに通知します
- 上限額は、一日の終わり時点のポジションベースでモニタリングされます。3つの通貨ペアのショートポジションと3つの通貨ペアのロングポジションについては、500万米ドルの上限額が別々に検討されます
取引所は、一日の終わり時点の報告書を通じて、FPIがその日に行った日中で最も高いポジションのFPIの証券保管機関にそれとなく知らせます。

以下のグラフは、2000年1月以降の通貨のトレンドを表しています。



2000年1月以降のUSD/INR スポット・レート



出典：RBI

9.7. 投資ガイドライン—ハイブリッド証券 (REIT、InvIT および AIF)

- 外国ポートフォリオ投資家 (FPI) は、以下の商品のユニットへの投資が許可されています。
 - 不動産投資信託 (REIT)
 - インフラ投資信託 (InvIT)、および
 - 商品デリバティブ市場に投資しているものを除く、カテゴリ III オルタナティブ投資ファンド (AIF)
- FPI は、カテゴリ III AIF に対して最高 25% までの持分を保有することが許可されています
- REIT および InvIT のいずれも SEBI の規制下にあり、以下に基づき登録する必要があります。

REIT	InvIT
信託は、REIT 規則に基づき不動産信託として SEBI に登録する必要があります	InvIT は、SEBI から登録証明書を取得する必要があります

REIT および InvIT 登録のための新規申請はすべて、SEBI 仲介ポータルを通じてのみオンラインで受理されます

9.7.1. 不動産投資信託 (REIT)

集会的不動産投資の概念は、2008年に不動産投資信託の形で最初に導入されましたが、不動産投資信託 (REMF) は市場を魅了できませんでした。2014年9月26日、インド証券取引委員会 (SEBI) が、不動産投資信託 (REIT) の導入に関する新しい規制を通知しました。REIT と REMF は異なるため、SEBI は不動産投資信託の規制もそのまま機能させています。

REIT とは何か？

REIT とは、かかる信託の投資家にリターンを提供する目的で、集合投資ビークルとして機能するように形成された特別な信託であり、その大部分の資金を不動産に投資することを意図しています。

「REIT 資産」には、自由保有権か借地権か、直接か持株会社や SPV を通じたものかに関係なく、財産を含みます。

9.7.1.1. ユニットの発行と割当

- REITは公募のみを通じて、ユニットの公開を行うものとします
- 以下に該当する場合のみ、公開を行うことができます。
 - REITが保有する資産額が50億インドルピー以上である
 - 公開の一環としてユニットを保有する者の数が200以上となること。スポンサー、スポンサーの関連当事者と関連会社はこの数には含まれません。200未満となる場合、新規公開への購入申し込みはすべて返金されるものとします
- 以下に該当する場合を除き、REITがユニットを公開することはできません。
 - 当局の規則に基づき、REITが当局に登録されていること
 - REITが保有するすべての資産額が50億インドルピー以上であること
- 新規公開を通じて公開される予定のユニットは以下に従うものとします。
 - 公募価格での公開後資本が160億インドルピー未満の場合、発行済みユニットと公開されるユニットの合計が25%以上であること
 - 公開後資本が160億インドルピー以上400億インドルピー未満の場合、40億インドルピー以上であること
 - 公募価格での公開後資本が400億インドルピー以上の場合、発行済みユニットと公開されるユニットの合計が10%以上であること
- オファー書類に記載された公募額の90%を上回る応募額を調達できなかった場合、REITは申込者全員に資金を返金するものとします
- 申込者の最低応募額は20万インドルピーです
- 許容される最長募集期間は30日間です
- 割当または返金は、発行の終了日から12営業日以内とします
- ユニットの無券面化形式でのみ発行できます
- REITユニットの価格は、ブックビルディング、または、その他のSEBIが指定したプロセスで決定されます
- ユニットの割当や上場ができなかった場合や、資金の返金ができなかった場合、運用会社は、割当、上場、返金が完了するまで、年率15%の利子を支払う義務があります
- REITの既存ユニットの保有者は、該当するユニットを(オファー書類の提出日までの間に)1年以上保有している場合、公に販売することが許可されています
 - ユニットを受領済みの持株会社および/またはSPVの完全強制転換証券の(かかる証券が完全に払込された日付からの)保有期間は、1年間とみなされます。これは、株式の持ち分またはパートナーシップの持ち分に対する既存の規定に追加で適用されます
 - さらに、販売のオファーの計算に含める目的で保有期間の計算が行われている完全強制転換証券は、オファー書類の提出前に、持株会社またはSPVの株式に転換されるものとします

9.7.1.2. ユニットの上市と売買

- 新規公開後は、REITのすべてのユニットを、公開終了日から12営業日以内に全国的な取引ターミナルを持つ公認の証券取引所に上市することが義務付けられています
- REITのユニットの上市は、REITと指定証券取引所との間で締結した上市契約に従って行うものとします
- 証券取引所から上市許可を受けられなかった場合、または、当局が発行した監視レターを撤回した場合、ユニットは上市の資格を満たさなくなり、REITは直ちに個々の割当先に申込金を返金する義務があります
- 公認の証券取引所に上市されたREITのユニットは、関連する証券取引所の規約、および、当局が規定する条件に従って取引、承認、決済されるものとします
- REITのユニットの取引を目的とした取引ロットは10万インドルピーとします
- REITは買戻しまたはユニットの上市廃止時のみ、ユニットを償還します
- REITのユニットは、上市廃止されない限り、指定の証券取引所に上市されたままとなります

- 上場されているREITのユニットに対する最低限の公開保有は、規則に準拠するものとし、取締役会および指定された証券取引所が規定した措置が取られない場合には、ユニットの上場廃止を含む措置が取られる場合があります
- 新規公開前にREITのユニットを保有しているスポンサー以外の者は、SEBIが規定した回状またはガイドラインに従い、ユニットの上場日から一年以上にわたりユニットを保有しなければいけません
- 公認の証券取引所にユニットが上場されているREITは、SEBIの規定するやり方で、債務証券を発行することが許可されています。かかる債務証券が、公認の証券取引所に上場されることを条件とします。

9.7.1.3. 査定

- 査定は、スポンサーまたは運用会社もしくは受託者の関連人物が行ってはならず、不動産の査定経験を5年以上有する鑑定士が行わなければいけません
- 完全な査定では、鑑定士によるすべての物件の目視調査を含め、鑑定士によるすべての資産の詳細な査定が含まれます
- 鑑定士による完全な査定は、会計年度末に会計年度末から3カ月以内に、会計年度ごとに一回以上行うものとします
- 鑑定士による半年に一回のREIT資産の査定は、9月30日を期末とする半期末に実施し、過去6カ月間における主要な変更を取り入れます。この半年に一回の査定レポートは、半期の期末日から45日以内に作成します
- 四年以上連続して、同一の物件を同じ鑑定士が査定を行うことはできません
- REIT資産の査定に影響を及ぼす可能性のある重要な開発の場合、運用会社は鑑定士に対し、検討中の物件の完全な査定を行うよう要求し、かかる査定を実行した日から二カ月以内に、査定を実行した旨とその内容を受託者、投資家、および指定証券取引所にかかる査定から15日以内に通知するものとします
- 鑑定士は、かかる買収または処分についてREITに鑑定士が関与した場合を除き、過去12カ月以内に買収または処分に関与したいかなる資産も査定を行ってはならないものとします
- 関連当事者以外の取引が関与している物件の購入または売却取引について、以下に該当する場合、完全な査定とともに、ユニット保有者からの承認が必要となります
 - 評価額の110%を超える金額で購入された物件
 - 評価額の90%未満の金額で売却された物件

9.7.2. インフラ投資信託 (InvIT)

InvITとは、単一の事業体(信託構造)のもとで、複数のプロジェクトをプールすることで、インフラ資産の開発者がその資産を収益化できるようにするメカニズムです。InvITは投資信託のように機能し、一定期間にわたってキャッシュフローをもたらすインフラ資産のポートフォリオに投資できるよう、多数の投資家から少額の資金をプールするようデザインされています。このキャッシュフローの一部は配当金として投資家に還元されます。InvITの目的は、インフラセクターへの投資を促進することです。SEBIはインフラプロジェクト向けにインフラ投資信託(InvIT)規則を導入しました。これは、インドの巨大なインフラニーズを念頭に置いたものです。

InvITとは、インフラプロジェクトの株式公開を増やし、インフラ開発会社の負債コストを削減し、投資家が投資先として異なるクラスにアクセスできるようにする、インフラプロジェクトに大部分の資金を投資することを目的とした集合投資ビークルとして機能するよう形成された特別な信託です。

9.7.2.1. InvITの重要な特徴

- InvITが信託として設定されSEBIに登録されます
- InvITは以下の4つの参加者から構成されます
 - スポンサー：InvITを設定し、当局への申請時点でInvITとして指定されている企業またはLLPもしくは法人
 - 受託者：これらの規制に従って、ユニット保有者の利益のためにInvIT資産を信託として保有する人物
 - 投資顧問会社：InvITの資産と投資を管理し、規則に規定されたInvITの活動を引き受ける企業またはLLPもしくは法人
 - プロジェクトマネージャー：プロジェクトの執行を担当
- InvITは証券取引所に上場する必要があります
- InvITはインフラプロジェクトに投資しますが、その手段は、直接、または、SPV経由、もしくは持株会社経由です。但し、投資が持株会社またはSPVのみを通じて行われる官民パートナーシップ(PPP)プロジェクトの場合を除きます。
- InvITは、支配持分およびSPVに対する株式資本または持分の50%を有するものとし、但し、規制要件またはコンセッション契約から生じる要件により実行できない場合を除きます。かかる場合、スポンサーは、InvITと契約を締結し、SPVに関する議決権を含め、スポンサーが行う決定のいずれも、InvITやInvITのユニット保有者の利害に反しないようにします
- InvITは、純キャッシュフローの90%を必ず投資家に分配しなければいけません

9.7.2.2. ユニットの発行と割当

- 以下に該当する場合を除き、InvITがユニットを公開することはできません。
 - 当局の規則に基づき、InvITが当局に登録されていること
 - InvITが保有するすべての資産額が50億インドルピー以上であること
 - 買付規模が25億インドルピー以上であること
 - 資産価値と買付規模の要件は、関連当事者間の拘束力のある契約、オファー書類の開示、ならびにSEBIおよび指定証券取引所への申告の対象となるユニットの割り当て前の任意の時点で満たすことができます

9.7.2.3. ユニットの上市と売買

- InvITのすべてのユニットを、全国的な取引ターミナルを持つ公認の証券取引所に上市することが義務付けられています。ユニットの上市は、InvITと指定証券取引所との間で締結した上市契約に従って行うものとし、証券取引所から上市許可を受けられなかった場合、または、SEBIが発行した監視レターを撤回した場合、ユニットは上市の資格を満たさなくなり、InvITは、割当日から年率15%の金利で直ちに個々の割当先に申込金を返金する義務があります
- InvITは、発行されたユニットの上市から10営業日以内に、SEBIに最終募集覚書を提出する必要があります
- 私募ユニットの上市に関しては、そのユニットは、割当日から三十営業日以内に指定証券取引所に強制的に上市されるものとし、公募ユニットの上市に関しては、そのユニットは、新規公開の終了日から十二営業日以内に指定証券取引所に強制的に上市されるものとし
- スポンサー以外の最低InvITユニット保有者数
 - 私募InvITの場合は最低数は五、それぞれの保有分がInvITのユニットの25%を超えないものとし
 - 公募の一部を構成する部分は二十、それぞれの保有分が、ユニットの上市後いかなる時もInvITのユニットの25%を超えないものとし

- 指定された証券取引所のユニットの取引を目的とした取引ロットは1千万インドルピーとします
- 新規公開前に InvIT のユニットを保有しているスポンサー以外の者は、ユニットの上場日から一年以上にわたりユニットを保有しなければいけません
- 当局および指定された証券取引所は、ガイドラインまたは回状を発行し、InvIT のユニットの上場および取引に関するその他の要件を規定する場合があります

9.7.2.4. インフラ投資信託 (InvIT) のユニットでの売買および決済に関連して取引所が通知した規範

題目	詳細
セグメント	資本市場セグメント
適格会員	資本市場(CM)セグメントで取引する資格がある会員全員が、InvITのユニットを取引できます
清算会員	CMセグメント内の清算会員全員がInvIT決済の資格があります
市場セッション	ユニットは、寄り付き、ザラ場、大引けの間に取引できます
価格帯	25億インドルピー超のIPOの場合 +/- 20%、25億インドルピー未満のIPOの場合 +/- 5%
呼値の単位	INR0.01
許可されているロットサイズ(市場ロット)	導入時の価格に基づき、最低50万インドルピーに相当するユニット数 BSE：ロットサイズは、6カ月ごと、または、コーポレート・アクションのあった時期のいずれか早い方に変更されます NSE：ロットサイズは、取引所が適宜変更や見直しを行います
通常のウィンドウ向けの単一注文上限額	BSE：1億インドルピー NSEは別個には何も規定していません
オーダー・マッチング	匿名の注文予約 価格優先及び時間優先の継続的マッチング
証拠金	InvITの証拠金枠組みは、CMセグメントの他の証券に適用されるものとします
取引手数料	BSE：取引手数料は取引額に課されます。取引手数料は、通常取引、ODDロット取引、オークション取引それぞれについて1,000万あたり275インドルピーです
シリーズ	NSEの場合： — IVとしてのシリーズによるローリング決済(EQ同等) — IDとしてのシリーズによる取引一件ごとの決済(BE同等) — IAとしてのシリーズによる機関セグメント(IL同等) BSEの場合： — 通常/ローリング決済は「IF」グループ — 取引一件ごとの決済は「IT」グループ

題目	詳細
証券の決済	<ul style="list-style-type: none"> — 取引に対する決済保証があり、決済は無券面化された形式で強制的に行われるものとします — InvITで執行された取引はT+2ローリングベースで決済されます — 通常／ローリングシリーズで実行された取引は、シリーズ内の純債務ベースで清算・決済されます — 取引一件ごとの決済ベースで執行・決済された取引は(グロスベースで)清算・決済されます。取引のネットティングはありません
証券のオークション	<ul style="list-style-type: none"> — 通常／ローリングシリーズで取引される証券の場合の決済不足はオークションメカニズムを介して行われます — 取引一件ごとの決済ベースで取引される証券の場合の決済不足は直ちにクローズアウトされます
ブロック取引	InvITのユニットもブロック取引の取引ウィンドウで利用できます。ブロック取引ウィンドウの注文入力は、適用されるロットサイズの倍数である必要があります

9.7.2.5. InvITの優先発行

- 上場InvITは、次の条件を満たす場合、InvIT規則に定義されている機関投資家に対し、ユニットの優先発行を行うことができます。
 - InvITのユニット保有者が優先発行について承認する決議
 - 一次に挙げる事柄について、InvITが2014年SEBI (InvIT) 規則に規定された条件を遵守していること
 - 継続的な上場および開示義務
 - 公開ユニットの最低保有要件
- 関連する日付 (InvITの投資運用会社の取締役会が提案した優先発行の開始が決定された会議の日付)の6カ月前に、InvITがユニットの優先発行を行っていないこと

9.7.3. 戦略的投資家 REIT／InvIT

「戦略的投資家」という用語は、REIT／InvITに合わせ、次のような意味を持ちます。

- NBFCとしてRBIに登録しているインフラ金融会社
- 指定商業銀行
- 多国間および／または二国間開発金融機関
- RBIに登録しているシステム上重要なNBFC
- FPI

1999年FEMA、およびそれに基づき作成された規則、規制、またはガイドラインの該当する条項がある場合、それに遵守することを条件として、共同または個別で、REITの合計買付規模の5%以上を投資する者、またはSEBIが適宜指定する金額を投資する者

REITまたはInvITは、以下の条件に従い、戦略的投資家からの募集を招待することができます

- 戦略的投資家は、共同または個別で、合計買付規模の5%以上かつ25%以下に投資すること
- InvITまたはREITの投資運用会社または投資顧問会社は、戦略的投資家と拘束力のあるユニット募集契約を締結すること。ユニット募集契約は、発行で最低募集要件を回収できなかった場合を除き、解除することはできません
- 戦略的投資家が支払うべきユニットごとの募集価格は、ユニット募集契約に規定されている必要があり、募集価格全額が、公募開始前に特別なエスクロー口座に入金されている必要があります

- 戦略的投資家がユニットを購入することに合意した価格は、公募で決定された発行価格を下回することはできません
 - 公募で決定された価格が、戦略的投資家に行われた割り当ての価格を上回る場合、戦略的投資家は、公募での価格決定から2営業日以内に、追加の金額を拠出することが求められます
 - 公募で決定された価格が、戦略的投資家に行われた割り当ての価格を下回る場合、戦略的投資家は、ユニット募集契約で決定された価格での割り当て、つまり、公募で決定された価格を上回る分の返金は行われたいものとします
 - 草稿版のオファー書類／オファー書類では、以下のような、ユニット募集契約の詳細を開示する必要があります
 - 各戦略的投資家の名称
 - 募集が提案されているユニット数／投資額
 - ユニットあたりの提案されている募集価格
- ユニット募集契約に基づき戦略的投資家が募集するユニットは、公募での上場日から180日間はロックインされます

9.7.4. オルタナティブ投資ファンド (AIF)

ベンチャーキャピタル投資の急増により、インドでのオルタナティブ投資ファンド (AIF) に対するニーズが高まりました。2012年、SEBIはインドにおける国内資金のための規制枠組みを全面的に見直し、2012年SEBI (オルタナティブ投資ファンド) 規則を導入しました。AIF規則導入の背後にある理由を強調するためにSEBIが引用した主な理由の中には、AIFを別個の資産クラスとして認識することがあります。スタートアップやアーリーステージの企業を促進し、セカンダリー市場における投資戦略を可能にし、投資規制への手数料やインセンティブを結びつけるためのものです。

9.7.4.1. 定義

オルタナティブ投資ファンド (AIF) とは、次の形式でインドにて設立または法人化されたあらゆるファンドを意味します。

- 信託もしくは
- 企業もしくは
- リミテッド・ライアビリティ・パートナーシップ (LLP) または
- 法人
- 投資家の利益のために定義された投資方針に従って投資するため、インド人か外国人かにかかわらず、投資家から資金を集める非公開でプールされた投資手段、および
- 1996年SEBI (投資信託) 規則、1999年SEBI (集合投資スキーム) 規則、または、資金運用活動を規制するその他のあらゆるSEBIの規則ではカバーされていません

次のものはAIFとはみなされません。

- 1956年会社法に基づき定義された、親族の利益のために設定された家族信託
- 1999年SEBI (従業員のストックオプションスキームおよび従業員の株式購入スキーム) ガイドラインに基づき設定された、または、1956年会社法で許可されたESOP信託
- 従業員の利益のために設定された従業員福祉信託または謝金信託
- 1956年会社法第4条の意味での持株会社
- 特定の規制枠組みの下で規制されている証券化信託を含むファンドマネージャーが設立していないその他の特別目的事業体
- 2002年金融資産の証券化および再建ならびに担保強制執行法第3条に基づき、RBIに登録されている証券化会社や再建会社が運用する資金
- インドのその他の規制当局が直接規制している資金プール

9.7.4.2. 私募

AIFは、私募の方法以外では、資金を募ったり受け取ることはできません。

9.7.4.3. オルタナティブ投資ファンドの登録

事業体または人物は、SEBIから登録証明書を取得してからのみAIFとして行動できます

オルタナティブ投資ファンドは、以下にあるカテゴリーのいずれか一つへの登録を求めるとします

カテゴリーI	カテゴリーII	カテゴリーIII
スタートアップ、アーリーステージのベンチャーもしくはソーシャル・ベンチャー、もしくはSME、またはインフラその他のセクターもしくは分野に投資を行うAIFで、政府または規制当局が社会的または経済的に望ましいとみなすもの。これらには、次のものが含まれます。エンジェルファンドを含むベンチャーキャピタルファンド、SMEファンド、ソーシャルベンチャーファンド、インフラファンド、および指定されるその他AIF	カテゴリーIおよびIIIに該当せず、日次の業務要件を満たす以外のレバレッジまたは借入を行わず、かつ、これらの規則で許可されているAIF	多様または複雑な取引戦略を採用し、上場デリバティブまたは非上場デリバティブへの投資經由を含むレバレッジを活用するAIF

9.7.4.4. AIFの投資制限および条件

カテゴリーI AIF	<ul style="list-style-type: none"> — カテゴリーI AIFは、投資対象企業、または、ベンチャーキャピタル事業、もしくは特別目的事業体、または、LLP、もしくは規則に定められているその他のAIFのユニットに投資するものとします — 特定のサブカテゴリーのカテゴリーI AIFは、カテゴリーI AIFの同じサブカテゴリーのユニットに投資できます。但し、この投資条件は、カテゴリーI AIFがファンドオブファンズのユニットに投資できないというさらなる制限を条件とします — カテゴリーI AIFは、一時的な資金調達要件を満たす場合を除き、三十日以上、一年に四回以上、投資資金の10%以上を、直接的または間接的に資金を借り入れたり、レバレッジに関与したりすることはできません <p>これらの投資条件に加えて、AIF規則では、カテゴリーI AIFの各サブカテゴリーに関する一連の投資条件も規定しています</p>
------------	---

<p>カテゴリーII AIF</p>	<ul style="list-style-type: none"> — カテゴリーII AIFは、主として、非上場の投資対象企業、または、目論見書に規定されているその他のAIFのユニットに投資するものとします — カテゴリーII AIFは、カテゴリーIおよびカテゴリーIIのAIFのユニットに投資できません。これは、カテゴリーII AIFがファンドオブファンズのユニットに投資できないという制限を条件とします — カテゴリーII AIFは、一時的な資金調達要件を満たす場合を除き、三十日以上、一年に四回以上、投資資金の10%以上を、直接的または間接的に資金を借り入れたり、レバレッジに関与したりすることはできません — カテゴリーII AIFは、商業銀行と契約を締結し、発行されたもののうち購入申し込みされていない部分に購入申し込みを行い、またはICDR規則に基づきマーケットメイキングの過程で証券の受領または受渡をすることができます — カテゴリーII AIFは、SME取引所または取引所のSME部門に上場されている企業への投資に関して、かかる企業のデューデリジェンスに基づき、インサイダー取引規則の第3規則および第3A規則から免除されるものとします。これは、AIFが、投資先企業が上場されている証券取引所に対して2日以内に買収や取引について開示し、かかる投資は投資の日から1年間にわたってロックインされるというさらなる条件に従うことを条件とします
<p>カテゴリーIII AIF</p>	<ul style="list-style-type: none"> — カテゴリーIII AIFは、上場または非上場の投資先企業の証券、もしくはデリバティブ、もしくは複雑な商品、もしくは仕組み商品に投資することができます — カテゴリーIII AIFは、カテゴリーI、カテゴリーIIおよびカテゴリーIIIのAIFのユニットに投資できません。カテゴリーIII AIFは、ファンドオブファンズのユニットに投資できません — ファンドの投資家からの同意を得ることを条件として、SEBIが規定する上限額を限度として、カテゴリーIII AIFは、レバレッジや借入を行うことができます — カテゴリーIII AIFは、運用基準、ビジネスルールの実施、プルデンシャル要件、償還および利害衝突の制限などの分野に関するSEBIの指示の発行を通じて規制されなければいけません — カテゴリーIII AIFは、特定の条件の履行を条件として、「顧客」としての商品デリバティブ取引所への参加が認められています

9.7.4.5. 一般的投資条件

オルタナティブ投資ファンドのすべてのカテゴリーによる投資は、以下の条件に従うものとします

- AIFは、RBIおよびSEBIが適宜規定または発行する可能性のある条件もしくはガイドラインに基づき、インド国外に設立された企業の証券に投資できます
- 運用会社またはスポンサーによる投資先企業への共同投資は、オルタナティブ投資ファンドに提供されたものより有利な条件とすることはできません
- カテゴリーIおよびII AIFは、投資先企業1社に対する投資可能資金の25%以上を投資することはできません
- カテゴリーIII AIFは、投資先企業1社に対する投資可能資金の10%以上を投資することはできません
- AIFは、AIFに対する投資価額で測った投資家の75%の承認がある場合を除き、関連会社への投資を行うことはできません
- 投資対象ファンドの未投資部分は、投資目的に従い資金が展開されるまで、流動性のある投資信託や銀行預金、短期国債、CBLO、CP、CDなどの質の高いその他の流動資産に投資できます
- 2015年SEBI (ICDR) 規則開始後の、カテゴリーIおよびカテゴリーIIオルタナティブ投資ファンドによる機関取引プラットフォームに上場されている企業の株式への投資は、これらの規則

- 上では、非上場証券への投資とみなされます
- カテゴリーIII AIFは、商品デリバティブ取引所で取引されているすべての商品デリバティブ商品に「顧客」として参加することができ、SEBIおよび取引所が適宜発行する、顧客に適用される可能性があるすべての規則、規制、指示、およびポジション上限額規範に従うものとします
 - 原資産の商品一つに対する投資可能資金の10%以上を投資することはできません
 - ファンドの投資家からの同意を得ることを条件として、SEBIが規定する上限額を限度として、レバレッジや借入を行うことができます
 - 商品デリバティブへの投資については、投資家に発行された私募目論見書において開示する必要があります。商品デリバティブへの投資を意図するカテゴリーIII AIFは、既存の投資家からの同意を得なければならず、反対する投資家には解約の機会を提供しなければいけません
 - 現行の規制に基づき、FPIは、商品デリバティブへの投資はできません。この規制は、商品デリバティブへの投資を行うカテゴリーIII AIFへの投資家としてのFPIの参加も制限することになります。カテゴリーIIおよびカテゴリーIII、AIFは、資産運営会社（ARC）が発行したセキュリティ・レシート（SR）の「適格な買手」として指定されています。許可は、次に挙げる事柄を条件とします
 - ARCに投資を行っているAIFは、そのARCが発行したSRに投資を行うことはできません
 - AIFは、関連会社またはグループ会社のいずれかの原資産のローンに基づき発行されたSRに投資を行うことはできません
 - AIFは、そのAIFの10%超の株式を保有する銀行の不良債権を裏付けとするSRに投資を行うことはできません
 - 国内AIFおよびベンチャーキャピタルファンド（VCF）による海外投資には拡大された上限額である7億5,000万米ドルが通知されています

9.7.4.6. 査定

- オルタナティブ投資ファンドは投資家に対し、査定手順および資産の査定方法論を説明したものを提供する必要があります。
- カテゴリーIおよびカテゴリーII AIFは、6カ月に一回以上、オルタナティブ投資ファンドが任命した独立した査定担当者による投資査定を実施する必要があります
 - ただし、オルタナティブ投資ファンドへの投資額のうち75%以上の投資家の承認により、この期間を1年に延長することが可能です
- カテゴリーIII AIFは、純資産価額（NAV）の計算が必ずAIFのファンド運用機能とは独立しているようにしなければならず、かかるNAVを、クローズド・エンド・ファンドについては四半期を超えない間隔で、オープン・エンド・ファンド一カ月を超えない間隔で投資家に開示しなければいけません

9.7.4.7. 上場

- AIFのクローズド・エンドのユニットは、最低取引可能ロットが1,000万インドルピーであることを条件に、証券取引所に上場できます
- オルタナティブ投資ファンドのユニットの上場は、ファンドまたはスキームの最終締切後のみ可能です

9.7.4.8. 適格投資家

- 以下に記載されている投資家は、AIFのユニットの取得、購入、保有、売却、または譲渡ができます
- AIFは、インド人、外国人、在外インド人にかかわらず、あらゆる投資家から、ユニットの発行を通じて資金を調達できます
 - (パキスタンまたはバングラデシュの国民、または、これらの国で登記または設立されたその他のあらゆる事業体を除く) インド国外に居住する人物
 - 在外インド人（NRI）

- 登録済み外国ポートフォリオ投資家 (FPI)
- カテゴリIIIオルタナティブ投資ファンド(AIF)
- FPIは、カテゴリIII AIFに対して25%超の持ち分を保有することはできません

9.8 投資ガイドライン-オフショアデリバティブ証券 (ODI)

オフショアデリバティブ商品/参加証書(Pノート)は、SEBIに登録されているカテゴリI、または適切に規制されているカテゴリIIの外国ポートフォリオ投資家(FPI)によって、インドにおけるFPIライセンスに基づき保有するインド証券に対して、海外で発行されるものです。

9.8.1. 2019年FPI規制に基づく ODI商品の発行条件

- i. ODIの決定の基準値
内在している非独占インデックス (MSCIワールドまたはMSCI EMアジア) 取引の基準値は、20%となります。インドの根底にある重要性がインデックスの20%未満である取引は、ODIとはみなされません。しかしながら、ヘッジされたオンショアの場合の基礎となるカスタムバスケット取引は、インドでオンショアをヘッジするインドの構成要素の割合に関係なく、常にODIとみなされます。
- ii. ODIの発行：
—カテゴリI FPIにより発行することができます
—カテゴリI FPIの資格がある者のみが発行することができます。
- iii. KYC要件
KYC要件は以下のとおりです：

	必須書類
ODI購入者	設立関連文書 住所証明 取締役会決議
ODI購入者の実質所有者 (BO)	リスト 身分証明 住所証明
経営陣(常勤取締役/パートナー/受託者など)	リスト

- 所定のKYC書類は常にODI発行体で管理され、必要に応じてSEBIに提出する必要があります。
- FPIを発行するODIは、ODI加盟事業体にてBOを識別し、検証するものとします。
- ODI購入者の重要性基準以上を保有するBOおよび中間株主/所有事業体を、ルック・スルー・ベースを通じて特定する必要があります。BOのリストは、FPIに適用される場合と同様の方法にて維持されなければなりません。
- FPIを発行するODIはまた、ODI購入者のBOの身元確認資料番号(パスポート、運転免許証など)を継続して収集するものとします。
- 中間の重要な株主/所有事業体、名称、国および保有率もまた添付Eに従って開示されるものとします
- KYCは、定期的に見直されます
 - 高リスクの顧客には毎年
 - その他すべての場合、3年毎
- FPIを発行するODIは、該当する場合、インド金融情報部が発行したODIに関する疑わしい取引報告書をインド金融情報部に提出する必要があります。

- iv. ODIの投資上限額の出資
 —直接もしくは間接に50%超の共有または共同支配を持つ2名以上のODI購入者は、合わせて単一のODI購入者としてみなされます
 —FPIとしてだけでなくODI応募者としても保有するポジションがある事業体は、原資産のインド企業において、投資が集計され、企業の払込済み資本金合計の10%未満という投資限度額が完全希薄化後ベースでモニタリングされます。
- v. ODIの譲渡
 —ODI発行体は、自らが発行し、または代理発行させるODIの譲渡が規則9.8.1(a)および9.8.1(b)に基づく基準を充たす者に対してのみ実行されるよう確認するものとします。
 —ODIの譲渡先の人物がFPIによる事前承認を受けている場合を除き、かかる譲渡について、発行するFPIの事前承認を得るものとします
- vi. インドの証券取引所に上場されている、または上場予定である証券に関して、FPIは、ODIの契約締結条件および当事者に関する情報をSEBIに完全に開示します。
- vii. 上記の要件に従っていないODIポジションはすべて、ODI契約の満期まで続行が許可されています。それ以降は、このようなポジションを追加で発行/更新/ロールオーバーすることは許可されていません
- viii. デリバティブを原資産とするODIの発行の禁止
 —FPIはデリバティブに関連するODIを発行することが許されません。加えて、FPIは、下記を除き、インドでの証券取引所でデリバティブオプション付きODIをヘッジすることが許されません。
 —FPIにより、インドで保有している「株式をヘッジする」のために1対1方式で証券取引所にて取得されるデリバティブポジション
 —FPIに発行するODIは、単独の株式デリバティブにおけるMWPLの5%のポジション上限額に従い、インドの証券取引所でのデリバティブポジション付き株式に関連するODIをヘッジすることができます。株式インデックスデリバティブの許容されるポジション上限額は、10億インドルピーまたは5%の建玉のいずれか高い方です。
 —「持分株式のヘッジング」とは、持分株式と同じ原資産を持つデリバティブに対してのみ一対一のポジションを取ることを意味します

下記の表を参照してください

シリアル番号	ODIリファレンス/基礎	ODIに対するODI発行者のインド内での保有	許容される	除外
1	現物株式/債務証券/FPIによる許容投資（デリバティブを除く）	ODIの有効期間中の、ODIの現物株式/債務証券/FPIによる許容投資（デリバティブを除く）	あり	なし FPIに発行するODIによる独占デリバティブ取引を行うために必要な個別の登録
2	現物株式	ODI作成日の現物株式および以降のデリバティブポジションへの移行	いいえ	上記5%上限額に従い、個別のFPI登録を通じて許容されます
3	現物株式	ODI作成日のデリバティブまたはそれ以降は上記表(2)で言及されている方法を除く	いいえ	なし

シリアル 番号	ODIリファレンス/ 基礎	ODIに対するODI発行 者のインド内での保有	許容される	除外
4	デリバティブ	デリバティブ	いいえ	FPIが現物株式を保有し、および同じ証券における現物株式に対してショート先物ポジションを正確に有している場合、個別のFPI登録を通じて許容されます。 FPIはODIの有効期間中現物株式を保持しません
5	デリバティブ	現物株式	いいえ	なし

FPIに発行するODI（インドにおける保有されている証券（デリバティブを除く）への投資によるのみFPIはODIをヘッジします）は、同じFPI登録を通じて独占デリバティブ取引を行うことができません。当該FPIは、FPI個別登録を通じて、ODIおよび独占デリバティブ投資を分離しなければなりません。当該個別登録は、同じPANに基づく下付き文字として「ODI」を有するFPIの名称にて行わなければなりません。当該追加が既存FPIに要求された場合、この下付き文字の追加FPIの名称の変更とはみなされないものとし、DDPは、この要求を進めることができ、かつ新しいFPI登録証明書を発行することができます。FPIに発行するODIは、非デリバティブ独占投資および独占デリバティブ投資または逆に同じFPI登録付きのODIヘッジ投資を混合することはできません。

viii. 規則に基づき不適合となったODI購入者は、2020年1月31日まで自身の既存ポジションを継続して保有することができます

viii. 規制上の手数料

各ODI応募者は、ODIを発行しているFPIに1,000米ドルを送金する必要があります。FPIは、3年に1回SEBIに手数料を入金する必要があります

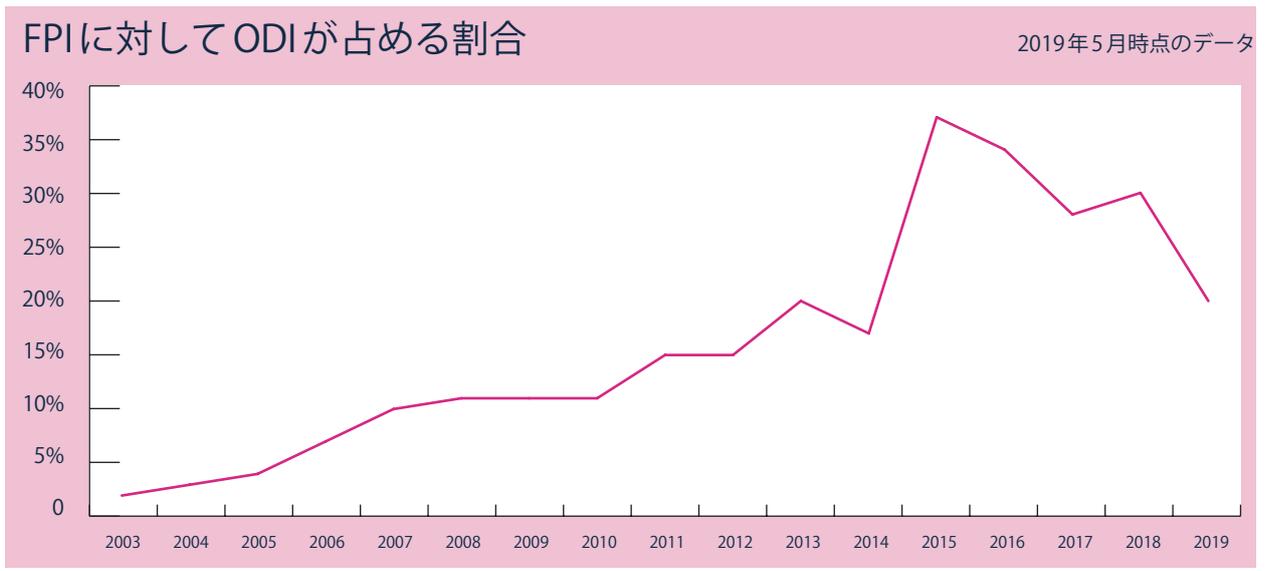
9.8.2.FPIによるODI／参加証書発行の報告

- ODIを発行しているFPIは、指定のフォーマットおよび頻度に従って報告を提出しなければなりません
- 前月の取引に関する月次の概要報告および取引詳細を毎月10日までに提出すること
 - ODI発行体には、SEBIに提出する月次報告書において、当月中のすべての仲介機関による譲渡の詳細を記載することが求められています
 - 報告の重複を避けるため、次にODIを発行する他のFPIに対してODIが発行される場合、両FPIともODI発行を報告する必要があります。二番目のFPIの場合、最初のFPIは、仲介機関による譲渡を制限します。二番目のFPIは、それ以降の発行を報告します
 - FPIは、SEBIに対して、ODIの発行を開始した月から初めて、報告を開始するものとし、
- 提出方法以下の通り報告を提出するものとし、
 - 各FPIのコンプライアンス責任者が送信します
 - パスワードで保護したExcelフォーマットでEメールで次のアドレスに送信します (odireporting@sebi.gov.in)。パスワードは別メールで送信してください。
 - 件名は「ODI/PN Report of [FPI Name and Registration No.] for the month of [...]」とします

シリアル ODI リファレンス/ ODI に対する ODI 発行 許容される 除外
 番号 基礎 者のインド内での保有

- ODI のポジションの再確認 ODI 発行体によるポジションの照合確認は年 2 回の頻度で行われ、報告された月次データからの乖離は、指定のフォーマットで SEBI に通知するものとします
- 定期的業務評価、管理および手順に関する年次証明書は、FPI を発行している ODI の最高経営責任者 (CEO) または同等の役職の者が正式に署名したうえで (毎暦年終了時から 1 カ月以内に) SEBI に提出する必要があります

FPI フローの割合で見た ODI による投資は、過去数年間で減少しています。2007 年 6 月の高値 55.7% から、ODI による投資は基準の強化により近年下落し、現在は 2019 年 5 月時点で FPI 流入合計の 3% を示しています



9.9. 報告要件

下表は、FPI に必要な報告要件について要約したものです

報告内容	報告先	頻度	責任	注記
FPI				
預かり資産	SEBI	2 週間毎、月次	証券保管機関	
株式・債券取引	SEBI、RBI、預託機関 (NSDL、CDSL)	平均	証券保管機関	
取引に関する CSGL 報告	RBI	週次	証券保管機関	
債券の発行時満期に関する FPI の保有	SEBI	月次	証券保管機関	
残余期間の報告	SEBI RBI	月次 週次	証券保管機関	

報告内容	報告先	頻度	責任	注記
負債限度の報告(社債)	預託機関(NSDL、平均CDSL)	平均	証券保管機関	FPIの日次負債利用限度額の計算を容易にするため。限度額は、一日の終わりまでに預託機関がウェブサイト上で公開します。
FPIによるGOI証券の保有パターン	RBI	平均	証券保管機関	
使用済-未使用の債券上限額	SEBIおよびRBI	該当する時	証券保管機関	
FPIによる社債およびG-Secの保有	RBI	2週間毎	証券保管機関	各FPIのISINレベルでの購入/売却詳細を記した保有額を報告
クライアントごとの債務保持	預託機関(NSDL、平均CDSL)		証券保管機関	
外国為替の流入・流出詳細	RBI	日次、週次、月次	承認取引者カテゴリーI銀行	
GDR本国送金の報告	RBI	月次	承認取引者カテゴリーI銀行	
FPI顧客の残高	RBI	週次	承認取引者カテゴリーI銀行	
先渡契約建玉の詳細	RBI	月次	承認取引者カテゴリーI銀行	
貿易外データ(配当金、利子)	RBI	毎四半期	承認取引者カテゴリーI銀行	
通貨デリバティブ部門の許可されているポジション制限の違反	SEBI/RBI	違反が発生した場合	証券保管機関銀行	

報告内容	報告先	頻度	責任	注記
2011年SAST規制に基づく報告	— 対象会社の株式が上場されている証券取引所 — 登記先事務所での対象会社	以下の所定の閾値に達した場合 — 対象会社の株式の5%以上 — 対象会社の保有ポジションが2%増加または減少した 2営業日以内に報告		
インサイダー取引規則	企業宛て	法律の規定に従った開示の種類 — 初回開示 — 継続的開示 — その他の関連人物による開示	FPI/FDI/FVCI	
ODIの発行： — 取引の報告(株式、債券、F&O) — ODIの完全な送金軌跡の報告 — 概要報告 (所定のフォーマットに従う)	SEBI	月次	ODIを発行しているFPI	
— ODIのポジションの再確認	SEBI	年2回	ODIを発行しているFPI	例外的報告：報告された月次データから乖離する場合のみ
— 定期的業務評価証明書	SEBI	年次	発行体のCEOまたは同等の役職の者	

10 清算および決済

10.1. 概要

インドの証券市場では、清算と決済メカニズムについていくつかの革新が見られました。これには、以下に挙げるものの利用が含まれます。

- 最新のインフォメーションテクノロジー
- 決済サイクルの短縮
- 証券の電子的移転
- 証券貸借
- 効率的なリスク管理システム
- 取引先リスク管理のための清算機関

インド国立証券取引所 (NSE) やボンベイ証券取引所 (BSE) およびインド・メトロポリタン証券取引所 (MSE) などの証券取引所が、NSE Clearing Limited (NCL)、Indian Clearing Corporation Limited (ICCL)、Metropolitan Clearing Corporation of India Ltd. などの取引会員に対して取引プラットフォームを提供しています。(MCCIL) が取引会員の資金/証券の債務を決定し、取引会員が必ず株式の債務を果たせるようにします。国債は Clearing Corporation of India Limited (CCIL) を通じて決済されます。清算機関は、会員が債務不履行に陥った場合でも関係なく、全ての決済債務を支払うことが義務付けられています。

以前はインドの証券取引所は、現物市場の取引に会計期間決済のシステムに従いましたが、それ以降は、上場持ち分についてT+2のローリング決済が導入されました。ローリング決済の資金や証券の払込と払出は、取引執行、即ちT+2(Tは取引日)から二営業日後となります。

証書発行を伴わない証券の場合、証券の移転は、取引に関与する二当事者間で殆ど瞬間的なものです。全国証券預託社のような預託機関 (NSDL) および中央預託サービス社 (CDSL) は証券の電子的移転を提供します。

決済に関与している主な機能は以下の通りです。

- 取引の記録
- 取引の確認
- 債務の決定
- 資金と証券の払込
- 資金と証券の支払
- リスク管理

10.2. 持ち分の清算および決済

インドの株式市場は、2003年4月から、T+2ローリング決済に移行しました。2019年4月より、株式市場は、株式証券を排除する為に、帳簿上の移転による株式の譲渡に完全に移行しました。株式は、今もなお証券様式にて保有することが可能である一方、証券様式での株式の取引は、株式の移転又は転換の場合を除き、もはや許可されません。株式取引の決済に対する清算参加者が、仲介機関とともに以下の役割を果たします。

- **NSE Clearing Ltd.** のような清算機関 (NCL)、**Indian Clearing Corporation Limited (ICCL)** および **Metropolitan Clearing Corporation of India Ltd. (MCCIL)** : は、取引所の取引後の活動について責任を負います。取引の清算および決済ならびにリスク管理がこれら機関の中心的機能です
- **取引会員** 彼らは証券取引所での取引を執行し、取引決済の主要な責任を負います。決済のため、機関投資家の証券保管機関清算会員への取引を放棄することができます。
- **清算会員** 彼らは清算機関の決定に従い、取引会員の為に、債務の決済を担当します。清算会員は、決済日に、指定口座に利用できる資金および/または証券がなければいけません
- **証券保管機関** : 清算会員としての証券保管機関は、機関投資家の為に、取引会員が割り当てた取引の決済を行います
- **清算銀行** 資金の決済は、清算銀行を通して行われます。全ての清算会員は、清算銀行に預金口座を開設する必要があります。
- **預託機関** : 預託機関 (NSDLとCDSL) は、証券発行を伴わない証券の決済を支援します。
- **Professional 清算会員** : 清算機関が任命した特別カテゴリーの会員は、顧客 (個人、機関など) のために取引の清算と決済を行なうことができます

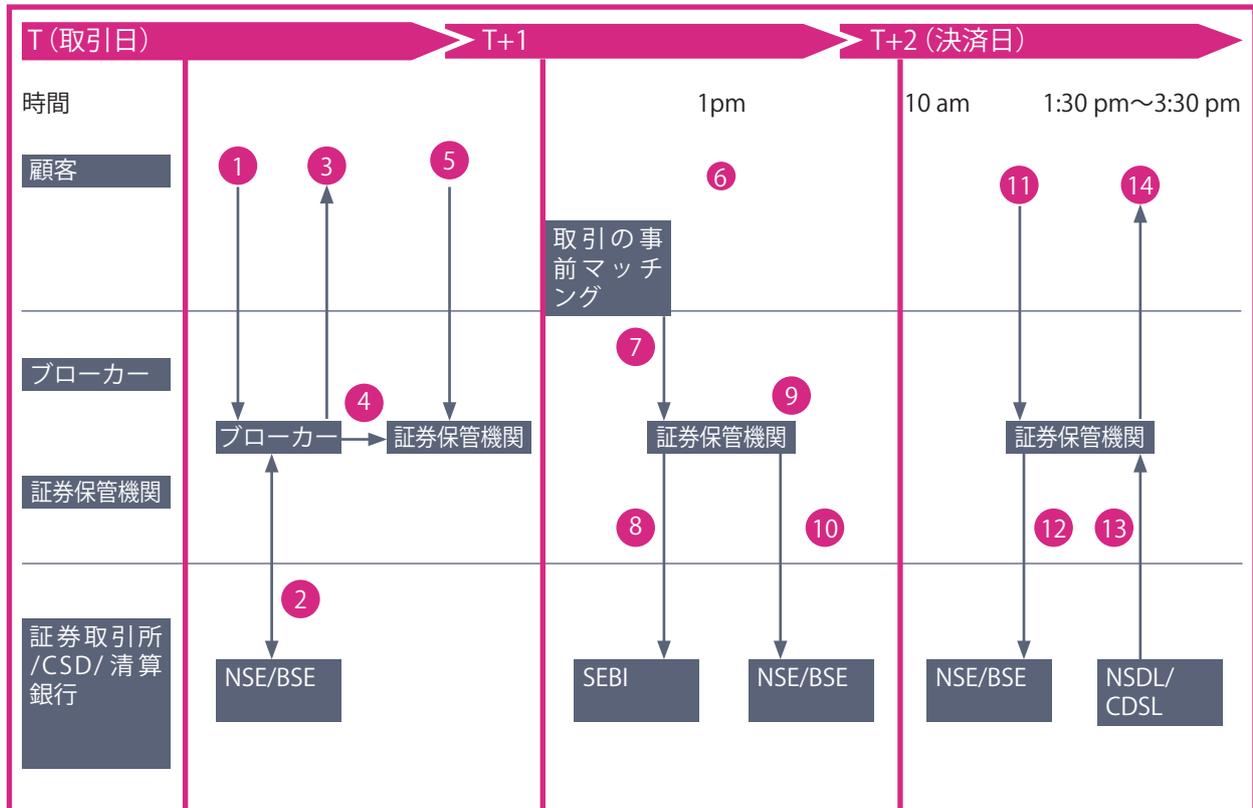
清算機関の相互運用性

以前は、取引が執行された証券取引所の清算機関を通じてのみ取引は決済される必要がありました。たとえばNSEでの取引はNCLを通じて、BSEでの取引はICCLを通じて決済されます。相互運用性導入以降、清算会員は、取引が行われた取引所に関係なく、全ての取引の決済が行われる清算機関の指定が必要になっています。これにより、複数の取引所に跨ったネットティングや証拠金の横断的活用などにおける運用上の柔軟性が増します。

T (取引日) に証券取引所で行われた全ての株取引は、T (取引日) もしくはT+1に確認のため証券保管機関に移されます。証券保管機関は、遅くともT+1の1.00pm (インド標準時間) までの決済のため、清算機関に対してその取引の確認を求められます確認された取引は全て、証券保管機関によりT+2に決済されなければなりません。

以下が決済フローの大まかな図解です:

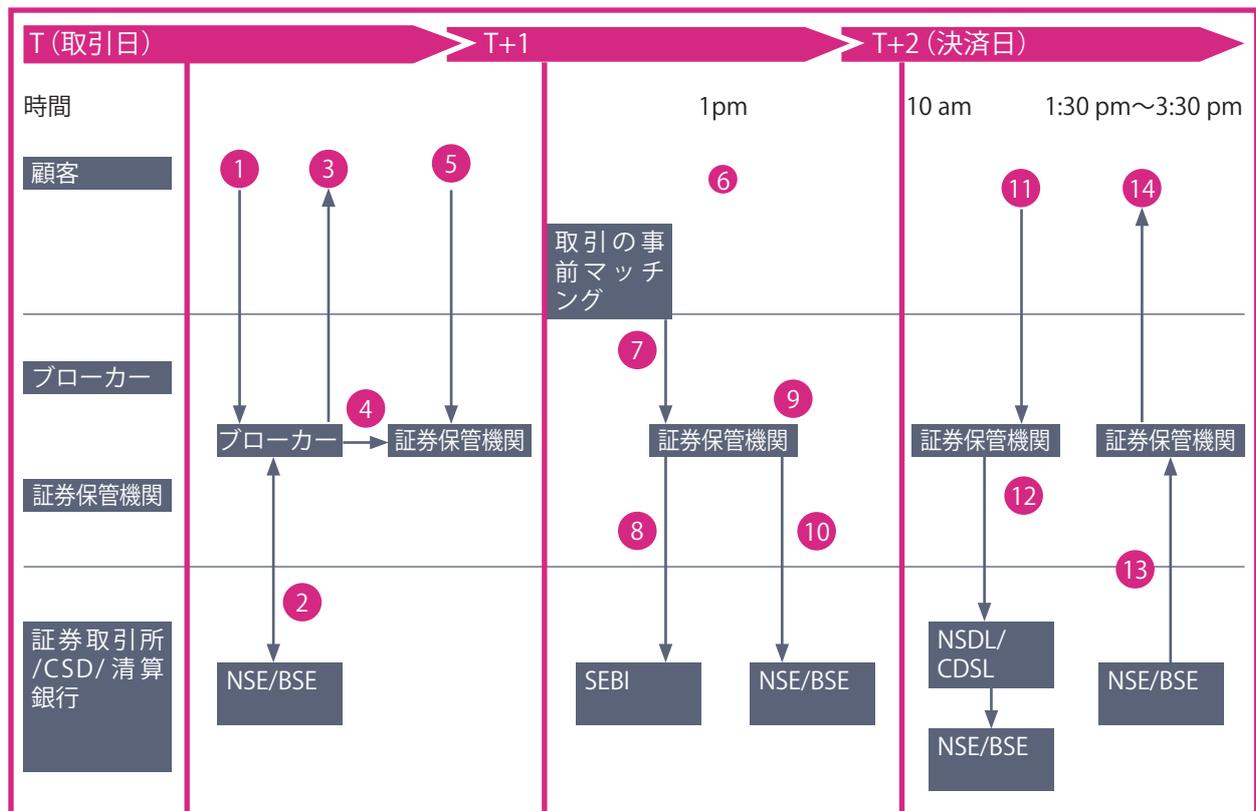
決済フロー - 株式購入取引



説明文

1. 顧客がブローカーに取引指示を送信
2. 取引所でブローカーが取引を執行
3. ブローカーが顧客に取引確認を送信
4. ブローカーがT (取引日)にSTPゲートウェイを通じて証券保管機関に売買報告書を送信
5. 取引日中に顧客が証券保管機関に決済指示を送信
6. 証拠金／完全決済 (早期払込)のため顧客がインドルピー資金を手配
7. 証券を保管することにより、T+1の1 pmまでにプレマッチング完了と取引確認
8. 取引に関する報告をSEBIに行う
9. 証拠金／早期払込代金のため証券保管機関で維持されている顧客の銀行口座から引き落とし
10. 清算銀行を通じて指定清算機関に証拠金支払／資金の早期払込
11. 証拠金を選択した顧客の場合、T+2の10 amまでに顧客の口座から差金決済金額分を引き落とし
12. 清算銀行を通じて取引所に決済代金を支払
13. 預託機関を通じて証券を払出し、証券保管機関が維持する顧客の証券口座に入金
14. 顧客に決済確認を送付

決済フロー - 株式売却取引



説明文

1. 顧客がブローカーに取引指示を送信
2. 取引所でブローカーが取引を執行
3. ブローカーが顧客に取引確認を送信
4. ブローカーがT(取引日)にSTPゲートウェイを通じて証券保管機関に売買報告書を送信
5. 取引日中に顧客が証券保管機関に決済指示を送信
6. 証券の早期払込のため、顧客が証拠金代金/指示をアレンジ
7. 証券保管機関により、T+1の1pmまでにプレマッチング完了と取引確認
8. 取引に関する報告をSEBIに行う
9. 証拠金を証券保管機関で維持している顧客の銀行口座から引き落とし(顧客が証券の早期払込を選択した場合を除く)
10. 証券の証拠金支払/早期払込を指定清算機関に行う
11. 証拠金を選択した顧客の場合、T+2の10amまでに顧客の口座から証券を引き落とし
12. 10amまでに証券を預託機関に払込
13. 清算銀行を通じて払出された資金を受領
14. 顧客の口座に売却代金を支払い、顧客に決済確認を送付

10.2.1. 現金市場における証拠金

以下の証拠金は、T+1ベースで機関投資家の取引に対して請求されます。

- バリュース・アット・リスク (VaR) 証拠金
- 極端な損失の証拠金 (ELM)
- マーク・トゥ・マーケット (MTM)

取引の種類	債務	払い手	方法	決済日
購入/売却	<ul style="list-style-type: none"> — VARおよびELM 証拠金：これらの証拠金は、証券保管機関に対してT+1日の終了時点で証券取引所が適用します。それに応じて証券保管機関は、顧客からこれらの証拠金を回収することが求められます。 — MTM 証拠金：T+1の終了時点で適用されるものを支払います。支払期限はT+2のインド標準時間9:30 amまでです。 	状況により、買手/売手は、	<p>以下で支払可能です</p> <ul style="list-style-type: none"> — 現金、もしくは銀行保証、定期預金などの現金同等物*、または — NSCCLやICCLが指定した承認済み証券 — 証拠金の支払を避けるために許可された資金/証券の早期払い込み <p>* FPIに対しては、銀行保証や定期預金は適用できません。</p>	<p>VARおよびELMのT+1</p> <p>MTMのT+2 (9.30am)</p>

- 決済代金による証拠金のネットティング - 証拠金が現金で支払われた場合は、その額を決済から差し引くことができます。従って、T+2に支払われる決済債務は残額のみとなります。
- 早期払込 - 機関投資家には、証拠金での取引を避けるため、資金や証券を早期に払い込むことが許可されています。早期払込が有効になった取引の場合、上記の証拠金規定の対象とはなりません。
- カテゴリーI、II (法人、個人、ファミリーオフィス) のFPIの取引は、既存の規範に従って取引日+1 (T+1)ベースで証拠金が課されます。
- 法人、個人、ファミリーオフィスの形式を取るカテゴリーIIのFPIは、前払いベース (即ちT+0) で証拠金が課されます。即ち、顧客は、T日に市場でポジションを取る前に、課される証拠金を事前に準備する必要があります。

10.3. 債務証券

10.3.1. 国債(G-Sec)、短期国債(T-Bills)および州開発融資(SDL)

セカンダリー市場での上記債券取引は、匿名のオーダー・マッチング・プラットフォーム、つまり、相対取引システム-オーダー・マッチング (NDS-OM) もしくはOTC市場において実行されます。OTC取引は全てRBIのNDS-OMを通じてRBI-SGLに報告されます。インド清算機構 (CCIL) はこれらの取引の清算機関であり、取引の中央カウンターパーティとして活動して、取引のための決済保証を提供します。取引所でも国債の取引が可能です。

NDS-OMは、RBIが保有する国債のセカンダリー市場取引のための、スクリーンベースの電子匿名オーダー・マッチング・システムです。現在、システムの会員権は、銀行、プライマリーディーラー、

保険会社、ミューチュアル・ファンドなど、RBIとSGL口座を維持している事業体に公開されています。これらはNDSのプライマリーもしくはダイレクト会員(PM)であり、NDS-OM会員となることをRBIに許可されています。

RBIは、銀行やPDなどの特定のPM金融機関が、ギルト口座保有者(GAH)として知られる関係者のためにギルト口座を開設し、維持することを認めていますその口座はCSGLと呼ばれています。CSGL口座保有者も、国債の相対取引を執行します。かかる取引の報告は、CSGLサービスを提供している機関を通じて、NDS-OM報告モジュール上で行われます

取引所における取引:

- 交渉取引報告プラットフォームで執行されたNSE取引
- 債券市場セグメントまたはリテール債券市場セグメントで執行されたBSE取引

従って、これらのセグメントに関する条例、規則、規制、回状が、各取引所で国債の清算や決済に適用されます。NSEとBSE両方のリテール債券市場(RDM)セグメントにおける取引のための取引メカニズムは、株取引に使用されているメカニズムと同じです。NSEとBSEのホールセール債券市場(WDM)セグメントで執行される国債取引は、取引所の清算機関を通じて捜し出されます。

i. 預託機関としてのRBI

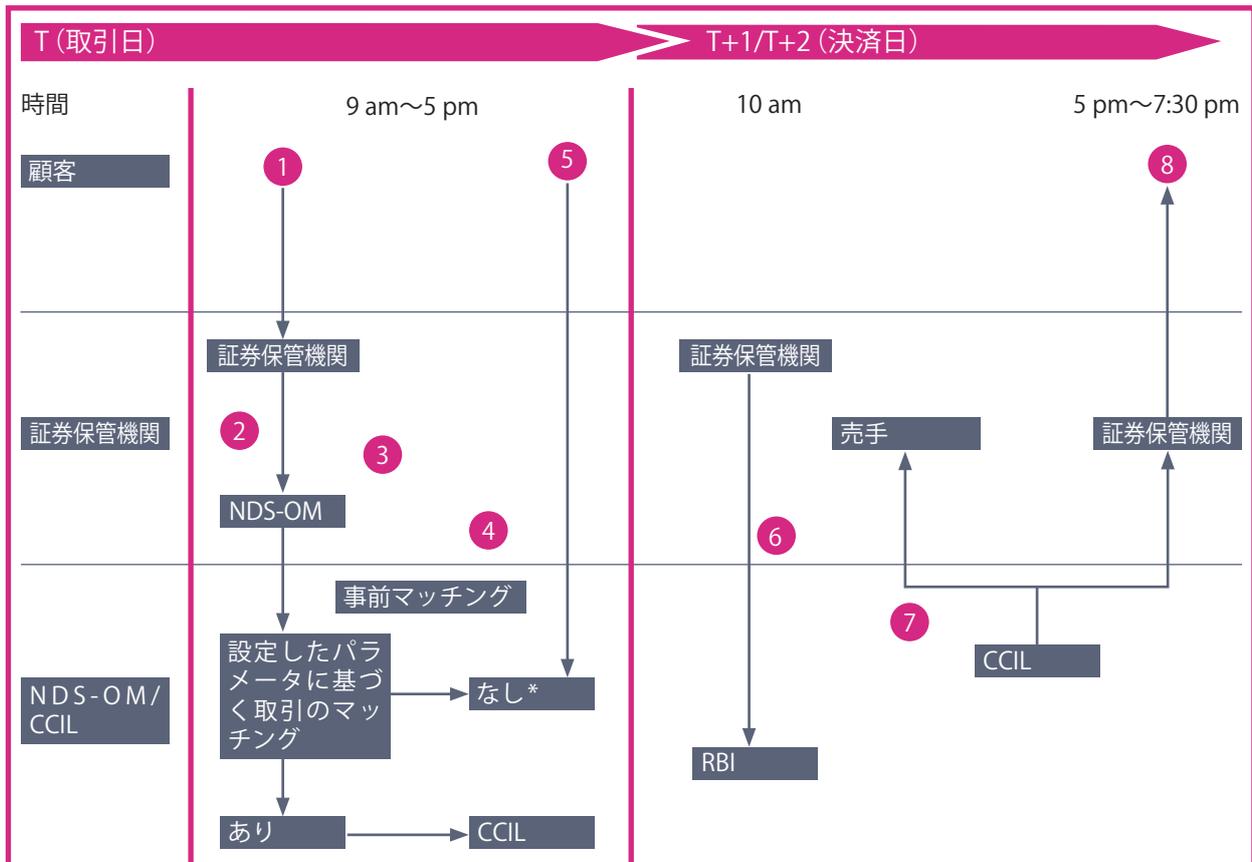
ムンバイにあるインド準備銀行の公債オフィス(PDO)が、国債の登記所兼中央預託機関としての役割を果たしています。

- 無券面化形式：RBIの規制下にある事業体全てが、国債を証券発行を伴わない証券(SGL)の形式で保有・取引することが必須となりました。保有者は証券を、以下の二つのいずれかの方法で、無券面化された形式で維持することができます。
- SGL口座：インド準備銀行はSubsidiary General Ledger (SGL) 口座枠を、インド準備銀行の公債オフィスで維持するSGL口座で証券を維持できるダイレクト会員(主として銀行、プライマリーディーラー、大手金融機関)に提供します。
- ギルト口座：RBIでSGL口座を開設・維持する資格は制限されているため、投資家には、RBIでConstituents' Subsidiary General Ledger Account (CSGL) と呼ばれる口座を開設する資格を満たす銀行やプライマリーディーラーでギルト口座を開設するという選択肢があります。このアレンジメントでは、銀行またはプライマリーディーラーは、ギルト口座保有者の証券保管機関としての役割を果たします。RBIのCSGL口座(SGL II口座としても知られています)にある構成要素の保有分を維持します。ギルト口座で保有される証券に関するサービス提供が電子的に行われることで、証券の取引や維持が容易になります。満期受取金や定期的な利息の受取についても今までより早くなります。その理由は、受取金が、インド準備銀行(RBI)における証券保管機関銀行/プライマリーディーラーの当座預金に振り込まれると、証券保管機関(CSGL口座保有者)が直ちにこれをギルト口座保有者(GAH)に振り込むためです。

ii. 清算および決済

国債の全ての確定セカンダリー市場取引の決済はT+1に標準化されています。但し、FPIが行った取引の決済という例外が一つだけあります。外国ポートフォリオ投資家(FPI)による国債の店頭(OTC)取引は、取引先との相互の同意により、T+1またはT+2ベースのいずれかで決済できます。但し、こういった取引は全て、取引日当日にNDS-OM報告プラットフォーム上に報告しなければいけません。決済に関するその他全ての条件は、T+2ベースで決済された取引に引き続き適用されることになります。NDS-OMのウェブ・プラットフォーム上でFPIが行った取引はT+1ベースで決済されます。FPIには、ブローカーのサービスを利用せずに、国債を直接取引することが許可されています。

決済フロー – 国債購入取引



説明文:

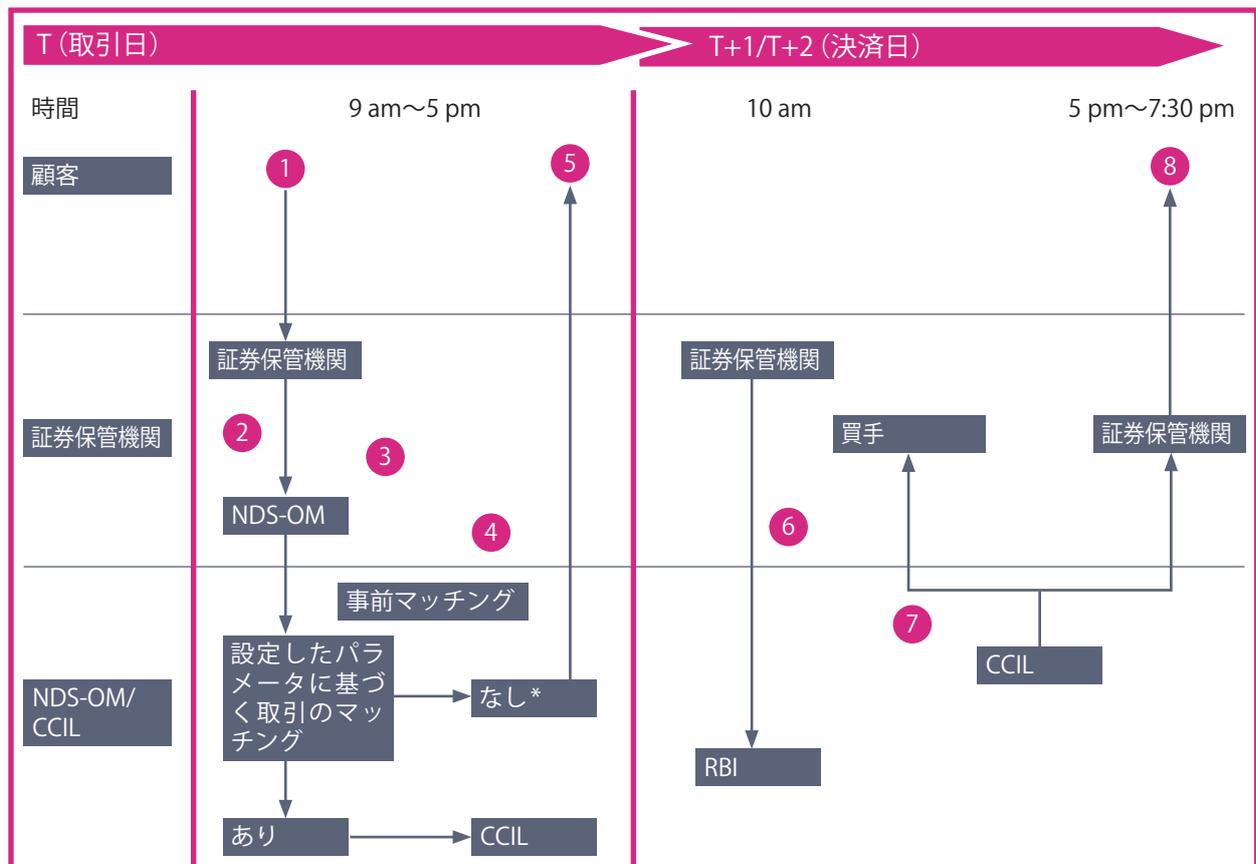
NDS-OM – Negotiated Dealing System Order Matching Platform (相対取引システム、オーダー・マッチング・プラットフォーム)

CCIL – Clearing Corporation of India (インド清算機関)、NDSプラットフォーム上での取引清算を担当

1. 顧客が証券保管機関に取引指示を送信
2. NDS-OMへの(買手と売手からの)取引報告が取引執行から15分以内に完了
3. T日の5pmまでに国債の購入取引を報告または確認
4. 設定パラメータに基づき、取引先との事前マッチングが完了マッチングされた場合、決済のため取引をCCILに送信
5. マッチングができなかった場合、顧客に通知して取引内容を変更
6. 顧客の口座から決済金額を引き落とし、決済日(T+1またはT+2)の10amまでにRBIに支払
7. CCILが売手に資金を送金し、および証券保管機関にある買手のCSGL口座に証券を移転
8. 顧客に決済確認を送信

* NDS-OMプラットフォームでマッチされていないまま残っている取引は、一日の終了時刻までにキャンセルされる

決済フロー – 国債売却取引



説明文:

NDS-OM – Negotiated Dealing System Order Matching Platform (相対取引システム オーダー・マッチング・プラットフォーム)

CCIL – Clearing Corporation of India (インド清算機関)、NDSプラットフォーム上での取引清算を担当

1. 顧客が証券保管機関に取引指示を送信
2. NDS-OMへの(買手と売手からの)取引報告が取引執行から15分以内に完了
3. 国債取引の報告と確認は、T日の5 pmまでに行わなければならない
4. 設定パラメータに基づき、取引先との事前マッチングが完了。マッチングされた場合、決済のため取引をCCILに送信
5. マッチングができなかった場合、顧客に通知して取引内容を変更
6. 顧客の国債口座から証券を引き落とし
7. CCILが売手に資金を送金し、および証券保管機関にある買手のCSGL口座に証券を移転
8. 顧客の現金口座に送金、顧客に決済確認を送付

* NDS-OMプラットフォームでマッチされていないまま残っている取引は、一日の終了時刻までにキャンセルされる

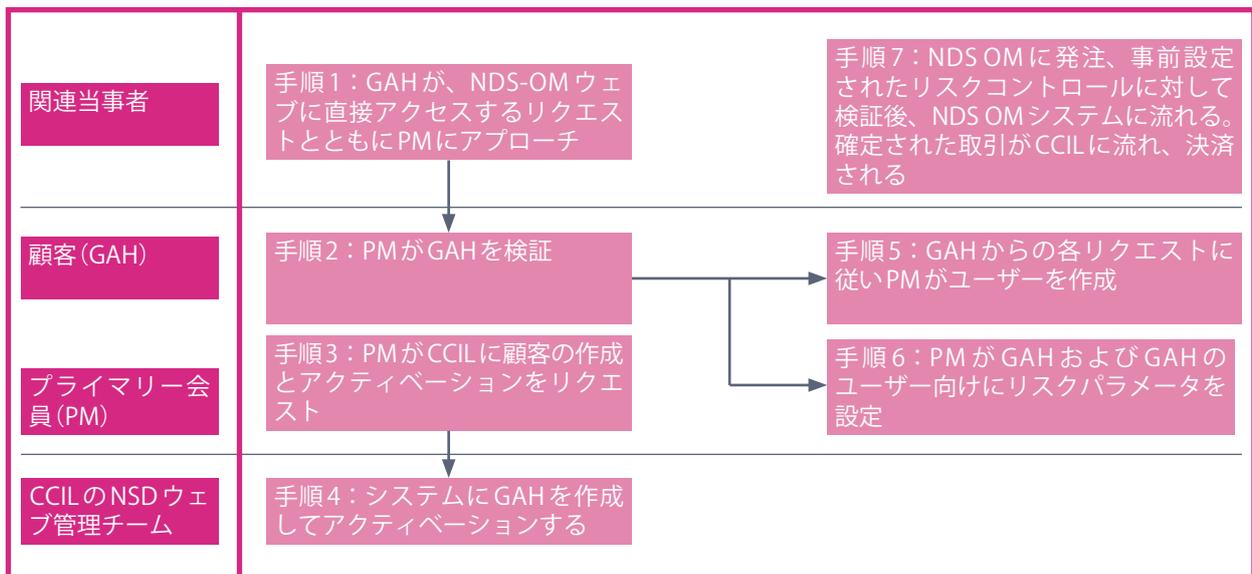
iii. NDS-OM ウェブモジュール

NDS-OMに対するかかるGAHのアクセスを強化するため、このような顧客にインターネットベースのウェブアプリケーションが提供されました。これにより、NDS-OMに直接アクセスできるようになりました。インターネットベースの機能により、GAHはセカンダリー市場で国債を直接取引（購入と売却）することができます。但し、アクセスするには、GAHがギルト口座と当座預金口座を保有しているそれぞれのプライマリー会員（PM）による管理を条件とします。

GAHの代理で、PMがCCILにアクセス要求フォームを提出する必要があります。この要求は正式にRBIに宛てられますが、CCILは、業務上の便宜のため、PMからのアクセス要求フォームを直接受領して処理する権限が与えられています。詳細な業務フローを以下に示しています。

顧客にNDS-OM ウェブアクセスを付与する手順

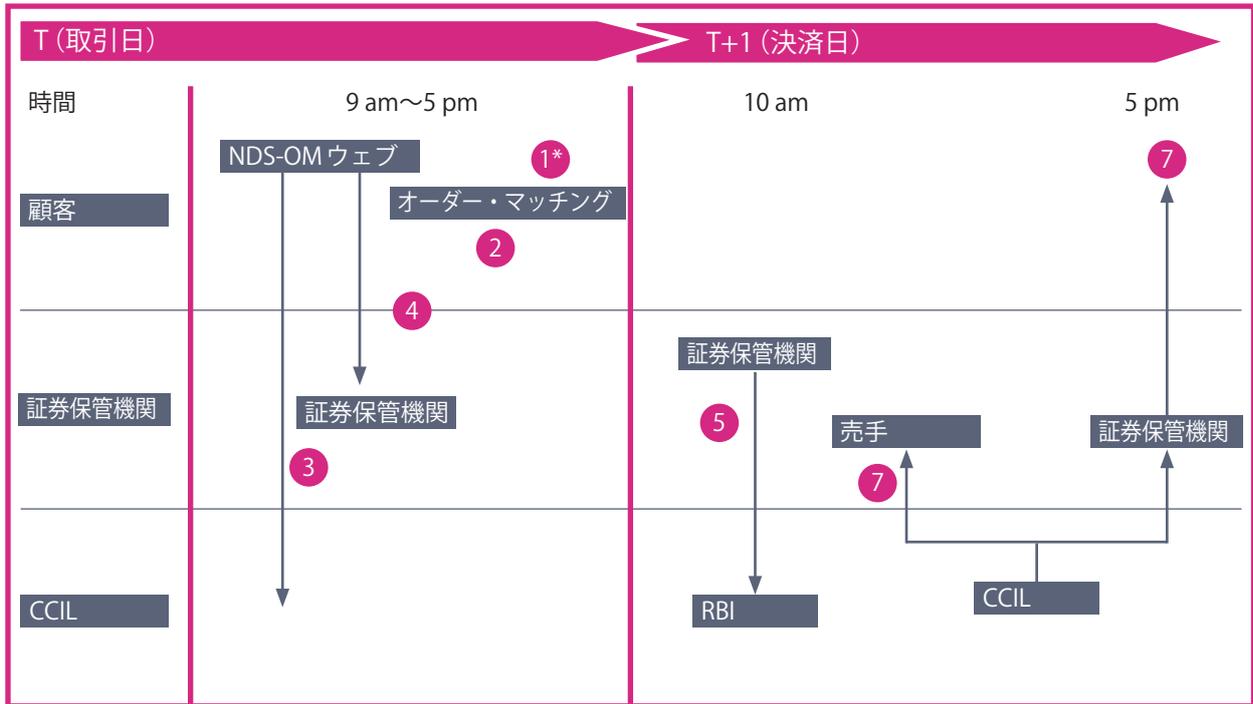
不正アクセスを防止し、否認不可を確実にするため、RBIは、GAHユーザーごとにデジタル証明



書を取得する必要があると規定しています。デジタル証明書は、二段階認証のセキュリティを備えた電子トークンにインストールする必要があります。PMがGAHユーザーを作成する前に、PMは、デジタル証明書および電子トークンが必ずGAHユーザーに用意されているようにしなければいけません。

NDS-OM ウェブモジュールはFPIに提供されています。NDS-OM ウェブモジュールを使用しているFPIによる取引はT+1ベースで決済されます。

決済フロー – NDS-OM ウェブで実行される国債購入



説明文:

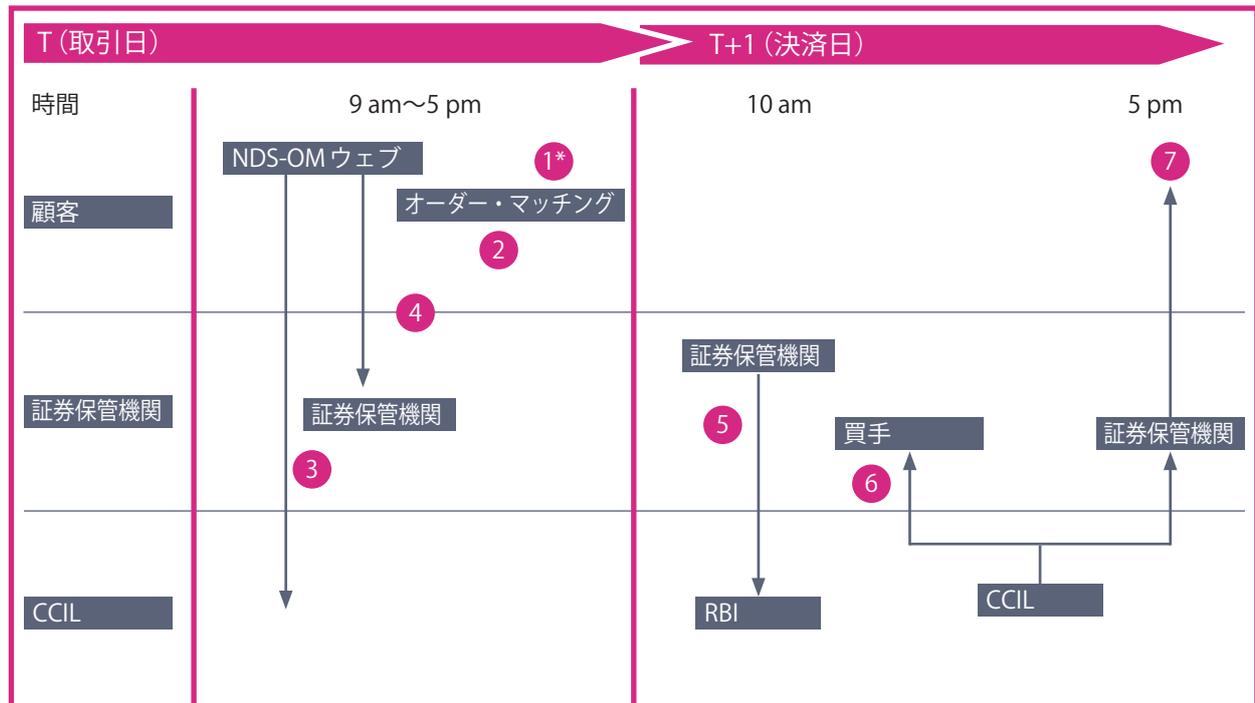
NDS-OM – Negotiated Dealing System Order Matching Platform (相対取引システム オオーダー・マッチング・プラットフォーム)

CCIL – Clearing Corporation of India (インド清算機関)、NDSプラットフォーム上での取引清算を担当

1. 顧客がNDS-OM ウェブで注文を実行
2. 取引注文が、予め定められた基準に従ってシステムによりマッチングが行われ、マッチする取引が形成される
3. NDS-OM でマッチした取引がシステムにより自動的にCCILに送信され決済手続きが行われる
4. マッチした取引に関する指示が証券保管機関に送信され決済手続きが行われる
5. 購入取引の場合、顧客の口座から決済金額を引き落とし、10amまでにRBIに支払い
6. CCILが買手/売手に証券/資金を、証券保管機関にある顧客の現金/CSGL口座に入金
7. 顧客に決済確認を送信

* NDS-OM プラットフォームでマッチされていないまま残っている取引注文は、一日の終了時刻までにキャンセルされる

決済フロー – NDS-OM ウェブで実行される国債売却



説明文:

NDS-OM – Negotiated Dealing System Order Matching Platform (相対取引システム、オーダー・マッチング・プラットフォーム)

CCIL – Clearing Corporation of India (インド清算機関)、NDSプラットフォーム上での取引清算を担当

1. 顧客がNDS-OMウェブで注文を実行
2. 取引注文が、予め定められた基準に従ってシステムによりマッチングが行われ、マッチする取引が形成される
3. NDS-OMでマッチした取引がシステムにより自動的にCCILに送信され決済が行われる
4. マッチした取引に関する指示が証券保管機関に送信され決済が行われる
5. 売却取引の場合、顧客の口座から証券を引き落とし、10amまでにRBIに送金
6. CCILが売手に資金を、買手のギルト口座に証券を送金
7. 顧客に決済確認を送信

* NDS-OMウェブプラットフォームでマッチされていないまま残っている取引注文は、当日終了時刻までにキャンセルされる

FPI投資家にとってのNDS-OMウェブモジュールを使用するメリット

—GAHはプライマリー会員としてNDS-OMと同じオーダーブックにアクセスします。GAHは注文(発注/修正/キャンセル/保留/解除)をコントロールするうえでより優れた立場にあり、市場でのリアルタイムの呼値にアクセスします

—執行された注文の通知や様々なクエリはオンラインでGAHに提供されるため、GAHは自らのポジションを管理するうえで有利な立場にあります

このため、証券保管機関の銀行/PDで既に管理されているギルト口座を活用したウェブベースのインターフェースは、運用上効率的なシステムを提供します

iv. 国債市場における証拠金

国債向けのリスク管理プロセス：決済プロセス中は、清算機関であるCCILが、義務を果たす会員による不履行が原因で生じる可能性がある一定のリスクを想定しています。決済は代金引き換えの証券受渡 (DVP) ベースで、不履行によるリスクは市場リスク (関与している証券の価格の変化) です。CCILのプロセスは、残っている取引に関して、会員から当初証拠金とMTM証拠金 (日中と一日の終わりの両方) を回収する証拠金請求プロセスを通じて市場リスクをカバーするようデザインされています。

当初証拠金は、関連の証券の価格の将来的な不利な変動から生じる可能性のあるリスクをカバーする目的で回収されます。MTM証拠金は、会員が既に発生させた名目損失 (即ち、現行市場価格と取引がカバーしている証券の契約価格との差) をカバーする目的で回収されます。いずれの証拠金も取引に応じて計算した後、会員に応じて集計されます。市場で通常とは異なる乱高下が生じたときは、CCILは会員から変動証拠金を回収することもあります。

会員には、会員が行う取引について当初証拠金とMTM証拠金の両方の要件を十分カバーできる程度の残高を、決済保証資金 (SGF) に維持しておくことが求められます。不足が生じた場合、CCILがマージンコールを行い、当会員は、翌営業日の指定期間より前に不足額を満たすことが求められます。SGFに対する会員の拠出は、資格を満たす国債、短期国債、現金の形式で行い、現金は、いかなる時点でも証拠金総額の10%以上とします。

10.3.2. 社債投資

10.3.2.1. OTC社債取引

証券化債券を含む全ての社債取引は、公認の証券取引所とOTC市場で行うことができます。OTC市場で行われた全ての取引は、証券取引所の清算機関を通じて報告・決済を行うことが必須となっています。

社債市場における取引の大部分は、取引の当事者間で双方向に執行されています。インド証券取引委員会 (SEBI)、インド準備銀行 (RBI)、インド保険規制開発庁 (IRDAI) の規制下にある事業体には、取引所の取引報告プラットフォーム上での社債取引について報告を行い、取引所の清算機関を通じて決済することが求められています。取引所の清算機関とは、NSCCL (インド国立証券取引所の清算機関) と ICCL (ボンベイ証券取引所の清算機関) のことです。取引所で報告されたOTC取引、または、清算機関を通じて決済されたOTC取引は、取引所または清算機関による保証がありません。また総額ベースで決済されます。社債取引の決済は、月曜日から金曜日の間に、三つの決済サイクル、即ち、T+0、T+1、T+2で行われるものとします。FPIには、ブローカーのサービスを利用せずに、社債市場と直接取引するという選択肢があります。

NSEが提供する債券報告プラットフォームは、CBRICS (Corporate Bond Reporting and Integrated Clearing and Settlement：社債報告および統合清算・決済) プラットフォームとして知られています。NSEは、このアプリケーションの安全性をさらに強化するため、債券報告プラットフォームのユーザーに対し、二要素認証 (2FA) を導入しました。

BSEは、債券報告プラットフォームとして、新規債券報告・決済プラットフォーム - インド社債市場 (ICDM) を使用しています。このプラットフォームは、顧客および決済関連の詳細に加え、取引確認などの決済機能を備えています。

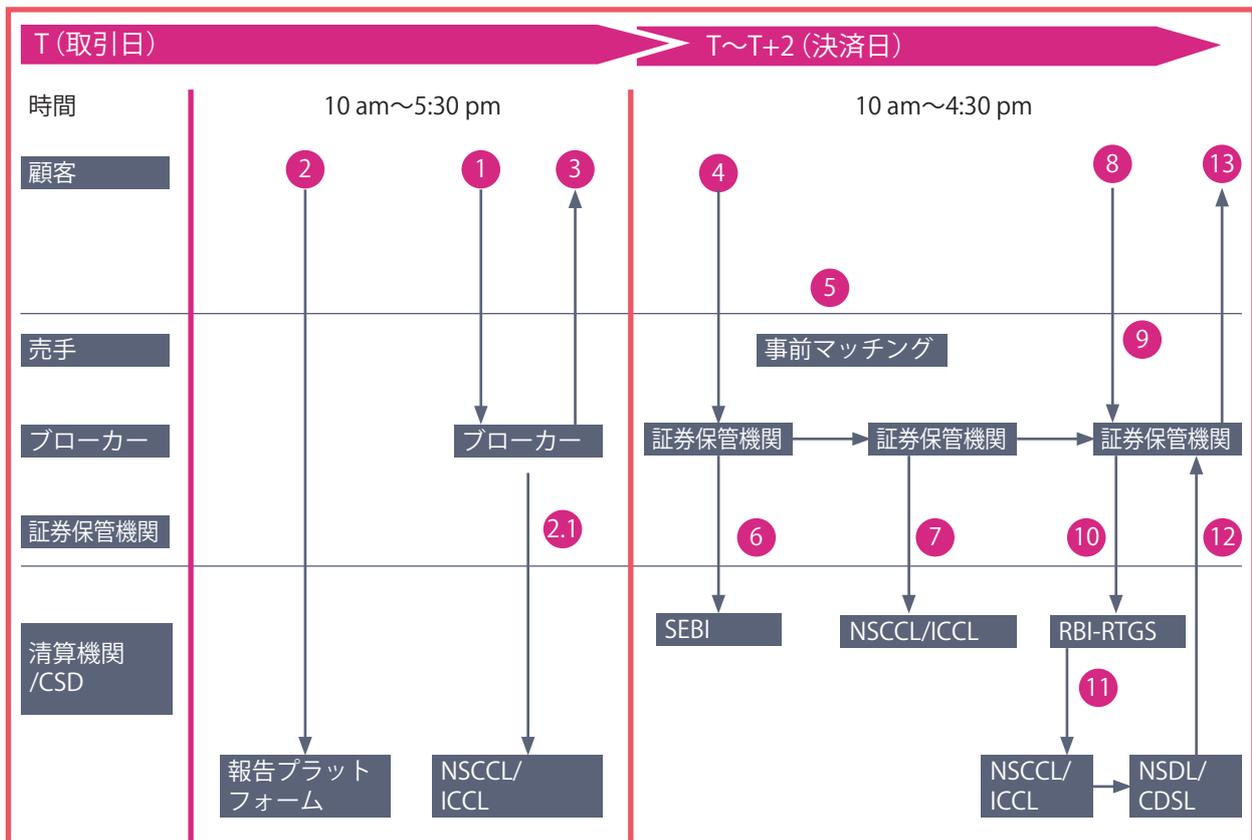
報告プラットフォームは、以下の機能を提供しています。

- 報告と決済のための個別システム
- ポートフォリオ作成機能
- 社債、CP、CD、国債報告のための個別オーダーエントリー画面
- 同一のオーダーエントリーウィンドウからの報告と決済
- 取引履歴

一日次市場分析レポート

取引所の清算機関を通じて報告・決済されるOTC市場で行われた社債取引には、支払うべき証拠金はありません。

決済フロー - 社債購入取引



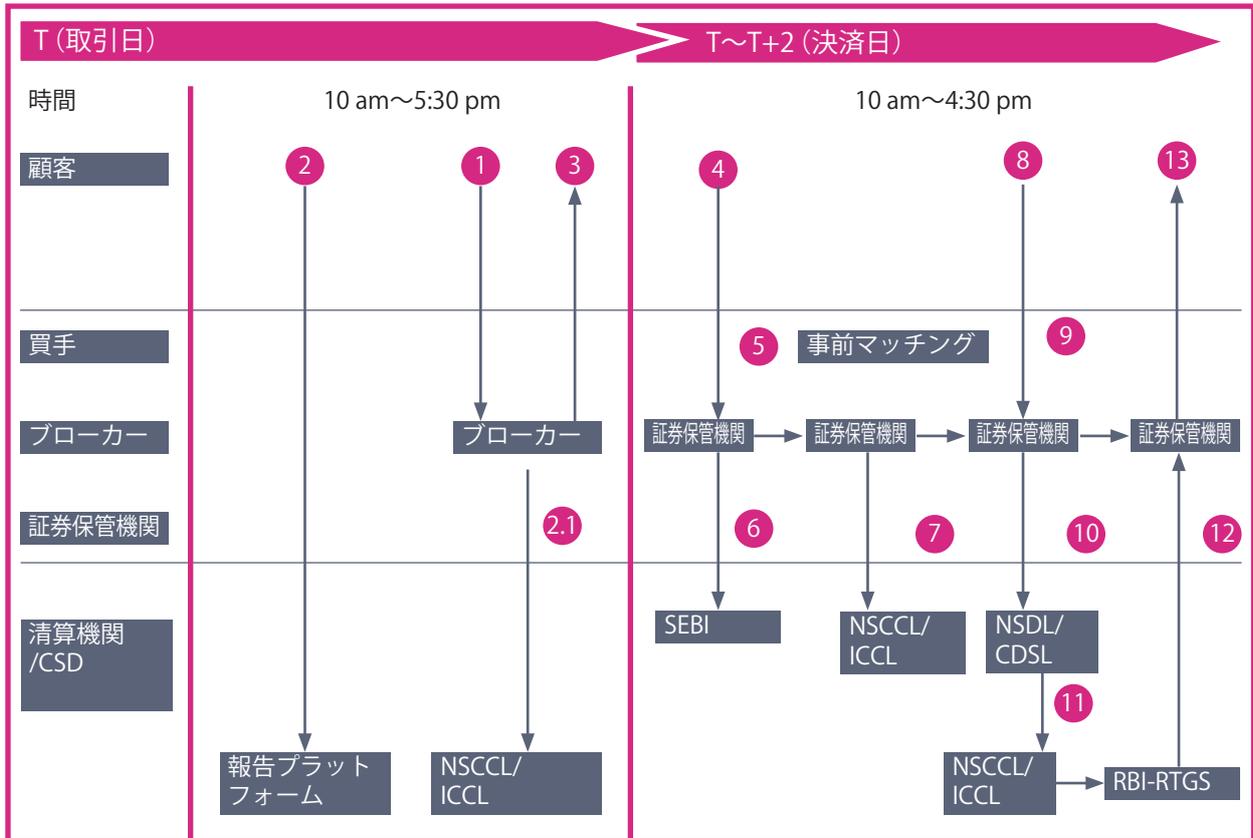
説明文:

NCL – NSE 清算会社

ICCL – Indian Clearing Corporation Limited

1. 顧客がブローカーに取引指示を送信
2. 取引所の報告プラットフォームに取引が報告される
- 2.1. ブローカーが取引所に取引を報告
3. 顧客に対して、ブローカーの売買報告書とともに取引確認を送付
4. 合意したタイムラインに従い決済指示
5. 顧客の指示内容と債券報告プラットフォームの入力内容との間での事前マッチング
6. SEBIに取引を報告
7. NSCC/ICCLで取引を確認
8. 口座に資金があるかを顧客が確認
9. 顧客の現金口座から引き落とし
10. RBI-RTGSを通じて清算機関に資金を払出
11. 清算機関を通じて決済
12. 債券の受渡と預託機関を通じた顧客口座への支払い
13. 顧客に決済確認を送信

決済フロー - 社債売却取引



説明文:

NCL – NSE 清算会社

ICCL – Indian Clearing Corporation Limited

1. 顧客がブローカーに取引指示を送信
2. 取引所の報告プラットフォームに取引が報告される
- 2.1. ブローカーが取引所に取引を報告
3. 顧客に対して、ブローカーの売買報告書とともに取引確認を送付
4. 合意したタイムラインに従い決済指示
5. 顧客の指示内容と債券報告プラットフォームの入力内容との間での事前マッチング
6. SEBIに取引を報告
7. NSCCLとICCLで取引を確認
8. 十分な売却可能分があるか顧客が確認
9. 顧客の証券口座から引き落とし、証券を払込
10. 預託機関を通じて証券を払込
11. 清算機関を通じて決済
12. RBI-RTGSを通じて資金を受取
13. 顧客の現金口座に送金、決済確認を送付

10.3.2.2. 取引所プラットフォームを通じて執行・決済された社債

社債取引は、証券取引所の債券市場プラットフォームで行うことも可能です。取引所プラットフォームで行われた取引は、証券保管機関/清算会員の指定清算機関を通じて決済されます。取引所の取引プラットフォームで行われたその取引は、清算機関により保証されています。

- 決済は総債務額ベースで、証券発行を伴わない方法で強制的に行われ、決済保証があります
- このオーダー・マッチング・プラットフォームで行われた取引の決済は、T+1 ローリング決済サイクルに従います。
- 売手が証券の受渡ができなかった場合、公表されたオークションスケジュールに従い、清算機関による株式のオークションが行われます
 - オークションはT+1に実施され、T+2に決済されます
 - 預託機関は、9:30a.m.までにそれぞれの「清算機関決済プール口座」にこれらの証券の譲渡を行うことを容易にします
 - オークション金額は受渡不足の会員に請求されます
- 債券について決済日に受渡がされない債券の査定価格については、関連当局が適宜規定している場合を除き、T日における債券の終値となります
- オークションで株式を調達できなかった、または、オークション売手がオークションの払込日に株式の一部または全部を受渡できなかった場合、完了となります
 - 金融上の完了は、T日の最高価格(この価格が取引価格となります) + その取引価格1%のマークアップで行われます。

10.3.3. 取引所の債券セグメントの証拠金

証券取引所でDVP-3ベースで決済された取引におけるリスク管理目的で、清算機関は以下の証拠金を課しています。

- 当初証拠金(IM)：当初証拠金は、一日という期間での99% VaRをカバーできるよう、価格変化に関する様々なシナリオにおいて、各顧客のポートフォリオで最悪の場合の損失に基づいています
 - 最低当初証拠金は、満期期間が三年までのものが2%、満期期間が三年以上五年未満のものが2.5%、満期期間が五年以上のもものが3%となっています
 - 証拠金は、クリーン・プライス（即ち、利息を考慮しない場合）で表した債券の取引価格の割合で計算されます
 - 当初証拠金は、総建玉金額を考慮し、会員の流動性資産から前払いで差し引きされます(証拠金のため実行)
- 極端な損失の証拠金(ELM)：ELMは、当初証拠金で使用されるリスク予想で把握されたものを上回る状況で予想される損失をカバーします。あらゆる債券のELMは、クリーン・プライスで表した取引価格の2%です。会員の流動性資産合計から前払いで差し引きされます

10.4. デリバティブ

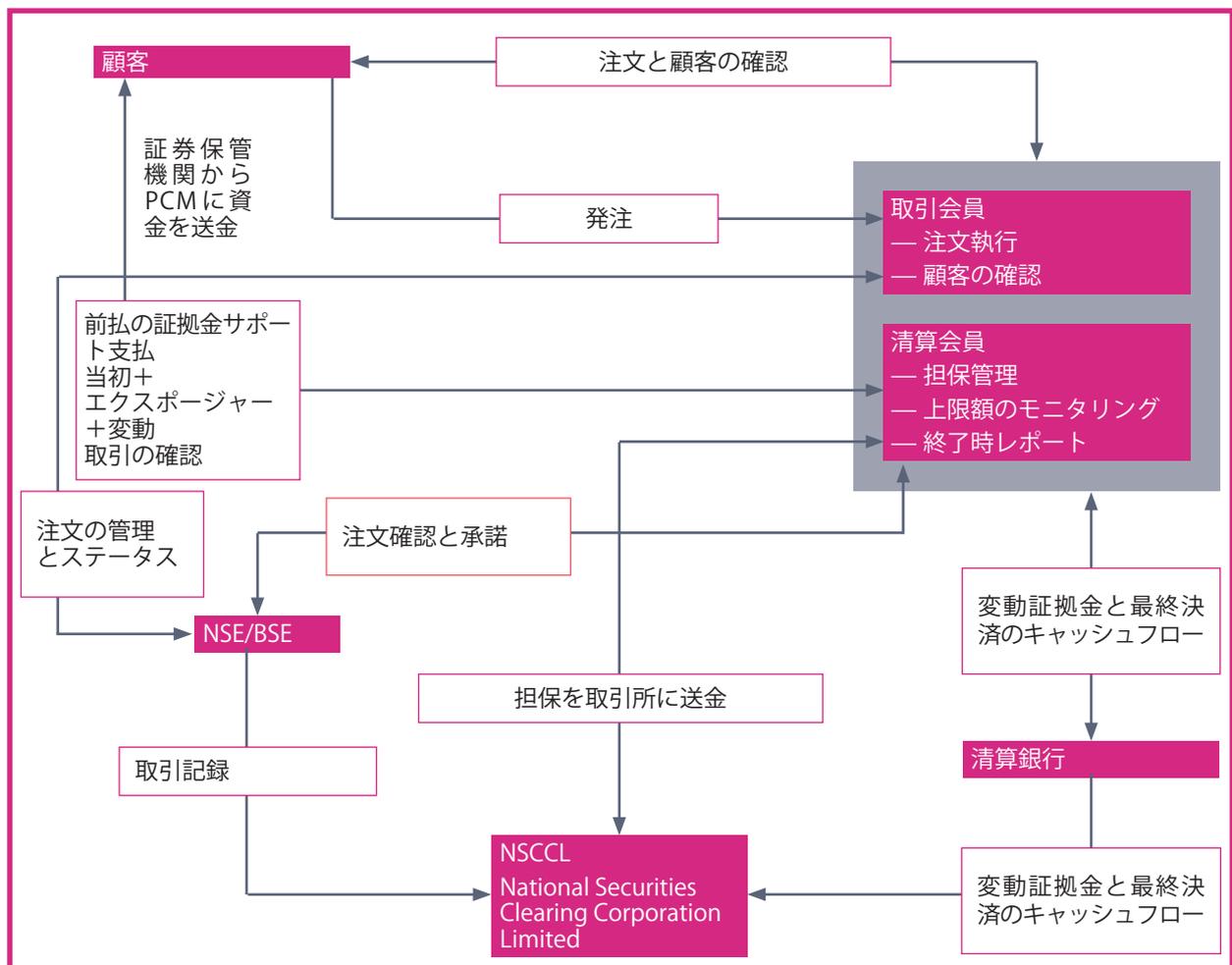
FPIは、公認の証券取引所でデリバティブに投資することを許可されています。デリバティブには、指数先物およびオプション、個別株式先物およびオプション、金利デリバティブならびに通貨デリバティブが含まれます。

10.4.1. 株式デリバティブ

i. 清算および決済

取引所の清算機関が、デリバティブ(先物およびオプション)セグメントで執行された全ての取引の清算・決済代理人として行動します。NCLは、NSEのF&Oセグメントでのあらゆる取引に対して、法的取引先として活動し、決済を保証します。ICCLは、BSEのF&Oセグメントでのあらゆる取引に対して、法的取引先として活動し、決済を保証します。市場は個別株式デリバティブの受渡ベース決済(現物決済)の方向に移行しつつあります。SEBIにより通知されたタイムラインに従い、全ての株式は、2019年10月期限以降現物決済に移行します。

プロセスのフロー



ii. デリバティブの適格基準の強化:

SEBIは、デリバティブセグメントへの株式導入のための適格基準を導入しました。オプション契約と先物契約が導入される予定の株式について、現行の適格基準に加え、以下の広範な適格基準を六カ月間連続して満たさなければならないという規定を導入しました。この強化された適格基準を満たす株式のみデリバティブセグメントへの導入が容認されます。2018年12月以降、デリバティブセグメントへの新規全導入が現物決済されています。主要基準:

- 株式は、過去六カ月間のローリングベースで一日の平均時価総額および一日の平均取引価格の観点で上位500株の中から選択する必要があります
- 過去六カ月間のクォータシグマ注文の中央値は、ローリングベースで、250万インドルピー以上でなければいけません
- 株式の市場全体でのポジション上限額は、ローリングベースで50億インドルピー以上でなければいけません
- 現金市場における一日の平均受渡価格が、過去六カ月間のローリングベースで1億インドルピー以上でなければいけません

iii. デリバティブセグメントにおける証拠金

取引所の清算機関には、先物およびオプションセグメント向けに包括的なリスク抑制メカニズムがあります。清算機関 (NSCCL/ICCL) のためのリスク抑制メカニズムで最も重要な構成要素は、オンラインでのポジションのモニタリングと証拠金システムです。清算機関は証拠金のためにSPAN® (Standard Portfolio Analysis of Risk) を使用しており、これはポートフォリオをベースとしたシステムです。

清算機関が課す証拠金の種類をより理解できるよう、以下にNSCCLが課す証拠金の詳細を示します。

i. 当初証拠金

当初証拠金要件は、一日という期間での99% VaRに基づきます。(指数または個別株に対する)先物契約の場合、当初証拠金は二日間という期間で計算され、適切な統計式を適用します。VaRの計算手法は規制ガイドラインに従います。会員に求められる当初証拠金は以下の通りです。

- 顧客ポジション - 各顧客レベルでネット、顧客全員で、取引/清算会員レベルで計上され、顧客間の相殺はありません
- 自己勘定ポジション - 取引/清算会員レベルでネットされ、顧客ポジションと自己勘定ポジション間の相殺はありません

当初証拠金にはSPAN証拠金、割当証拠金、プレミアム証拠金が含まれます。

ii. プレミアム証拠金

プレミアム証拠金とは、オプションの買手が支払う顧客のプレミアムであり、プレミアムの決済の払込が完了するまで課されます。

iii. 割当証拠金

行使決済の払込が完了するまで、指数と個別株のオプション契約の中間行使決済債務と最終行使決済債務について、CMに割り当てられたポジションに課されます。

割当証拠金は、中間行使決済と最終行使決済のための清算会員が支払う決済価額の行使純額で、証拠金に対して利用できる清算会員の有効な預り金から差し引かれます。

iv. エクスポージャー証拠金

指数のオプション契約と先物契約のエクスポージャー証拠金は以下の通りです。

- 指数オプション契約と指数先物契約の場合：先物契約の名目価値の3%。オプション契約の場合、ショートポジションにのみ課され、金額は建玉の名目価値の3%です
- 個別株オプション契約と個別株先物契約の場合：個々の株先物の建玉総額および特定の原資

産の個別株のオプションにおけるショート建玉総額の名目価値の5%または1.5標準偏差のいずれか高い方。過去六カ月間の現物市場における原資産の株式の価格の日次対数リターンの標準偏差は、各月の終わりにローリングおよび月次ベースで計算されます

ここでは、名目価値とは以下のものを指しています。

—先物契約の場合 - 最終取引価格/終値の契約価額

—オプション契約の場合 - 原資産市場で、最後に利用できる終値に基づくオプション契約で表される同等の株数の価額

先物契約でのカレンダーズプレッドポジションの場合、エクスポージャー証拠金は、期先の先物契約の建玉の価額の三分の一が課されます。カレンダーズプレッドポジションは、期近物の契約の満期までカレンダーズプレッド扱いが付与されます。

v. 追加証拠金の賦課

リスク抑制手段として、関連当局は、清算会員に対し、適宜決定した内容に基づいて追加証拠金を求める場合があります。これは、適宜課される当初証拠金やエクスポージャー証拠金に加えて課されるものです。

iv. 株式デリバティブの現物決済

個別株の先物とオプション契約は、受渡/証券受領/現金による現物決済メカニズムに従います。

i. 決済の手順

—取引所によって識別された契約に関する以下のポジションは、現物決済されるものとします。

—満期日の取引時間終了後の先物の建玉全て

—行使され割り当てられたイン・ザ・マネー契約全て

—現物決済用に識別された株式について、クローズ・トゥー・マネー (CTM) オプション契約に提供された行使してはならない枠

—受渡または受領される数量は、(市場のロット) × (現物決済される契約数) となります

—決済義務額は以下に基づき計算されるものとします。

—先物 - 決済義務は、個々の契約の先物の最終的な決済価格で計算されるものとします

—オプション - 決済義務は、オプション契約の個々の行使価格で計算されるものとします

—清算会員での最終的な受渡/受取のポジションは、個々の清算会員を通じて清算を行う全てのクライアント/構成員/取引会員の義務をネッティングした後に到達されます

—証券の現物決済は、預託機関を通じて無券面化された形式でのみ行われるものとします

—現物決済は満期日+2日に発効されます

受渡の指示は、2 pm または預託機関が規定した受付終了時間までに完了します。

ii. 証券の払込と払出

投資家は、資金や証券の早期払込だけでなく、クライアントの受益者口座への証券の直接の払出を活用できます。

証券や現金の払込や払出は、デリバティブセグメントにおけるクライアントのプロフェッショナル清算会員を通じて行われます。

iii. 不足の対処

—資金の決済：現物決済に対する資金義務の不履行は違反として扱われ、決済義務の不履行に対して現在適用される措置が適用されるものとします。資金義務を履行しなかった当該清算

- 会員が原因の証券の払出は、清算機関が保留することとします
- 証券の決済：売手が証券の受渡ができなかった場合、清算機関による株式のオークションが行われます。オークションは、満期日+3日に実施され、満期日+4日に決済されます
 - 証券をオークションで購入することができないことについて清算機関が満足している場合、かかる証券に対する義務は完了したものとみなされます
 - 受渡ができなかった清算会員は、受渡できなかった証券と同額（査定価格での評価額、取引所での現金株式セグメントの証券の終値）が、証券の払込日の直前の取引日に引き落とされるものとします
 - 完了は、資本市場セグメントで決定された証券の価格にて完了されるものとします
 - コーポレート・アクション下にある証券の不足にはオークションは実施されません。こういった不足の場合、直接完了されるものとします
 - 清算機関に対する証券受渡義務を果たすことができない清算会員は、一日あたり0.05%の罰金が科されます。不足の査定額は、銀行から不足の確認を受領していない場合に資金不足としてみなされ、資金決済に規定されている罰則が適用されます

iv. 現物決済に適用される追加証拠金

- 満期後は、現金株式セグメントに適用される現物決済証拠金 (VAR、極端な損失の証拠金、マーク・トゥ・マーケット証拠金) に転換されるポジションが受渡証拠金として適用され、課されます。
- VARと極端な損失の証拠金：現金株式セグメントで計算されるVARと極端な損失の割合が、クライアントレベルの決済義務に対して適用されます
- マーク・トゥ・マーケット証拠金：一日の終わり時点のマーク・トゥ・マーケット証拠金は、満期日と満期日+1日に計算されます。この理由は、決済義務と資本市場セグメントにおける証券の終値でのポジションの価値が異なるからです。証券におけるマーク・トゥ・マーケット損失は、同一のクライアントのその他証券の利益に対してネットティングされるものとします。
- 清算/取引会員は、受渡証拠金を回収し、既存のクライアント証拠金報告メカニズムを通じて報告を行うことが求められます
- ブロックされた受渡証拠金は、決済の完了時に免除されるものとします。

10.4.2. 金利先物 (IRF)

取引所の清算機関が、IRFに関連する通貨デリバティブセグメントで執行された全ての取引の清算・決済代理人です。取引所の清算機関は、法的取引先としても活動し、決済を保証します。取引所のリスク管理枠組みのもとでこのセグメントに対して請求される証拠金:

- i. 当初証拠金
- ii. カレンダーズプレッド証拠金
- iii. 極端な損失の証拠金
- iv. 取引所が適宜決定する追加証拠金

決済メカニズム - IRFに関連するあらゆる取引は、インドルピーで現金決済されます

日次マーク・トゥ・マーケット決済: 個別会員の先物契約におけるポジションは、各取引日終了時の先物契約の日次決済価格に対するマーク・トゥ・マーケットが行われます。

資金の決済: 先物契約の期限失効日時点で、NSE清算会社は最終決済価格に対するCMの全てのポジションが計算され、算出された利益/損失が現金で決済されます。

最終決済利益/損失額は取引価格間もしくは前日決済価格間の差異として算出され、状況によっては、直近取引日の最終決済価格として算出されます。

先物契約における建玉は、直近取引日/期限失効日後に存在しなくなります。

10.4.3. 通貨デリバティブ

取引所の清算機関が、デリバティブ(先物およびオプション)セグメントで執行された全ての取引の清算・決済代理人として行動します。当初証拠金、極端な損失の証拠金など、契約上請求される様々な証拠金があります。

決済のメカニズム：通貨先物契約とオプション契約はインドルピーで現金決済されます。

日次マーク・トゥ・マーケット決済-日次マーク・トゥ・マーケット決済および通貨デリバティブ契約のプレミアム決済はT+1日ベースで現金により行われます。

資金の決済：先物契約の期限失効日時点で最終決済価格に対する清算会員の全てのポジションが計算され、算出された利益/損失が現金で決済されます。
最終決済利益/損失額は取引価格間もしくは前日決済価格間の差異として算出され、状況によっては、その先物契約のRBI参考レーとして算出されます。

T+2日(T=直近取引日)に、最終決済利益/損失の引き落とし/支払いが当該清算会員の銀行口座に対して行われます。

先物契約における建玉は、直近取引日後に存在しなくなります。

10.5. 証券貸借

ドイツ銀行証券サービス(証券保管チーム)はNSCCLとICCLの登録参加者であり、SLBセグメントでの執行サービス提供を可能にしています。当社がSLBセグメントで提供している貸手商品は「SLB Plus」と呼ばれ、SLB取引の清算や決済に加え、顧客に対して「機会と執行のスポット」サービスを提供しています。

SLBS(証券貸借スキーム)セグメントのもとで行われる取引は、各種決済の種類に応じ、最初のレグの決済およびリバースレグの決済に対して清算機関により公言済みとして識別されます。全ての債務が総額ベースです。つまり取引のネットティングはありません。最初のレグの債務は取引(T)日に明らかになり、リバースレグの債務はT+1日に通知されます。取引の決済は、最初のレグに対してはT+1日ベースで、全ての適格シリーズに対する撤回要求および早期償還に対しては、取引の撤回取引は総額ベースで行われます。取引の決済は、個々のシリーズのリバースレグ決済日に行われます。

早期撤回および償還取引は、債務ファイル内の個々の決済タイプごとに識別されます。

貸手の義務: 貸手の義務はT日(取引日)の証券貸出です。貸手には、T+1日の予定された時間までに証券の受渡を行うことが求められます。貸手はまた、証券の早期払込により証拠金の支払いを避けることもできます。

借手の義務: 借手の義務は、貸株料の現金支払と、T+1日の貸出価格の現金担保支払(T-1日における原資産証券の終値)です。

早期撤回義務: 早期撤回の場合、貸手の義務は早期撤回取引のために取引される貸株料支払で、T+1 日支払いです。

早期償還義務: 借手により受渡された証券は、個々の払込のために自動的に利用されるものとされます。

証券返却手順

借手参加者は、個々のシリーズのリバースレグ決済日に借りた証券の返却が求められます。証券は、シリーズの個々のリバースレグ決済日に清算機関によって証券の貸手に返却されます。借手が証券の返却ができなかった場合、清算機関による株式のオークションが行なわれます。オークションで株式が購入できなかった場合は、その取引は、完了計算式に基づいて完了の処理がなされます。

不足と完了

借手に資金不足が生じた場合、SLBS取引はキャンセルされ、証券は貸株料を支払って貸手に返却されます。

貸手が証券の受渡ができなかった場合、以下の手順に沿ってその取引は完了されます。

以下のいずれか高い方：

T+1 日の証券の終値の 25%、

もしくは

$(T \sim T+1 \text{ 日における最高取引価格}) - (T+1 \text{ 日の証券の終値})$

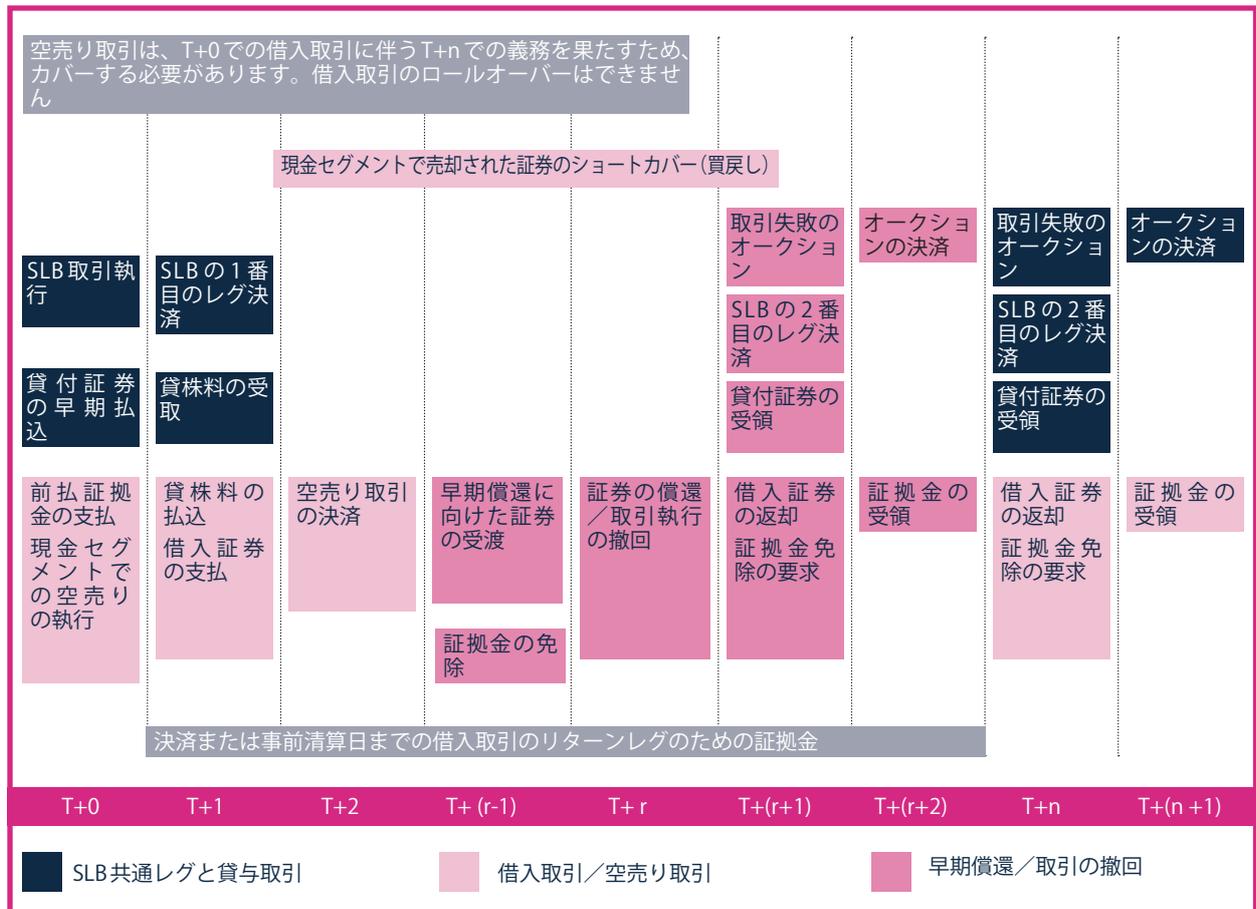
借手が証券の返却ができなかった場合、清算機関によるバイインオークションが行われます。

バイインオークションで入札がなかった場合/決済日にオークション市場の入札に対する受渡ができなかった場合、以下の手順に従ってその取引は完了されます。

以下のいずれか高い方：

$(\text{リバースレグ決済日}-1 \text{ 日}) \sim \text{リバースレグ決済日}$ における最高取引価格、もしくは
リバースレグ決済日の証券の終値より 25% 高い価格

不足が生じた場合は全て、清算機関により公言済みとして、オーダー・マッチング・プラットフォームへのアクセスの撤廃や参加者もしくは他のオークションによる証券/資金の払出の保留など、清算機関により様々な処置が取られます。



i. 運用フロー

ii. 契約期間中のコーポレート・アクションの取り扱い

- 配当金や株式分割などのコーポレート・アクションは貸手が利益を必ず得られるよう調整されます
- 配当金の場合は、その額が権利確定日+1の日に借手から回収され、貸手に支払われます
- 株式分割の場合は、借手のポジションが比例配分調整され、貸手はリバースレグ決済日に修正された株数を受け取ります
- ボーナス／合併／統合／公開買付などのコーポレート・アクション：契約は権利落ち日に担保権が実行されます
- 貸手は、借手から受領した貸株料を比例配分した額の返済が求められます
- 貸株料は担保権決済日に貸手によりもたらされ、借手に譲渡されます
- 年次株主総会 (AGM)／臨時株主総会 (EGM)：AIは市場参加者に対して以下の選択肢を提供するものとします
 - 引き続き強制的に担保権が実行される契約
 - AGM／EGMの場合担保権が実行されない契約

全てのコーポレート・アクションの停止期間終了日は、決算開始日、または、コーポレート・アクションの権利確定日のいずれかとします。停止期間中はロールオーバーを含め、証券の一切の取引ができません。

iii. 証拠金

取引の種類	債務	払い手	方法	決済日	開放日
借入取引	— 貸株料	借手	現金、もしくは銀行保証、定期 T 預金などの現金同等物、または NSCCLやICCLが指定した証券 で支払可能です。但し、FPIの 場合、証拠金の支払は現金のみ となります。	T	T+1
借入取引 - リ バースレグ	— VaR 証拠金 — ELM 証拠金 — MTM 証拠金 — NSCCL/ ICCLが指定 する貸付価 格	借手	現金、もしくは銀行保証、定期 T+1 預金などの現金同等物、または NSCCLやICCLが指定した証券 で支払可能です。但し、FPIの 場合、証拠金の支払は現金のみ となります。	T+1	証券返却時 点
貸出取引	— MTM 証拠金 — NSCCL/ ICCLが指定 する貸付価 格の固定割 合(25%)	貸手	現金、もしくは銀行保証、定期 T 預金などの現金同等物、または NSCCLやICCLが指定した証券 で支払可能です。但し、FPIの 場合、証拠金の支払は現金のみ となります。証拠金の支払を避 けるため、証券を早期に払い込 むことが許可されています。	T	払込

10.6. 為替におけるリスク管理

規制当局／取引所は、会員の資本の充実、十分な証拠金要件、エクスポージャーや出来高に関する上限額、賠償責任保険、オンラインでのポジションのモニタリング、自動無効化などを包含する広範なリスク管理システムを開発しました。また、過度な乱高下を抑制し、価格操作を察知・回避するため、効果の高い監視システムも管理しています。

10.6.1. 証拠金

リスク管理システムの主要部分です。株価の動きの変動が原因ですが、株式市場の証拠金システムでこれに対処できます。日次証拠金は以下から構成されています。

- バリュース・アット・リスク (VaR) 証拠金
- 極端な損失の証拠金
- マーク・トゥ・マーケット (MTM)

10.6.2. 自己資本比率規制

リスク管理の中心にあるのは、会員が取引所／清算機関に預金した流動性資産です。会員は、様々な証拠金や基本自己資本比率要件最低額を十分にカバーする流動性資産を提供するよう求められます。

10.6.3. コア決済保証資金 (CSGF)

SEBIは、清算会員の債務不履行に効率的に対処するための清算機関のリスク管理システムの堅調さを拡大することを意図して、コア決済保証資金(コアSGF)、デフォルト・ウォーターフォール、ストレステストのための規範を規定しました。取引会員による取引が不履行に終わった場合、資金は、取引所取引の取引先リスクをなくすよう、うまく決済を完了させるために使用されます。

これらの規範は、主に以下の目的を達成することを意図しています。

- エクスポージャーがなく、清算会員が決済債務を守ることができなくなった場合に、清算機関の決済債務を即時かつ無条件に満たすことのできるSGF内でコア資金(コア決済保証資金と呼ばれる)を設定すること
- 金融市場インフラ原則(FMI)(信用リスクのためのストレステスト、流動性リスクのためのストレステスト、頻度やシナリオなどの反対ストレステストのための規範)に清算機関のストレステスト実践を一致させること
- 機関投資家取引での債務不履行の可能性が原因のリスクについてストレステストを行うこと
- 清算機関全体にわたって、デフォルト・ウォーターフォールを統一させること
- 中央決済機関(CCP)に対するエクスポージャーのためのバーゼル自己資本要件の面で債務不履行に陥らない会員の責任を制限すること
- その他セグメントでの債務不履行による清算機関の各セグメント目的を識別した上で隔離すること、および
- 異なる清算機関、特に、会員の債務不履行に関して、ストレステストとリスク管理に統一性をもたらすこと

i. コアSGFに対する拠出

いかなる時点でも、あらゆるセグメントのコアSGFに対する様々な拠出者の拠出額は、SEBIが、その時の市況を検討しながら適宜見直しを行います。最新の拠出額:

- 清算機関(CC)の拠出: コアSGFに対するCCの拠出は、最低必要資本(MRC)の50%以上とします。CCは、自身の資金からこれを拠出するものとします。コアSGFに対するCCの拠出は、純資産の一部としてみなされるものとします
- 証券取引所の拠出: コアSGFに対する証券取引所の拠出は、MRCの25%以上とします(これらのガイドラインを考慮して見直されるSECC規則第33規則に従い、証券取引所が利益を譲渡することに対して調整可能です)
- 清算会員の主な拠出: CCが希望する場合、以下に挙げる事項を条件として、セグメントの清算会員(CM)(証券保管の清算会員を含む)からコアSGFに対して、リスクベースの拠出を求めることができます。
 - CMからの総拠出額はMRCの25%を超えない
 - いかなるCMのコアSGF拠出についても、エクスポージャーを利用できない(CCで利用できるエクスポージャーのないCMの担保は、CMのコアSGF拠出とみなされる可能性があります)、および
 - 各CMの必要拠出額が、システムにもたらすリスクに基づくものと比例している
- CCは、CMのプライマリー拠出を収集するうえで、前払いか、期間中の分割か選択できる柔軟性があります。分割拠出の場合、CCが残高を満たすことで、常にコアSGF合計が十分であると保証されなければいけません。かかるCC拠出額は、CMからのさらなる拠出を受け取った場合にCCが引き出しできるような状態になっている必要があります
- CCが課す罰金(SECC規則第34規則による)は、コアSGFコーパスに支払うものとします

- コア SGF に対する現金拠出に関する利息も、コア SGF に生じるものとし、現金拠出額に比例して拠出者に対して比例配分されます
- CC は、コア SGF 拠出に現金担保を受け付けるものとし、銀行 FD という形式での CM 拠出も受け付けることができます。CC は、これに関して SEBI が適宜発行する特定のガイダンスに従うものとし、

ii. コア SGF へのアクセス

会員が決済の義務を果たせなかった場合、CC はコア SGF を使用できます。

iii. デフォルト・ウォーターフォール

全てのセグメントの CC のデフォルト・ウォーターフォールは、通常、以下の順序に従います。

1. 債務不履行を起こした会員の資金 (債務不履行を起こした会員のコア SGF に対するプライマリー拠出額やその他セグメントにおける不履行者の過剰資金を含みます)
2. 保険 (該当する場合)
3. CC の資金源 (セグメント MRC の 5% に相当)
4. 以下に挙げる順序のセグメントのコア SGF
 - 罰金
 - セグメント MRC の 25% 以上の CC 拠出
 - 残りのコア SGF : CC 拠出額、証券取引所の拠出額、債務不履行に陥っていない会員のプライマリー拠出額をコア CGF に対して比例配分ベースで配分します
5. 残りの CC 資金源 (その他セグメントのコア SGF に対する CC 拠出額と 10 億インドルピーを除く) の比率は、セグメント MRC 対全てのセグメントの MRC の合計に等しいものとし、*
6. その他セグメントのコア CGF に対する CC/SE の拠出額 (これらのセグメントの債務を満たした後) と SEBI が承認した残りの CC 資金源
7. セグメントの債務不履行に陥っていない会員によるキャッピングされた追加の拠出額**
8. 残りの損失は、払出に対する比例配分ベースのヘアカット (債務削減) によって補われます***

注記

*残りの CC 資金源 (その他セグメントのコア SGF に対する CC 拠出額を除く) が 10 億インドルピーを上回る場合のみ、10 億インドルピーが除外されます

**CC は、コア SGF に対する複数の必要なプライマリー拠出への追加拠出に対する、債務不履行に陥っていない会員の責任を制限するものとし、それに関する枠組みも開示されるものとし、債務不履行に陥っていない会員からの評価金額の回収で不足が生じた場合、SEBI の承認により、「6」層に損失を割り当てることができます。

*** 損失の割当てが払出へのヘアカットによって行なわれた場合、その後の資金の使用は SEBI の事前承認を必要とします。さらに、この層を使用した後に CC が退出する場合は、SEBI が公共の利益について決定した規定に従うものとし、

10.6.4. SPAN (標準ポートフォリオリスク分析) モニタリング

各会員の先物契約やオプション契約からなるポートフォリオの全体的なリスクを特定することを目的とします。当該システムは、先物契約とオプション契約を一律に扱いながら、同時に、非常に不利なアウト・オブ・ザ・マネーのショートポジション、月間リスクやコモディティ間リスクなどのオプションのポートフォリオに関連する特有のエクスポージャーを認識します。

10.6.5. 見返預金

参加者は、現金同等物、即ち、現金、固定預金証書、銀行保証、国債、外債の形式で、担保を預金しておくことができます。参加者が預金した担保は、参加者の証拠金要件に対して使用されます。

10.6.6. 段階的監視措置

証券取引所は、市場の安全を確保し、投資家の利益を守るために、段階的監視措置 (GSM) を導入しました。GSMは、収益、帳簿価額、固定資産、純資産、PERなどの財務健全性やファンダメンタルズに見合わない異常な価格上昇が見られる証券に導入されます。

GSMの主なハイライトは以下の通りです。

- GSMに基づき識別された証券リストは取引所によって適宜通知され、取引所のウェブサイトで開催されます。GSMの枠組みは、このリストの公開後一週間以内に実行されます
- かかる特定された証券の取引を行う市場参加者は、取引所として注意を払い、誠実な行動を行う必要があります。SEBIは、以下のようなこれら証券に対して追加の制限を設ける場合があります。
 - 取引されている証券を取引カテゴリーに配置／継続します
 - 監視預金として追加金の預金を要求します。この追加金は長期間保管されます
 - かかる証券の取引を一週間に一回、または、一カ月に一回しか許可しません
 - 取引価格の上限額を固定します
- これらの措置は、一定の基準に基づいて発動され、短期間で発効されます

かかる証券を自身の口座または顧客の代理で取引する会員は、取引所による厳重な監視下に置かれます。いかなる不正行為も深刻なものとみなされます。

取引所は、GSMメカニズムを説明するため、一連のFAQを用意しました。FAQには以下のリンクからアクセスできます。

https://www.bseindia.com/markets/equity/EQReports/graded_surveil_measure.aspx?expandable=6

https://www.nseindia.com/invest/content/FAQs_Graded_Surveillance_Measure.pdf

10.7. 取引主体識別コード

LEIコードは、グローバル金融危機後のリスク管理改善のための金融データシステムの質と精度を向上させる手段として考案されました。金融取引の当事者であるあらゆる法人または組織を一意に識別するグローバルレファレンスデータシステムを作成するよう設計されています。LEIは、金融取引の当事者である事業体に割り当てられた20文字の一意的識別コードです。

LEIは、グローバル取引主体識別財団 (GLEIF) が認可したローカルオペレーティングユニット (LOU) から取得できます。GLEIFがLOUのリストを提供しています。リストには以下のリンクからアクセスできます。

<https://www.gleif.org/en/about-lei/how-to-get-an-lei-find-lei-issuing-organisations>

インドでは、LEIコードはLegal Entity Identifier India Ltd. (LEIL)から取得できます。

<https://www.ccilindia-lei.co.in>

RBIは2017年以降段階的にLEIを義務付けています。

RBI、SEBI、インド保険規制開発庁 (IRDAI)、年金基金規制開発機構 (PFRDA)の規制下にある全ての事業体、および、インドルピーの金利デリバティブ、外国為替デリバティブ、インドにおけるクレジットデリバティブのOTC市場に参加している全ての企業は、LEIを持つことが義務付けられています。これは、指定商業銀行 (SCB) へのエクスポージャーに基づき、大手の法人の借り手に拡大しています。

より多くの取引にLEI義務付けを拡大するため、RBIは非デリバティブ市場への参加にもLEIを義務付けています。LEIが義務付けされる取引は以下の通りです。

- 国債市場
- 金融市場(満期一年以下の商品の市場)
- 非デリバティブ外国為替市場(2日後までに決済される取引)

LEI取得の期限は以下の通りです。

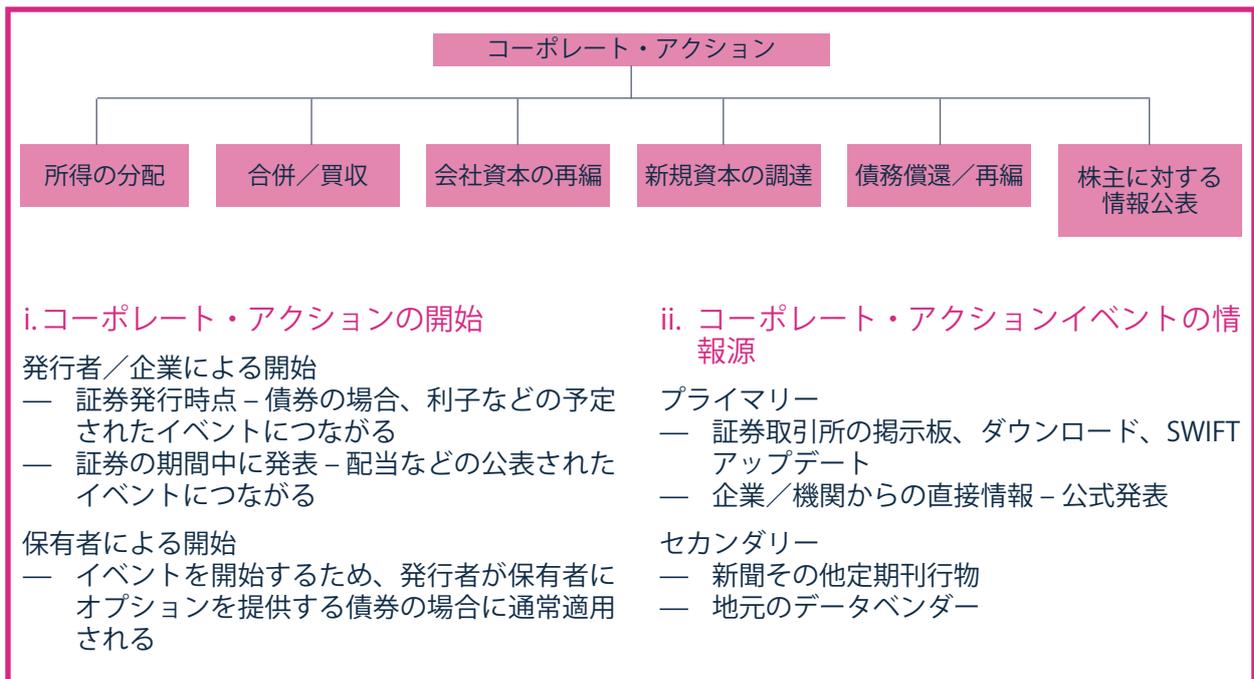
段階	事業体の純資産	期限
フェーズI	100億インドルピー超の純資産がある事業体	2019年12月31日
フェーズII	20~100億インドルピーの純資産がある事業体	2019年12月31日
フェーズIII	純資産が20億インドルピー以下の事業体	2020年3月31日

11

資産管理サービス

11.1. 概要

コーポレート・アクションとは、証券の期間のうち、既存の証券の発行者が、株主/社債保有者にメリットを分配するか、または証券の構成を変更して、当該証券の既存の保有に影響を与えるイベントを意味します。コーポレート・アクションの目的を以下に記載します。



11.1.1. コーポレート・アクションの種類

コーポレート・アクションの最も一般的な種類は以下の通りです。

- 配当金/株式の利子/社債
- 株主割当発行増資
- 無償交付
- 合併/統合
- 株式分割
- 買い戻しおよび株式の転換

11.1.2. コーポレート・アクションのハイライト

コーポレート・アクションのハイライト	
ピーク期間	4月から9月
主要イベント	配当金、株式分割、企業買収、転換、償還、株主割当発行増資、買い戻し、株式公開買付け、無償交付
情報源	一次的情報源 - BSEやNSEのウェブサイト、企業や企業の登録/保管機関からの通知 二次的情報源 - 日刊紙、ブルームバーグ/ロイター、外部の現地のベンダー
権利付与日	権利確定日
権利付与の計算	権利確定日に実行
支払日	支払日という概念はありますが、必須ではありません
コーポレート・アクションの請求	市場には自動的な請求手順は存在しないものの、代理銀行がそれぞれのカウンターパーティに連絡し、顧客の代理でコーポレート・アクションのメリットを受け取ります。

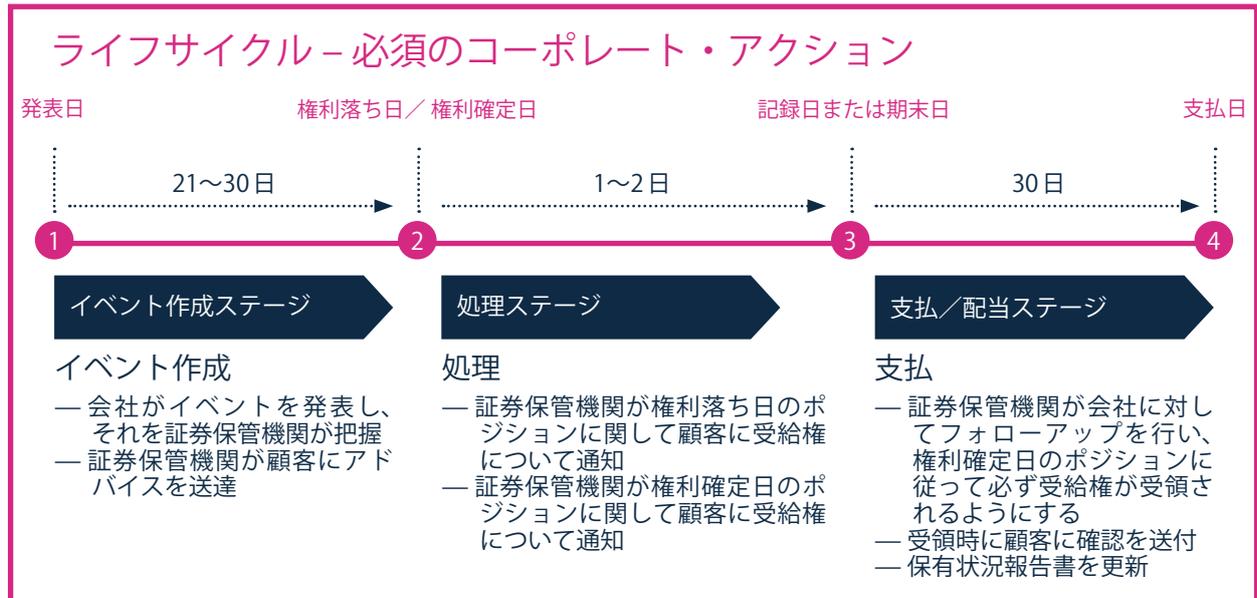
重要な日付

発表日	<ul style="list-style-type: none"> — 企業は、期末日/記録日の21日以上前に、関連する証券取引所に通知しなければいけません。 — 株式やデリバティブを提供する会社、またはデリバティブが利用できる株式が指数構成銘柄である企業は、30日間の通知期間を与える必要があります。
期末日	— 企業が、権利付与の支払について、株主名簿の締め作業を行う日
権利確定日	— 権利確定日とは、コーポレート・アクション交付の対象となる登録会員の数を決定する締切の日です
権利落ち日	<ul style="list-style-type: none"> — 権利落ち日とは、特定の株式が市場で購入された場合、買手が権利付与(配当金/交付)を受け取る資格がある前の日 — かかる取引は「配当付き/交付付き」として知られています。つまり、取引が、これら全ての権利付与/交付を含めて執行されます
支払日	<ul style="list-style-type: none"> — 給付は、宣言日または年次株主総会実施日から30日以内に支払われます。 — 配当金の支払日の宣言について要件が存在しますが、給付を提供する前に、支払日を通知するという手順をまだ採用していない企業も存在します。
オファー期間	— (条件の有無にかかわらず) 提案されているオファーまたは可能性のあるオファーについての公表がなされてから、締日までの期間。

11.2. ライフサイクル – 必須のコーポレート・アクション

以下は、必須のコーポレート・アクションのイベントです：

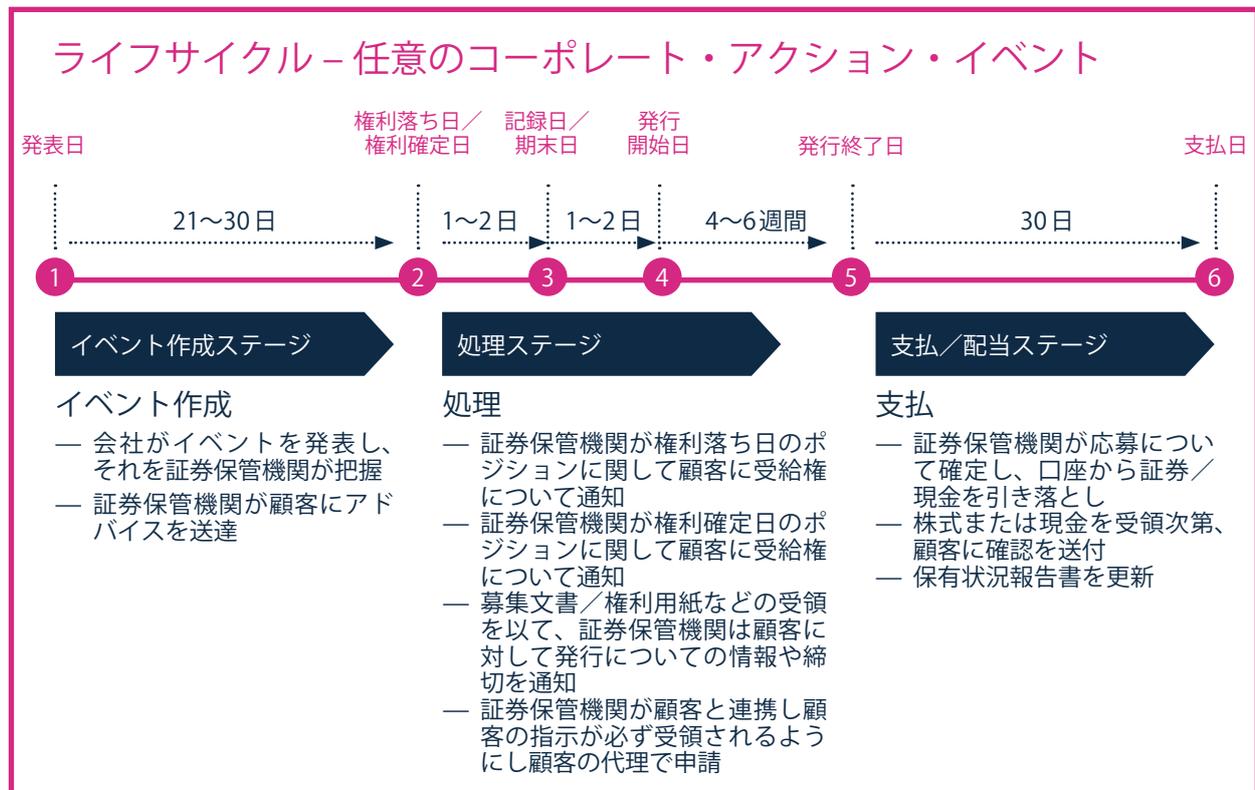
- 合併／買収
- 株式分割／分割／統合
- 無償交付
- 配当金
- 利子
- 償還／一部償還



11.3. ライフサイクル – 任意のコーポレート・アクション・イベント

任意のコーポレート・アクションイベントは以下の通りです：

- 償還
- プットオプション
- 株主割当増資
- 公開買付
- 買戻し
- AGM/EGM
- ワラント行使
- コールの支払



11.4. 議決

代理 議決のハイライト	
ピーク期間 - AGM	3月から11月
適格証券	株式
通知情報源	一次的情報源 - BSEやNSEのウェブサイト、企業や企業の登録機関からの通知 二次的情報源 - 日刊紙、ブルームバーグ/ロイター、外部の現地のベンダー
通知期間	AGMの21日前
適格日	権利確定日
株式のブロック	いいえ
事前登録	該当なし
議決の方法	複数の方法 - 総会に出席、郵送投票、電子投票。
議決権不統一行使	議決が投票によるものの場合のみ許可
総会の結果	議決が挙手の場合は即時。郵送投票 / 電子投票の場合、投票結果は総会日より48時間以内に発表される

顕著な特徴	<ul style="list-style-type: none"> — 2013年会社法第109条では、総会に出席して投票する資格がある企業のすべてのメンバーは、別の人物を代理人として任命し、代わりに同代理人に出席させ投票させる資格もあると述べています。 — 権利確定日/期末日に会社の記録に登録されている株主全員に投票資格があります。 — 委任状の場合、発行者への委任状の提出は、総会日の48時間(銀行の場合は96時間)以上前とします。電子投票の場合は、投票期間は総会日の1日前に終了します — 会社の総会における議決については、挙手にて投票を行うことができます。決議がなされなかったり、投票が要求された場合を除き、議決内容はその時点で決定し、終了されます — 代理人は、挙手では議決権の行使ができません。 — 投票の場合、代理人は、顧客の指示に従って投票を行なうことができます(賛成、反対、または棄権) — 投票では、単一のアカウントに対して、分裂した決定があり、様々な指示が存在する場合があります — 投票が、電子投票または郵便投票の場合、委任状では、総会での投票に参加できません。
-------	---

11.4.1. 議決

2013年会社法では、全ての上場企業および1,000名以上の株主を有する企業は、電子的手段にて株主総会の議決方法を提供するよう命じています。

電子投票の主要な特徴は以下の通りです：

- 電子投票期間は、3日間とし、総会日の少なくとも1日前に終了します。そして
- 株主/メンバーは、直接電子投票することができ、または、その電子投票をする為に必要な指示を証券保管機関に提出することができます。
- 電子議決設備にアクセスできない株主やメンバーは、議決フォームを通じて賛成または反対を伝えることができます
- 企業が電子議決を選択した場合は常に、挙手による議決は廃止されます
- 一旦電子投票を行えば変更することはできません
- 電子議決が顧客のために行われた場合、代理人は、その顧客のために総会で議決に参加することはできません
- 電子議決を執行するメンバーや株主は、総会には参加することができますが、総会では投票することはできません

調査官の役割

- 企業の取締役会は、社外の人物を任命し、電子投票プロセスについて公平かつ透明な手段で行われているか綿密に調査させます
- 調査官は、電子投票終了日から3営業日以内に、会長に対し、賛成または反対の投票報告を送付します
- 調査官は、以下のものを記録するため、マニュアルベースか電子ベースのいずれかで登録簿を保管します
- 受領した賛成または反対
- 株主の名前、住所、フォリオ番号または顧客IDの詳細
- 保有株式数
- 当該株式の額面価額など
- 電子投票に関連した登録簿やその他全ての書類は、議長が承認するまでは調査官が保管します
- 議長が議事録に署名をした後、登録簿、およびその他の関連書類は、企業に返却されます

11.4.2. 総会の結果の公表

結果は、調査官の報告書とともに発表され、関連するメンバーの総会での決議から2日以内に、企業のウェブサイト上および代理人のウェブサイト上に公開されます。

12

銀行取引および為替ヘッジに関するガイドライン

12.1. 許容される金融機関

外国為替管理法は、FPIが、ポートフォリオ投資スキームに基づいて、投資を目的として、指定された承認取引者カテゴリーI銀行で、単一の特別非居住者ルピー口座、および、許可された通貨での外国通貨建て口座を開設することを許可しています。ルピー口座と外貨建て口座のいずれも、利息の発生しない口座となっています。ドイツ銀行は、指定承認取引者(AD)銀行として、INR(インドルピー)建ての現金口座だけでなく、外貨口座を管理しています。RBIが発行したFEMAガイドラインでは、SEBIに登録しているFPIは、以下のことを行うことを許可されています。

- 外国為替口座からの兌換、株式/社債/債券/国債などの売上利益、配当金や受取利息を通じて受領した資金の入金を容易にするために、指定された承認取引者カテゴリーI銀行で単一の特別非居住者ルピー(SNRR)口座を開設すること
- SNRR口座は、株式/社債/債券/国債の購入、証券やデリバティブに関わる証券取引所/清算機関への証拠金の支払いや、取引に関連する仲介手数料の支払いの引き落としに利用できます
- また、公認会計士/税理士への手数料が、投資に関する不可欠な部分を占めている場合は、このような手数料の支払いの引き落としにも利用できます
- 市場為替レートで、外貨口座からルピー口座に資金を移動させること
- 市場為替レートで、ルピー口座から外貨口座に資金を移動させること。かかる資金移動は、所得税法に従い、適用税率での納税後に可能です
- 外国投資家は、指定AD銀行とは別に、あらゆる承認取引者カテゴリーI銀行を通じた外国為替取引(被仕向送金と仕向送金の両方)の予約を行うことを許可されています

12.2. 通貨のヘッジング

FPIは、インドにおける株式および/または債券に対する投資全額について、以下の商品を使用して特定の日にヘッジを行うことを許可されています。

- 通貨の一つとしてのインドルピー、および外国通貨-インドルピーオプションとの外国為替先渡契約
- IPO関連フローのための外国通貨-インドルピースワップ
- 取引所の通貨デリバティブセグメントへの参加

i. 外国ポートフォリオ投資家に許容されている枠

- インドにおける株式および/または債券に対する投資全額の市場価額について、特定の日に為替リスクのヘッジを行うこと
- 12カ月以内に受取可能となる債券に投資したことから生じるクーポンの受取をヘッジすること。

ーブロックされた量でサポートされているアプリケーション (ASBA) メカニズムに基づく、新規株式公開 (IPO) 関連の一時的資金フローをヘッジすること。

ii. 先渡外国為替契約

- i. FPIは、以下の条件に従って、承認取引者 (AD) カテゴリーI銀行、およびスタンドアロンのプライマリーディーラーと、先渡外国為替契約を締結することが許可されています。
 - ー先物契約は、売り取引、つまり、外国為替に対してインドルピーを売却することに対してのみ許可されていること
 - ーヘッジは、インドにおける株式および／または債券に対するFPIの投資全額の特定の日における市場価額まで許可されています
 - ー為替資金の適格性は、以下の事項に基づいて決定されます。
 - ーFPIの指定承認取引者カテゴリーI銀行が提供する査定証明書、および
 - ー全世界でのヘッジ残高と全ての承認取引者カテゴリーI銀行全体でキャンセルされたデリバティブ契約が、投資の市場価額内に収まっているというFPIからの宣言書
 - ー承認取引者カテゴリーI銀行は、少なくとも毎四半期ベースで定期的レビューを受けることで、先物契約の残高が、必ず原資産のエクスポージャーでサポートされるようにします。また、FPIは、証券保管機関銀行に対し、承認取引者カテゴリーI銀行全体で予約したデリバティブ契約の合計金額が、株式／債券投資の市場価額内に収まっているという宣言書を四半期毎に提出しなければいけません
 - ー証券売却以外の理由でポートフォリオの縮小により、ヘッジの一部または全部がネーキッドになった場合、このヘッジは、承認取引者カテゴリーI銀行の裁量にて、発行時の満期まで続けることが許可されています。
 - ーFPIが予約した先渡契約は、満期またはキャンセルの日まで (当日を含む) ロールオーバーすることが可能です
 - ーFPIが予約した先渡契約は、キャンセルされた場合、キャンセルした額の10%まで再度予約することができます。VRRの場合、FPIは制限なく自由にキャンセルし再予約することが許可されています
 - ー指定承認取引者銀行以外の承認取引者銀行で行ったヘッジは、通常の銀行チャネルを通じて指定AD銀行で管理されている特別非居住者ルピー口座経由で決済しなければいけません
 - ーヘッジ費用は、通常の銀行チャネル経由で本国へ送金可能な資金および／または被仕向送金からのものである必要があります
 - ーヘッジに付帯している全ての仕向送金は、適用される税控除後です
 - ー株式の先渡契約の満期までの期間については、制限はありません。債券の先渡契約の満期までの期間は、現物の債券の満期に制限されています
 - ーFPIが、PN／ODIを発行したものに対して、それが保有する証券のその部分に関連するエクスポージャーのために先渡契約の締結を希望する場合、そのために、PN／ODI所有者からの指令を得なければいけません。承認取引者カテゴリーI銀行はかかる指令を確認することが求められる場合、またはこれが困難になる場合、ヘッジ操作の必要性を確立するPN／ODIの性質／構造に関して、またこのような操作が、FPIの最終顧客から得られた特定の指令に対して実行されているという旨のFPIからの宣言書を、当該銀行は取得することができます

- ii. FPIは、以下に挙げる事柄を条件として、12カ月以内に満期になるインドの債券に投資したことから生じるクーポンの受取をヘッジすることが許可されています：
 - ーヘッジ契約は、キャンセルしたものを再予約することはできません
 - ークーポンの金額をまだ受け取っていない場合は、契約は満期までロールオーバーできます

iii. ASBAに基づく新規株式公開 (IPO) 関連に認められる 外国通貨-ルピースワップ

FPIは、以下の事項を条件とし、ブロックされた金額でサポートされているアプリケーション (ASBA) に基づく IPO 投資に関連した資金流入のヘッジのみ、外国通貨-ルピースワップを行うことが許可されています：

- ースワップの金額は、IPOで投資予定の金額を上回ることはできません
- ースワップの満期までの期間は30日以内とする必要があります

- 契約は、一旦キャンセルしてしまうと、再予約することはできません。このスキームに基づくロールオーバーも許可されていません

12.3. FPIの責務

- 上限額を上回るあらゆる契約の予約について、株式／債券の同等の原資産のエクスポージャーが必ずサポートするようにするのは、FPIの責務です
- 契約総額が、いずれかの時点で保有している証券の市場価額を上回る場合、関与しているFPIは、インド証券取引委員会 (SEBI) に規定されるように、刑事訴訟に問われることになり、また、1999年外国為替管理法 (FEMA) に基づき、RBIが措置を講じる可能性があります

12.4. ポジションのモニタリング

- 取引所／清算機関は、一日の終わり時点での建玉や日中で最高のポジションに関するFPIの情報を各証券保管機関銀行に提供します
- 証券保管機関銀行が、証券取引所や同行自身、その他の承認取引者 (AD) 銀行で予約した店頭 (OTC) 契約の各FPIのポジションを総計します
- 指定証券保管機関銀行は、ポジション合計をモニタリングして違反がないかを確認し、あった場合はRBI／SEBIに通知します
- 上限額は、一日の終わり時点のポジションベースでモニタリングされます。3つの通貨ペアのショートポジションと3つの通貨ペアのロングポジションについては、500万米ドルの上限額が別々に検討されます
- 取引所は、一日の終わり時点の報告書を通じて、FPIがその日に行った日中で最も高いポジションのFPIの証券保管機関を通告します

13 税金面

13.1. FPI向けのインドでの税制

財務省の管轄下にある歳入庁が、中央政府の直接税と間接税双方の歳入徴収を担当する調整機関となっています。歳入庁が税政策を策定し、直接税中央委員会(CBDT)と間接税および関税中央委員会(CBIC)という二件の法定機関を通じて決定しています。CBDTは、外国投資家の所得の評価のために、別の組織を設立しました。

外国投資家は、該当する税金を支払うか、外国通貨への兌換/送金前に、租税債務を履行する為に必要な資金を預託する必要があります。当該税金は、インドからの送金がない場合は、所得税法に規定されているスケジュールに従って予納税として支払うこともできます。

外国投資家は、租税債務の計算に関して必要な支援を提供する、インドにおける公認会計士/税務コンサルタントを指名するよう求められています。税務コンサルタントは、税務ID(PAN)の取得、納税の促進、および納税申告書の提出(質問や問い合わせがある場合の税務当局との連絡を含む)についても投資家を支援します。

外国投資家が支払うべき税:

- 源泉課税
- キャピタル・ゲイン課税
- 有価証券取引税

13.1.1. 源泉課税(WHT)

源泉課税とは、指定された収入源を基に支払を行う際に支払人に課される、税の源泉徴収という義務のことです。外国投資家は、インド内にて彼らが保有する債券の利息収入についてWHTの対象となります。

i. 利子への課税

- 外国投資家は、インドで得た利息収入について、現行の税率か、またはインドとFPIの本国との間の二重課税防止条約の規定に従った税の、いずれか少ない方の税金を支払う責任があります
- 利息収入には20%のWHTが適用されます
- FPIの場合、所得税法第194LD条に従い、ルピー建て社債又は国債の利息収入に対し5%の譲許税率が適用されます。譲許税率は2020年6月30日まで有効です
- WHTの引き下げという特典は、インド国外で発行されたインドルピー建て債券(マサラ債)にも拡大されています

ii. 配当金への課税

— 投資家の管理下にある配当は免税されます。但し、インド企業は、株主に配当された配当金について、15%の配当税(プラス適用される加重税と教育目的税)を支払い済みであることが条件です。

13.1.2. キャピタル・ゲイン課税

証券売却益への課税：

— 証券取引からFPIにもたらされた収益は、キャピタル・ゲインとして取り扱われることとなります。

即ち、かかる証券取引から生じたFPIが取得した所得は「キャピタル・ゲイン」として課税されます。

— 保有期間が十二カ月未満の株式に基づく収入は、短期キャピタル・ゲインとみなされます。

— 保有期間が十二カ月超の株式に基づく収入は、長期キャピタル・ゲインとみなされます。

FPIは、インドでの株式売却で得られた収入について、実勢税率で税金を支払う責任がありますが、該当する場合、インドとFPIの本国との間で署名された二重課税防止条約の規定を利用することができます。

13.1.3. 有価証券取引税(STT)

STTは、インドの証券取引所に上場されている証券を購入または売却する度に課税されます。これには、株式、デリバティブ、株式に基づく投資信託ユニットが含まれます。

2019年度～2020年度の有価証券取引税

取引	税率	支払い手
株式の購入／売却(受渡ベース)	0.1%	買手／売手
株式に基づく投資信託ユニットの購入(受渡ベース)	なし	-
株式に基づく投資信託ユニットの売却(受渡ベース)	0.001%	売手
株式、株式に基づく投資信託ユニットの売却(非受渡ベース)	0.025%	売手
証券オプションの売却	0.05%	売手
証券オプションの売却(オプションが行使された場合)	0.125%	買手
証券先物の売却	0.01%	売手
株式に基づくファンドユニットの投資信託への売却	0.001%	売手
現物決済の対象となるデリバティブ契約	0.1%	買手／売手

13.1.4. 税率

以下はFPIに適用される参考税率であるため、確定的な税率とみなさないでください。この理由は、事業体の種類や設立国によって、最終的税率は顧客ごとに異なる可能性があるからです。FPIは、インドの課税法に関して、それぞれの税務コンサルタントに相談することが求められています。

インドに投資を行うFPIに適用される税率

評価年：2020~2021

前年：2019年4月1日から2020年3月31日まで(適用される加重税と教育目的税を含む)

法人FPIの為の税率

所得の性質	法人FPI		
	純課税所得が1,000万インドルピーを上回らない場合	純課税所得が1,000万インドルピー超、1億インドルピーを上回らない場合	純課税所得が1億インドルピー超の場合
配当金	なし	なし	なし
法律の第194LD条の利子	5.2%	5.304%	5.46%
法律の第194LD条以外の利子	20.8%	21.216%	21.84%
株式に基づくキャピタル・ゲイン、およびSTTが適用される株式に基づくMFのキャピタル・ゲイン			
短期キャピタル・ゲイン	15.60%	15.912%	16.38%
長期キャピタル・ゲイン(注記2を参照)	10.4%	10.608%	10.92%
STTが適用されない証券のキャピタル・ゲイン			
短期キャピタル・ゲイン	31.2%	31.824%	32.76%
長期キャピタル・ゲイン	10.4%	10.608	10.92%

所得の性質	非法人のFPI — 信託など				
	純課税所得が500万インドルピーを上回らない場合	純課税所得が500万インドルピー超且つ1000万インドルピーを上回らない場合	純課税所得が1,000万インドルピー超且つ2,000万インドルピーを上回らない場合	純課税所得が2,000万インドルピー超且つ5,000万インドルピーを上回らない場合	純課税所得が5,000万インドルピー超の場合
配当金	なし	なし	なし	なし	なし
法律の第194LD条の利子	5.2%	5.72%	5.98%	6.5%	7.124%
法律の第194LD条以外の利子	20.8%	22.88%	23.92%	26.00%	28.496%
株式に基づくキャピタル・ゲイン、およびSTTが適用される株式に基づくMFのキャピタル・ゲイン					
短期キャピタル・ゲイン	15.60%	17.16%	17.94%	19.50%	21.372%
長期キャピタル・ゲイン(注記2を参照)	10.40%	11.44%	11.96%	13.00%	14.248%
STTが適用されない証券のキャピタル・ゲイン					
短期キャピタル・ゲイン	31.2%	34.32%	35.88%	39.00%	42.744%
長期キャピタル・ゲイン	10.4%	11.44%	11.96%	13.00%	14.248%

*1961年所得税法第194LD条

上記の税率は適用される加重税と教育目的税を含めたものです。

注記1：FPI／機関投資家は、インドで適用される法律に従って所得税債務を履行することが求められています。顧客は、税金に関連した全ての事柄について、税務コンサルタントの意見を求める必要があります。

注記2：以下に該当する場合、株式の譲渡から生じる長期キャピタル・ゲイン(LTCG)への課税免除が利用できます。

- 株式の譲渡によるLTCGが年間で100,000インドルピーを上回りません
- 取得時点とこれらの株式の譲渡時点でSTTが支払われていました。

注記3：インド政府大蔵大臣は、非法人外国ポートフォリオ投資家(FPI)および国内投資家に適用される2019年財政法に従い、強化された加重税率は、撤回され、本会計年度より効力が発生することになると宣言しました。この点に関して、必要な命令がやがて公布されることが予定されています。

指数化なしで100,000インドルピーを上回るLTCG税が支払われます

13.1.5. 予納税

会計年度内に資金を本国に送金しない投資家は、キャピタル・ゲインへの納税義務は、会計年度中に予納税という分納形式で履行しなければいけません。その結果、支払われた税金は、それぞれの評価年度にて評価される課税合計額に対して調整されます。かかる税金が10,000インドルピー以上の場合、予納税を支払う責任があります。

予納税は、下記のスケジュール(法人企業体および非法人企業体に適用される)に従って支払われる必要があります：

期限	法人事業体と非法人事業体が支払う予納税
6月15日まで	予納税の15%
9月15日まで	予納税の45%
12月15日まで	予納税の75%
3月15日まで	予納税の100%
3月31日まで(3月15日から3月31日までの15日間)	100%所得課税(キャピタル・ゲイン&配当/利子)

- 税金は取引したポジションをベースに計算されます。上記の期限を含めた日までに執行された全ての取引が計算に含まれることとなります
- 会計年度終了日(3月31日)に、上記スケジュールに従って支払われていない税金は、不足分に対して月率1%の利子が課されることとなります
- 会計年度の所得税申告書提出期限は、法人事業体が10月31日、非法人事業体が翌会計年度の7月31日です。期限までに申告書が提出されず、または期限前の場合、未払税金と予納税および源泉徴収税との差額について月率1%の利子(1か月に満たない場合その部分)が課されます。利子は関連する会計年度の所得税申告書が提出されるまで課されます。

13.2. 二重課税防止

インド政府は、複数の国と二重課税回避協定(DTAA)を締結しています。この協定は、インドがDTAAを締結した国に所在する事業体が、インドで得た様々な所得(キャピタル・ゲイン、配当収入、利息を含む)の課税について決定するものです。事業体は、DTAAの規定が、所得税の規定に関してよりメリットがあるものについて、そのメリットを利用することができます。

インド政府が締結しているDTAAはこちらからご覧いただけます。

<http://www.incometaxindia.gov.in/Pages/international-taxation/dtaa.aspx>

13.3. 最低代替税(MAT)

外国企業が得た、証券売却から得られたキャピタル・ゲインや、利息収入、ロイヤルティ、技術サービス手数料は、かかる収入に対する通常税率が18.5%未満の場合、MATから除外されることとなります。MATの規定は、インドに恒久的施設(PE)/事業所を保有していないFPIに適用されません。

13.4. 一般的租税回避防止規定(GAAR)

一般的租税回避防止規定(GAAR)は、2017年4月1日以降に行われた投資の譲渡、または、2017年4月1日以降に利用可能となるあらゆる税務上の特典について、手配日に関係なく、GAARが施行された時、将来に向かって適用されます。

GAARの施行について明確化するため、直接税中央委員会(CBDT)は、一連のFAQを発行しました。FAQには以下のリンクからアクセスできます。

http://www.incometaxindia.gov.in/communications/circular/circular7_2017.pdf

13.5. 外国口座税務コンプライアンス法(FATCA)／ 共通報告基準(CRS)

13.5.1. FATCA

2010年、アメリカ合衆国は、アメリカ合衆国の居住者および国民が保有するオフショア金融口座に関する情報を取得することで脱税対策に取り組むことを目的に、「外国口座税務コンプライアンス法」(FATCA)として知られる法律を施行しました。アメリカ合衆国は、インドを含む様々な国々と政府間協定(IGA)を締結しました。インドとアメリカ合衆国との間のIGAは、2015年7月9日に署名締結されました。協定では、インドの金融機関はインドの税務当局に必要な情報を提供し、これは定期的にアメリカ合衆国に送付されることになっています。

13.5.2. CRS

オフショア脱税や使途不明の海外資金の問題に対処するため、税務当局間での協力を必要とします。G20とOECD諸国は、連携して、自動情報交換(AEOI)に関する共通報告基準(CRS)を進展させました。AEOIに関するCRSでは、源泉の法域にある金融機関が、その税務当局に対し、他国に居住している口座保有者に関する情報を収集して報告するよう求めており、かかる情報は年一回自動的に送付される必要があるとしています。交換される情報は、個人に関するものだけでなく、居住国において、実質的な所有権や利害関係を有するダミー会社や信託に関するものも含まれています。さらに、銀行、預託機関、集合投資手段、保険会社などの広範な金融機関が、様々な金融商品について報告を行わなければいけません。

インド証券取引委員会(SEBI)は、指定預託機関参加者に対し、SEBI FPI登録を付与する前に、外国ポートフォリオ投資家(FPI)向け自己証明を含むデューデリジェンスを実施するよう指示しています。

13.5.3. 報告金融機関のための報告要件(RFI)

所得税法114G(9)規則に従い、それぞれの要報告口座に関する明細書は、所得税(システム)長官が指定したデータ体系に従い、デジタル署名が為され、RFIが提出する必要があります。RFIには、電子申告(E-File)メニューにある「フォーム61B」または「無計上ステートメント」を送信することが求められています。

13.6. 物品サービス税

物品税、サービス税、売上税やその他の様々な間接税に代わり、物品サービス税(GST)制度が2017年7月1日に始まりました。GSTは中央物品サービス税(CGST)、州物品サービス税(SGST)、統合物品サービス税(IGST)および連邦直轄領物品サービス税(UTGST)から構成されています。これは、インドが連邦制の統治構造となっていることが原因です。インドでは、物品やサービスのあらゆる州間取引について、中央政府税としてCGSTが、州政府税としてSGSTが課されます。州間のあらゆる物品やサービスの取引についてIGSTが課されます。

GST法案の規定やその経済上のメリットについての情報を提供しているFAQ(よくある質問)のリストが政府により公表され、次のリンクを使用することによりアクセスすることができます。

<http://pib.nic.in/newsite/PrintRelease.aspx?relid=148240>

13.7. インドへのファンド管理の国内移転

所得税法において、税務上の居住地を決定するには、インドでの取引関係を持つことが、インド国外からファンド運用活動を実行するFPIに必要でした。これは、インド国内にファンドマネージャーが存在していることが、FPIがインドで税務上の居住者とみなされることが原因でした。ファンド運用をインドに国内移転できるようにするため、2015年財政法により、所得税法に第9A条が挿入されました。この第9A条はセーフハーバー条項を要約したものです。「適格な投資ファンド(EIF)」のために、インドにおける「適格なファンドマネージャー(EFM)」を通じて実行されたファンド運用活動は、ファンドのインドにおける取引関係とはみなされず、それ故、インドにおける税務上の居住性にもつながりません。これらの利点は、特定の条件を遵守することを条件として利用可能です。

規定された条件のうち、カテゴリIおよびIIのFPIは、EIFとしての資格を満たすため、1961年所得税法第9A条で規定されている以下の要件から免除されます。

- ファンドには、直接的または間接的に、関連当事者ではないメンバーが最低25人います
- 関連当事者ととも、ファンドのメンバーは、ファンドへの参加持分が、直接的であれ間接的であれ、10%を上回ってははいけません
- 関連当事者ととも、ファンドの10人以下のメンバーのファンドに対する総計参加持分が、直接的であれ間接的であれ、50%未満とします
- 所得税法第9A条第3(b)項により、ファンドは、中央政府によって契約が締結され、または通知された国または特定地域の居住者であることが求められています。以下のリンクを使用することにより、EIFとして居住者ファンドの資格を満たすことができる国や地域のリストにアクセスできます。
<http://www.egazette.nic.in/WriteReadData/2017/177815.pdf>

13.8. 間接移転に対する課税

インドの所得税法では、海外事業体の株式または持分の価値が、インドに所在する資産から実質的に得られた場合、当該株式の譲渡による収入に課税されると規定しています。インドに所在する資産の価値は、1億インドルピー超で、インド国外に所在する会社が保有する全資産価値の50%以上に相当する必要があります。この条項は、資産を直接的または間接的に所有するインド国内企業の総議決権/株式資本/持分の5%未満を保有し、かかる企業の経営権または支配権を保有していない投資家を免除します。

- 小規模投資家の為に規定された免除事項の対象となる上記の限度の違反に対して、この規定は適用されます：
 - マスターフィーダーファンド構造
 - ノミニディストリビューターファンド構造
 - インドにフォーカスしたサブファンドおよび上場ファンド
- 支那人に対する源泉徴収義務など、所得税法におけるその他の規定は個々の法律に従い適用されます
- この規定は、オフショアファンドの合併時、および、かかるファンドの内部再編時に投資家に適用されます
- 1億インドルピーという限度は合理的であるとみなされており、限度を10億インドルピーに増加させる必要はありません
- 当該規定の適用は、所得税法で規定された免除の対象となります

カテゴリIおよびIIのFPIは、間接的移転規定から免除されます。インドでの課税対象となるインド内の投資の償還または売却の結果生じたインド国外の株式または持分の償還の場合、間接的移転規定は適用されません。

14

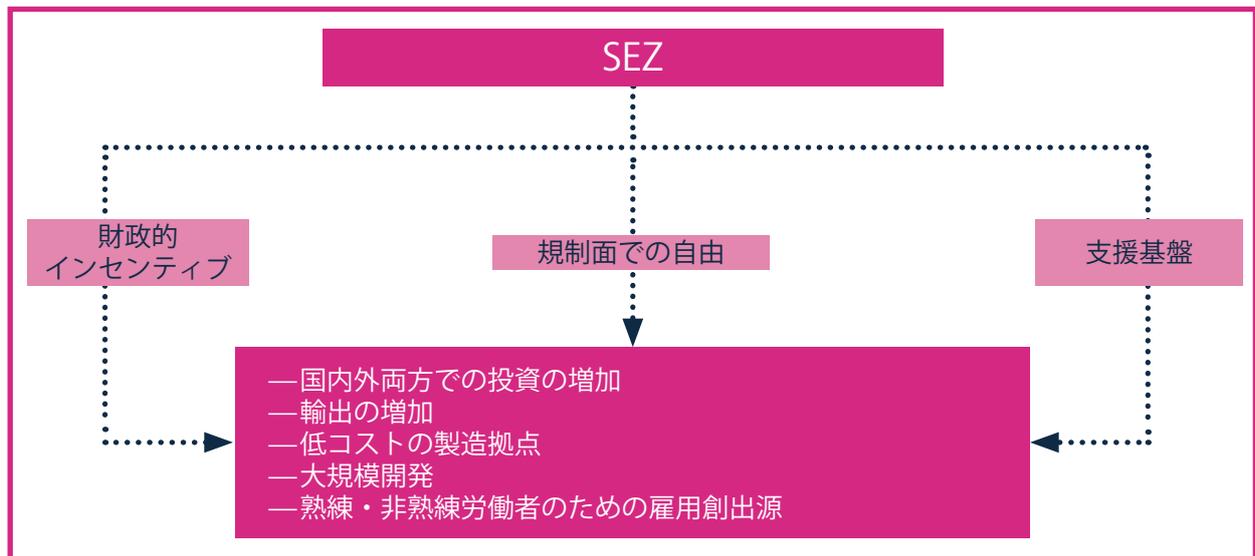
グジャラート州国際金融 テックシティ (GIFT)

14.1. 背景

GIFTは、国際的にベンチマークとされる金融センターと同等以上になるように設計された、インドでその種類としては初めての世界的な金融・ITサービスの拠点として開発されました。GIFTシティを設立する目的は、IFSCの開発により、世界的な金融拠点となる世界レベルのスマートシティを開発することです。GIFTシティは、最先端のインフラと、その種類としてはインド初の開発の中心となるビジネス拠点です。

プロジェクトを開発し実施するため、Gujarat Urban Development Company Limited (GUDCL) および Infrastructure Leasing & Financial Services Limited (IL&FS) という事業を通じ、グジャラート州政府は、50:50の合弁会社である「Gujarat International Finance Tec-City Company Limited」(GIFTCL) を設立しました。

IFSCの事業構造



出典：www.giftgujarat.in

- 国内外両方での投資の増加
- 輸出の増加
- 低コストの製造拠点
- 大規模開発
- 熟練・非熟練労働者のための雇用創出源

14.2. GIFTのポジショニング

GIFTは、グローバル企業に対して世界レベルのインフラと施設を提供することにより、インドの大規模な金融サービスの可能性に応えることを目指しています。最高品質の生活を提供することで、国内トップの人材を引き付けることを目指しています。

GIFTは50万人の直接雇用、および、576万平方メートルの不動産オフィスと居住空間を必要とする間接雇用と同数のものを提供すると見積もられています

14.3. 国際金融サービスセンター (IFSC)

IFSCは、現在の規則で許容される範囲で、非居住者および居住者にインドルピー以外の通貨での金融サービスを提供する区域です。

GIFT内のIFSCは、現在、海外の金融機関およびインドの金融機関の海外支店／子会社がインド国外で実施している事業分野を、インド国内に、具体的には、現在の彼らの海外ロケーションと同じエコシステムをもつロケーションとして全ての実用的な目的で指定されたセンター(物理的にはインドの国土上)に誘致することを目指しています。

14.4. GIFT-IFSCに進出するメリット

GIFT内のIFSCは、そこに事業拠点を設立している事業体に多くのメリットをもたらすでしょう。メリットの例は以下の通りです。

- 世界の他の金融センターと同等の最先端のインフラ
- 10年間にわたる優遇税制
- 強固な規制・法的環境
- グローバルなベストプラクティス、国際的に認められた法律および規制プロセスに準拠した、完全に透明な事業環境
- 熟練した専門家集団
- 近代的な輸送、通信、インターネットインフラ
- インドで唯一オフショア取引ができる場所

14.5. IFSCを規律する規則

IFSCの証券市場に関連した金融サービスの促進および規制のための規制枠組みは、以下の規制／ガイドラインや法律によって規律されています。

- SEBI – 2015年IFSCガイドライン
- 2015年インド保険規制開発庁(国際金融サービスセンター)規則
- RBI – 2015年外国為替管理(国際金融サービスセンター)規則
- 2005年特別経済区域法

14.6. 規制当局

インド政府は、「完全に発展し、他のオフショア金融センターと競争するための首尾一貫した統合された規制枠組み」を提供する目的で、金融サービスに対する統一された規制当局のGIFT内での設立を提案しました。

14.7. IFSC での事業展開を許可されている仲介機関

IFSCにおいて仲介機関として事業展開することを希望するいずれの公認事業体も、SEBIが許可する金融サービスを提供する会社をGIFT内に設立することができます。

- IFSCに設立されたIFSCバンキングユニット (IBU) は、IFSCの清算機関の取引所の取引会員または専門清算会員として行動することが許可されています
- IFSC内での事業展開についてSEBIが許可した仲介機関は、以下の顧客カテゴリーに金融サービスを提供するものとします
 - インドに在住していない人物
 - 在外インド人
 - FEMAに基づき、許可されている範囲内で、海外投資する資格を与えられているインド所在の金融機関
 - RBIの送金自由化スキームに基づき許可されている範囲で、SEBIが規定する最低投資額を条件として、オフショアに資金を投資する資格をFEMAに基づいて取得しているインド在住の人物
- IFSC内での事業展開についてSEBIが許可した仲介機関は、規制要件への遵守の徹底に責任を負う「指定役員」を任命します。

14.8. IFSC 内での商品／許容証券

IFSCで展開している証券取引所は、次の種類の証券および商品を扱います。商品/証券は、SEBIからの事前承認を受けることを条件に、取引プラットフォーム上で規定されたロットサイズで、外国通貨建の取引が為されます。

- インド国外に設立された企業の株式
- 預託証券
- 適格発行者が発行し、IFSCに上場されている債券
 - IFSC外で発行された債券は、かかる債券が、金融活動作業部会 (FATF) の加盟国で、加盟国の居住者により発行されていることを条件として、IFSCの証券取引所に上場することが認められています
 - IFSCでの債券の店頭(OTC)取引が認められています
- 通貨デリバティブおよび金利デリバティブ
- 指数ベースデリバティブ
- 商品デリバティブ (FPIは、農産品以外の商品の契約のみ取引を許可されています)
- インド国内で設立された企業の株式のデリバティブ
- SEBIが規定するその他の証券

14.9. GIFT IFSC でIFSC ユニットを開設できる事業体

IFSCユニットを開設できる事業体は以下の通りです。

14.9.1. 銀行セクター – インド準備銀行 (RBI) の規制下

- インドの銀行 (外国為替の取引を行うことを認可されている、公共セクターと民間セクターの銀行)
- 自国の規制当局からの必要な規制上の承認があることを条件とする、既にインドに進出している外国銀行

14.9.2. 保険セクター – インド保険規制開発庁 (IRDAI) の規制下

- インドの保険会社 / 再保険会社
- 外国 – 保険会社 / 再保険会社

事業体は、元受保険事業または再保険事業で取引を行うために、申請者の支店である国際金融サービスセンター保険事務所 (IIO) として IRDAI での登録を行う必要があります

- IIO は元受生命保険事業または元受一般保険事業の取引を行うことを許可されている可能性があります。ただし、IIO は、IRDAI から通知された現行の健康保険規則に基づいて提供される健康保険事業の取引を許可される場合があります

14.9.3. 資本市場 – インド証券取引委員会 (SEBI) の規制下

- 証券取引所 / 商品取引所
- 清算機関
- 預託機関
- ブローカー
- 投資顧問
- ポートフォリオマネージャー
- オルタナティブ投資ファンド
- 投資信託

14.9.4. 外国投資家

適格外国投資家 (EFI) と FPI は IFSC での事業展開を許可されています。

- SEBI に登録された FPI で、IFSC での事業展開を希望している者は、追加の書類や事前の承認プロセスを経ることなくこれを行うことができます
- FPI が IFSC に参加する場合、IFSC の公認の証券取引所の取引会員は、インドでの登録手続と口座開設中に、SEBI 登録仲介機関が既に実行したデューデリジェンスプロセスに依拠できます
- FPI として登録していない EFI が参加する場合、IFSC の公認の証券取引所の取引会員は、EFI の口座開設中に、IFSC での事業展開について RBI が許可している銀行が実行したデューデリジェンスに依拠できます
- インドの証券市場で現在展開し、IFSC で展開を目指す FPI は、資金と証券の明確な分離を確保することが求められています。FPI は IFSC への参加についてそれぞれの証券保管機関に通知し、証券保管機関は、それぞれの FPI 顧客の本規定遵守をモニタリングします。
- 参加は非農業商品のデリバティブ契約に制限されません
- 契約は外国取引所で決定される決済価格につき現金決済されます
- 全ての取引は外国通貨建てで行われます

14.9.5. IFSC で事業展開しているポートフォリオマネージャー、AIF または投資信託は、以下の商品に投資を行うことが許可されています

- IFSC に上場されている証券

- IFSCで設立された企業が発行した証券
- インドで設立された企業が発行した証券 (ポートフォリオマネージャー、AIFまたは投資信託は、FPIルートを通じてインドに投資するものとします)
- 外国法域に属する企業が発行した証券

14.10. GIFT-IFSCにおける課税枠組み

- 最低代替税 (MAT) - IFSCユニットは9%
- 有価証券取引税 (STT) - なし
- 商品取引税 (STT) - なし
- 配当税 (DDT) - なし
- 長期キャピタルゲイン (LTCG) - なし
- 免税期間 (10年)
- 社債または海外株式預託証書、インド企業のルピー建て社債、デリバティブは、キャピタル・ゲイン税から免除されます

14.11. 利用可能な通貨

INDIA INXおよびNSE IFSCの下で取引された契約の決済は全て米ドル建てとなります。

14.12. IFSCで展開している証券取引所

14.12.1. インド外国為替 INX

BSEは、IFSC GIFTシティ・ガンディーナガルに国の最初の国際取引所を設立させました。

この国際取引所は、2016年12月30日にインド証券取引委員会 (SEBI) からの最終承認を得ました。India INXは現在、GIFTシティに設立されたインド初の国際取引所であり、2017年1月9日、ナレンドラ・モディ首相閣下が開始しました。India INXは2017年1月16日から取引を開始しました。

India INXは、海外投資家と在外インド人が世界中のどこからでも取引できるよう、一日22時間稼働しています。

14.12.2. NSE IFSC

NSE IFSCは、グジャラート・インターナショナル・フィナンس・テック (GIFT) シティにあるIFSCでグローバル取引プラットフォームとして開始された証券取引所であるインド国立証券取引所の完全子会社です。

NSE IFSCは、アフマダーバードにあるグジャラート州の企業登録局が発行した2016年11月29日付の設立証明書を取得しました。NSE IFSCは2017年6月6日から取引を開始しました。

14.12.3. IFSCの証券取引所で現在提供されている商品

インドINXとNSE IFSCとの間で、次の商品が現在オファーされています：

- 指数デリバティブ
 - Sensex (BSEのベンチマークインデックス)
 - Nifty (NSEのベンチマークインデックス)
- インドシングル証券デリバティブ

- 債券：
 - 外貨建て社債
 - マサラ債(オフショアで発行されたインドルピー建て社債)
 - 長期社債
- 商品デリバティブ
 - 貴金属
 - 卑金属
 - エネルギー
- 世界通貨デリバティブ
 - €/US\$
 - 英国ポンド/US\$
 - 日本円/US\$

	指数 デリバティブ	株式 派生商品	商品デリバティブ	通貨デリバティブ
India INX	✓	✓	✓	✓
NSE IFSC	✓	✓	✓	✓

14.12.4. 取引と決済

INDIA INXおよびNSE IFSCで執行される取引の清算および決済は、SEBIが発行したガイドラインに従い、またINDIA ICCおよびINDIA INXの規則、付属定款および規則の規定、並びに、当該事項に関して適宜発行される可能性のあるその他の回状やガイドラインに従って、それぞれの清算組織、即ちINDIA ICCおよびNSE IFSC CLEARING CORPORATION LIMITED (NICCL)を通じて、清算され決済されるものとなります。

清算と決済は、各清算会員の決済義務に従って多当事者間のネットリングベースで行われるものとなります。清算会員は、取引会員としてまたは清算会員として決済を請け負う取引会員および保管参加者の証拠金、罰金、その他の課徴金の支払いおよび清算義務、および、清算会員として決済を履行したこれらの取引会員および保管参加者の義務(もしあれば)をも含むすべての義務を負うものとなります。

規定プロセスとして、取引会員が行った取引に関するすべての義務は、その取引について清算会員として行動することを引き受けた各清算会員に移転されます。

清算機関による担保の承諾

清算機関は、現金および現金同等物(清算機関が適宜決定する主要外貨、定期預金およびIFSCにある銀行支店が発行する銀行保証を含む)、外国の預託機関に保管されているインドの証券、流動性のある投資信託や金などを含む外国証券を、すべての商品カテゴリーにおける取引の適格な担保として受け取ることが許可されています。但し、現金および現金同等物は常に流動資産全体の50%以上を占めている必要があります。

14.13. 名義人分離口座構造

名義人分離口座構造は、IFSCにおいて許可されています。外国投資家の注文は、IFSCにおける証券取引所での取引のために、適格な名義人分離口座プロバイダー（プロバイダー）を通してルーティングできます。

名義人分離口座構造の大まかな特徴は以下の通りです。

基準	詳細
名義人分離口座構造を オファーする資格がある 企業	次の企業が、プロバイダーとして名義人分離口座構造をオファーすることが許可されている： <ul style="list-style-type: none"> — IFSCにてSEBIに登録されているブローカー — SEBIにカテゴリ-IとIIに登録されている外国ポートフォリオ投資家 (FPI)： — 金融活動作業部会 (FATF) の会員による規制下にある国際証券取引所や清算機関の取引会員または清算会員
プロバイダーの登録	プロバイダーは、最終顧客に名義人分離口座サービスを提供するうえで、IFSCの証券取引所または清算機関に登録する必要があります
最終顧客の 顧客確認	<ul style="list-style-type: none"> — プロバイダーは、名義人分離口座をオファーし顧客を新しく迎える前に、KYCやマネーロンダリング防止 (AML) 遵守など、グローバル基準に従い最終顧客の適切なデューデリジェンスを必ず行うよう求められます — 最終顧客は、単一のプロバイダーにのみ名義人分離口座を開設するものとします。これを厳守し、最終顧客の取引が必ず一社の清算会員を通じてのみ清算され決済されるようにするため、取引主体識別 (LEI) コードを使用できます — 各最終顧客に、IFSCの証券取引所や清算機関より固有顧客コード (UCC) が割り当てられます
証拠金	<ul style="list-style-type: none"> — 証拠金はプロバイダーの最終顧客レベルで計算されます — 証拠金はプロバイダーで割り戻され、プロバイダーから回収されません
ポジション上限の モニタリング	ポジション上限額は、証券取引所または清算機関が最終顧客レベルでモニタリングを行います
証券取引所の義務 —	<ul style="list-style-type: none"> — 証券取引所、ブローカーおよびプロバイダーは、要求された場合には、最終顧客のKYCの詳細を含む、プロバイダーによってまたはプロバイダーを通じて提供される、IFSCの証券取引所での取引に関連する情報をSEBIに提供することが求められます — 証券取引所は、2002年マネーロンダリング防止法 (PMLA) および当該法律に基づく規則を、プロバイダーに確実に遵守させるものとします。これには、FPIに適用される限度で中央KYCレジストリ (CKYCR) と共有するKYC情報を把握することが含まれます。

14.14. 重要なリンク

<http://giftgujarat.in/>

<http://www.indiainx.com/>

<https://www.nseifsc.com/>

<http://giftgujarat.in/faq.aspx>

インドの 取引後相互運用基盤

Vikram Kothari

相互運用規則

インド証券取引委員会(SEBI)は、2018年11月に相互運用ガイドラインを発行しました。同ガイドラインでは、証券市場間の全ての清算機関/中央取引先企業(CCP)が相互運用性を具備することを要求しています。SEBIのガイドラインに基づいて、インドで考えられている相互運用の構造は、世界で初めての種類のもので、現代の市場構造からは重要なパラダイムシフトとなるものです。規則は、現物株の取引と取引される金融派生商品とのやりとりを、相互運用的、即ち、取引所に関係なく、CCPを通じて中央で清算されるものにしただけでなく、取引所間に跨る共通の商品取引の相殺決済を実現しました。インドにおけるデリバティブ契約は、殆ど標準化されており、複数の取引所に跨って共通しています。これにより、全ての商品に関して、ポジション、証拠金、および決済債務の相殺決済が可能になりました。

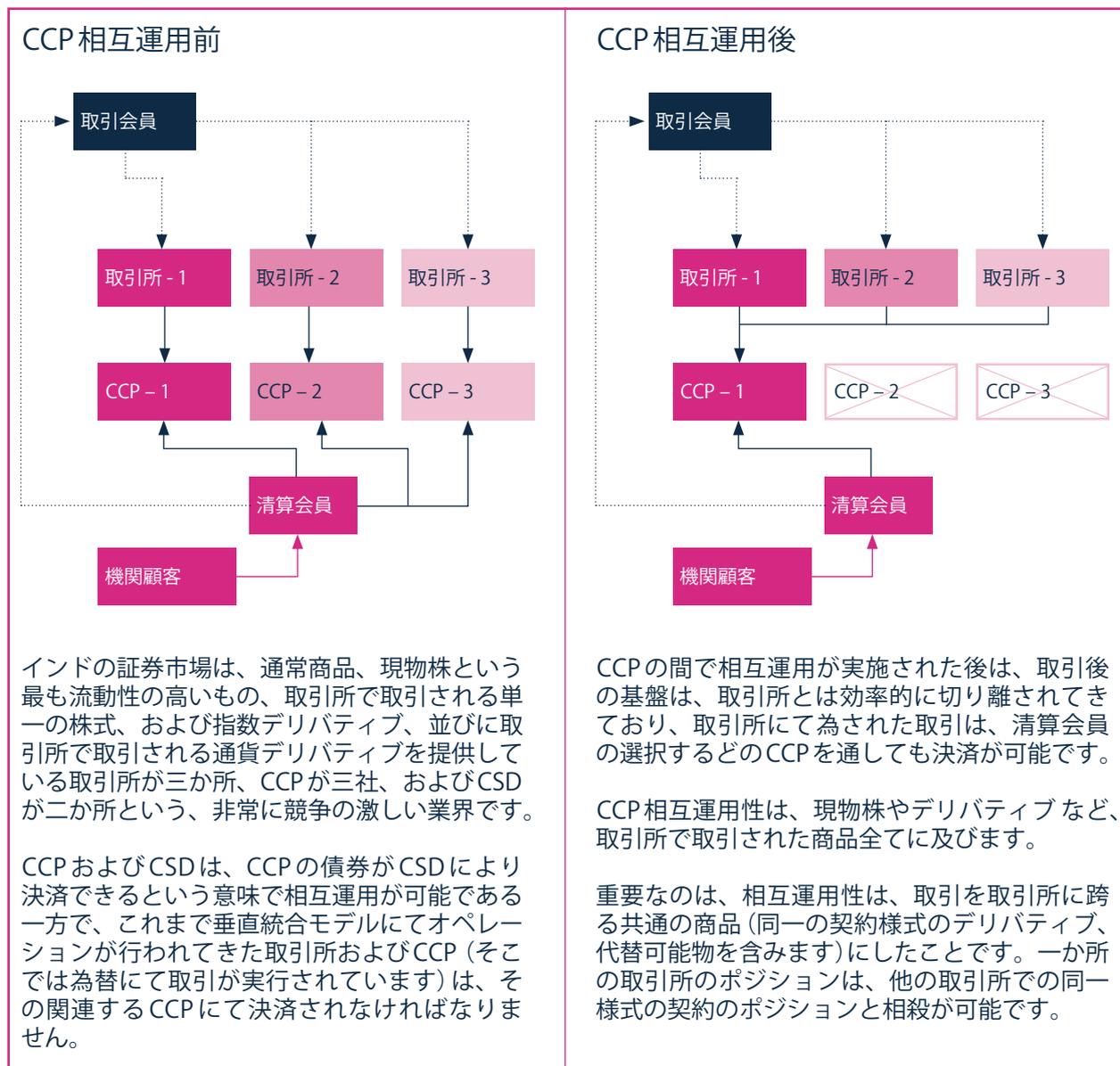
また、ガイドラインは、CCPを通じての実行と同時の清算を選択している会員の要請により、或るCCPから他のCCPへの未決デリバティブポジションの移転を容易にし、または、将来の指定CCPの変更も容易にしました。

効率性

或る取引所において取引が、それぞれの清算機関にて必然的に決済されることになっていた相互運用性が無かった前制度のもとでは、市場の構造は、資本の利用が非効率になり、より高い運用性や規制上の要求事項や、より高い取引税に係る要求事項があり、その他の分離決済に起因するコストに繋がっていました。相互運用の実施は、かなり高い効率および低コストを仲介人にとって、ひいては投資家にもたらしたので、市場に受け入れられました。

更に重要なことは、インドでは取引スペースの競争が常に激しい一方で、CCP相互運用性が、CCPの中での競争を促進しており、垂直統合モデルのもとで、これまで必ずしも、お互いの間の直接競争を促進していませんでした。オープンアクセスおよびCCP間の競争促進を通じて、取引後の革新において、サービスの標準化およびコストの改善がみられるでしょう。

相互運用の枠組みの下でのインド市場基盤の変更



リスク管理

インドでは、最終顧客の特定を必須とし、個々の顧客のCCPにおけるポジションを完全に分離する、非常に堅実なリスク管理の枠組みがあります。更に、要求される証拠金は、個々の顧客の必要な証拠金および取引所においてCCPにより実施される取引前の管理に基づき、リアルタイムベースで計算され且つ実行されます。これらの管理の何れも、相互運用性を弱めたりせず、また、CCPは、証拠金の計算の待ち時間短縮の為に、各取引所のデータセンターに、共催のリスク管理構成要素を織り込みもしました。ポジションは個々の顧客レベルにてリアルタイムで、取引所から受領する取引をベースに相殺されました。

CCPは、お互いに当初ファンドに資金を出さない一方で、CCP間で相互運用性が適用されることは、更により高いリスク管理の厳しさを必要とすることになり、清算会員に適用される通常の証拠金以上の要求が為され、追加の資本が必要となります。

プロジェクトの実行

言うまでもありませんが、これは技術上、且つオペレーション上、チャレンジングな試みでした。

CCPは、技術標準、フォーマット、運用手続、およびパラメーターを市場レベルで調和し/標準化し、またそれぞれの運用モデルにそれらを採用する為には、それらに相違点があることは認識していました。このコラボレーションは、市場参加者にとっての手続きの変更、技術的変更を最小限に抑えることを確実にしました。それらの変更が避けられないものであるので、CCPは、今後の最もよい方法につき、個々の協議会のみならず、清算会員との共同協議会を開催しました。

多大な影響のあるこの変更を、最も混乱を少なくする方法で実施する為に、相互運用の実施は、段階的に行われました。個人が選択した日から個別に相互運用が実行される様に、商品セグメント、および会員に与えられたオプションに関して段階的な実施がなされました。

CCPのコラボレーションと、調整者であるSEBIによる支援、および市場参加者が、記録的な時間でのプロジェクトの実施を支援しました。第一段階では約6カ月で稼働し、機能停止や市場混乱もなく、9カ月で実施を完了しました。この規模のプロジェクトとしては、大変な成功でした。

模範的なケーススタディー

インドにおけるCCPの相互運用の実施は、明確なビジョンを持ち、先駆的な規則、産業協力および注意深いプランニングとプロジェクトの遂行を通じた、市場参加者にとって多次元の効率性を達成した模範的なケーススタディーでした。

Vikram Kothari
マネージングディレクター
NSE 清算会社

FPIレジームにおける展開

Shri H. R. Khanが議長を務めるFPI規則に関する作業部会からの勧告

Samir Dhamankar
会員 - FPI規則に関する作業部会

外国ポートフォリオおよび外国直接投資ルートを通じての海外投資フローは、インド経済の資金調達
の成長にとって非常に重要な資本源であります。2014年に導入されたFPIルートの主たる目的は、以前の
FII/サブアカウント制度の複雑さの軽減、短縮されたタイムラインによる登録手続きの簡素化、およびそ
れによる、インドへのグローバルポートフォリオ投資の為の効率的な枠組みの提供でした。

これには、調和がとれ且つ簡単な投資を外国投資家が経験すること、および経済的規制が展開するにつ
れ透明性の改善が必要です。SEBIは、2014年SEBI(FPI)規則を刷新し改訂する為に、前RBI副長官Shri H. R.
Khanを議長とする作業部会を設立しました。ドイツ銀行は、この作業部会のメンバーとして参加するよう、
SEBIの代表および証券保管銀行2行とともに招待されました。作業部会は、過去数年間に亘る変化を反
映する為、またインドでの事業運営の簡素化改善を目的としたFPIからの提案、懸念およびフィードバッ
クを受け、それに対応した規則改訂の提案について広範に協議する為、業界代表、税務顧問、および法
律事務所も招待しました。

作業部会での熟議の一環として、財務省を代表して経済庁および歳入庁、並びに、インド準備銀行を代
表して金融市場規制庁および外国為替管理庁からの意見も求められました。

目的

作業部会への具体的な付帯条項は次の事項でした：

- FBI規則の改訂についてSEBIに対し助言すること
- 回状に含まれている規定、FAQおよびSEBIが発行している運用上のガイドラインを可能な限り規定
そのものに織り込むことについてSEBIに助言すること
- FPIに関するその他の課題について助言すること

部会の主たる目的は四本の柱のもとに定義されていました。即ち、外国ポートフォリオ規範に関して統合、
簡素化、合理化、および自由化です。

- 完全且つ総合的な規則の枠組みを提供する為に、FPI規則、過去数年に亘って発行された多くのFPI規則、
ガイドライン、回状およびFAQの**統合**
- 規制ガイドラインの**簡素化**、冗長さを解消し、過去に発行された多くの回状の乱雑さと複雑さを軽減し、
規則の簡潔明快版を提供して、或る規範を改訂することによって簡素化を行います
- 規制規範の**合理化**、一貫性があり、組織化された規制の枠組み、および業界参加者およびFPIのフィ
ードバックに基づく合理化された一連のルールを提供する意図を持って合理化を行います
- ガイドラインの**自由化** 概ね機関投資家、よく規制の効いた外国企業、および長期投資家に向けた
FPIの事業運営の簡素化改善、および効率的枠組みの構築を視野に入れたものです
- 顧客確認(KYC)およびマネーロンダリング防止(AML)対策は見直され、既存のPMLAに基づいて改
正ガイドラインが提供されました。これは2018年中間報告としてその詳細が提出されました。

作業部会により作成された主な勧告

作業部会のメンバーおよび代表者は、外国投資規範を規律する様々な課題について熟考し、次の広範なセクションに基づいて勧告が為されました：

- FPI登録プロセス
- 顧客確認および書類の簡素化
- 投資許可
- その他

次は、報告書の勧告のハイライトの一部です：

FPI登録プロセス

- i. **広範な基準の撤廃** - 過去数年間に亘って、多くの機関投資家が、既に広範と見做される活動を行っていると考えられ、最終所有者情報の特定と開示も、最近において強化されていることを前提に、資金の広範囲に亘る詳細を得る要求を緩和する必要性がありました。この緩和は、FPI登録に必要な処理時間を早めるでしょう。
- ii. **FPIカテゴリーの再編成** - FPIのリスクプロファイルを考慮して、作業部会はFPIの既存の3カテゴリーを2カテゴリーに再編成する様に勧告しました。
 - i. 新カテゴリーI - 既存の統治者/政府企業および多国間の機関は別として、年金基金などの低リスクFPIの一部、および多くの規制下にある投資機関ファンドは、提案されている修正カテゴリーの定義に基づいてカテゴリーIに分類することが考えられます
 - ii. 既存のカテゴリーIIIの投資家は残りのカテゴリーIIのFPIに結合できます
- iii. **マルチ投資マネージャー(MIM)構造に基づくFPIの簡素化された登録** - この勧告は文書化の要求の削減およびそれによる申請の処理時間の短縮をもたらすでしょう。
- iv. **FPIの資格を獲得し得る非国際決済中央銀行** - 中央銀行は、直接的/間接的に政府により管理されている、より長期且つ低リスクの投資家であることを前提に、当該中央銀行は国際決済銀行のメンバーでなくとも、非国際決済中央銀行はFPIの登録をする資格を得ることができます
- v. **IFSC内に設立された事業体はFPIの管轄基準に合致しているものと見做されます** - これにより、アフメダバード(税インセンティブおよび規制インセンティブの為に通知されたロケーション)のGIFTシティの国際金融サービスセンター(IFSC)内に設立された機関は、FPIルートに従ってインドに投資することができるようになります。

KYCおよび文書の簡素化

- i. **KYCおよび文書の簡素化** - これは、FPIのKYC文書にとって、その作成および証明の要求事項を簡素化することになります。
- ii. **KYCについての第三仲介機関への信頼** - この修正により、地域の保管機関が、FPIが仲介機関(FATFメンバー国のグローバル証券保管機関/投資マネージャーなど)に提出した非PAN関連のKYC文書を信頼することができるようになります。

投資許可

- i. **自由化された投資限度** - 修正は浮動株を増加させ、FPI、特にグローバル指数銘柄を追跡する消極ファンドによる、投資の上部空間を追加することになるでしょう。
- ii. **非上場証券、取引停止証券、および非流動的証券の、市場外での移転が許可される** - ポートフォリオに当該株式を保有しているFPIは、当該証券の終了オプションが入手できないことを理由にその口座を閉じることはできません。この規程により規制制度が明確になります。

その他の側面

- i. **KYCに関するFPIとFDIルールの調和** - このKYCの調和は、FDI、ADR/GDR、FCCB等の口座開設に必要な文書が、同一法人にとって簡素化されることとなります。
- ii. **FPIからFDIへの投資の再分類** - 当該再分類の処理のオペレーションの為、および報告の要求事項を合理化する為、この修正が為されました。
- iii. **ODI枠組み規範の合理化** - この合理化は、容易なアクセス、報告および規制監督の観点から、ODIの枠組みをより明確にし、より透明にしました。

更に詳細な議論を必要とする課題

FPIの合併、および非居住インド人/インド海外市民の為のポートフォリオ投資スキーム - これは、NRI/OCIが、PISに基づいて直接投資を行った場合に取得できる特定のメリットを取り上げることなく、彼らがFPIルートとして登録しているファンドを通じて投資できるように議論されました。これは、インド財務大臣により、2019年予算の一部として公表され、業界の専門家と共に、そのオペレーションが可能となるように、より広範な熟議が為されることとなります。

実施

作業部会は、2018年9月にその中間報告書、2019年5月に最終報告書を、FPI規則の草案と共に、SEBIに提出しました。当該草案には、修正提案および運用ガイドラインの提案が織り込まれており、より広範な協議プロセスとフィードバックの為に公開されました。作業部会は熟議の上、業界から受領したフィードバックとコメントをベースに、更なる修正を提言し、SEBIに対して最終アプローチを勧告しました。

2019年8月21日に開催された取締役会において、SEBIは、作業部会の最終勧告のベースとなる特定のキーポリシーアナウンスを策定しました。それは、FPI規則の適切な修正が作成されることによって、また規制に関する回状を通じて、これから実施されることとなります。

次のステップ：

作業部会の報告書の実施には、次の規則の修正が必要になります -

- i. 2015年SEBI(FPI)規則
- ii. SEBI: 回状、FAQおよび運用ガイドライン
- iii. RBI: 外国為替管理(FEMA)の基本的方向性

FPI規則は、近々規制となることが期待されており、ポリシーアナウンスメントに効力を与える為に、FPIに関するマスター回状がSEBIにより通知されるものと期待されています。FEMAの規定に必要な変更を行う為に、RBIの基本的方向性もまたそれに従い修正されることとなります。

タイムライン：

規制の枠組みの修正は、本版の刊行時においてもいまだに進行中ですが、おおよそ4週間から8週間後に完成するものと予想しています。

追加の参考：

規則の草案および運用ガイドラインを含め、報告書の全部へは、次のサイトにてアクセスできます
https://www.sebi.gov.in/sebi_data/commondocs/may-2019/Annexure-A_p.pdf

Samir Dhamankar

Director, Head-Business Solutions,
Deutsche Bank India 証券サービス
Samir.Dhamankar@db.com

添付
1

フォームおよび宣言書

添付1.1. 外国ポートフォリオ投資家(FPI)としての
登録証書付与用申請フォーム

フォーム

2019年インド証券取引委員会(外国ポートフォリオ投資家)規則
 外国ポートフォリオ投資家(FPI)としての登録証書付与用
 外国ポートフォリオ投資家(FPI)

1.0 申請者の詳細

1.1 申請者の名称

--

1.2. 申請者の登録済みの/現在の住所

所在地			
郵便番号		国	
電話番号		ファックス番号	
ウェブサイト			

- 1.3. 生年月日
設立／創業／成立

dd/mm/yyyy	
------------	--

- 1.4. 事業開始日

場所		国	
----	--	---	--

- 1.5. 出生／設立／創業／成立の国および地域

場所		国	
----	--	---	--

外国個人申請者の場合、申請者の国籍とパスポート番号を記載してください

国籍		パスポート番号	
----	--	---------	--

- 1.6. 取引主体識別者

--

- 1.7. コンプライアンス・オフィサーに関する情報(個人には適用されしません)

氏名			
肩書			
電話番号		ファックス番号	
EメールID			

2.0 申請者のカテゴリー

- 2.1 申請者の分類(最も該当するカテゴリーを選んでください)*:

カテゴリーの種類	サブカテゴリーの名称
カテゴリーI	
カテゴリーII	

*申請者は、最も当てはまるカテゴリーおよびサブカテゴリーを一つだけを選んでください。申請者が、カテゴリーを二つ以上選んだり、または正しくないカテゴリーもしくはサブカテゴリーを選んだ場合、申請フォームには不備があるとみなされ、却下される可能性があります。

- 2.2 カテゴリーIのFPIに基づく登録を試みる適切な規制下にある事業体に関する詳細

投資事業体 非投資事業体

- 2.3 インドで(カテゴリーIのみに適用される)基礎となるデリバティブを含むODIを防ぐ目的での個別の登録ですか？

あり なし

2.4 申請者が、マルチ登録マネージャー(MIM)構造に基づく登録を試みていますか？

あり なし

2.5 分離されたポートフォリオが、申請者の各サブファンドまたは種類株式/等価構成のために維持されている場合、当該サブファンドまたは種類株式/等価構成の名称は、インドでの投資を意図します。

シリアル番号	サブファンドまたは種類株式/等価構成の名称は、インドでの投資を意図します。

(詳細は、別添に基づき提供されます)

2.6 該当する場合、またはFPIがMIM構造に基づき登録を試みている場合、2019年、SEBI(FPI)規則(随時改正)5(a)に基づき登録されているFPI投資マネージャーに関する詳細

シリアル番号	投資顧問会社	もしあれば、SEBI登録番号

2.7 2019年SEBI(FPI)規則(随時改正)5(a)(v)(B)に基づいて登録されたカテゴリ-1の適格な事業体の詳細

事業体の名称	国	規制5(a)による事業体の種類

2.8 銀行または銀行の子会社の宣言

私たちは、銀行でも銀行の子会社でもありません。

私たちは、銀行または銀行の子会社であり、および私たち/グループ会社は支店または代表事務所をインドに有しています。

事業体の名称

私たちは、銀行または銀行の子会社であり、および私たち/グループ会社は支店または代表事務所をインドに有していません。

2.9 外国投資家グループに関する情報

私たちは、直接または間接に、五十パーセント超を共有または他のFPIと共同で支配し、および規制22(4)の適用を免除されます。投資家グループの詳細は以下に記載します。

シリアル番号	申請者が共有するFPI/ODI加入者の名称、50%超の所有または共同支配	ODI加入者の場合、取引FPIの名称を記載してください	FPIの登録番号

- 共同支配を有するFPIの投資制限に協力することが規制22(4)で言及されるように、公営小売りファンドの場合には実施されない場合、次の詳細を提供してください。

シリアル番号	FPIの名称	FPI登録番号	共同支配者の名称

3.0 申請者を規制する規制当局の詳細(該当する場合)

氏名			
国		ウェブサイト	
登録番号/規制機関のコード(もしあれば):			
カテゴリー/申請者を規制する能力			

4.0 懲戒履歴

申請者、申請者の親/持株会社や関連/後援投資マネージャーが、刑事責任を負い、またはその事業運営や登録を一時的に停止され、一時的・恒久的に取消されることがある、または申請者の本国の管轄区域内での事業に関する投資の中断を一時的・恒久的に招き、およびインドで投資するためのFPI登録をすることに影響する規制措置に対する証券法、倫理/行動規範、事業規則コードの違反もしくは不遵守事例の有無。

- あり なし

「あり」の場合、添付書類に詳細を記載してください。

5.0 指定預託機関参加者、証券保管機関、および任命した指定銀行に関する詳細

5.1 DDP/証券保管機関の詳細

氏名	Deutsche Bank AG
SEBI登録番号	CUS003

5.2 指定銀行の詳細

銀行名と支店名	Deutsche Bank AG、ムンバイ支店
所在地	DB House, Hazarimal Somani Marg, Fort, Mumbai – 400 001

6.0 インドの証券市場との以前の関わりについての詳細

6.1 申請者が過去の何れかの時に、FPI、FII、サブ・アカウント、QFIまたはFVCIとして、インド証券取引委員会に登録された事実の有無

あり なし

「あり」の場合、詳細を記載してください。

事業体の名称	登録名／提携名	SEBI登録番号(もしあれば)

7.0 宣言書および誓約書

私／私たち、申請者は、本書によって、上記申請書(同封された書類／付属書類)に記載したことが、私／私たちが知り、信じる限りにおいて、完全で真実であることを宣言します。私／私たちは、当該情報に何らかの変更が生じた場合、直ちに通知することを宣言します。上記の情報が虚偽もしくは事実でなかったり、誤解を招くかまたは不実表示であることが判明した場合、私／私たちは、それについて責任を負うことを認識しています。「私／私たちは、本書によって、2019年インド証券取引委員会(外国ポートフォリオ投資家)規則に従い、外国ポートフォリオ投資家としての登録申請を行います。加えて、私／私たちは、2019年インド証券取引委員会(外国ポートフォリオ投資家)規則、SEBIが発行したその運用ガイドラインを読みかつ理解し、およびSEBIが適宜指定するその他すべての条件を遵守するものとします。私／私たちは、2019年インド証券取引委員会(外国ポートフォリオ投資家)規則に基づき、2019年インド証券取引委員会(外国ポートフォリオ投資家)規則(適任者基準を含みます)の規則4に基づく適正なすべての要件を充たすことを、かつ私／私たちは、FPIとして登録する資格があることを本書において宣言します。

私たちはまた、1999年米連邦緊急事態管理局法ならびに本書に基づき設定されたルールおよび規則を遵守し、今後も遵守することを宣言します。私／私たちは、2002年マネーロンダリング防止法、ならびにそれによって規定されるルールおよび規則、FATF基準、SEBI、RBIまたはその他の規制機関が適宜発行する回状の遵守を保証するために、要求される追加の情報もしくは書類、または宣言書および誓約書を提出するものとします。

私／私たちは、法律その他の準拠法の規定に基づき、インド証券取引委員会、インド準備銀行、または、その他のすべての規制当局が適宜発行する可能性のある業務上の指示／指令に従うことを誓約します。

正式署名者の署名	
氏名	
役職(個人には適用されません)	
日付	dd/mm/yyyy

添付1.2. フォームへの添付

FPIのレターヘッド

フォームへの添付
(提出する該当セクションのみ)

1. 在外インド人 (NRI)、および/または、インド海外市民 (OCI)、および/または、在住インド人 (RI) 宣言

(規則5(a)(i)に基づき登録しようとする事業体には適用されません)

セクション A-I: NRI/ OCI/ RI – 支配:

1. FPIに対して支配を及ぼすNRI/OCI/RIはいません。
または
 NRI/OCI/RIは私たちに支配を及ぼし、私たちは次の通り確認します。即ち、私たちは、登録日より二年以内に、言及されている適格性条件を満たします。
2. 申請者は、NRI/OCI/RIにより同様に支配されている投資マネージャーに支配されていません。
または
 NRI/OCI/RI が支配する投資マネージャー(IM)は申請者が支配しており、当該IMは次の通りです:
 適切に規制され且つ投資していないFPIとしてSEBIに登録されています。
または
 インド法に基づき設立され/創設され適切にSEBIに登録されています。
3. 私たちは非投資FPIであり、NRI/OCI/RIにより、直接的または間接的に完全に所有され、および/または支配されています。
4. 私たちは、1996年SEBI(投資信託)規則上の無異議証明書がSEBIより提出されているオフショアファンドです。

セクション B - IINRI/OCI/RI – FPI 受権資格

1. 私たちは、FPIに代理権授与者/投資家であるNRI/OCI/RIは存在しないことを確認します。
2. 私たちは、次の通り確認します。即ち、FPIにおける投資家としてのNRI/OCI/RI*および単独のNRI/OCI/RIの拠出(NRI/OCI/RIが管理している投資顧問会社のものを含みます)が、FPIの元本の25パーセント未満、且つ累計がFPIの元本の50パーセント未満であります。
* 説明: インド準備銀行により承認された自由化送金スキーム(LRS)を通じてなされた、在住インド人の私たちのファンドにおける拠出(もしあれば)、および私たちのインドエクスポージャーは50%未満です。または
3. FPIにおけるNRI/OCI/RIによる投資は、上記条件を満たしておらず、私たちは、登録日より、二年以内に条件を満たすことを確認します。
または
4. セクションAおよびBに規定された上記制限/条件のいずれも、私たちに妥当しません。何故なら私たちは、私たちのFPI登録を通じて、インドの投資信託にのみ投資しており、今後も投資するからです。

2.顧客を代理して投資を引受ける申請者

(規則5(b)(vii)に基づき登録しようとする事業体にのみ適用されます)

- i. 顧客は、個人および/またはファミリーオフィスです。
- ii. 顧客は、FPIとして登録の資格があり、第三者を代理して取引はしません。
- iii. SEBIにより規定された該当するKYCは、顧客で履行されています。
- iv. 顧客に関する投資家の詳細は以下のとおりで、私たちは、次月末までに四半期ベースでDDPIに同様のものを提供するものとします。

シリアル番号	顧客の詳細			
	氏名	国	所在地	種類(個人/ファミリーオフィス)

日付：

敬具

<申請者の名前>代表

FPIの正式署名者の署名

署名者の名称

役職

添付 1.3. 投資マネージャーからの誓約

投資マネージャーのレターヘッド

該当する規制 5(a)(iv)(II) または 5(a)(v)(A) に基づく投資マネージャーからの誓約

私たち<投資マネージャーの氏名>は、<申請者の氏名>投資マネージャーであり、ファンドの投資活動に対して責任を負担します。私たちは、次の通り誓約いたします。即ち、私たちは、<申請者の名称>の全ての作為および不作為についての責任を負い、および2019年インド証券取引委員会(外国ポートフォリオ投資家)規制に基づいて、彼らが行ったその他の行為および事柄につき責任を負います。私たちは、2019年インド証券取引委員会(外国ポートフォリオ投資家)規則に従い、カテゴリー I のFPIに適用される資格要件を今後も満たします。

場所：

日付：

敬具

<申請者の名前>代表

投資マネージャーの正式署名者の 署名

署名者の名称

役職

添付1.4. 規則5(a)(v)(B)に基づく適格カテゴリーI事業体からの宣誓

投資家のレターヘッド

規則5(a)(v)(B) に基づく適格カテゴリーI事業体からの宣誓

私たち<投資家の名前>は、次の通り誓約いたします。即ち、私たち(申請者の名称)の全ての作為および不作為についての責任を負い、および2019年インド証券取引委員会(外国ポートフォリオ投資家)規制に基づいて、彼らが行ったその他の行為および事柄につき責任を負います。私たちは、2019年インド証券取引委員会(外国ポートフォリオ投資家)規則に従い、カテゴリーIのFPIに適用される資格要件を今後も満たします。

場所：

日付：

敬具

<申請者の名前>代表

投資家/FPI/投資マネージャーの正式署名者の署名

署名者の名称

役職

添付1.5. 追加KYC詳細

i. FPI申請者の連絡先住所（登録住所と異なる場合）

所在地			
郵便番号		国	
電話番号		ファックス番号	
ウェブサイト			

ii. 住所として提出された住所の証明を明記して下さい

--

iii. 連絡先情報(EメールIDは必須です)

電話(事務所)		電話(居住地)	
ファックス番号		携帯電話番号	
EメールID			

iv. 最新の利用可能なINRの純資産（申請日から一年を経過することはできません；日時を教えてください）

INRの純資産	日付どおり

v. 申請者または申請者の正式署名者/上級マネージャーが、次の者ですか。

重要な公的地位を有する者	<input type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> なし
重要な公的地位を有する者と親戚関係にある	<input type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> なし

vi. FPIは、代理人がKYC情報をダウンロードすることを許可する前に、KRAが同意を求めることを希望しますか（はい/いいえ）。 はい いいえ

（もし、はいの場合、下記の情報を教えてください）

FPIの正式代表者の名前(任意)	
EメールID 1 (必須) :	
EメールID 2 (任意) :	
EメールID 3 (任意) :	
携帯電話番号(任意) :	

vii. FPI申請者の正式署名者/経営陣に関する情報

シリアル 番号 (1)	名前 (2)	申請者との 関係(取締役、 正式署名者な ど) (3)	PAN (該当 する場合)(4)	国籍(5)	生年月日 (日/月/ 年) (6)	居住地住所/ 登録住所 (7)	政府発行に係る 本人特定書類番 号(例：運転免許 証) (8)
1.							
2.							

注記：コラム8は、カテゴリーIIのFPIによってのみ提供されます。

敬具

<申請者の名前>代表

FPIの正式署名者の 署名

署名者の名称

役職

添付 1.6. 預託および銀行口座開設フォーム

- i. 単独／一人目保有者の経営形態（共同保有の場合、保有者全員の署名が必要）
「個人以外に適用される」

<input type="checkbox"/> いずれか一人が単独で	
<input type="checkbox"/> 共同で	
<input type="checkbox"/> 決議に従う	
<input type="checkbox"/> その他（具体的に記載してください）	POA

- ii. 私/私たちは、本書で、預託参加者、つまりDEUTSCHE BANK A.Gに、申請フォームに記載されている通りに自身の名義で預託口座を開設することを要求します。
- iii. 私/私たちは、本書で、特別非居住者ルピー口座(SNRA)を自身の名義で開設することを要求します。
- iv. 宣言および誓約
- 私/私たちは、「実質所有者および預託機関参加者の権利と義務」という書類の控えを受領したことを認めます。
 - 私たちは証券保管機関に対し、代理人(PoA)を通じて当該口座を扱う権限を付与し、自動的に私たちの口座に入金を受けることを了承しません。
 - 該当する場合、私たちは、電子フォームにて決算報告書を送信する権限を証券保管機関に付与し、私たちは、eメールアカウントのパスワードの機密性を確保します。
 - 私たちは、金銭的な企業利益収集、その他私たちを代理して行う類似活動の目的で、預託プラットフォームにおける適切な自己計算取引勘定詳細を維持する権限を証券保管機関に付与します。

日付：

敬具

<申請者の名前>代表

FPIの正式署名者の 署名

署名者の名称

役職

ここには記載しないでください

預託機関参加者の名称	Deutsche Bank AG		
預託機関参加者の名称	DB House, Hazarimal Somani Marg, Fort, Mumbai – 400 001		
DP ID	IN300167	顧客ID	

Emp.氏名 _____

Emp.コード _____

Emp.役職 _____ Emp.支局 _____

署名

機関投資家詳細

氏 名 _____

コード _____

添付 1.7 実質所有者の宣言

FPIのレターヘッド

日付：

宛先：

DDP

主題： <申請者の名前>で株式を保有し、利益を支配し、受領する実質所有者

A. 最終的実質所有者¹に関する情報

1. 所有権または資格をベースとした詳細：

- 私たちは次の通り宣言します。即ち、重要な株主/所有者の事業体は存在しません(仲介株主⁴を含みます)、または株式/持ち分、経済的利益等に参加することを通じて、>=___%以上の所有権または資格を保有(単一または複数の事業体による直接、間接の²保有を問いません)する個人も存在しません

または

- >=___%以上を保有する²事業体/個人の詳細は以下の通りです：

介在する重要な株主の情報/所有ベースの名前	直接/間接の出資	FPIの株式等を保有している単一(複数)事業体の名称	国/国籍	申請者が保有する出資比率	個人/非個人

上記の詳細情報に基づいて、特定された自然人(もし存在すれば)の詳細を、次の添付書に記載して下さい

2. 支配による実質所有者:

- 私たちは、重要な株主/所有者事業体は(仲介機関レベル⁴を含みます)存在しないこと、また、議決権、契約、手続き等のような手段を通じて、究極的に支配³している個人も存在しないことを宣言します。

または

- 支配³による実質所有者の詳細は次の通り:

氏名	支配の方法(もしあれば支配が行われる仲介構造の名称の詳細を記入してください)	申請者に対する支配の割合(妥当する場合)	国/国籍	個人/非個人
	投資ビークル/企業体、発起人、スポンサーにおける、会社幹部保有株式/所有権支配			
	申請者の法人における過半数の議決権、および/または取締役の過半数を指名する権限			
	経営やポリシーの決定に対する支配(株式保有や経営権または株主契約や議決権契約による支配を含みます)			

3. 実質所有者が特定されない場合、詳細を記載してください

- FPIには、支配的持分の重大性基準または支配ベースのいずれにおいても、実質所有者として特定される自然人は存在しません。それ故、私たちは、添付に従って、FPIの上級幹部⁵の詳細を提供します。

敬具

<申請者の名前>代表

FPIの正式署名者の 署名

署名者の名称

役職

注記-

1. 最終実質所有者は、SEBIが適宜発行するマネーロンダリング防止、または、SEBIが適宜発行するテロ資金供与対策に関する主要な回状に基づくものとします。最終実質所有者(UBO)として特定された自然人は、他の人の被任命者になることはできません。また被任命者、法律顧問/弁護士、受託者、会計士、管理人等、代表者になることはできません。「支配」は、適宜修正される2005年マネーロンダリング防止ルール(記録保持)のルール第9(3)に従って定義されています。合資会社、および、個人の法人格なき社団の場合の実質所有者は、所有権または受権資格ベースで特定されるものとします。ジェネラル・パートナー/リミテッド・パートナーシップの構造を持つFPIのBOは、所有権または受権資格と支配基準に基づいて識別されるものとします。
2. 支配的持分(または所有権/受権資格)に基づいてFPIのBOを特定するうえでの重要性基準は、PMLA規則に規定されているものと同じである必要があります。言い換えれば、法人の場合は25%、合資会社、自然人の信託および法人格なき社団の場合は15%、また、「リスクの高い法域」からの事業体の場合は10%となります。BOが議決権、契約、取決めなどの手段を通じて支配を行使する場合、それをも特定する必要があります。
3. 支配には、過半数の取締役を任命する権利、または、株式保有、経営権、株主契約または議決権契約を通じて、経営または方針の決定を支配する権利が含まれるものとします
4. 実質所有者を特定するための重要性基準は、まずFPIレベルで適用する必要があり、次に仲介株式保有者/保有事業体の実質所有者を特定するため、ルック・スルー・ベースが適用される必要があります。FPIの重要性基準以上を保有する実質所有者および仲介株主/所有事業体を、ルック・スルー・ベースを通じて特定する必要があります。
5. 上級幹部とは、事業体/FPIが指定する個人であって、上級管理職の地位にあり、事業体/FPIに関する重要な決定を下す人物を意味します。
6. 「高リスク国」からのFPIに関しては、KYC書類がカテゴリーIIのFPIに適用されます。

添付

シリアル番号	実質所有者 (自然人)の 氏名および 住所	生年月日	税務管轄地	国籍	単独で活動しているか、または一人以上の自然人がグループとして一緒に活動しているかどうかと、その名称と住所を記載してください	FPIにおけるBOグループの株式保有/資本/利益所有の割合	BOの税務地域番号/社会保険番号/BOのパスポート番号/その他の政府発行に係る本人特定書類番号(例:運転免許証)(いずれかを提供してください)#

#FPIのカテゴリー I には不要です。

我々は、上記リストにて引用されているBO以外のBOは、FPIに存在しないことを証明します。

敬具

<申請者の名前>代表

FPIの正式署名者の 署名

署名者の名称

役職

添付
2

書類およびガイダンス

添付 2.1 FPI登録に必要な書類

FPI登録申請書類			
DDPへの申請	FPI登録フォーム	添付 1.1 を参照	
	NRI/OCI/RI 宣言	添付 1.2 を参照	
含まれる登録付与用申請フォーム	投資マネージャー(IM)からの誓約	添付 1.3 を参照	
	次に基づくカテゴリー I 状態を求める事業体に適用されます： — 規則 5(a)(iv)(II) – 投資マネージャーが適切な規制下にあり、 おおよびカテゴリー I のFPIとして登録されている規制を受けないファンド (FATF 会員の管轄区域) — 規則 5(a)(iv)(II) – 事業体のIMが FATF 加盟国からの、おおよびカテゴリー I のFPIとして登録されている		
	適格カテゴリー I 事業体からの宣誓		添付 1.4 を参照
	5(a)(v)(B) に基づきカテゴリー I の登録を求めている事業体に適用されます – 規制 5(a)(ii)、5(a)(iii) および 5(a)(iv) に基づき規定された、少なくとも 75% 所有されている事業体ならびに FATF 会員の管轄区域からの事業体		
	追加 KYC 詳細	添付 1.5 を参照	
	DP および銀行口座開設	添付 1.6 を参照	
	実質所有者の宣言	添付 1.7 を参照	
ガイダンス・ノート	申請フォームに記載し、完成させるため	添付 2.2 を参照	
	フォームへの添付	添付 2.3 を参照	
	投資マネージャー(IM)からの誓約	添付 2.4 を参照	
	適格カテゴリー I 事業体からの宣誓	添付 2.5 を参照	
	追加 KYC 詳細	添付 2.6 を参照	
	DP および銀行口座開設	添付 2.7 を参照	
	実質所有者の宣言	添付 2.8 を参照	
追加登録書類	これらの書類は、FPI 登録申請の一部となっています。	添付 2.9 を参照	

FPI 登録の更新		
登録継続	登録を継続するには、FPIは、登録の有効期限が満了する15日前に以下のものを提出しなければいけません。 — FPI登録更新のカバーレター — 手数料(登録しているカテゴリーに従う) — カバーレターでSEBI/DDPに提出する情報に一切の変更がないことを確認する宣言 — 情報に変更が生じた場合、変更に関してお知らせし、該当する場合は、追加情報および関係書類を提出してください。	
規制当局による承認	SEBIの代理でDDPが発行	
KYC 書類		
その他KYC書類要件	KYC完了および口座開設のための補足書類	第6章参照

添付2.2 FPI登録申請に必要なガイダンス・ノート

このガイダンス・ノートは、Deutsche Bank Indiaが作成したもので、2019年11月05日以降に登録を行う全てのFPIに適用される添付B、即ち、FPI申請フォームに、外国投資家が分かりやすく記載できることを目的としたものです。

参照セクション	フォームで要求される情報	ガイダンス用コメント
1	申請者の詳細	
1.1	申請者の名称	申請者は、(母国で登録された)設立書類に記載されているものと同じ名称を記載する必要があります。 詳細はPOAに合致していなければなりません。
1.2	申請者の所在地	申請者は、登録住所を記載する必要があります。 詳細はPOAに合致していなければなりません。
1.3	生年月日/設立日/創業日/成立日	申請者は、申請者が設立または創設された日付を知らせる必要があります。 この日付は、PANおよび設立証明書または成立/設立書類に記載された日付に合致している必要があります。
1.4	事業開始日	申請者は、事業が、法人設立後に開始された日付を知らせる必要があります。
1.5	出生/設立/創業/成立の国および地域 外国個人申請者の場合、申請者の国籍とパスポート番号を記載してください	申請者は、申請者が設立または創設された場所および国を知らせる必要があります。 個人の申請者の場合、国籍とパスポート番号を記載する必要があります。法人顧客の場合、「N.A.」と記載できます。

参照 セクション	フォームで要求される情報	ガイダンス用コメント
1.6	取引主体識別者	申請者は、グローバル取引主体識別財団(GLEIF)が認可したローカルオペレーティングユニット(LOU)により発行された取引主体識別者コードを提供する必要があります。
1.7	コンプライアンス・オフィサーに関する情報	申請者は、電話番号および電子メールIDを含む、申請者の規制遵守に責任を持つ人物の完全な詳細を記載する必要があります。 コンプライアンス・オフィサーとは、現地の規制当局および/またはDDPからの公式連絡の主要連絡先のことです。
2	申請者のカテゴリー	
2.1	カテゴリーの種類(I/II)	申請者は、最もよく当てはまるカテゴリーを一つだけを選んでください。申請者が、カテゴリーを二つ以上選んだり、正しくないカテゴリーを選んだ場合、申請フォームには不備があるとみなされ、却下される可能性があります。 カテゴリー分類の決定は重要で、その後の書類要件や下流部門の業務規則に影響を与えます。申請者には、選択したカテゴリーの申請を行う前に、十分検討を行うことが求められます。申請者は、カテゴリーを指定する欄に、関連する事業体の種類を選択する必要があります。例えば、「ソブリン・ウェルス・ファンド」として事業を展開している申請者の場合、「カテゴリー」欄に「ソブリン・ウェルス・ファンド」と記載します。
2.2	カテゴリー I の FPI に基づく登録を試みる適切な規制下にある事業体に関する詳細	事業体が投資事業体か非投資事業体かを明記する申請者
2.3	インドで(カテゴリー I のみに適用される)基礎となるデリバティブを含む ODI を防ぐ目的での個別の登録ですか？	デリバティブを含む ODI を防ぐための個別の FPI 登録が要求されます。基礎となるデリバティブを使用した ODI を防ぐための個別登録要件の必要性に関する詳細については、第 9 章を参照してください。 適切な選択肢を選択してください。
2.4	申請者が、マルチ登録マネージャー(MIM)構造に基づく登録を試みていますか？	申請者がマルチ管理構造を有する場合、本セクションでは、「はい」を選択してください。 独立の申請者の場合、「いいえ」を選択してください。
2.5	分離されたポートフォリオが、申請者の各サブファンドまたは種類株式/等価構成のために維持されている場合、当該サブファンドまたは種類株式/等価構成の名称は、インドでの投資を意図します。	分離ポートフォリオ/サブファンド/種類株式、またはそのような分離ポートフォリオ/サブファンド/種類株式の名称に言及する同等の構造を有する FPI そのような各々の分離ポートフォリオ/サブファンド/種類株式のために、BO 宣言は、分離ポートフォリオ/サブファンド/種類株式の各々に提供する必要があります。

参照セクション	フォームで要求される情報	ガイダンス用コメント
2.6	該当する場合、またはFPIがMIM構造に基づき登録を試みている場合、2019年、SEBI(FPI)規制(随時改正) 5(a)に基づき登録されているFPI投資マネージャーに関する詳細	カテゴリー1投資マネージャーを支援する申請者が登録を求める場合、投資マネージャーの詳細を提供するFPI申請者は、カテゴリー1として登録されます。 マルチマネージャー構造に基づき登録をを求める申請者には同様のものが適用されます。たとえば、2.4で「はい」を選択した場合
2.7	2019年SEBI (FPI) 規則(随時改正) 5(a)(v)(B)に基づいて登録されたカテゴリー1の適格な事業体の詳細	カテゴリー1申請者のために顧客が適格者となるよう支援をするカテゴリー1の適格な投資家の詳細の共有
2.8	銀行または銀行の子会社の宣言	適切なセクションを選択してください。 — 申請者が銀行の子会社ではなく、または銀行の親会社を有していない場合、初めの選択肢を選択する必要があります — 申請者がインドに営業所を有する銀行の子会社である場合、第2の選択肢を選択する必要があります、およびインドに営業所を有する銀行事業体の名称を提供する必要があります — 申請者が銀行の子会社ですが、当該銀行がインドに営業所を有しない場合、第3の選択肢を選択する必要があります
2.9	外国投資家グループに関する情報	投資家グループに関する情報の提供に際しての指示 — FPIは、そのグループの一部として、またFPIとして申請書を登録または提出したグループの一部として、50%を超える普通株式保有/実質所有権/実質持ち分を保有(直接的または間接的を問いません)する事業体全てに関する詳細な情報を提供しなければいけません。 — 共通実質所有者は、該当する場合、FPI全般にわたり50%を超える(1)株式保有、(2)議決権、(3)その他の形式の支配の有無をベースに特定されるものとし — 以下の表—申請者が公共小売りファンドであり、共同で統制している場合、彼らは、出資からの適切な詳細およびオプトアウトを提供することができます。
3	申請者を規制する規制当局の詳細(該当する場合)	
	名前および国	申請者は、自身に適用される国および規制機関のウェブサイトに沿って、規制当局の名称を記載する必要があります。ここでは、適切な規制当局とは、証券市場規制機関、または中央銀行(銀行が申請する場合)のいずれかとなります。
	登録番号/コード(もしあれば)	申請者は、規制機関での登録番号を記載する必要があります

参照 セクション	フォームで要求される情報	ガイダンス用コメント
	カテゴリー/申請者を規制する能力	申請者は、地方の規制当局により規制される能力/カテゴリーを記載する必要があります
4	懲戒履歴	
4.1	証券法、倫理規範、行動規範、事業規則コードの違反もしくは不遵守を理由として、申請者、申請者の親会社/持株会社や関連会社が、経済的責任もしくは刑事責任を負い、またはその事業運営や登録を一時的に停止されたこと、或いは登録が一時的か恒久的に取り消された事例の有無 (あり/なし)	「あり」の場合、添付書類に詳細を記載してください。 このセクションでは「該当なし」と記載しないでください。 「はい」か「いいえ」のいずれかを選択してください。
5	指定預託機関参加者、証券保管機関、および任命した指定銀行に関する詳細	
5.1	DP/証券保管機関の詳細 氏名 SEBI 登録番号	Deutsche Bank AG
5.2	指定銀行の詳細 銀行名と支店名 所在地	Deutsche Bank AG、ムンバイ支店
6	インドの証券市場との以前の関わりに関する詳細。	
6.1	申請者が過去の何れかの時に、FPI、FII、サブ・アカウント、QFIまたはFVCIとして、インド証券取引委員会に登録された事実の有無 (あり/なし)	「あり」の場合、申請フォームにある表に詳細を記載してください。 適切なものとして「はい」または「いいえ」を選択してください。 「はい」の場合、以下の情報を提供してください — SEBIに以前に登録された事業体の名称 — FPI、FII、サブ・アカウント、QFIまたはFVCIのいずれかとして登録された — 以前に登録された事業体のSEBI登録番号
	正式署名者の署名	名前、役職および日付(日/月/年)と共に書類に署名した顧客の正式な署名者

添付2.3 フォームへ添付するためのガイダンス・ノート

申請者のFPIのレターヘッドで提出するためには、フォームへの添付が必要となります。二つの部分に分かれています：

1. NRI/OCI/RI 宣言

- a. **適用可能性**：中央銀行、ソブリン・ウェルス・ファンド、国際組織・機関 または多国籍組織・機関（政府および政府関連の投資家により支配され、または直接的もしくは間接的に少なくとも75%所有された事業体を含む）といった政府および政府関連の投資家を除く、すべてのFPIにより提出されること
- b. **理由**：規制4(c)は、SEBIが指定する条件に従って、NRI/OCI/RIの個人が申請者FPIの構成員になることを許容しています。運用ガイドラインに記載されている条件は、次の条件です。
- 申請者におけるNRI/OCI/RIへの貢献
 - 単独のNRI/OCI/RIによる貢献は、元金の25%未満です
 - 単独のNRI/OCI/RIによる貢献総計は、元金の50%未満です
 - NRI/OCI/RIは申請者を管理してはいけません。例外は、以下の場合に許容されます：
 - 1996年SEBI（投資信託）規則に関してSEBIより「無異議証明書」が発行された「オフショアファンド」
 - 申請者は、次に従ってNR/OCI/RIにより支配され、および/または所有されている投資マネージャーにより支配されています。
 - 投資マネージャーは、本国で適切な規制下にあり、非投資FPIとしてSEBIに登録されています
 - 投資マネージャーはインド法に基づき設立・創設され、SEBIに適切に登録されています
 - 上記は、非投資FPIには適用されないものとし、または申請者が、投資を提案し、もしくはインドにおける投資信託により売り出されたスキームのユニットでのみ投資する場合には適用されないものとしします。

c. ガイダンス

参照セクション	添付で要求される情報	ガイダンス用コメント
A	支配	
1	FPIの支配	申請者は、NRI/OCI/RIによって支配されてはいけません。 NRI/OCI/RIによって支配されているか否かを示す申請者 申請者がNRI/OCI/RIによって支配されている場合、彼らは、登録の付与から2年以内に、規制条件を遵守することを確認する必要があります。
2	申請者FPIを統制する投資マネージャーの支配	投資マネージャーが、本国で適切に規制されているか、インド法に基づき設立されている場合、およびSEBIに登録されている場合を除き、申請者は、NRI/OCI/RIによって支配された投資マネージャーに支配されてはなりません。 NRI/OCI/RIによって同様に支配されている投資マネージャーに支配されているか否かを示す申請者当該投資マネージャーに支配されている場合、投資マネージャーは許容される例外に基づき適格とされるか否かを示す必要があります。
3	非投資FPIによる宣言	非投資FPIは、NRI/OCI/RIによって支配されることがあります。 非投資FPIであるNRI/OCI/RIによって支配されている申請者は、次のことを示します

参照 セクション	添付で要求される情報	ガイダンス用コメント
4	インド投資信託のオフショアファンドによる宣言	1996年SEBI(投資信託)規制に基づき、SEBIにより「無異議証明書」を付与されたオフショアファンドは免除されます 1996年SEBI(投資信託)規制に従って「無異議証明書」を得たオフショアファンドは、次のことを示します
B	FPI 授権資格	
1	NRI/OCI/RIによる投資がない場合の宣言	申請者FPIがNRI/OCI/RI投資家を有しない場合、申請者は次のことを示します
2	投資が許容限度内である場合の宣言	申請者FPIがNRI/OCI/RIを有するが投資が次の場合 — 個々に、元金の25%未満、および — 総計で、元金の50%未満
3	投資が規程制限を超える場合の宣言	申請者FPIがNRI/OCI/RIを有し、以下の条件のいずれかを履行することができなかった場合、登録から2年以内に当該条件を満たしていることを確認する必要があります。 — 個々に、元金の25%未満、および — 総計で、元金の50%未満
4	制限が適用されない場合の宣言	申請者FPIが、インドでの投資信託により売り出されたスキーマのユニットにおいてのみ投資をしている場合、セクションA(NRI/OCI/RIによる支配)またはセクションB(NRI/OCI/RIによる投資)の条件を免除されます。 当該FPI申請者は次のことを示す必要があります。

申請者は、該当するチェックボックスにマークする必要があります

2. 顧客を代理して投資を引受ける登録を求めている申請者

- a. **適用可能性**：顧客を代理して投資をしている適切な規制下にあるすべての事業体により提出されます
- b. **理由**：銀行もしくは投資銀行、資産管理会社、投資マネージャー、投資アドバイザー、ポートフォリオマネージャー、保険もしくは再保険事業体、ブローカーディーラーなどの適切な規制下にある事業体は、以下に従い、カテゴリーIのFPIとして個別の登録をすることによって適切な投資を引受けることに加えて、カテゴリーIIのFPIとして顧客を代理して投資を引受けることが許容されます。
- FPIの顧客は、個人およびファミリーオフィスのみです
 - FPIの顧客はまた、FPIとして登録の資格があり、第三者を代理して取引をしてはいけません
 - KYC(実施される当該FPIの顧客の実質所有者の特定及び検証を含む)
 - FPIがFATF加盟国からのものである場合、FPIの本国の管轄区域に従います
 - FPIが非FATF加盟国からである場合、インドのKYCの要件に基づく
 - FPIは、(ある場合)顧客に関する投資家の完全な詳細を、次月末までに四半期ベース(暦四半期末)でDDPに報告しなければなりません。当該報告の適時の義務はFPIにあり、当該報告の遅滞は、規制に影響をもたらす恐れがあります。
- c. **ガイダンス**申請者は、顧客を代理して投資する際に規定された条件を遵守し、該当するKYCを履行していることを保証する必要があります。

申請者は、顧客に代わって、提供されたフォーマットに申請者が投資する予定である顧客の詳細を提供する必要があります。

添付2.4 投資マネージャー(IM)からの誓約のためのガイダンス・ノート

投資マネージャーのレターヘッドに提出する誓約

- a. **適用可能性**：次の投資マネージャーによる提出の誓約
 - 規制を受けないファンドであるFATF加盟国の事業体の投資マネージャーが適切な規制下にあり、およびカテゴリーIのFPIとして登録されている
 - 事業体の投資マネージャーがFATF加盟国出身であり、およびカテゴリーIのFPIとして登録されている
- b. **理由**：投資マネージャーは、当該事業体のすべての作為または不作為の責任を引受けます
- c. **ガイダンス**「投資マネージャーの名前」の代わりに置き換えて宣誓をする投資マネージャーの名前および「申請者の名前」の代わりに置き換えてFPI登録を求める申請者の名前

添付2.5 適格カテゴリーI事業体からの宣誓のためのガイダンス・ノート

適格事業体のレターヘッドに提出する誓約

- a. **適用可能性**：たとえば、下記に定義した「適格事業体」である他の事業体により少なくとも75%所有を根拠に、規制5(a)(v)(B)に基づき事業体がカテゴリーIのFPIとしての登録を求めている場合
 - 次の規則5、条項(a)の下位条項に基づく適格である事業体およびFATF加盟国出身である事業体
 - 下位条項(ii)：年金基金や大学基金
 - 下位条項(iii)：保険または再保険企業体、銀行、資産運用会社、投資マネージャー、投資アドバイザー、ポートフォリオマネージャー、ブローカー・ディーラー、およびスワップ・ディーラーといった、適切な規制下にある事業体
 - 下位条項(iv)：次に該当するFATF加盟国出身の事業体：
 - 適切な規制下にあるファンド
 - 規制を受けないファンドの投資マネージャーは、適切な規制下にあり、およびカテゴリーIのFPIとして登録されており、ならびに規制を受けないファンドのすべての作為・不作為の責任を負担します。
 - 5年超存在している大学の大学関連の寄付

誓約は、レターヘッドにて「適格事業体」に提出されます。

- b. **理由**：適格事業体により少なくとも75%を所有されていることを理由に登録を求める申請者のすべての作為または不作為の責任を適格事業体は引受けなければなりません

添付 2.6 追加KYC 詳細のためのがんダンス・ノート

参照セクション	KYC フォームで要求される情報	ガイダンス用コメント
i	FPI 申請者の連絡先住所	住所が登録住所と異なる場合、申請者は完全な連絡先住所を提供する必要があります
ii	提出済み住所の証明	申請者は提出された住所の証明を明記して下さい P O A は住所証明を受け入れることができます。
iii	連絡先の詳細	申請者は、電子メール ID を含む連絡先の詳細を提供する必要があります。
iv	最新の利用可能な INR の純資産は申請日から一年を経過することはできません；日時を教えてください	申請者は、申請者の純資産および純資産が記載されている日付を提供する必要があります。純資産は申請日から一年を経過することはできません
v	申請者または申請者の正式署名者/上級マネージャーが、次の者ですか。 — 重要な公的地位を有する者 — 重要な公的地位を有する者と親戚関係にある	申請者は、申請者の正式署名者または上級管理職が重要な公的地位を有するものであるか、重要な公的地位を有する者と親戚関係にあるかを示す必要があります
vi	FPI は、代理人が KYC 情報をダウンロードすることを許可する前に、KRA が同意を求めることを希望しますか。	<p>データを保護する手段として、FPI の KYC データへのアクセスに関して、承諾の仕組みが導入されています。アクティベートされた場合、市場仲介者が KYC データへアクセスするためには、FPI からの権限のある人物の事前の承諾が必要とされます。</p> <p>申請者は、KYC データに関する承諾の仕組みをアクティベートするよう求めるか否かを示す必要があります。</p> <p>申請者がその仕組みをアクティベートすることを選択する場合、申請者は、権限のある人物の電子メール ID を提供する必要があります。最低 1 つの電子メール ID は必須で、3 つの電子メール ID まで提供することが可能です。同意を求める電子メールは、権限のある電子メール ID に送信されます。</p> <p>注記：承諾を得ることに存する障害および KYC 手続の遅延を防ぐため、申請者は、次の電子メール ID からの電子メールがスパム/ジャンク/フィッシングメールとして扱われないように保証する必要があります。</p> <p>— For NDML KRA : info.kra@nsdl.co.in — For CVL KRA : gogreencvl@cDSLindia.com</p>

参照 セクション	KYCフォームで要求される情報	ガイダンス用コメント
vii	FPI申請者の正式署名者/経営陣に関する情報	申請者は、提供されたフォーマットにおいて、正式署名者/経営陣の詳細を提供する必要があります。 コラム3Pan番号：個人がPANに適合しない場合、上記コラムに「該当なし」と記載します コラム8：カテゴリーIIの申請者にとってのみ必須の情報

添付2.7 DP および銀行口座開設のためのガイダンス・ノート

参照 セクション	預託口座開設フォームで必須の情報	ガイダンス用コメント
i	預託および銀行口座開設関連情報	i. その他およびPOAでの記載を選択してください。 ii. Deutsche Bank AGへの言及 申請者は、署名欄近くに名前を記載するのみです、正式署名者は、当該書類に、名前と日付とともに、署名する必要があります。 この事前入力書類には何らの情報も必要ではありません。

添付2.8 実質所有者の宣言のためのガイダンス・ノート

- a. 論拠：FPIは、KYCのために2002年マネーロンダリング防止法に基づき、FPIの実質所有者を特定する必要があります。実質所有者(BO)とは、2005年マネーロンダリング防止(記録の維持)規則(以下、「PMLA規則」)の規則9に従った資格または支配を基に決定されたFPIを最終的に所有または支配する自然人です。最終の実質所有者と同様、仲介者も特定し、提供することが必要です
- b. ガイダンス

参照 セクション	宣言で必須の情報	ガイダンス用コメント
1	所有権または資格をベースとした詳細:	PMLA規則の規則9に基づき定義された重要性基準に基づき、または「高リスク管轄」の重要性基準が10%より低い場合にFPIにより特定された実質所有者 このことは、中間所有者を含みます 重要な株主/所有者が特定されない場合、申請者はそれに応じて示す必要があります

参照 セクション	宣言で必須の情報	ガイダンス用コメント
2	支配による実質所有者	<p>実質所有者は、過半数の取締役を任命する権利、または、株式保有、経営権、株主契約もしくは議決権契約を通じて、経営または方針の決定を支配する権利を含む「支配」に基づき特定されます。</p> <p>このことは、中間所有者を含みます</p> <p>BO所有者が支配に基づき特定されない場合、申請者はそれに応じて示す必要があります</p>
3	実質所有者が特定されない場合、詳細を記載してください	BOが、重要な所有/資格または支配基準のいずれによっても特定されない場合、申請者は、宣誓書に添付されたフォーマットにおいて上級管理職の詳細を提供する必要があります

添付 2.9 追加登録書類

シリアル 番号	書類	署名権限
1	基本定款および付属定款、またはその他の同等の設立関連書類	— 公証人による認証、または外国多国籍銀行により認証される必要があります(証書には名称、日付、役職および銀行印が記載されている必要があります)
2	SEBI登録手数料	カテゴリー I — 3000米ドル カテゴリー II — 300米ドル

添付
3

役立つ参照リンク一覧

インド準備銀行 (RBI)	https://www.rbi.org.in
インド国立証券取引所 (NSE)	http://www.nseindia.com
インド証券取引委員会 (SEBI)	http://www.sebi.com
ボンベイ証券取引所 (BSE)	http://www.bseindia.com
Indian Clearing Corporation Limited (ICCL)	http://www.icclindia.com
The National Securities Clearing Corporation Ltd.(NSCCL)	http://www.nscclindia.com/
National Securities Depository Limited (NSDL)	https://www.nsdl.co.in
Central Depository Services Limited (CDSL)	https://www.cdslindia.com
報道情報局	http://pib.nic.in
財務省	http://finmin.nic.in
産業政策推進局	http://dipp.nic.in
CDSL Ventures Limited (CVL)	https://www.cvlkra.com
NSDL Database Management Limited (NDML)	https://kra.ndml.in
証券監督者国際機構 (IOSCO)	http://www.iosco.org
国際決済銀行	http://www.bis.org
金融活動作業部会	http://www.fatf-gafi.org

添付
4

インドの主要連絡先

ボンベイ証券取引所 (BSE)

氏名: Mr. Neeraj Kulshrestha
役職: BSE 最高事業責任者
Email: neeraj.kulshrestha@bseindia.com
Phone: +91-22-22728484

インド清算株式会社
(ICCL)

氏名: Ms. Devika Shah
役職: マネージングダイレクター & CEO
Email: devika.shah@bseindia.com
電話: +91-22-22728040

氏名: Mr. Piyush Chourasia
役職: 最高リスク管理責任者 & ストラテジー長
Email: piyush.chourasia@icclindia.com
電話: +91-22-22728008

中央保管サービス社 (CDSL)

氏名: Ms. Nayana Ovalekar
役職: 最高執行責任者
Email: nayana@cdslindia.com
電話: +91-22-66341855

CDSLベンチャー社 (CVL)

氏名: Mr. Sunil Alvares
役職: 最高執行責任者
Email: sunila@cdslindia.com
電話: +91-22-22728627

インドマルチ商品取引社
(MCX)

氏名: Mr. Rishi Nathany
役職: 事業開発
およびマーケティング長
Email: Rishi.Nathany@mcxindia.com
電話: +91-22-6731 8888

氏名: Girish Dev
役職: 最高規制責任者
Email: Girish.Dev@mcxindia.com
電話: +91-22-6731 9299

首都清算社
インド社

氏名: Mr. Balu Nair
役職: マネージングディレクター
Email: Balu.Nair@mcclear.in
電話: +91-22-6112 9000 / +919930267674

ナショナルセキュリティ デポジタリー
法人 (NSDL)

氏名: Mr. Samar Banvat
役職: 上級副社長
Email: samarb@nsdl.co.in
電話: +91-22-24994590

氏名: Mr. Prashant Vagal
役職: 上級副社長
Email: prashantv@nsdl.co.in
電話: +91-22-24994481

ナショナルストックイクスチェンジ (NSE)

氏名: Mr. Ravi Varanasi
役職: 最高事業開発責任者
Email: raviv@nse.co.in
電話: +91-22 26598225

氏名: Mr. K. Hari
役職: 最高事業責任者 - エクイティ
& エクイティ デリバティブ
Email: harik@nse.co.in
電話: +91-22-26598452

NSE 清算社 (NCL)

氏名: Mr. Vikram Kothari
役職: マネージングディレクター
Email: vkothari@nsccl.co.in
電話: +91-22-26598424

ナショナル・コモディティ・アンド・
デリバティブイクスチェンジ・
リミテッド (NCDEX)

氏名: Kavita Jha
役職: アシスタントバイスプレジデント、
事業開発
Email: kanupriya.saigal@ncdex.com
電話: +91-22-66406849 / +919930267919

NSDL データベースマネジメント社
(NDML)

氏名: Sameer Gupte
役職: 上級副社長
Email: sameerg@nsdl.co.in
電話: +91-22-49142505

税務代理人／コンサルタント

BDO

氏名: Pranay Bhatia
役職: リーダー・アンド・パートナー -
タックス・アンド・レギュラトリー・サービス
Email: pranaybhatia@bdo.in
電話: +91 22 6277 1682 / +91 97696 44633

Deloitte, Haskins & Sells LLP

氏名: Rajesh H Gandhi
役職: パートナー
Email: rajegandhi@deloitte.com
電話: +91-22-61854380

Ernst & Young LLP	氏名: Tejas Desai 役職: パートナー Email: tejas.desai@in.ey.com 電話: +91-22-61920710 / +91 9820 410278
KPMG	氏名: Naresh Makhijani 役職: パートナー、ファイナンシャルサービス長 Email: nareshmakhijani@kpmg.com 電話: +91-22-30902120
Manohar Chowdhry & Associates	氏名: Ameet Patel 役職: パートナー Email: ameen.patel@mca.co.in 電話: +91-22-24445064
Minesh Shah & Co	氏名: Malav Shah 役職: パートナー Email: malav@mineshshah.com 電話: +91-22-40044600/4603/ +91 98209 09359
PricewaterhouseCoopers	氏名: Suresh Swamy 役職: パートナー、財務サービス Email: suresh.v.swamy@pwc.com 電話: +91-22-61198053 / +91-9930148175
SKP & Co	氏名: Maulik Doshi 役職: パートナー Email: maulik.doshi@skpgroup.com 電話: +91 22 6617 8100
Grant Thornton India LLP	氏名: Raja Lahiri 役職: パートナー Email: Fiigtax@in.gt.com 電話: +91 22 6626 2600

法務関係連絡先

ARA Law	氏名: Rajesh Begur 役職: 創業者&マネージングディレクター Email: rajesh@aralaw.com 電話: +91 22 6619 9800
AZB & Partners, Advocates & Solicitors	氏名: Rushabh Maniar 役職: パートナー Email: rushabh.maniar@azbpartners.com 電話: + 91 22 6639 6880

Finsec Law Advisors	氏名: Sandeep Parekh 役職: マネージングパートナー Email: sandeep.parekh@finseclaw.com 電話: +91 22 62363181
Indus Law	氏名: Nishant Singh 役職: パートナー Email: nishant.singh@induslaw.com 電話: +91 - 22- 49207215/ +91 - 22 - 61496215
J. Sagar Associates, Advocates & Solicitors	氏名: Aashit Shah 役職: パートナー Email: aashit@jsalaw.com 電話: +91-22- 43418536
Khaitan & Co	氏名: Siddharth Shah 役職: パートナー Email: Siddharth.Shah@khaitanco.com 電話: +91-22-66365000
Nishith Desai Associates	氏名: Pratibha Jain 役職: パートナー、ファンド・フォーメーション & レギュラトリー・プラクティス Email: pratibha.jain@nishithdesai.com 電話: +91 9910122443
Platinum Partners	氏名: Ankit Majmudar 役職: パートナー Email: ankit.majmudar@platinumpartners.co.in 電話: +91-22-61111900
Shardul Amarchand Mangaldas	氏名: Jay Gandhi 役職: パートナー Email: jay.gandhi@AMSShardul.com 電話: +91-22-4933 5555 / +91 982005 4821
Trilegal	氏名: Ameya Khandge 役職: パートナー Email: Ameya.Khandge@trilegal.com 電話: +91 22 4079 1000/ +91 22 4079 1006
Wadia Ghandy & Co. 弁護士、ソリシター&公証人	氏名: Shabnum Kajiji 役職: パートナー Email: shabnum.kajiji@wadiaghandy.com 電話: +91 (22) 40735652
L&L Partners	氏名: Mohit Saraf 役職: シニア・パートナー Email: MSaraf@LUTHRA.COM 電話: +91 11 4121 5100 / +919810266448

添付
5本ガイド内で使用されている
略語の一覧

略語	全語
AD	承認取引者
ADR	米国預託証券
AGM	年次株主総会
AI	承認済仲介機関
AIF	オルタナティブ投資ファンド
ARC	資産運営会社
ASBA	ブロックされた金額でサポートされているアプリケーション
BIS	国際決済銀行
BSE	ボンベイ証券取引所
CBDT	直接税中央委員会
CBEC	物品税関税中央局
CBRICS	社債報告および統合清算制度
CC	清算機関
CCD	強制転換社債
CCDL	社債総合限度額
CCIL	Clearing Corporation of India Ltd.
CCP	セントラル・カウンターパーティー
CD	定期預金
CDSL	Central Depository Services (India) Limited

略語	全語
CFT	テロ資金供与対策
CIS	集合投資ファンド
CM	清算会員
CP	コマーシャル・ペーパー
CPI	消費者物価指数
CRS	共通報告基準
CSGF	コア決済保証資金
CSGL	関係者の子会社一般元帳勘定
CTT	商品取引税
DDP	指定預託機関参加者
DEA	経済庁
DII	国内機関投資家
DIPP	産業政策推進局
DoR	歳入庁
DP	預託機関参加者
DR	預託証券
DSC	デジタル署名証明書
DTAA	二重課税回避協定

略語	全語
ECB	対外商業借入
ECM	為替管理マニュアル
EFI	資格を満たす外国投資家
EGM	臨時株主総会
ELM	極端な損失の証拠金
ETCD	取引所に上場されている通貨デリバティブ
ETF	上場投資信託
F&O	先物&オプション
FAQ	よくある質問
FATCA	外国口座税務コンプライアンス法
FATF	金融活動作業部会
FCCB	外貨建て転換社債
FCEB	外貨建て他社株転換社債
FD	定期預金
FDI	外国直接投資
FEMA	外国為替管理法
FI	金融機関
FIFO	先入れ先出し法
FIFP	外国投資促進ポータル
FIPB	外国投資促進委員会
FMC	先物市場委員会
FMI	金融市場インフラ
FMP	固定満期計画
FPI	外国ポートフォリオ投資家
FPO	追加株式公開
FRB	変動利付債券
FVCI	外国ベンチャーキャピタル投資家
FX	外国為替

略語	全語
GAAR	一般的租税回避防止規定
GAH	ギルト口座保有者
GC	グローバル・証券保管機関
GDP	国内総生産
GDR	国際預託証券
GIFT City	グジャラート州国際金融テックシティ
Gol	インド政府
G-Sec	国債
Holdco	持株会社
ICCL	Indian Clearing Corporation Limited
ICDM	インド社債市場
ICDR	資本の発行および開示要件
IDFI	インド開発金融公社
IDR	インド預託証券
IFSC	国際金融サービスセンター
IGA	政府間協定
INR	インドルピー
InvITs	インフラ投資信託
IOSCO	証券監督者国際機構
IPO	新規株式公開
IPP	機関発行プログラム
IRF	金利先物
ISIN	国際証券識別番号
ITP	機関取引プラットフォーム
IVCU	インドのベンチャーキャピタル事業
JLF	共同貸手フォーラム
KMP	主要経営責任者
KYC	顧客確認

略語	全語
LLP	リミテッド・ライアビリティ・パートナーシップ
MAT	最低代替税
MCA	企業省
MCCIL	Metropolitan Clearing Corporation of India Ltd
MCX	インド・マルチ商品取引所
MF	投資信託ユニット
MIM	複数投資顧問会社
MMOU	多国間覚書
MoF	財務省
MRC	最低必要資本
MSEI	インド・メトロポリタン証券取引所
MTM	マーク・トゥ・マーケット
NAV	純資産額
NCD	非転換社債
NCDEX	National Commodity & Derivatives Exchange Limited
NDS-OM	Negotiated Dealing System Order Matching (相対取引システム オーダー・マッチング)
NEFT	国内電子送金
NOC	異議なし証明書
NRI	在外インド人
NSCCL	National Securities Clearing Corporation Limited
NSDL	National Securities Depository Limited
NSE	インド国立証券取引所
OCI	インド海外市民
OCB	海外企業体
OFS	売り出し
OTC	店頭
PAN	恒久税務番号
PD	プライマリーディーラー

略語	全語
PDO	公債オフィス
PE	恒久的施設
PIO	インド系移民
PIS	ポートフォリオ投資スキーム
PM	プライマリー会員
PMLA	マネーロンダリング防止法
PPP	官民パートナーシップ
PSU	公営企業
PTC	パス・スルー証書
QFI	適格外国投資家
QIB	適格機関投資家
QIP	適格機関向け発行
RBI	インド準備銀行
RDM	リテール債券市場
REITs	不動産投資信託
RTGS	即時グロス決済
SA	サブ・アカウント
SAST	株式の大量取得および買収
SAT	証券上訴法廷
SCRA	1956年証券契約(規制)法
SDR	戦略的債務再編
SEBI	インド証券取引委員会
SGF	決済保証資金
SGL	子会社一般元帳勘定
SLB	証券貸借
SLBS	証券貸借スキーム
SLR	法定流動性比率
SME	中小企業
SPAN	Standardised Portfolio Analysis of Risk

略語	全語
SPV	特別目的事業体
STT	有価証券取引税
TAN	税額控除および徴税口座番号
T-Bill	短期国債
TC	税務コンサルタント
TDR	開発権移転
UPSI	未公開の価格感応情報
VaR	バリュー・アット・リスク
VC	ベンチャーキャピタル
VCF	ベンチャーキャピタルファンド
WHT	源泉課税
ZCB	ゼロクーポン債

インド、証券サービス 法人銀行 Deutsche Bank AG, India

連絡先

Sriram Krishnan

インドおよび亜大陸証券サービス責任者

法人銀行

Deutsche Bank AG

電話: +91-22-7180-3579

Email: sriram-a.krishnan@db.com

本文書は、ドイツ銀行AGおよびその子会社および／または関連会社(ドイツ銀行)の顧客の利益と社内使用だけを目的として作成されたものです。ドイツ銀行の書面による事前承諾なく、情報の全部または一部を、いかなる方法によっても、配布または複製することはできません。本文書に記載されている情報は、公開情報、または、発行時点でドイツ銀行が信頼できると考えた情報源から得られた情報に基づいて用意されたものです。本文書に記載されている情報は、要約または翻訳の場合があります。本文書に記載されている資料の内容は、予告なく変更される場合があります、かかる変更により、その有効性に影響する場合があります。ドイツ銀行は、将来の出来事に照らして、資料の内容を更新する義務を負いません。さらに、ドイツ銀行は、明示的または黙示的に、その真実性、正確性、完全性について保証を行いません。ドイツ銀行は、本文書のいかなる使用、または本文書に記載されている資料に基づくいかなる行動、もしくはそこから生じた行動について、一切の責任を負いません。要望に応じ、追加情報をご利用いただけます。この案内書に記載されている資料は、情報提供だけを目的としたものです。したがって、この案内書は、ドイツ銀行やその役員、取締役、従業員、代理人による投資上、税務上、法律上のアドバイスとして解釈されるべきものではありません。顧客の皆様におかれましては、具体的な事柄については適切な専門のアドバイザーに相談してください。本書の内容と構成は著作権で保護されています。情報またはデータコンテンツの複製、特に、文章(全部または一部)、画像、グラフィックスの使用には、ドイツ銀行AGからの事前承認を必要とします。

